

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年3月31日
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ） エス・エイ (Schroder Investment Management (Europe) S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 ヴァネッサ・グルーエンクレー (Vanessa Grueneklee) 取締役 マイク・ソマー (Mike Sommer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ 1736 ハーヘンホフ通 り5番 (5, rue Höhenhof, 1736 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）	外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 シュローダー・セレクション (Schroder Selection)
【届出の対象とした募集（売出）	外国投資信託受益証券の金額】

各クラス受益証券の上限見込額は以下の通りとする。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約834億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約834億円）

グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	10億豪ドル（約834億円）
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	10億豪ドル（約834億円）

グローバル・シリーズ コモディティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約834億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約834億円）
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,000億円

（注）米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2021年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝115.02円、1豪ドル＝83.42円および1ユーロ＝130.51円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

シュローダー・セクション（以下「ファンド」という。）

（Schroder Selection）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券でユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティおよびユーロ・シリーズ ユーロ・バランスについては、クラスA（ユーロ）受益証券およびクラスA（円）受益証券の２種類、ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブルについては、クラスA（米ドル）受益証券、クラスA（ユーロ）受益証券およびクラスA（円）受益証券の３種類、ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドについては、クラスA（米ドル）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券の４種類、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティおよびニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティについては、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（円）受益証券の２種類、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、クラスA（米ドル）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA（ユーロ）受益証券、クラスA（豪ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券の８種類、グローバル・シリーズ イールド・エクイティについては、クラスA（米ドル）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券の８種類、グローバル・シリーズ コモディティについてはクラスA（米ドル）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA（ユーロ）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券の４種類、グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションについては、クラスA（ユーロ）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA（米ドル）受益証券、クラスA（豪ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券の６種類とする。（以下、各サブ・ファンドの各クラス受益証券を併せて「ファンド証券」、「受益証券」または「クラスA受益証券」ということがある。また、クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券について「毎月分配型受益証券」ということがある。さらに、各サブ・ファンドの各受益証券について通貨別に「米ドル建てクラス受益証券」、「ユーロ建てクラス受益証券」、「円建てクラス受益証券」もしくは「豪ドル建てクラス受益証券」、または「米ドル建て受益証券」、「ユーロ建て受益証券」、「円建て受益証券」もしくは「豪ドル建て受益証券」ということがある。）

ファンドは、サブ・ファンドであるユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス、ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティおよびユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル（以上の各サブ・ファンドを総称して、「ユーロ・シリーズ」ということがある。）、ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティおよびニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティ（以上の各サブ・ファンドを総称して、「ニューマーケット・シリーズ」ということがある。）ならびにグローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド、グローバル・シリーズ イールド・エクイティ、グローバル・シリーズ コモディティおよびグローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション（以上の各サブ・ファンドを総称して、「グローバル・シリーズ」ということがある。）の合計12本のサブ・ファンドで構成されている。（以下、各サブ・ファンドを「サブ・ファン

ド」という。なお、各サブ・ファンドの名称については、「ユーロ・シリーズ」、「ニューマーケット・シリーズ」、「グローバル・シリーズ」を省略することがある。）

日本国内においては、現在、ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス、ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ、ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ、ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティおよびグローバル・シリーズ コモディティの各クラスA受益証券、ならびにニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド、グローバル・シリーズ イールド・エクイティおよびグローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションの各クラスA受益証券および各毎月分配型受益証券の募集が行われている。クラスB受益証券は、日本国内において2010年6月30日をもって募集が停止され、2016年6月30日をもって、すべての受益証券が同一サブ・ファンドのクラスA受益証券に自動転換された。

受益証券について、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は、追加型である。

（３）【発行（売）出）価額の総額】

各クラス受益証券の上限見込額は以下の通りとする。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	
クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約834億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約834億円）

グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	10億豪ドル（約834億円）
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	10億豪ドル（約834億円）

グローバル・シリーズ コモディティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約834億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,150億円）
クラスA（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約834億円）
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,305億円）
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,000億円

（注1）米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2021年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝115.02円、1豪ドル＝83.42円および1ユーロ＝130.51円）による。以下、米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨表示は、特に記載がない限り、すべてこれによる。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、各受益証券は、米ドル建て、円建て、豪ドル建てまたはユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り各受益証券の基準通貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（4）【発行（売出）価格】

名義書換事務代行会社が当該申込みを受領した取引日の1口当たりの純資産価格

（注1）「取引日」とは、ルクセンブルグにおける銀行営業日で日本における金融商品取引業者の営業日をいう。ただし、12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日とはみなされない。

（注2）1口当たりの純資産価格については、下記（8）申込取扱場所に問い合わせること。

（5）【申込手数料】

クラスA受益証券の購入（申込み）にあたって、上限3.30%（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社（後記「（12）その他（ロ）引受等の概要②」に定義されている。）に照会すること。

（注1）管理会社、日本における販売会社または販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注3）申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

（注4）販売取扱会社である株式会社SMBC信託銀行（以下「SMBC信託銀行」という。）において、米ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および豪ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道1円／往復2円（上限）かかる。各販売会社における取扱いについては各販売会社へ問い合わせること。

（6）【申込単位】

日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定し、かつ申込人に申込前に通知する発行最低価額または口数とする。申込単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（７）【申込期間】

2022年４月１日（金曜日）から2023年３月31日（金曜日）まで。

ただし、取引日に申込みの取扱いが行われる。

（注１）申込受付時間は、通常、原則として取引日の午後３時まで（日本時間）とする。当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとする。申込日が取引日でない場合、管理会社に対する購入申込みは、翌取引日の取扱いとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、前記の受付時間以前に申込みの受付を締め切ることができる。

（注２）日本において申込みを取り扱うことが適当でないと代行協会員が判断する日（以下「取扱除外日」という。）には、例外として申込みの取扱いを行わない。

（注３）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所である日本における販売会社および販売取扱会社については、下記の照会先に問い合わせることができる。

シュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社

ホームページ・アドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

電話番号：03-5293-1323

受付時間：毎営業日の午前９時から午後５時まで

（注）販売取扱会社であるSMBC信託銀行においては、以下のとおり申込みを取扱う。

（ⅰ）販売取扱会社であるSMBC信託銀行においては、累積投資コースによる申込みのみを受け付ける。なお、毎月分配型受益証券については、分配金受取コースによる申込みのみを受け付ける。

（ⅱ）SMBC信託銀行の一部の支店等では取扱いを行わないこととしている場合がある。また、一部の支店等では、電話による申込みのみを受け付ける場合がある。

（９）【払込期日】

各申込受付日の申込金額等の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から、原則として４取引日以内に行われる（以下「払込期日」という。）。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込期日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるSMBC信託銀行は、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」記載の申込取扱場所と同じ。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

① 日本における各販売会社は、管理会社および販売取扱会社（もしあれば）との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

② 日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売取扱会社とは、販売会社または管理会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

- ③ 管理会社は、SMBC日興証券株式会社をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、また目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社または販売取扱会社へ送付する等の業務を行う会社をいう。

（ハ）申込みの方法

- ① ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。詳しくは、日本における各販売会社または販売取扱会社にお問い合わせのこと。受益証券の申込みは、申込期間における日本の金融商品取引業者の毎営業日に受け付ける。ファンドの資産の運用が円滑に行えるよう、申込みの受付は、日本において毎営業日の原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、前記の受付時間以前に申込みの受付を締め切ることができる。また、継続申込期間中の取得申込みについて、申込日が取引日でない場合には、管理会社に対する発注は翌取引日の取扱いとする。

申込金額の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、SMBC信託銀行に対しては、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。

申込金額は、日本における販売会社により払込期日に保管受託銀行であるJ.P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店（注）のファンド口座に円貨、ユーロ貨、米ドル貨または豪ドル貨で払い込まれる。

（注）2022年1月22日、グループ再編によりファンドの保管受託銀行およびファンド事務代行会社であったJ.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイは、J.P. モルガン・エイジーに吸収合併され、欧州会社（société européenne - SE）に法的形態を変更してJ.P. モルガン・エスイーとなった。同社のルクセンブルグ支店を通じて当該業務を行う。以下同じ。

受益証券を買い付けるに際し、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人でないこと、および各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを要する。

- ② インターネット取引

インターネット取引による申込みの受付を行うか否かは、日本における各販売会社または販売取扱会社にお問い合わせのこと。

販売取扱会社であるSMBC信託銀行においては、インターネット取引による申込みを下記の要領で受け付ける。詳細はSMBC信託銀行にお問い合わせのこと。

a) 申込手数料

各受益証券について上記（5）記載の通り。ただし、同じシリーズ内の同じ表示通貨の異なる複数の受益証券について申込みをした場合であっても、申込手数料の算出にあたり各受益証券についての申込額を加算しない。

b) 申込単位

各受益証券について上記（6）記載の通り。

c) インターネット取引では受益証券の転換は取扱わない。

（ニ）日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの形態

各サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドである。現在、ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス、ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ、ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル、ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ、ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティ、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド、グローバル・シリーズ イールド・エクイティ、グローバル・シリーズ コモディティおよびグローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションの12本のサブ・ファンドだけがファンドのサブ・ファンドである。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行の間で締結された約款にしたがってファンドの共有所有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用されるアンブレラ・ファンドであるオープン・エンド型の共有持分型投資信託である。ファンドは、2010年法のパートIIの規定により規制される投資信託およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）（以下「2013年法」という。）第1条第39項に規定されるオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。ファンドのサブ・ファンドの受益証券は、需要に応じて、いつでも、その時の純資産価格で販売され、また、約款に基づき、受益者の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっている。

管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、ファンドの英文目論見書にその別紙を追加することにより、他のサブ・ファンドを追加設立することができる。ファンドは、さらに、各サブ・ファンドについて数種のクラス受益証券を発行することができる。ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

b. サブ・ファンドの目的および基本的性格

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009/65/EC（改正済）（以下「EU指令2009/65/EC」という。）および2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ユーロ・シリーズ ユーロ・バランスの投資目的は、純資産総額の相当部分を、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラスI受益証券およびシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラスI受益証券にほぼ同じ割合で投資することにより元本の成長を追求することである。ユーロ・シリーズ ユーロ・バランスの投資資産の各マスター・ファンドにおける割合は、サブ・ファンドの純資産総額の40%および60%の間で変動する。

ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有す

るシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブルの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロピアン・サステナブル・エクイティのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターンのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・アブソルート・リターンのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・BRIC（ブラジル・ロシア・インド・中国）のクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールドのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ イールド・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールドのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ コモディティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティのクラスI 受益証券に投資することにより、元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・インフレーション・プラスのクラ

スI 受益証券に投資することにより、ユーロ建てで3年から5年以上にわたる期間において、インフレ調整後のプラスの実質リターンを維持し、追求することである。

各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態をとっている。

（２）【ファンドの沿革】

1991年 8 月23日 管理会社の設立

2002年11月 7 日 ファンド約款締結（2002年12月 2 日効力発生）

2002年12月20日 ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの運用開始（設定日）

2004年 4 月30日 ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド（ただし、クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券を除く。）、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドおよびニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティの各サブ・ファンドの運用開始（設定日）

2004年11月30日 ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド（ただし、クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券を含む。）の運用開始（ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドのクラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券の設定日）

2005年 9 月30日 グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション（旧「ニューマーケット・シリーズ コンバージング・ヨーロッパ・ボンド」）（ただし、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券を除く。）の運用開始（設定日）

2005年10月25日 ファンド改訂約款締結（2005年11月 4 日効力発生）

2006年 7 月31日 ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティおよびグローバル・シリーズ イールド・エクイティ（ただし、クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券を除く。）の各サブ・ファンドの運用開始（設定日）

2008年 6 月16日 ファンド改訂約款締結（2008年 7 月 1 日効力発生）

2008年 7 月 1 日 管理会社の変更

2009年 5 月28日 グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド（ただし、毎月分配型受益証券を除く。）の運用開始（設定日）

2010年 2 月22日 ファンド改訂約款締結（2010年 3 月13日効力発生）

2010年 3 月31日 グローバル・シリーズ イールド・エクイティ（ただし、クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券を含む。）、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド（ただし、毎月分配型受益証券を含む。）ならびにグローバル・シリーズ コモディティの各サブ・ファンドの運用開始（グローバル・シリーズ イールド・エクイティのクラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドの毎月分配型受益証券ならびにグローバル・シリーズ コモディティの設定日）

2011年10月20日 ファンド改訂約款締結（2011年10月28日効力発生）

2013年 7 月 1 日 ニューマーケット・シリーズ コンバージング・ヨーロッパ・ボンドの名称を「グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション」に変更

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション（ただし、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券を含む。）の運用開始（グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションのクラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券の設定日）

2014年7月17日 ファンドの改訂約款締結（2014年7月17日効力発生）

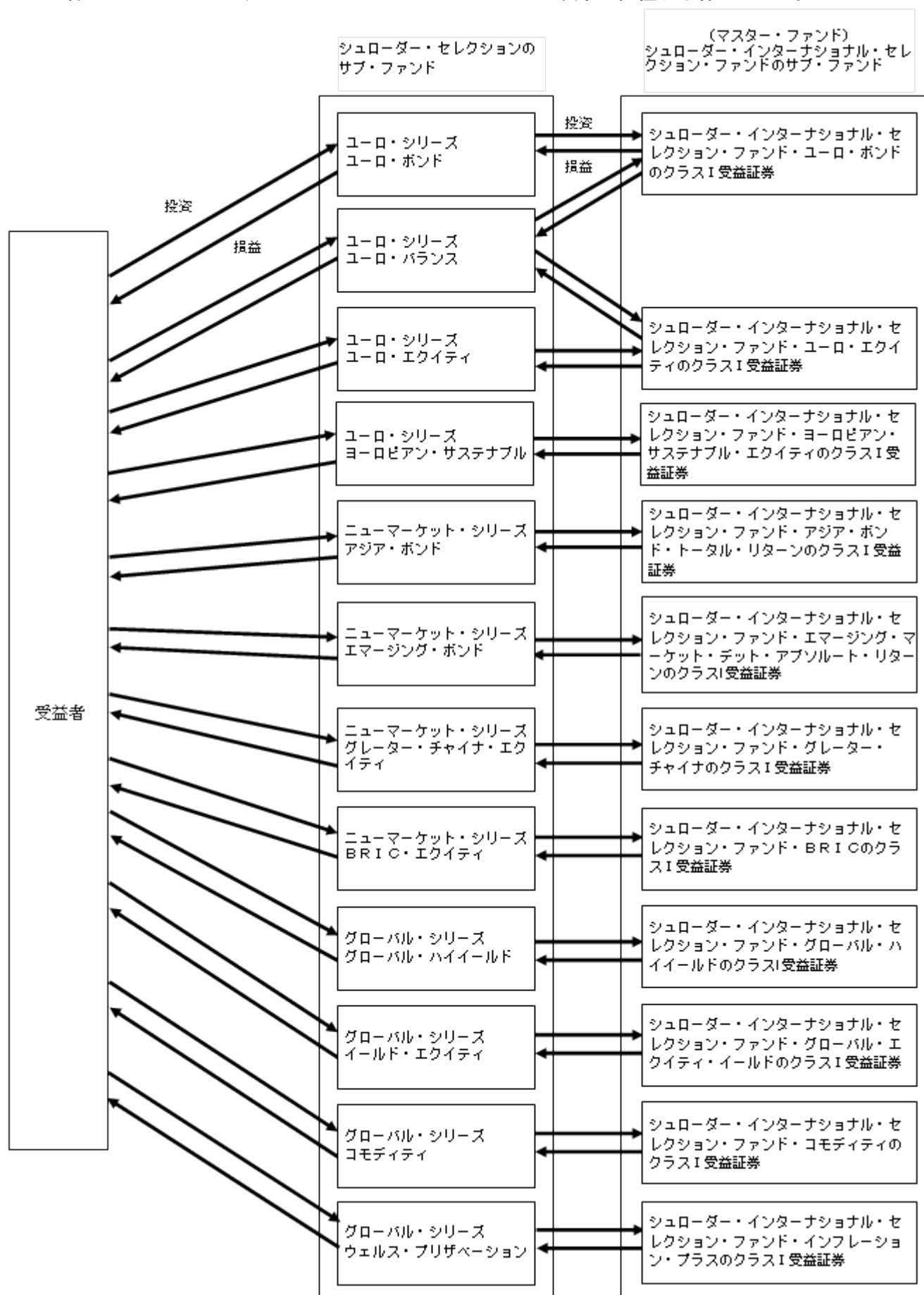
2016年2月25日 ファンドの改訂約款締結（2016年3月15日効力発生）

2016年4月12日 ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティの運用開始（設定日）

2021年3月31日 ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティの名称を「ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル」に変更

2022年3月16日 ファンドの改訂約款締結（2022年3月31日効力発生）

各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ (Schroder Investment Management (Europe) S.A.)	管理会社 総販売会社	2002年11月7日付で保管受託銀行との間でファンド約款（2016年2月25日改正済）を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
J.P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店 (J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 ファンド事務代行会社	2002年11月7日付で管理会社および投資運用会社との間で包括的保管契約（2008年7月1日および2014年7月2日改正済）（注1）を締結。2003年1月8日付で管理会社との間でファンド・アカウンティング契約（2008年7月1日改正済）（注2）を締結。ファンド資産の保管業務、ファンド証券の純資産価格の計算、ファンドに関する事務代行業務について規定している。
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド (Schroder Investment Management Limited)	投資運用会社	2008年7月1日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。
H S B Cコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグ (HSBC Continental Europe, Luxembourg)	主支払事務代行会社 名義書換事務代行会社	2019年7月1日付で管理会社との間でルクセンブルグ現地事務契約（注4）を締結。登録・名義書換事務代行業務について規定している。ルクセンブルグ現地事務契約は、シュローダー・アドミニストレーション・リミテッドおよびH S B Cバンク・ピーエルシー間で2019年4月1日付で締結されたグローバル名義書換事務代行契約（注5）に基づいている。
H S B Cバンク・ピーエルシー (HSBC Bank Plc)	為替オーバーレイ業務 提供会社	2019年3月4日付で管理会社との間で為替オーバーレイ契約（注6）を締結。為替オーバーレイ業務提供会社による為替取引の設定および執行業務について規定している。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員	2010年2月15日付で管理会社との間で代行協会員契約（改正済）（注7）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。
日本における販売会社（注9）		管理会社および販売取扱会社（もしあれば）との間で受益証券販売・買戻契約（改正済）（注8）を締結。日本における受益証券の販売・買戻し取扱い業務について規定している。

（注1）包括的保管契約とは、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務を行うことを約する契約である。

（注2）ファンド・アカウンティング契約とは、ファンドによって任命されたJ. P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店が一定のファンド・アカウンティング・サービスを提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（注4）ルクセンブルグ現地事務契約とは、管理会社によって任命されたH S B Cコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグが支払事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務を行うことを約する契約である。

（注5）グローバル名義書換事務代行契約はシュローダーのグループ会社とH S B Cのグループ会社間で締結される現地事務について定めた契約である。シュローダー・アドミニストレーション・リミテッドおよびH S B Cバンク・ピーエルシーは、それぞれ、管理会社およびH S B Cコンチネンタル・ヨーロッパの最終親会社である。

（注6）為替オーバーレイ契約とは、管理会社によって任命されたH S B Cバンク・ピーエルシーがファンドに対して為替オーバーレイ業務を提供することを約する契約である。

（注7）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注8）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

（注9）前記「第一部 証券情報、（8）申込取扱場所」を参照のこと。

③ 管理会社の概況

（i）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグにおける1915年8月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年8月23日に株式会社として設立された。管理会社は、(a) 2010年法第15章に基づき、管理会社として認可されており、管理会社として投資信託に対して運用業務を提供しており、さらに（b）2013年法に基づく、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）としても認可されている。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグ1736、ハーヘンホフ通り5番にある。管理会社は、ルクセンブルグの商業・法人登記簿にR.C.S. B37799として登録されている。

1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ii）事業の目的

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

- 1) EU指令2009/65/ECに従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍のUCITSの運用ならびに2010年法第101条第（2）項および別紙IIに基づくルクセンブルグ籍および外国籍のその他の投資信託（以下「UCI」という。）の更なる運用。
- 2) 2013年法第5条第（2）項および別紙Iに基づく、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の意味の範囲内におけるルクセンブルグ籍および外国籍のオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）向けの運用、管理、販売活動業務およびAIFの資産に係るその他の事業の遂行。

また、管理会社は、（a）顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用業務、（b）2010年法第101条第（3）項および2013年法第5条第（4）項の投資助言業務および（c）2013年法第5条第（4）項の金融商品に関する注文の受理および発注業務を提供する。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務（所在地事務および管理支援業務を含む。）提供を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および／または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することができる。

管理会社は、一般的に、2010年法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことならびに顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有用および／もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、2010年法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、ファンドの管理会社およびAIFMとして、ファンドに関するポートフォリオ運用およびリスク管理、中央管理事務、受益者登録、取引ならびに販売促進機能について責任を負う。

（iii）資本金の額

管理会社の資本金は14,628,830.98ユーロ（約19億921万円）で、2021年12月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式18,733株を発行済である。

（iv）会社の沿革

1991年8月23日 設立

2018年6月27日 「シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ」から「シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ」に社名変更

（v）大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー (Schroder International Finance BV)	英国 EC2Y 5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1 (1 London Wall Place London, EC2Y 5AU United Kingdom)	16,477株	87.96%
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド (Schroder Investment Management Limited)	英国 EC2Y 5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1 (1 London Wall Place London, EC2Y 5AU United Kingdom)	2,256株	12.04%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ｉ）準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の告示等の規則に従っている。

（ii）準拠法の内容

① 民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

② 2010年法

2010年法は、E U指令2009／65／E Cの規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

1）2010年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS

パートII その他の投資信託

パートIII 外国の投資信託

パートIV 管理会社

パートV UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパートIIが適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

2）欧州連合（以下「E U」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パートI UCITS」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他の加盟国（2010年法において定義される。）において、適用あるE U指令が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

3）2010年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パートI UCITSとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

A. 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

B. 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。

③ 2013年法

1) 2013年法は、A I F Mを主に規制するが、運用者だけではなく運用者が管理する投資ビークル（A I F）にも影響を及ぼす多くの規定から成る。

2013年法は、A I F M Dを施行し、とりわけ、(i) 2010年法、(ii) 特別投資ファンド（S I F）に関するルクセンブルグ法および(iii) リスクキャピタル投資会社（S I C A R）に関するルクセンブルグ法を修正し、A I F M Dから生じるかかる法律の「商品」要件を反映した。

2) 2013年法は、

(i) 投資者の利益のために明確な投資方針に従って投資する目的で、多くの投資家から資金を調達し、

(ii) E U指令2009/65/E Cに従った承認を要しない（すなわち、U C I T Sとしての資格を有しない）投資コンパートメントを含む投資信託としてA I Fを定義する。

3) 2013年法は、A I Fの販売に関する規定も含んでいる。A I F Mが2013年法に基づき権限を付与された場合、当該A I F Mは、簡易な規制者間の通知手段を利用し、A I Fの投資証券または受益証券を他のE U加盟国で販売することができる。

④ 適用法および管轄

約款は、ルクセンブルグの法律に準拠しており、受益者、管理会社および保管受託銀行間に生じた紛争は、ルクセンブルグの地方裁判所の管轄権に服する。

申込書類は、受益者のファンドへの投資またはこれに類似の方法に起因もしくは関連して発生するあらゆる紛争または請求の解決について、ルクセンブルグの裁判所の専属的管轄権に服する。

民事および商事事件に係る管轄ならびに判決の承認および執行に関する2012年12月12日付欧州議会および理事会規則（E U）1215/2012に従い、欧州連合加盟国において下された判決は、原則として（規則（E U）1215/2012に一部例外が規定されている。）、同判決が当該加盟国において執行可能である場合、特別手続を要することなく、他の欧州連合加盟国において承認され、また、執行可能の宣言を要することなく、他の欧州連合加盟国において執行可能である。

前述に関わらず、管理会社および保管受託銀行は、自らおよびファンドにつき、ファンドの受益証券が募集および販売される国の居住者である投資者による請求に関しては、当該国の裁判管轄権に、ならびに当該国の居住者である受益者による申込みおよび買戻しに関連する事項に関しては、当該国の法律に服することができる。

管理会社または保管受託銀行に対する受益者の請求は、当該請求を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

（5）【開示制度の概要】

① ルクセンブルグにおける開示

（i）C S S Fに対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、C S S Fへの登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、年次財務報告書および半期財務報告書等をC S S Fに提出しなければならない。

さらに、後記「（6） 監督官庁の概要（iv）財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人（réviseur d'entreprises agréé）により監査され、C S S Fに提出されなければならない。ファンドの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

（PricewaterhouseCoopers. Société coopérative）である。さらに、ファンドは、C S S FのC S S F告示15/627に基づき、C S S Fに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

（ii）受益者に対する開示

受益者は、ファンドの年次財務報告書（監査済）および半期財務報告書（未監査）を管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において無料で入手することができる。

受益証券の日々の純資産価格、サブ・ファンドの過去のパフォーマンス、受益証券の発行価格および買戻価格ならびにその評価の停止を含む、ファンドに関して公表されるべきその他の金融情報

は、管理会社のウェブサイト上で、および要求に応じてその登記上の事務所において公衆縦覧される。

受益者は、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、ファンドの監査人または管理会社により随時選任される管理会社の他の業務提供会社に対し、何らの直接的な契約上の権利をも有しないものとする。2010年法および2013年法に従い、保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を介して生ずるものとする。管理会社が、保管受託銀行の受益者に対する責任について記載した受益者からの書面通知にもかかわらず、これを受益者から受領してから翌3か月以内に是正行為を怠った場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接的に生じさせることができる。

A I FMD、2012年12月19日付欧州委員会委任規則231/2013（以下「A I FM規則」という。）および2013年法ならびにこれらに関連して発布される欧州またはルクセンブルグの規制ガイドライン（以下「A I FM関連規則」という。）により要求される場合および該当する場合、ファンドの年次および半期報告書の開示により以下の情報が受益者に対して定期的に提供され、またはその重要性から判断された場合には、受益者に別途通知される。

- ・流動性不足の性質に起因する特別の契約に従うサブ・ファンドの資産の比率
- ・サブ・ファンドの流動性の管理を目的とする新規の契約（特別の契約であるか否かを問わない。）（A I FMD第16条第（1）項に言及され、かつ、A I FM規則第106条第（1）項に従い重大とされる、後記「3 投資リスク ②リスクに対する管理体制」の項の「流動性リスク管理」に明記される流動性管理システムおよび手順への変更を含む。）
- ・サブ・ファンドの現在のリスク特性および管理会社がかかるリスクを管理するために用いるリスク管理システム
- ・レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または何らかの保証を再利用する権利ならびに管理会社がサブ・ファンドのために用いることのできるレバレッジの最大レベルの変更
- ・サブ・ファンドが用いるレバレッジの合計額

管理会社がゲート、サイド・ポケットもしくは類似の特別の契約を発動した場合または管理会社が買戻しの停止を決定した場合、管理会社は、後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ii）純資産価格の決定の停止」の項に記載されるところに従い、これにより影響を受ける受益者に直ちに通知を行うものとする。責任からの解放に関して保管受託銀行との間で合意した責任契約への何らかの変更もまた、適用ある法令により要求される範囲において、かつ、これに従って受益者に対して遅滞なく通知されるものとする。

管理会社はまた、要求に応じ、(i)利益相反に関し、関連するすべての情報（2013年法別紙Iに記載される職務の委任に起因して生じることがある利益相反または2013年法第13条第1項および第13条第2項に基づき投資家に伝達されるべき利益相反の記述等）、(ii)サブ・ファンドが毎年支払う報酬の最大限度額、(iii)2013年法上の業務に起因して生じる潜在的な責任リスクを補填するために選択された方法、(iv)担保および資産の再利用（レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または保証を再利用する権利を含む。）に関する契約、(v)一定の受益者に付与される優遇措置に関する情報、ならびに(vi)各サブ・ファンドのリスク特性を含む、2013年法に基づき投資家に提供されるべきすべての情報を、自らの登記上の事務所において縦覧に供する。保管受託銀行が利用する副保管受託銀行の一覧は、受領次第管理会社の登記上の事務所において縦覧に供される。

なお、約款の全文（その変更を含む。）はルクセンブルグの商業および法人登録機関または管理会社の登記上の事務所において閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、受益者名簿記載の住所宛に各受益者に送付される。必要とみなされる場合、またはルクセンブルグの法律で求められる場合は、ルクセンブルグのルクイ・エレクトロニク・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）（以下「RESA」という。）および新聞一紙に公告される。

② 日本における開示

（i）監督官庁に対する開示

1）金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

2）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ii）日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合またはファンドが他の信託と併合しようとする場合には、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。かかる書面による通知には変更の内容および理由ならびに変更に関する情報を記載しなければならない。かかる通知は当該変更の2週間前までに発しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供される。

（6）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドはC S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次の通りである。

（i）登録の届出の受理

① ルクセンブルグに所在するすべての規制される投資信託は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

② E U加盟国の監督官庁により認可されているU C I T Sは、E U指令2009／65／E C（改正済）の要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたU C I T Sは、ルクセンブルグの金融機関をU C I T Sの支払代理人として任命し、U C I T S所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきC S S Fに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。U C I T S所在国の所轄官庁からC S S Fに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該U C I T Sはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

ファンドは、2010年法上のパートIIの投資信託として設定されており、受益証券はE U加盟国において公衆に対して販売されない。よって、パッケージ型リテール投資商品および保険

ベース投資商品（以下「PRIIPs」という。）の重要情報文書（以下「KID」という。）に関するEU規則1286/2014に規定のPRIIPs KIDは、発行されない。

ファンドは、2010年法第88-1条に基づき、AIFM関連規則ならびにAIFM関連規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づくオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。

③ 外国法に準拠して設立され、運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいて、またはルクセンブルグから一般投資家に対して販売するためには、投資家の保護を確保するために、設立国において、法律に定められた監督官庁による恒久的監督に服していなければならない。さらに、当該投資信託は、2010年法に規定されるものと同等とCSSFが思料する監督に服していなければならない。

④ ルクセンブルグにおける適格機関投資家に対するEUおよびEU圏外のオルタナティブ投資ファンドの販売は、AIFM関連規則に規定される適用ある条項、さらにAIFM関連規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づき行われる。

(ii) 登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令、告示を遵守しない場合、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、管理会社の役員または取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、投資信託がルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

(iii) 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書およびその他特定の書類（要求される場合）は、事前にCSSFに提出されなければならない。CSSFは、書類が適用ある法律、規則、CSSF告示に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

(iv) 財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびCSSFに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければならない。

公認監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をCSSFに報告する義務を負う。公認監査人は、CSSFが要求するすべての情報（投資信託の帳簿、記録を含む。）をCSSFに提出しなければならない。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

各サブ・ファンドの名称、投資目的および投資方針は、サブ・ファンドについての本書別紙に記載されている。

ファンドの基準通貨以外のすべての通貨建てクラスについては、「ヘッジなし」と特に明記されていない限り、管理会社は、サブ・ファンドの通貨に関連する当該クラス受益証券の通貨をヘッジする能力を有する。

ヘッジが行われた場合、当該ヘッジの効果は純資産価格に反映される。当該ヘッジ取引により生じた費用（上限0.03%のヘッジ手数料を含む。）は、その費用が発生したクラスの受益証券により負担される。

サブ・ファンドの通貨の価値が、関連するクラス受益証券の通貨に比べて下落または上昇し、ヘッジ取引が行われることができ、また、当該クラス受益証券に比べてサブ・ファンドの通貨の価値が下落した場合には当該クラス受益証券の投資者を十分に保護することができるが、サブ・ファンドの通貨の価値が上昇した場合には利益を得ることを妨げることがある点に留意する必要がある。

更に、サブ・ファンドのマスター・ファンドの投資運用会社が、マスター・ファンドの投資資産の通貨に対してマスター・ファンドの通貨をヘッジすることがある。

通貨ヘッジの活用によりクラス受益証券の為替変動を完全に排除することが保証されるものではない。

管理会社は、本書に記載される通貨およびヘッジ方針に関連する活動の一部またはすべてを、管理会社の為替オーバーレイ業務提供会社としてのH S B Cバンク・ピーエルシーに委託する。

投資目的および投資方針の変更

管理会社が決定するサブ・ファンドの投資目的および／または投資方針の重大な変更は、少なくともC S S Fから当該重大な変更に関する関連承認を得た上で本書に記載されるものとし、かつ、関連する受益者が、効力発生日よりも前に、（当該重要な変更を受諾するのではなく）自らの受益証券を買い戻すことを選択する場合、適用ある買い戻し手数料を支払うことなく買い戻すことのできるよう、かかる重大な変更が有効となる1か月前に当該受益者に通知されるものとする。全受益者が当該1か月前の通知を受ける権利を放棄した場合、重大な変更は、効力発生日よりも早い日付で発効することができる。

（2）【投資対象】

本書効力発生日に存在するすべてのサブ・ファンドは、主としてその純資産額を、本書別紙に詳述される通り、ルクセンブルグのアンブレラ型投資信託である譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに投資する。サブ・ファンドを追加して設定する場合、投資方針および適用ある投資制限は、各サブ・ファンドについての本書別紙に記載される。

サブ・ファンドは、本書効力発生日現在、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（E U）No. 2015／2365（以下「S F T規則」という。）により規定される取引の実行を、現時点では予定していない。

（3）【運用体制】

管理会社は、ファンドに関し、その関連会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（以下、その関連会社と併せて「シュローダー」または「シュローダー・グループ」ということがある。）を投資運用会社を選任し、ファンドの投資運用業務を委託している。

シュローダー・グループは、長年にわたり資産運用業務に従事してきた。その豊富な経験と実績、そして世界的なネットワークを活用し、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ投資など、多様な資産クラスを運用している。

シュローダー・グループは、ヨーロッパ、アメリカ、日本、その他アジア、中東をはじめ、世界の主要都市に運用拠点を据えている。運用拠点では、運用スペシャリストであるリサーチ・アナリスト

が現地の企業を訪問するなど、徹底した調査および分析を遂行している。こうした情報は、世界各地の他の運用拠点との間で共有され、リサーチ・アナリストとファンドマネジャーとが密接に連携するグローバル体制のもと、運用に活用している。運用にあたるシュローダーのスペシャリストであるファンドマネジャーは、豊富な業界経験を有している。

運用にあたっては、以下の体制（シュローダー・グループ全体での運用体制を示している。）で臨む。

[シュローダー・グループ各運用拠点]

株式運用 グローバル株式 エマージング株式 アジア(除く日本)株式 日本株式 欧州株式 米国株式 計量株式運用 他 企業リサーチ
債券運用 グローバル債券 米国債券 欧州債券 アジア債券 新興国債券ベンチマーク型 新興国債券絶対収益型 転換社債 保険リンク証券 他 経済分析 クレジットリサーチ
マルチアセット運用
ポートフォリオソリューション
オルタナティブ運用 コモディティ 不動産 他

（４）【分配方針】

管理会社は、関連する別紙に詳述される通り、分配型および元本成長型の受益証券を発行することができる。元本成長型受益証券に関して、分配は行われませんが、帰属すべき純利益は、受益証券の増加する価値に反映される。管理会社は、各サブ・ファンドに関し、当該サブ・ファンドの別紙において決定される分配金を宣言することができる。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低金額を下回るような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、各サブ・ファンドに帰属する。

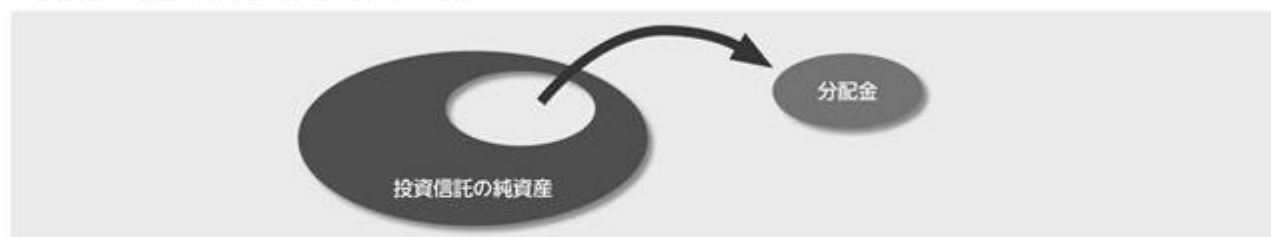
前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

追加的記載事項

分配金に関する留意事項

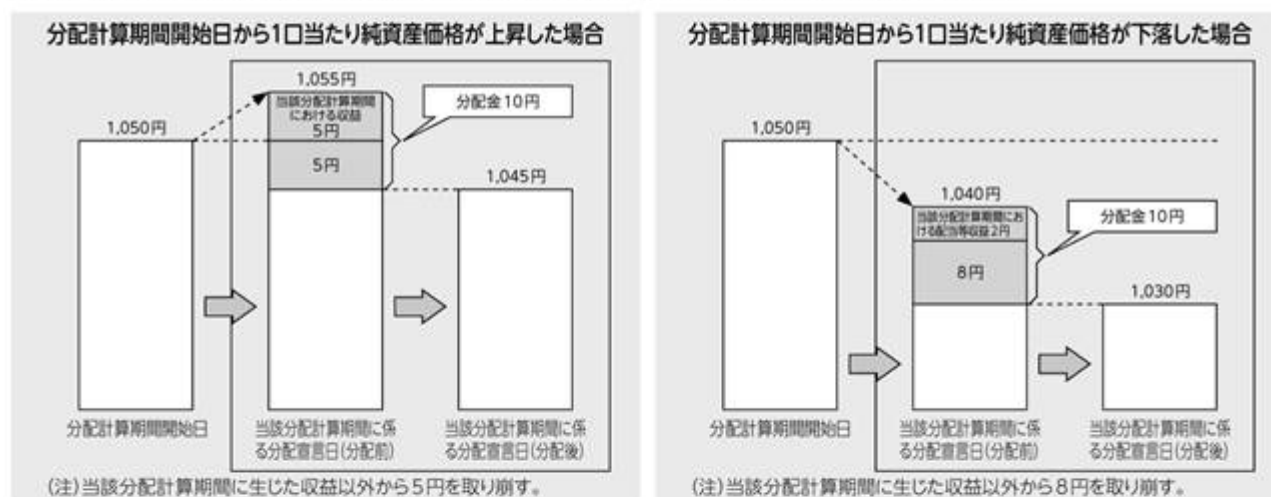
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

<投資信託で分配金が支払われるイメージ>



- 分配金は、分配が宣言される日(以下「分配宣言日」という。)の翌日(以下「分配計算期間開始日」という。)から次の分配宣言日までの期間(以下「分配計算期間」という。)に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、当該分配計算期間に係る分配宣言日(分配後)における1口当たり純資産価格は、分配計算期間開始日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるサブ・ファンドの収益率を示すものではない。

<分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(分配金が円貨で支払われる場合)>



※分配金は、サブ・ファンドの分配方針に基づき支払われる。分配方針については、本書の「分配方針」を参照のこと。

※上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意のこと。

- 投資者のサブ・ファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。この場合においても、投資元本の一部払戻しに相当する部分を含め、分配金はすべて課税対象となる。サブ・ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様である。



(注)分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」を参照のこと。

（５）【投資制限】

サブ・ファンドの受益証券の取得により、各受益者は、ファンドの約款が受益者、管理会社、保管受託銀行間の関係を規定するものであることを承諾し、全面的に受諾する。

保管受託銀行の承認を条件として、約款は、全体または一部分をいつでも変更することができる。

変更は、約款の変更が商業および法人登記所に預託された旨の公告がR E S Aに掲載された時点または約款の変更に規定されたその他の日に発効する。

管理会社は、管理会社が通貨リスクをヘッジする目的で下記の場合にスワップ契約や為替予約を締結するか、通貨のコール・オプションを発行したり、プット・オプションを買い付けたりする場合を除いて、サブ・ファンドのために為替予約を取得または取引してはならない。

a) かかる取引が、定期的に運営され、公認かつ公開の規制ある市場で取引される契約にのみ関わる場合。ただし、管理会社は、かかる種類の取引を専門とする高格付の金融機関との直接的合意に基づき通貨または為替の先物売りをサブ・ファンドのために行うこともできる。

b) ある通貨建てでサブ・ファンドのために行われる取引は、原則として、当該通貨建ての当該サブ・ファンドの資産総額の評価額を超えてはならず、また当該資産の保有期間を超えてはならない。管理会社は、コストが当該サブ・ファンドにとってより有利である場合には（同一の取引相手を通して行われる）相対取引により当該通貨を各サブ・ファンドのために買い付けることができる。

通貨の先物契約取引、オプション取引およびスワップ取引に係る約定合計額は、これら契約の該当通貨でサブ・ファンドが保有しヘッジされる資産の推定市場価格総額の100%を超えてはならない。

為替ヘッジされるクラスの受益証券のための通貨ヘッジ取引（および特に通貨先渡取引）に関して受領された担保は、サブ・ファンドの適用ある投資方針および投資制限に従い再投資することができる。

日本証券業協会の選別基準に従って、以下の投資制限を遵守する。

1) サブ・ファンドは、有価証券の空売りを行うことができない。

2) サブ・ファンドは、その純資産額の最大10%相当の金額を一時的に借り入れることができる。

ただし、借入れは、投資目的で行うことができない。

3) 管理会社が運用を行うすべての投資信託のサブ・ファンドにおいて、いずれか一発行会社の議決権総数の50%を超えて当該会社の株式を取得することができない。

かかる料率は、当該株式買付時点基準または当該株式の時価基準で計算される。

4) ファンドは、私募株式、非上場株式、不動産等の流動性に欠ける資産に投資を行うことができない。

5) 管理会社が管理会社または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

管理会社は、各サブ・ファンド資産である有価証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、当該サブ・ファンドの受益者の利益に留意しつつ、かかる事態を是正する当該サブ・ファンドのための売却取引を、優先して行わなければならない。

管理会社は、各サブ・ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができない。

管理会社は、サブ・ファンドに代わり、当該サブ・ファンドについての別紙に記載される追加の投資制限を課すことができる。

管理会社は、各サブ・ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない更なる投資制限を随時課すことができる。

3【投資リスク】

① リスク要因

以下の記載は、投資者に対し、譲渡性がある証券および金融商品への投資および取引に伴う不確実性およびリスクを伝えることを企図している。投資者は、受益証券の価格およびそのインカム収益は上昇する場合もあるが、下落するおそれもあり、受益者が投資額全額を回収することができないおそれがあることに留意すべきである。

なお、以下に記載するリスクはファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合がある。

(i) 主な投資リスク

1. 投資に関わる一般的なリスク

個々のサブ・ファンドがそれぞれの投資目的を達成するという保証はない。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、当初投資した全額を回収できないことがある。

2. 信用リスク

企業の信用格付の低下は、その証券の価格に影響を与え、キャピタルロスの原因となる場合がある。債務証券の発行体の適時の元利金の支払能力または支払能力の見通しは、当該債務証券の価格に影響を及ぼす。マスター・ファンドが当該発行体の債務証券を保有している期間中、当該発行体の債務履行能力が著しく低下する可能性や当該発行体が債務不履行に陥る可能性がある。発行体の債務履行能力が実際に低下した場合または低下が予測される場合には、当該発行体の債務証券の価格に悪影響を及ぼす可能性が高い。

3. 外国為替リスク

外国通貨建てのファンドについては、日本円と外国通貨の間の外国為替レートの変動により証券が値下がりするリスクがある。1口当たり純資産価格は原通貨で計算されるため、原通貨による価格が購入価格を維持している場合であっても、外国為替レートの変動により、日本円建ての価格は購入価格を下回る場合がある。

4. 金利リスク

債券およびその他債務証券の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落する。一般に、金利の低下は、既存の債務証券の価格を上昇させ、金利の上昇は、既存の債務証券の価格を下落させる。また、一般に、金利リスクは、投資対象のデュレーションまたは満期日までの期間が長いほど大きくなる。

投資対象には、発行体に満期日より前に投資対象を繰上償還（コール）または償還するオプションを付与するものもある。金利の低下時に発行体が投資対象を繰上償還または償還する場合、マスター・ファンドは、その代金を、より低利回りの投資対象に再投資しなければならないことがある。その結果、金利低下による投資対象の価格の上昇益を享受できないことがある。

5. カントリー・リスク

海外の金融・証券市場への投資に付随するリスクである。各国・地域の政治、経済または社会情勢の変化の結果、金融・証券市場がより変動しやすくなり、純資産価格が投資元本を割り込むリスクが増加する場合がある。

6. 低格付、高利回り債券への投資

サブ・ファンドは、マスター・ファンドを通じて高格付の証券よりも大きな市場および信用リスクに服する、低格付、高利回りの債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受するハイリスクに報いるために、高格付の証券に比して、高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、発行体の証券保有者への支払能力が失われる可能性の大きさを反映している。したがって、これらの証券への投資は、高格付、低利回りの証券への投資よりも、より高程度の信用リスクを伴う。

7. 資金流出に伴う純資産価格の変動リスク

証券の売却は、しばしば当該証券の価格を変動させ、受益証券の価格に不利に影響する場合があります。価格変動のリスクは、ボラティリティーの高い市場において流動性の低い証券を大量に売却する場合に、より高くなる。

8. 先物およびオプション等の派生商品への投資・利用に伴うリスク

先物取引は、高レベルのリスクをもたらす。当初の証拠金の額が先物契約の価格に比して少額であるために、取引には「レバレッジ」がかけられる。比較的小さな市場の変動が、レバレッジに応じて取引に大きな影響をもたらし、投資者に対し有利にも不利にも作用する可能性がある。損失を一定の金額に抑えようと意図する一定の指示がなされた場合であっても、市況によっては、かかる指示の実行ができなくなり、当該指示の効力が生じない場合がある。

オプションの取引はまた、高度のリスクを伴う。オプションの売り（「売建て」または「付与」）は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴う。売り手の受領するプレミアムは固定されているが、売り手はその額を優に超える損失を被るおそれがある。

9. コモディティに関するリスク

商品取引を源泉とする投資対象は、政治動向、軍事動向および自然災害により商品生産や商品取引が影響を受ける場合や、テロ行為その他犯罪活動により商品の供給体制が影響を受ける場合など、従来型の投資対象から生じるリスクと比べて追加的なリスクを伴う。

また、商品、貴金属および商品先物取引等の価格は、各商品の一般的な供給状況、各商品に対する需要、予想される産出量、採取量および生産量や需要予測によっても左右されるため、特に価格の変動性が高くなる可能性がある。

10. スtock・コネクト制度に関するリスク

ストック・コネクト（後記「別紙XIII 上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト」に定義する。）の規則は変更される可能性があり、かかる変更が遡及的効力をもたらす場合がある。また、ストック・コネクトには取引額に制限がある。ストック・コネクトを通じた取引が停止された場合、マスター・ファンドによる中国A株（後記「別紙VII 3. 投資目的（注3）」に定義する。）への投資やストック・コネクトを通じた中国本土市場へのアクセスに悪影響を及ぼす。このような場合には、マスター・ファンドの投資目的の達成が困難になる可能性がある。

11. ボンド・コネクト制度に関するリスク

ボンド・コネクト（後記「別紙V 3. 投資目的（注1）」に定義する。）の規則が変更された場合には遡及的効力をもたらす場合がある。中国本土の金融当局が中国インターバンク債券市場（以下「C I B M」という。）における口座開設や取引を停止した場合には、マスター・ファンドによるC I B Mへのアクセスが困難となり、マスター・ファンドの投資目的の達成に悪影響を及ぼす可能性がある。また、中国国外の適格機関投資家がボンド・コネクトを通じてC I B Mに投資する際の所得税その他の税金に関する、中国本土の税務当局による明文化された規定はない。

(ii) その他の投資リスク

小型および超小型証券に関するリスク

小型または超小型企業への投資を行うサブ・ファンドは、他のサブ・ファンドよりも価格が変動するおそれがある。小型または超小型企業の発行証券は、特に市場が下落傾向にある間、流動性の低下ならびに短期の価格ボラティリティーおよび取引価格間の大幅な差が生じるおそれがある。このため、小型および超小型企業への投資は大型企業への投資に比してより大きなリスクを伴うことがある。

決済リスクおよびカウンターパーティー・リスク

市場によっては、受渡しについて、カウンターパーティー・リスクのエクスポージャーを完全に消滅させるための担保手段が存在しない。証券または売却手取金（場合による）の受領の前に、売買代金の支払または売却による引渡しを行うことが必要となる。

利益相反のリスク

投資運用会社および管理会社は、投資運用会社または管理会社が、直接または間接に、投資運用会社のファンドに対する義務に潜在的な利益相反をもたらす利益を有している取引を行うことがある。投資運用会社も管理会社も、ファンドに対して、当該取引もしくは関連取引から、またはこれら

に起因して生じる、または受領する、利益、手数料または報酬に関して、ファンドに対して説明する責任を負わない。また、別段の定めがない限り、投資運用会社の報酬も排除されない。

投資運用会社は、潜在的なコンフリクトが存在しなかった場合と比べ、ファンドにとって著しく不利にならない条件において当該取引が成立するよう確保する。

かかる潜在的な利益または義務のコンフリクトは、投資運用会社または管理会社がファンドに直接または間接に投資しうることから生じる。

先物およびオプション等の派生商品への投資・利用に伴うその他のリスク

一定の条件のもとで、個々のサブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のため、証券、指標および金利のオプションまたは先物を用いる場合がある。また、必要な場合には、個々のサブ・ファンドは市場および為替リスクをヘッジするために、先物、オプションまたは為替予約を用いる場合がある。効率的なポートフォリオ運用を容易にし、パフォーマンスをベンチマークにより連動させるため、個々のサブ・ファンドは、ヘッジ以外の目的で、デリバティブ商品に投資する場合がある。

売り手はまた、買い手がオプションを行使し、売り手がオプションを現金により決済するか原資産を取得または交付するかを義務づけられるリスクにさらされる。オプションが、原資産に対する対応するポジションまたは他のオプションの先物に対するポジションを持つ売り手により「カバー」されている場合には、リスクは軽減される。

特定業種への投資に伴うリスク

特定のセクターまたは産業への集中投資は、異なる経済セクターおよび産業をカバーするより広範囲の証券への投資に比べ、より大きなリスクおよび高いボラティリティを生じることがある。

企業の会計報告に伴うリスク

会計報告書が国際的標準に従って公表された場合であっても、正確な情報が記載されていないことがある。会計の誤謬は、それが発生した場合、その会社の証券の価格の急落をもたらすと同時に、市場における信用の一般的下落を招くおそれがある。

法的環境の変化に伴うリスク

政令および法律の制定および施行は、しばしば、特に税金関連の事項に関して、不確実である場合がある。法律は、遡求的に制定される場合があり、または、公衆が一般的に活用可能な形式ではなく内部規則の形式で制定される場合がある。投資者が発生した損害の全額の賠償を受けるか、またはそもそも賠償を受けられるかについては、何らの確実性もない。法的制度を通じた償還には、長期間を要する場合がある。

株主権行使に関わるリスク

特定の市場における規制は、十分に少数株主の権利を保護するものとなっていない場合がある。一定の市場においては、経営陣の側の株主に対する受託者義務の概念が十分に確立されていない場合がある。株主の権利の侵害に対する責任は、市場により異なりうる。

規制

サブ・ファンドは、ルクセンブルグ籍である。投資者は、自己の管轄地域の規制当局による投資者保護のための規制が適用されないおそれがあることに留意すべきである。投資者は、かかる分野における詳細な情報について、自己のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に相談すべきである。

取引の停止

投資者は、一定の状況においては、受益証券を買戻しまたは転換する権利の行使が停止される場合があることを再認識すべきである。

当初募集

一定のサブ・ファンドは、当初募集に際して投資を行う場合がある。かかる証券は取引歴がなく、かかる会社に関する情報は、限られた期間におけるものしか入手できない場合がある。当初募集される証券の価格は、より確立されている証券に比して、より大きな価格ボラティリティに晒されるおそれがある。

税金

投資者は、いくつかの市場においては、証券の売却からの手取金または配当その他のインカム収益の受領について、税金、徴収金、課金またはその他の手数料もしくは費用（財源への源泉徴収により課される税金を含む。）が当該市場の監督当局により課され、または課されるようになるかもしれないことに留意しなければならない。結果として、サブ・ファンドは、本書の日付現在、または投資対象が組み入れられ、評価されもしくは処分される場合に予想されない当該国における追加税に服する。

② リスクに対する管理体制

サブ・ファンドの運用リスク管理

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理している。サブ・ファンドの運用方針やシュローダー・グループ内で定めた社内ルール等は、同システム上に設定される。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信される。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求される。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされている。

内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっている。これにより、運用部門はサブ・ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指している。また、シュローダー・グループのリスク部門や内部監査部門等が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行う。さらに、コンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックする。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行う。

内部検査・監査体制等

シュローダー・グループのコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、各部門が法令、その他該当する諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックする。また、シュローダー・グループの内部監査部門が各部門・業務に対する監査を行っている。外部監査も定期的に実施されている。

※上記体制は2021年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

サブ・ファンドは、その投資方針に従い、通貨ヘッジ目的のためにデリバティブ取引またはその他類似の取引を行うことができるが、通貨に関わるデリバティブ取引またはその他類似の取引に関連する想定元本は、当該取引に対応する通貨建てで、サブ・ファンドがヘッジし保有する資産の市場価格の総額の100%を上回らない。

管理会社は、サブ・ファンドに関して、管理会社のリスク管理プロセス（以下「RMP」という。）に従い、その信用リスクを管理する。RMPは、すべての適用あるルクセンブルグのUCITSおよびAIFMDに関する法令を遵守している。

サステナビリティ・リスク管理

各サブ・ファンドの投資判断決定プロセスには、その他の要因と並んでサステナビリティ・リスクの検討が含まれる。サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、それが発生した場合、ファンドの投資対象の価値およびリターンに対して実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいう。

サステナビリティ・リスクは、特定の事業の内外で発生し、複数の事業に影響を与える可能性がある。特定の投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスクは、以下のものを含む。

- 環境：洪水および強風等の異常気象、汚染事故、生物多様性または海洋生息地への被害。
- 社会：労働ストライキ、傷害または死亡等の安全衛生上の事件、製品安全上の問題。
- ガバナンス：脱税、従業員間の差別、不適切な報酬慣行、個人情報保護の懈怠。
- 規制：持続可能な事業および慣行を保護または奨励するための新しい規制、税制、または業界基準が導入されることがある。

投資判断を行う際、資産クラス、投資戦略および投資ユニバースの違いにより、これらの複合的なリスクに対して異なるアプローチが必要になる可能性がある。投資運用会社は、通常、例えば、発行体が多たす可能性のある、社会に対する全般的な費用および利益ならびに環境、または炭素税の引上げ等の個々のサステナビリティ・リスクによって発行体の市場価値がどのように影響を受けるかを（関連するその他の留意事項と併せて）評価することにより、潜在的な投資対象を分析する。また、投資運用会社は、通常、かかる発行体と、顧客、従業員、サプライヤーおよび規制当局といった主要な利害関係者との関係を考慮する。これには、かかる関係が持続可能な方法で管理されているか、および、その結果、発行体の市場価値に重大なリスクがあるかどうかの評価が含まれる。

いくつかのサステナビリティ・リスクの影響には、調査、または独自のもしくは外部手段の利用を通じて、推定可能な価値または費用を有する可能性がある。このような場合には、従来からの財務分析にこれを組込むことができる。発行体に適用される炭素税の増税による直接的な影響を例として挙げた場合、費用の増加または売上の減少として財務モデルに組込むことができる。その他の場合、かかるリスクを定量化することがより困難であるため、投資運用会社は、その他の方法で、例えば、発行体の予想される将来価値を引下げること明示的に、または、例えば、サステナビリティ・リスクが当該発行体にどの程度の影響を及ぼす可能性があるかと投資運用会社が判断しているかに応じて、ファンドのポートフォリオにおける発行体の証券のウェイトを調整することで暗示的に、その潜在的影響を織込むよう努める。

かかる評価を行うために、適切な場合には、外部のデータ提供者からの補足的な評価基準および投資運用会社自身のデュー・デリジェンスに加えて、一連の独自ツールを利用することがある。かかる分析により、サステナビリティ・リスクのファンド全体の投資ポートフォリオに及ぼす潜在的影響や、その他のリスクを考慮して、ファンドの予想リターン額についての投資運用会社の見解が示される。

管理会社のリスク管理機能により、サステナビリティの観点からポートフォリオのエクスポージャーを独立した立場で監視できる。かかる監視には、投資ポートフォリオ内のサステナビリティ・リスクの独立した評価、ならびにサステナビリティ・リスク・エクスポージャーについての十分な透明性および報告を確保することが含まれる。

サステナビリティ・リスクの管理および投資運用会社のサステナビリティに対する取組みについての詳細は、インターネットサイト（<https://www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategic-capabilities/sustainability/disclosures>）を参照のこと。また、本書の別紙XIIIに記載の「サステナビリティ・リスク」の項も参照のこと。

流動性リスク管理

管理会社は、投資ファンドの流動性リスク管理を目的としたガバナンス基準および要件を定めた流動性リスク管理体制を確立し、実行しており、かつ、一貫して実施している。本体制は、ファンドの流動性リスクの評価、モニタリングおよび独立した立場からの監視の責任の概要を示している。また、これにより管理会社はサブ・ファンドの流動性リスクのモニタリングおよび内部流動性パラメータの遵守を

確保することができ、通常、サブ・ファンドは投資家の要求に応じて受益証券の買戻義務を履行することが可能となる。

投資ポートフォリオが適切に流動的であること、およびサブ・ファンドのポートフォリオが投資家からの換金（買戻し）請求に応じるだけの十分な流動性を備えていることを確保するため、サブ・ファンド毎にポートフォリオおよび有価証券レベルで流動性リスクの定性的および定量的な評価が行われる。さらに、サブ・ファンドの予想される金融債務への潜在的な影響を評価するため、定期的に受益者基盤をモニタリングしている。

サブ・ファンドは、流動性リスクに関して個別に検討される。

管理会社によるサブ・ファンド内の流動性リスクの評価には、投資戦略、取引頻度、原資産の流動性（およびそれらの評価）ならびに受益者基盤に関する検討が含まれる（ただし、これらに限定されない。）。

流動性リスクについての詳細は、別紙XIIIを参照のこと。

また、管理会社は、流動性リスクを管理するために、特に以下の事項を利用することができる。

1. 管理会社は、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（A）海外における買戻し手続等」に詳述されるとおり、10%を超える買戻しまたは転換が請求された受益証券の一部または全部の買戻しを翌取引日まで繰り延べ、当該取引日の1口当たり純資産価格で評価することを宣言することができる。繰り延べられた請求は、それ以降になされた請求に優先し、請求が名義書換事務代行会社により受け付けられた順に処理される。
2. 管理会社は、後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（ii）純資産価格の決定の停止」に詳述されるとおり、いずれのサブ・ファンドの各クラス受益証券の1口当たり純資産価格の算出およびかかるサブ・ファンドのいずれの受益証券の発行および買戻しを停止することができ、さらに、いずれのサブ・ファンドの受益証券についても、同一サブ・ファンド内の異なるクラス受益証券へ、または他のサブ・ファンドのいずれのクラス受益証券へ、転換する権利も同様に停止することができる。

③ リスクに関する参考情報

各サブ・ファンドの受益証券の下記グラフについて、左のグラフは、2017年1月～2021年12月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。また、右のグラフは、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。

※サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。設定から1年未満の時点では算出されない。）

※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）

※サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。ただし、設定から6年未満の場合は、設定後1年以降の年間騰落率を用いるため、サブ・ファンドと代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なる。

※サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

※代表的な資産クラスの年間騰落率は円ベースまたは円貨に換算したもので計算しているが、サブ・ファンドの年間騰落率は、各受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に換算されていない。したがって、円貨に換算した場合、下記とは異なる騰落率となる。

※サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

※下記の参考情報は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束、示唆または保証するものではない。

サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり
純資産価格・年間騰落率の推移

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

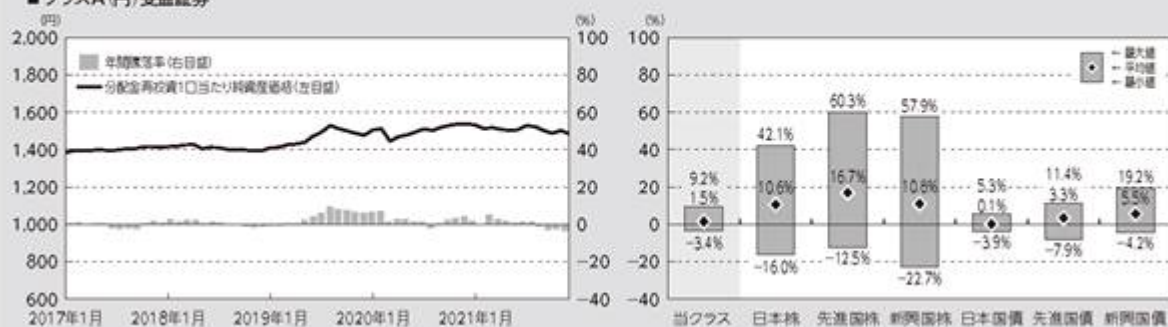
1 ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド

(2017年1月～2021年12月)

■クラスA(ユーロ)受益証券

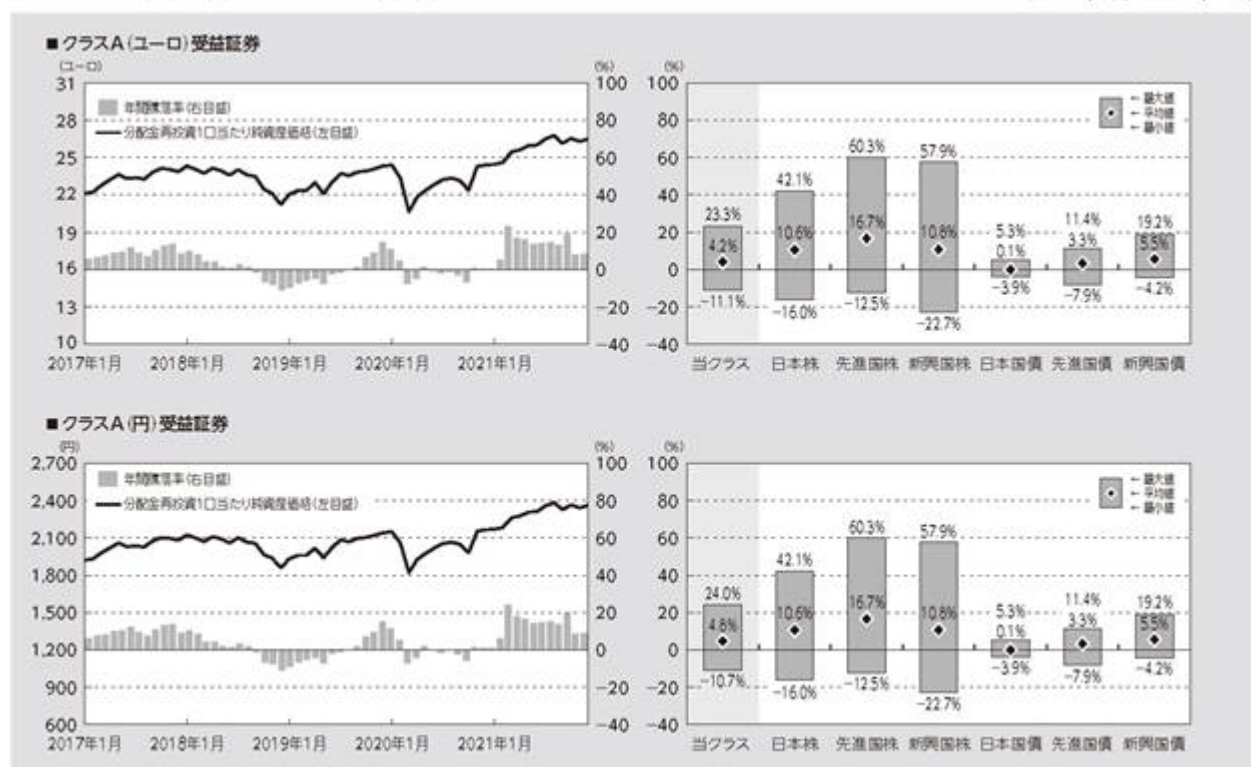


■クラスA(円)受益証券



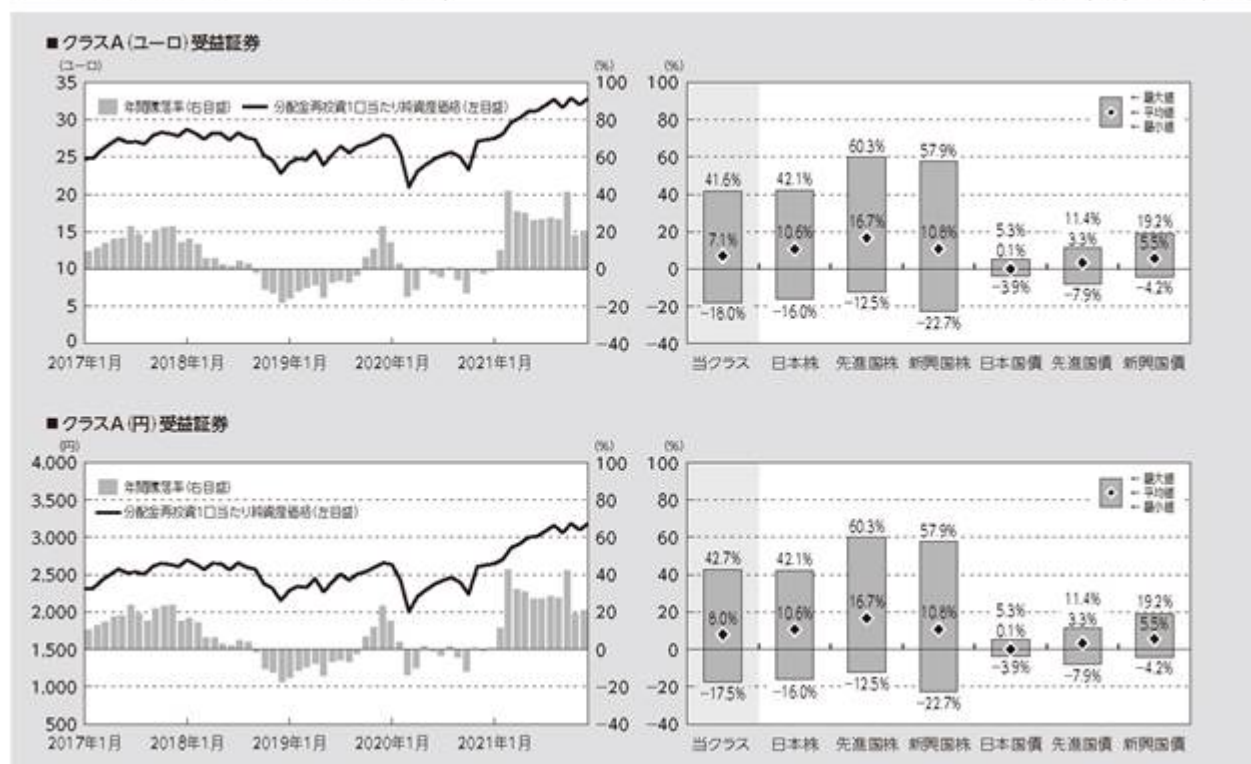
2 ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス

(2017年1月～2021年12月)



3 ユーロ・シリーズ ユーロ・エクワイティ

(2017年1月～2021年12月)



4 ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル

(2017年1月～2021年12月)

■クラスA(米ドル)受益証券



■クラスA(ユーロ)受益証券



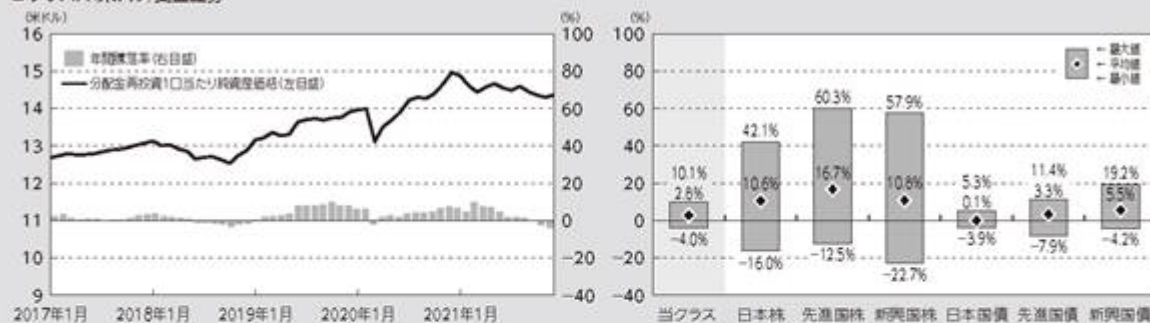
■クラスA(円)受益証券



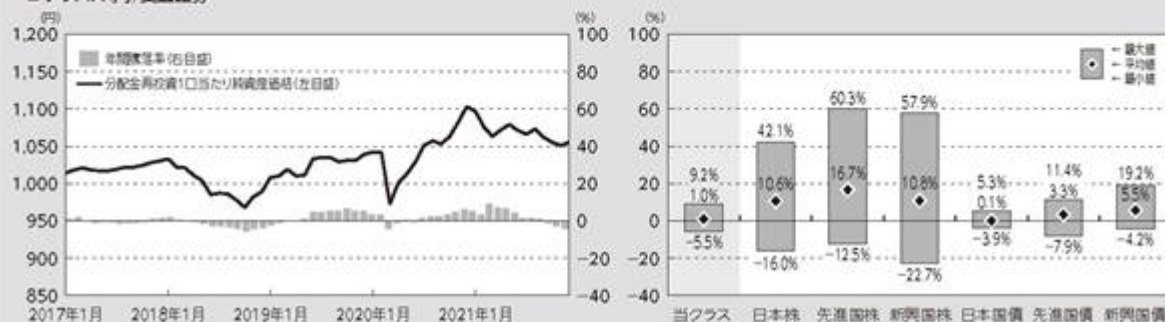
5 ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

(2017年1月～2021年12月)

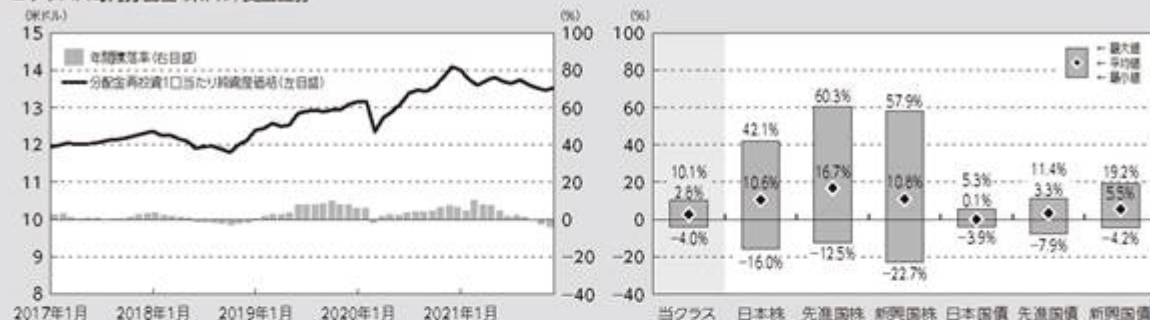
■クラスA(米ドル)受益証券



■クラスA(円)受益証券



■クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券

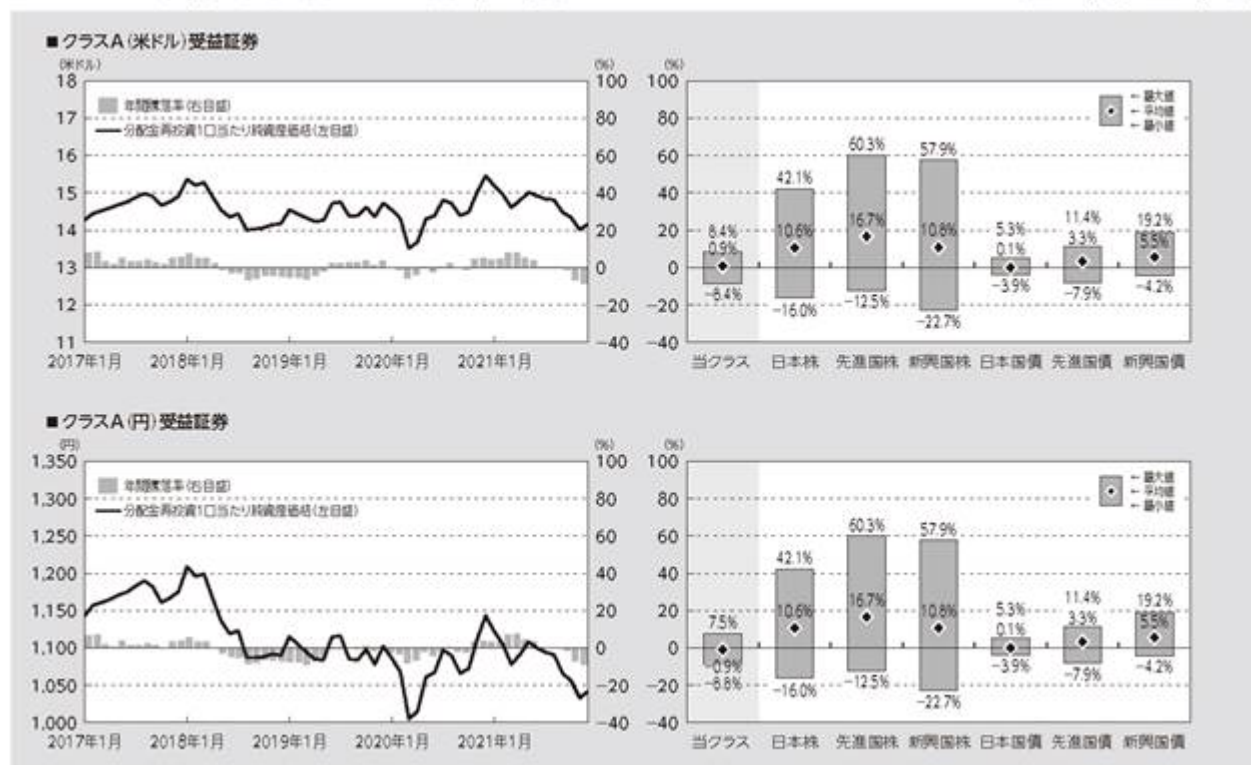


■クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券



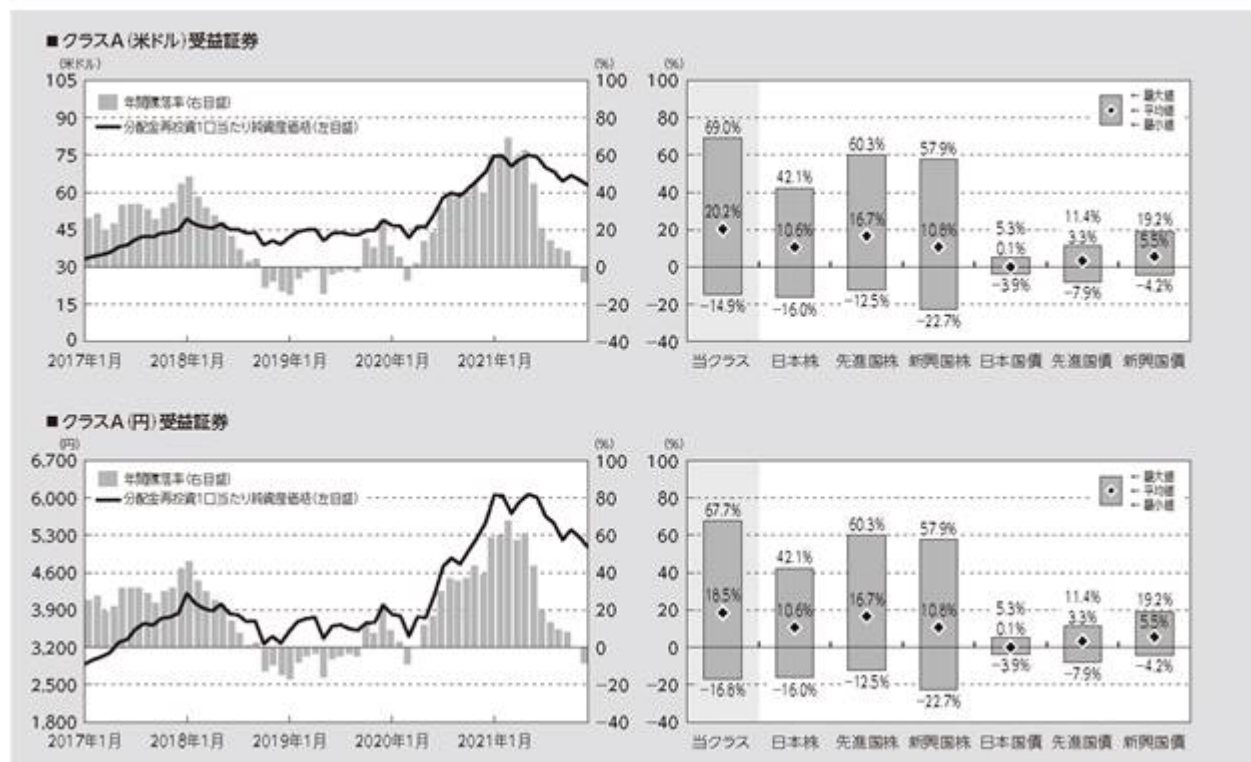
6 ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

(2017年1月～2021年12月)



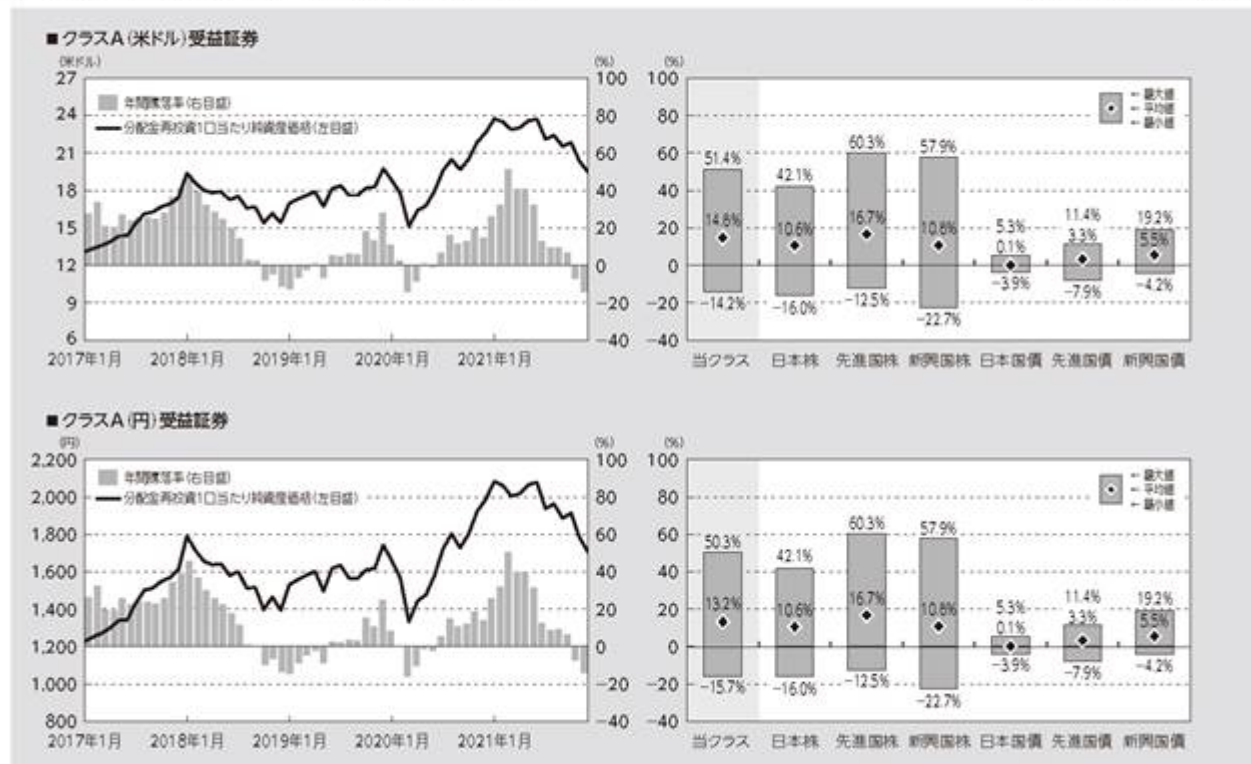
7 ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

(2017年1月～2021年12月)



8 ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ

(2017年1月～2021年12月)



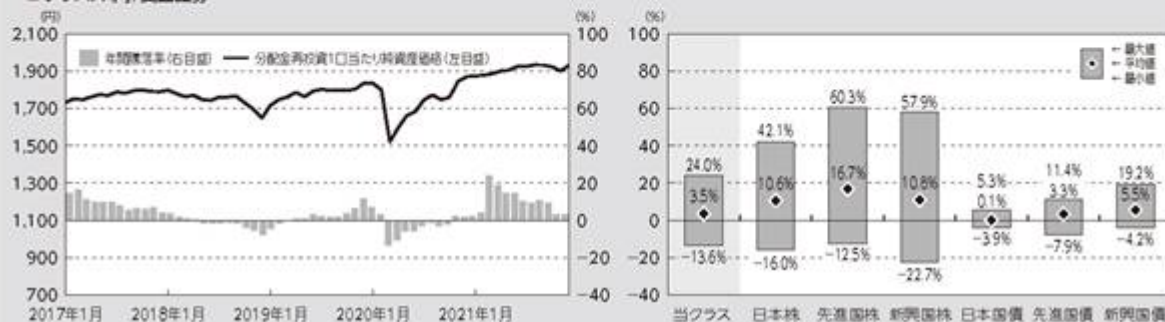
9 グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

(2017年1月～2021年12月)

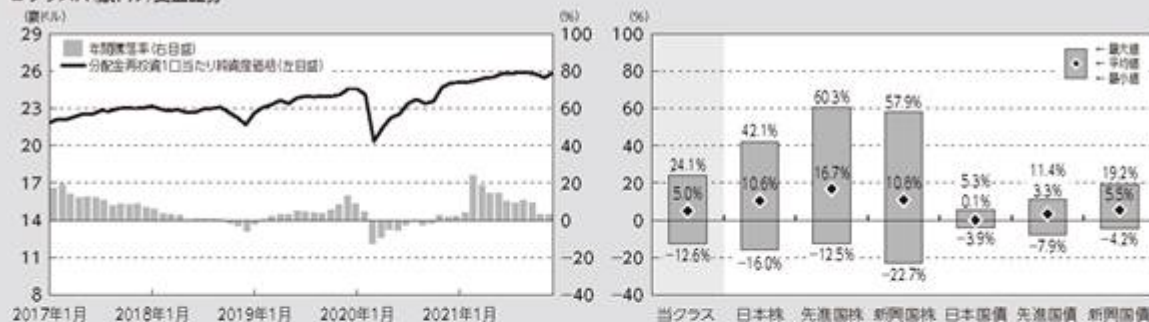
■クラスA(米ドル)受益証券



■クラスA(円)受益証券



■クラスA(豪ドル)受益証券



■クラスA(ユーロ)受益証券



■クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券



■クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券



■クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券



■クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券



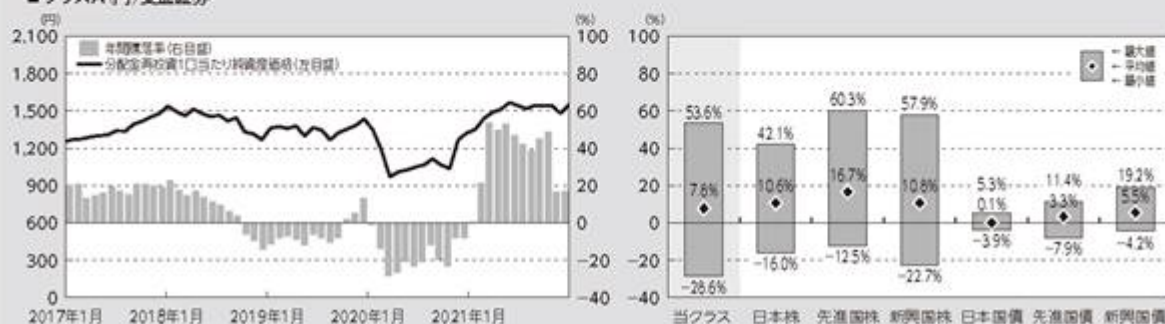
10 グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

(2017年1月～2021年12月)

■クラスA(米ドル)受益証券



■クラスA(円)受益証券



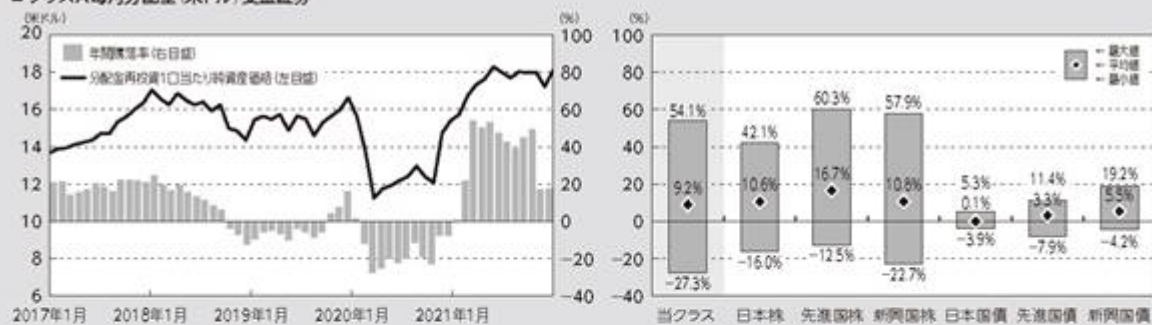
■クラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券



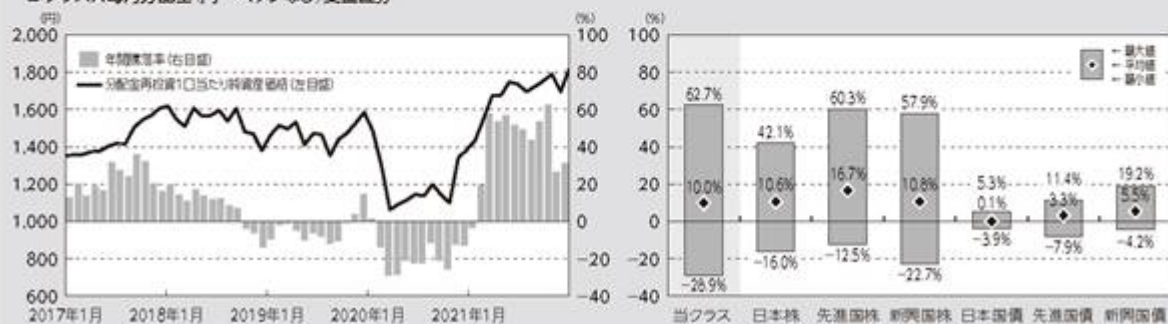
■クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券



■クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券



■クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券



■クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券



■クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券



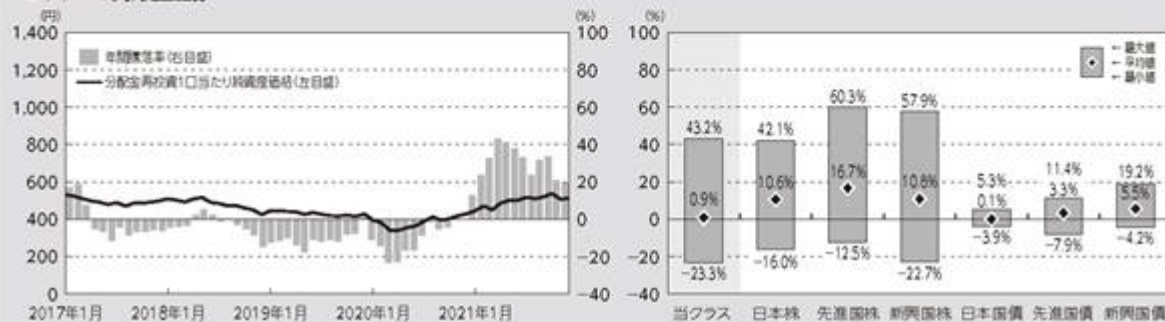
11 グローバル・シリーズ コモディティ

(2017年1月～2021年12月)

■クラスA(米ドル)受益証券



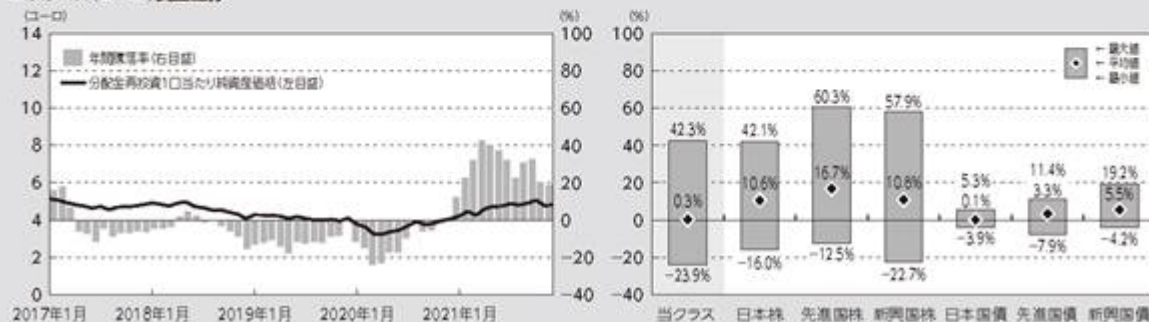
■クラスA(円)受益証券



■クラスA(豪ドル)受益証券



■クラスA(ユーロ)受益証券



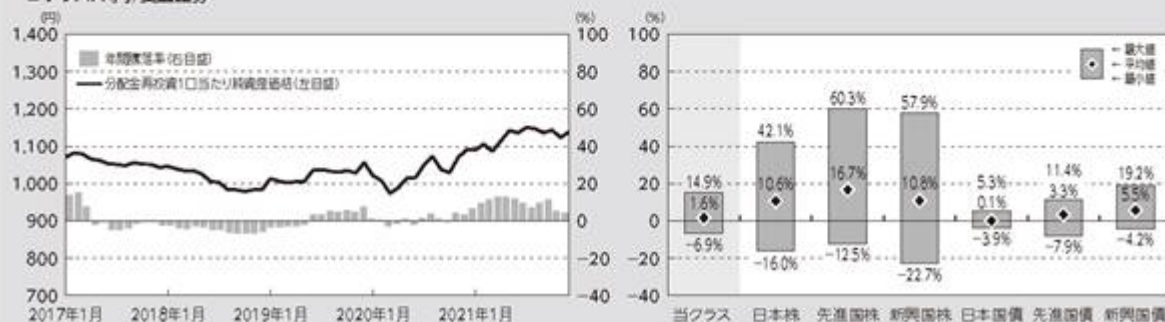
12 グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

(2017年1月～2021年12月)

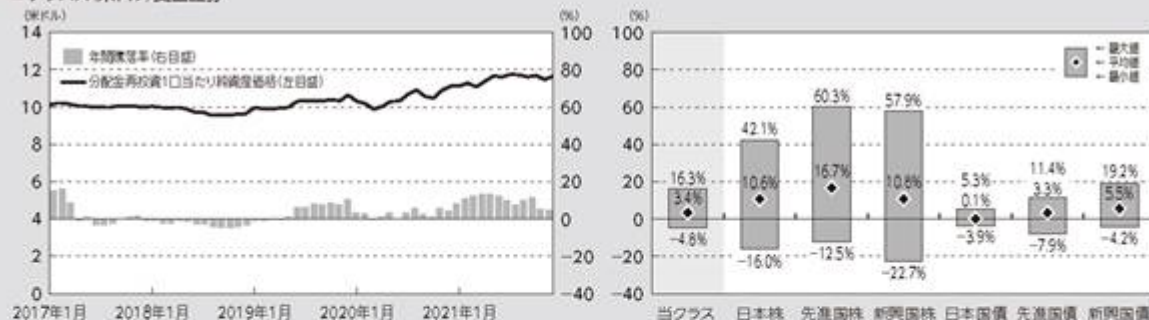
■クラスA(ユーロ)受益証券



■クラスA(円)受益証券



■クラスA(米ドル)受益証券



■クラスA(豪ドル)受益証券





出所：投資運用会社、Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータに基づき、濱田松本法律事務所が作成

※代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株……………TOPIX（配当込み）
 - 先進国株……………FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
 - 新興国株……………S&P新興国総合指数
 - 日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
 - 先進国債……………FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
 - 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数（円ベース）
- （注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「**株**東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、**株**東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、**株**東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、**株**東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

クラスA受益証券

販売会社は、当初販売手数料として、受益証券１口当たりの純資産価格の上限6.25%を受領する権利を有する。

2010年６月30日をもってクラスB受益証券の購入申込みは、受け付けていない。

② 日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、前記「第一部 証券情報（５）申込手数料」に記載の通りである。

申込手数料は、購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として支払われる。

クラスA受益証券の購入（申込み）にあたって、上限3.30%（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注１）管理会社、日本における販売会社または販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注２）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注３）申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

（注４）販売取扱会社であるSMB C信託銀行において、米ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および豪ドル建て受益証券を円資金から該通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）かかる。各販売会社における取扱いについては各販売会社へ問い合わせること。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

② 日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

① 管理報酬

管理会社は、当該月中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される下記の年率の報酬（以下「管理報酬」という。）を各サブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。

管理報酬	年率
ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.95%
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	1.20%
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	1.45%
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	1.45%
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	1.20%
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	1.40%
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	1.45%
ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	1.45%
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	1.15%
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	1.20%
グローバル・シリーズ コモディティ	1.50%
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	1.40%

管理会社は、その裁量において、管理報酬の一部を放棄することができる。

管理会社は、販売会社、ディーラーまたは管理会社をその任務の履行またはファンドもしくは受益者への直接もしくは間接的な業務の提供に関して補助するその他の者に対し、管理報酬の一部を再配分することができる。なお、ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当分の間、管理報酬と後記④記載の受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.25%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。また、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当分の間、管理報酬と後記④記載の受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.60%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

管理報酬は、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行および買戻し業務の対価として支払われる。

2021年9月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	264,207ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	346,242ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	445,392ユーロ
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	124,882ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	296,878米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	77,188米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	809,511米ドル
ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	394,690米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	1,471,277米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	541,008米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	152,230米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	86,923ユーロ

② 保管報酬

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の銀行実務の慣行に従い、各サブ・ファンド資産から、サブ・ファンドの純資産総額に基づき、保管報酬を毎月受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該ファンドが負担する。

当該報酬は実費が計上されるためあらかじめ料率および上限額を示すことができない。

保管報酬は、有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務の対価として支払われる。

2021年9月30日に終了した会計年度中の保管報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	5,690ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	7,314ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	5,818ユーロ
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	2,588ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	6,114米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	1,978米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	6,565米ドル
ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	5,923米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	27,140米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	11,114米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	5,263米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	3,873ユーロ

③ 代行協会員に対する報酬

代行協会員は、管理報酬から、日々計算され発生する、日本における販売会社及び販売取扱会社を通じて販売され、月末時点で残存している受益証券の純資産総額の年率0.05%に相当する代行協会員報酬を、当事者間で別途合意する頻度で、後払いにより受領する。

代行協会員報酬は、目論見書と運用報告書の販売会社等への配布、1口当たり純資産価格の公表等の対価として支払われる。

④ 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、下記の料率の受益者サービス報酬が支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生し、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。受益者サービス報酬は、サブ・ファンドの純資産価額に対する固定した料率であるため、当該業務提供の費用に則して変動しない。それゆえ、管理会社は、当該業務提供について利益を得る（または損失を被る）場合があり、このことはサブ・ファンド毎に時の経過とともに変動する。管理会社は、その裁量において受益者サービス報酬の一部を放棄することができる。なお、ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.25%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。また、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.60%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

受益者サービス報酬	年率
ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.65%
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	0.80%
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	0.90%
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	0.90%
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	0.80%
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	0.90%
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	0.90%
ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティ	0.90%
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	0.75%
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	0.80%
グローバル・シリーズ コモディティ	0.90%
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	0.90%

管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）は、販売会社、ディーラーまたは管理会社をその任務の履行またはファンドもしくは受益者への直接もしくは間接的な業務の提供に関して補助するその他の者に対し、管理報酬の一部を再配分することができる。

2021年9月30日に終了した会計年度中の受益者サービス報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	148,617ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	230,828ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	276,450ユーロ
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	77,513ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	197,919米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	49,621米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	502,455米ドル
ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	244,980米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	882,766米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	360,672米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	91,338米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	55,879ユーロ

(注) 上記の各金額は、後記「第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 (1) 2021年9月30日終了年度 ②損益計算書」において「販売報酬」として記載されている各金額である。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドに請求される費用には以下のものが含まれる。

- 1) ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- 2) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差し引かれる。）。
- 3) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。
- 4) 代行協会員により提供される業務サービスに関連して生じた合理的諸費用。
- 5) 日本における販売会社が発行した受益証券に関する勘定明細書の作成および印刷の経費および費用。
- 6) ①約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むファンドに関するその他一切の書類を（必要とされる言語で）作成し、ファンドまたはファンドの受益証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局（各国の証券業協会を含む。）へ提出する費用、②上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者（実質上の受益者を含む。）の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、③日本における販売会社が日本国内で商取引上使用する有価証券届出書および目論見書の写しの印刷および日本国内のブローカーおよび販売取扱会社への配布の経費および費用、④会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用、⑤受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用、⑥弁護士および監査人の報酬、⑦日本の適用法令ならびに各国の証券取引業協会の協定および規則に基づき管理会社が作成することを要求される書類の作成に係るその他経費および費用、⑧（ファンドの受益証券が上場される場合）証券取引所への上場費用および上場された受益証券のかかる証券取引所での上場維持費用、⑨以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、管理会社が別段の決定をしない限り、一切の広告宣伝費およびファンドの受益証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除くものとする。

管理会社は、本書に記載されるサブ・ファンドの報酬および費用（サブ・ファンドの管理報酬および受益者サービス報酬は除く。）が、マスター・ファンドに係る報酬および費用（成功報酬は除く。）と併せて、いずれかのサブ・ファンドの日々の平均純資産総額の0.50%を超えないことを確保するために、その管理報酬の全部または一部を放棄することに同意している。

投資運用会社は、現在、いかなるソフト・コミッションの取決めも締結していない。しかし、投資運用会社は、ファンドを含む投資運用会社の顧客にとって直接的で確定可能な利益が存在し、かつソフト・コミッションを生み出す取引が、監督当局の適用要件を厳守してファンドの最善の利益のために誠実に行為される旨、投資運用会社が納得している場合にのみ、これを締結することができる。かかる取決めは、最良の市場慣行に相応する条件で投資運用会社により行われることを要する。

2021年9月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	38,190ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	33,454ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	35,503ユーロ
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	9,814ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	27,215米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	6,098米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	58,684米ドル
ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	29,798米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	161,864米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	49,715米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	11,356米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	7,240ユーロ

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、各サブ・ファンドおよび各マスター・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

① 日本

2022年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。））。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のサブ・ファンドの受益証券に転換した場合等を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のサブ・ファンドの受益証券に転換した場合等を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

III ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要がある。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡（償還）時の為替相場で円換算した譲渡（償還）価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算する。

V 税制等の変更により上記 I ないし IV に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ルクセンブルグ

以下の情報は、ルクセンブルグで現在有効な法律、規則、決定および実務に基づくものであり、これらに変更があれば場合によっては遡及効果をもって変わってくるものである。以下の要約は、受益証券に関する投資、所有、保有または処分の決定に関係する可能性のあるすべてのルクセンブルグの税法およびルクセンブルグの租税上の考察を包括的に記述することを意図したものではなく、また、特定の投資家または投資予定者に向けた税務上の助言を意図するものでもない。投資予定者は、受益証券を購入、保有または処分することの影響および投資予定者が納税義務を負う法域の法律の規定について、自らの専門アドバイザーに相談すべきである。以下の要約には、ルクセンブルグ以外の国、地方その他の課税法域の法律から生じる税効果に関する記述はない。

以下の情報は、ルクセンブルグで現在有効な法律および実務の特定の側面に関する管理会社の理解に基づくものである。本書の日付時点または投資時点の税務状況が無期限に持続するという保証はない。

ファンドの税金

ファンドは、インカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに課せられるルクセンブルグの税金の適用対象ではない。

しかし、ファンドは、関連四半期末のファンドの純資産価額に基づいて年率0.05%の割合で徴収され、四半期毎に計算および支払が行われる年次税（tax d'abonnement）の対象である。

短期金融商品への集団投資、信用機関への預金、またはその両方を唯一の目的とするルクセンブルグUC I には、年率0.01%の減額年次税が適用される。2010年法に言及されている複数のコンパートメントを有するルクセンブルグのUC I の個々のコンパートメントおよびUC I 内または複数のコンパートメントを有するUC I のコンパートメント内で発行される証券の個々のクラスには、年率0.01%の減額年次税が適用される。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は、機関投資家によって保有されなければならない。年次税の免除は、(i) それ自体が年次税の対象であるルクセンブルグUC I への投資、(ii) 退職年金スキームにより保有されるUC I、そのコンパートメントまたは専用クラス、(iii) 短期金融市場UC I、ならびに(iv) 取引所取引ファンドである2010年法パートIIに服するUC I T SおよびUC I に適用される。

源泉徴収税

ファンドが受け取る利息および配当収入は、源泉国において回収不能な源泉徴収税を課せられる可能性がある。ファンドは、さらに、源泉国における自らの資産の実現済または未実現の元本の成長部分に課せられる税金の適用対象となる可能性がある。

ルクセンブルグでは、投資家が居住者である場合、ファンドから投資家へ支払われるインカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに源泉徴収税は課せられない。

受益者の税金

ファンドの投資家は、自らの居住国で有効な法律に従い、投資から得たインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインに課せられる税金の適用対象となる。

現行法下では、投資家は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン、インカム・ゲインまたは源泉徴収税の適用対象ではない。ただし、(i) ルクセンブルグに本籍を有する、住所を有するもしくは恒久的施設を有する者、または、(ii) 租税条約により保護されないルクセンブルグ非居住者で、ファンドを通じてルクセンブルグの会社の10%以上を保有し、かつ、ファンドの受益証券の申込み後6か月未満でファンドの受益証券の買戻しをする者はこの限りではない。

ファンドは、関連国における源泉徴収税の控除後、自らのポートフォリオの資産により創出された収入を回収する。ファンドには法人格がないため、適用される源泉徴収税率の減税を受けられる可能性は、ファンドの投資家の地位による。投資家は、自らの居住国で免税されている場合または自らの居住国と証券所在国との間で締結された二重課税条約に基づく条約上の減免措置を受けられる場合、ファンドが被る源泉徴収税のうち自らの持分に応じて完全または部分的な還付を受けられる可能性がある。

米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）および2016年OECD共通報告基準（以下「CRS」という。）

アメリカ合衆国において、追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、FATCAが制定された。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」という。）であるファンドが、これに基づき、米国納税者またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務付ける規定が含まれる。内国歳入庁と契約を締結せず、かつ、FATCA制度を遵守する金融機関は、米国を源泉とする収益の支払およびファンドが米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがある。2014年3月28日、ルクセンブルグ大公国はアメリカ合衆国との間にモデル1政府間協定（以下「IGA」という。）を締結し、2015年7月にルクセンブルグ法にIGAを導入した。

CRSは、2014年12月9日に採択された税務情報の強制的自動交換に関する理事会指令2014/107/EUにより実施され、課税分野における金融口座情報の自動的交換に関する2015年12月18日法（以下「CRS法」という。）によりルクセンブルグ法に導入された。CRSは2016年1月1日に多くのEU加盟国で効力が発生した。CRSに基づき、ファンドは、ルクセンブルグ税務当局に対して、CRS参加国における租税上の居住者である投資家が保有する受益証券に関する一定の情報を報告し、当該目的のために追加の識別情報を収集しなければならない。CRS法に基づき、最初の情報交換は、2016年（暦年）に関する情報につき、2017年9月30日までに適用された。FATCA上およびCRS上の義務を遵守する目的において、ファンドは、自らの投資家の税務上の立場を確認するため、一定の情報を当該投資家から取得するよう義務付けられることがある。上述のようにFATCA IGAに基づき、かかる投資家が、米国人所有の非米国事業体等の特定の者、もしくは非参加FFIであるか、または必要書類を提供しない場合、ファンドは、適用ある法令に従い、当該投資家に関する情報をルクセンブルグの税務当局に報告する必要がある。これにより、結果として、内国歳入庁への報告となる。CRSに基づき、投資家がCRS参加国における租税上の居住者であり、かつ必要書類を提供しない場合、適用ある法令に従い、ファンドはかかる投資家に関する情報をルクセンブルグの税務当局に対して報告する必要がある。ただし、ファンドが、FATCAの規定に従い行為する場合、FATCAに基づく源泉徴収税の対象とはならない。

受益者および仲介業者は、ファンドの既存の方針により、受益証券が米国人または適切なCRS情報を提供しない投資家向けの募集または販売を行っていないことに留意すべきである。米国人に対して後日受益証券を譲渡することは禁止されている。受益証券が実質的に米国人または適切なCRS情報を提供しない投資家により所有されている場合、ファンドはその裁量により強制的に当該受益証券を買戻すことができる。受益者はさらに、FATCAの法規において、特定の者の定義には、他の法規と比べて幅広い投資家を含みうることに留意すべきである。

DAC 6

2018年5月25日、欧州理事会は、アグレッシブなタックス・プランニングに関連し得る取引に係る当事者に報告義務を課す指令（税務分野における強制的な自動情報交換に関する指令2011/16/EUを改正する指令2018/822）（以下「DAC 6」という。）を採択した。DAC 6は、2020年3月25日の法律（以下「DAC 6法」という。）によりルクセンブルグにおいて施行されている。

具体的には、報告義務は、特にDAC 6法に規定され、一定の場合に主要ベネフィット・テストと併用される一または複数の「ホールマーク」に該当するクロスボーダー・アレンジメント（以下「報告対象アレンジメント」という。）に対し適用される。報告対象アレンジメントの場合、報告すべき情報には、すべての関連納税義務者および仲介者の名称、報告対象アレンジメントの概要、報告対象アレンジメントの金額ならびに報告対象アレンジメントに係る加盟国の特定等が含まれる。

報告義務は、原則として、報告対象アレンジメントの設計、マーケティング、組成、実行もしくは実行に当たっての管理を行う者、また、それに関連し支援または助言を提供する者（いわゆる「仲介者」）にある。しかしながら、一定の場合、納税義務者自身が報告義務対象となる場合がある。

2021年1月1日以降、報告対象アレンジメントは、(i) 報告対象アレンジメントの実行が可能となった日、(ii) 報告対象アレンジメントの実行準備ができた日、または(iii) 報告対象アレンジメントの実行における最初のステップが実行された日のいずれか早い日から30日以内に報告することが義務付けられている。報告された情報は、全加盟国の税務当局間で自動的に交換される。

DAC 6法の幅広い適用範囲に鑑みると、ファンドが行う取引がDAC 6法の適用範囲に該当し、報告対象となる場合がある。

5【運用状況】

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・バランスおよびユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティは、2002年12月20日に運用を開始した。

ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブルは、2016年4月12日に運用を開始した。

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドおよびニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティは、2004年4月30日に運用を開始した。（ただし、ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドのクラスA毎月分配型（米ドル）およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券の運用は、2004年11月30日に開始された。）

ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティは、2006年7月31日に運用を開始した。

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドは、2009年5月28日に運用を開始した。（ただし、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドの毎月分配型受益証券の運用は、2010年3月31日に開始された。）

グローバル・シリーズ イールド・エクイティは、2006年7月31日に運用を開始した。（ただし、グローバル・シリーズ イールド・エクイティのクラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券の運用は、2010年3月31日に開始された。）

グローバル・シリーズ コモディティは、2010年3月31日に運用を開始した。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションは、2005年9月30日から運用を開始した。（ただし、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券の運用は、2013年7月1日に開始された。）

（注1）グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションは、2013年7月1日付で運用方針が変更されている。下記の「（3）運用実績」および「（4）販売及び買戻しの実績」のうち、2013年6月末日までの実績は、変更前の旧「ニューマーケット・シリーズ コンバージング・ヨーロッパ・ボンド」の実績を記載している。

（注2）2016年6月30日をもって、すべてのクラスB受益証券は、同一サブ・ファンドのクラスA受益証券に自動転換された。

（注3）ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブルは、2021年3月31日付で投資対象の吸収合併に際して名称が変更されている。下記の「（3）運用実績」および「（4）販売及び買戻しの実績」のうち、2021年3月末日までの実績は、変更前の旧「ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ」の実績を記載している。

（注4）2021年7月30日付で、グローバル・シリーズ コモディティのマスター・ファンドは、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンドからシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・コモディティに変更されている。

（1）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況（2021年12月末日現在）

＜ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド＞

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	29,651,902	99.04
現金・その他の資産 （負債控除後）		288,528	0.96
合計（純資産総額）		29,940,430 （約3,908百万円）	100.00

（注）投資比率とは、各サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

＜ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス＞

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
-------	----	-----------	---------

外国投資信託	ルクセンブルグ	28,516,629	99.04
現金・その他の資産 （負債控除後）		275,121	0.96
合計（純資産総額）		28,791,750 (約3,758百万円)	100.00

＜ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ＞

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	34,022,187	99.05
現金・その他の資産 （負債控除後）		325,213	0.95
合計（純資産総額）		34,347,400 (約4,483百万円)	100.00

＜ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル＞

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	23,342,992	99.32
現金・その他の資産 （負債控除後）		160,731	0.68
合計（純資産総額）		23,503,723 (約3,067百万円)	100.00

＜ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	21,404,483	99.14
現金・その他の資産 （負債控除後）		185,645	0.86
合計（純資産総額）		21,590,129 (約2,483百万円)	100.00

＜ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	4,659,894	99.14
現金・その他の資産 （負債控除後）		40,570	0.86
合計（純資産総額）		4,700,465 （約541百万円）	100.00

＜ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	51,287,655	98.92
現金・その他の資産 （負債控除後）		560,406	1.08
合計（純資産総額）		51,848,061 （約5,964百万円）	100.00

＜ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	20,015,987	98.94
現金・その他の資産 （負債控除後）		213,804	1.06
合計（純資産総額）		20,229,790 （約2,327百万円）	100.00

＜グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	122,365,456	99.22
現金・その他の資産 （負債控除後）		964,564	0.78
合計（純資産総額）		123,330,021 （約14,185百万円）	100.00

＜グローバル・シリーズ イールド・エクイティ＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	45,361,806	98.93
現金・その他の資産 （負債控除後）		490,771	1.07
合計（純資産総額）		45,852,577 (約5,274百万円)	100.00

＜グローバル・シリーズ コモディティ＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	10,928,620	97.84
現金・その他の資産 （負債控除後）		241,054	2.16
合計（純資産総額）		11,169,673 (約1,285百万円)	100.00

＜グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション＞

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	6,733,612	99.20
現金・その他の資産 （負債控除後）		54,570	0.80
合計（純資産総額）		6,788,182 (約886百万円)	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（2021年12月末日現在）

＜ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド クラスⅠ受益証券	ルクセンブルグ	—	1,083,938.00	20.85	22,596,116	27.36	29,651,902	99.04

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド
クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)
イタリア国債	1.85	2025年7月1日	3.38
SCHRODER CHINA FIXED INCOME FUND RMB I ACC	—	—	3.30
フランス国債	0.75	2052年5月25日	2.65
スペイン国債	0.85	2037年7月30日	2.57
フランス国債	1.25	2036年5月25日	2.16

（注）組入比率とは、各投資対象ファンドの純資産総額に対する時価の比率をいう。以下同じ。

＜ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラスⅠ受益証券	ルクセンブルグ	—	220,804.87	38.80	8,566,849	69.15	15,269,211	53.03
2	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド クラスⅠ受益証券	ルクセンブルグ	—	484,265.05	23.88	11,566,595	27.36	13,247,418	46.01

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ
クラスⅠ受益証券、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボ
ンド クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄については、前記＜ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド＞お
よび後記＜ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ＞の＜参考情報＞を参照のこと。

＜ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラスI 受益証券	ルクセンブルグ	—	491,987.74	45.55	22,409,291	69.15	34,022,187	99.05

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラスI 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMONT SA	一般消費財・サービス	スイス	4.99
SOCIETE GENERALE SA	金融	フランス	4.23
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING PREF	一般消費財・サービス	ドイツ	3.79
MERCK	ヘルスケア	ドイツ	3.73
QIAGEN NV	ヘルスケア	ドイツ	3.37

＜ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ヨーロッパ・サステナブル・エクイティ クラスI 受益証券	ルクセンブルグ	—	143,959.25	151.82	21,856,471	162.15	23,342,992	99.32

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ヨーロッパ・サステナブル・エクイティ クラスI 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
ASTRAZENECA PLC	ヘルスケア	イギリス	4.26
SIEMENS AG	資本財・サービス	ドイツ	3.81
NESTLE SA	生活必需品	スイス	3.67
SAP	情報技術	ドイツ	3.61
RELX PLC	資本財・サービス	イギリス	3.57

＜ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン クラスI 受益証券	ルクセンブルグ	—	1,023,006.65	14.10	14,424,083	20.92	21,404,483	99.14

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン クラスI 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	国	通貨	組入比率(%)
CHINA PEOPLES REPUBLIC OF (GOVERNMENT) 2.68% 2030/5/21	中国	人民元	3.67
MALAYSIA (GOVERNMENT) 3.828% 2034/7/5	マレーシア	マレーシア・リンギット	3.40
SINGAPORE (REPUBLIC OF) 1.625% 2031/7/1	シンガポール	シンガポール・ドル	3.22
KOREA (REPUBLIC OF) 2.25% 2023/9/10	韓国	韓国ウォン	2.81
KOREA (REPUBLIC OF) 1.375% 2029/12/10	韓国	韓国ウォン	2.59

＜ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・アプソルート・リターン クラスI 受益証券	ルクセンブルグ	—	114,565.51	33.59	3,848,078	40.67	4,659,894	99.14

＜ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナ クラスI 受益証券	ルクセンブルグ	—	388,250.37	102.02	39,608,404	132.10	51,287,655	98.92

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナ クラスI 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国・地域	組入比率(%)
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	情報技術	台湾	9.78
TENCENT HOLDINGS LTD	コミュニケーション・サービス	中国	7.96
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス	中国	5.82
HSBC HOLDINGS PLC	金融	香港	3.35
AIA GROUP LTD	金融	香港	3.28

＜ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・B R I C クラスI 受益証券	ルクセンブルグ	—	52,796.71	262.91	13,880,821	379.11	20,015,987	98.94

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・B R I C クラスI 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
TENCENT HOLDINGS LTD	コミュニケーション・サービス	中国	9.65
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス	中国	5.33
TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	情報技術	インド	4.76
ICICI BANK LTD	金融	インド	3.36
HDFC BANK LTD	金融	インド	3.29

＜グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・グローバル・ハイイールド クラスI 受益証券	ルクセンブルグ	—	1,832,924.47	55.36	101,471,137	66.76	122,365,456	99.22

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・グローバル・ハイイールド クラスI 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	クーポン(%)	満期日	格付け*	国名	組入比率(%)
TENET HEALTHCARE CORPORATION	ヘルスケア	4.375	2030年1月15日	B	米国	0.87
OCCIDENTAL PETROLEUM CORPORATION	独立系エネルギー	6.375	2028年9月1日	BB	米国	0.71
KRAFT HEINZ FOODS CO	食品・飲料	4.875	2049年10月1日	BB	米国	0.69
CCO HOLDINGS LLC	ケーブル・衛星	4.25	2031年2月1日	BB	米国	0.67
CCO HOLDINGS LLC	ケーブル・衛星	5.00	2028年2月1日	BB	米国	0.63

*複数の格付け機関による格付けがある場合、それを数値化して平均したものである。

＜グローバル・シリーズ イールド・エクイティ＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールドクラスI受益証券	ルクセンブルグ	—	151,350.23	230.25	34,848,529	299.71	45,361,806	98.93

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールド クラスI受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	国名	業種	組入比率(%)
GLAXOSMITHKLINE PLC	イギリス	ヘルスケア	2.74
BT GROUP PLC	イギリス	コミュニケーション・サービス	2.68
HSBC HOLDINGS PLC	イギリス	金融	2.48
BAYER AG	ドイツ	ヘルスケア	2.33
CENTRICA PLC	イギリス	公益事業	2.30

＜グローバル・シリーズ コモディティ＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティクラスI受益証券	ルクセンブルグ	—	96,894.89	112.55	10,905,699	112.79	10,928,620	97.84

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティ クラスI受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5コモディティ	セクター	組入比率(%)
原油	エネルギー	13.9
大豆関連	農産物	11.5
天然ガス	エネルギー	10.8
金	金属	10.7
小麦	農産物	7.0

＜グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・インフレーション・プラスクラスI受益証券	ルクセンブルグ	—	231,274.59	24.35	5,632,448	29.12	6,733,612	99.20

②【投資不動産物件】（2021年12月末日現在）

該当事項なし。

③【その他投資資産の主要なもの】（2021年12月末日現在）

該当事項なし。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2021年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は、以下の通りである。

＜ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第10会計年度末 (2012年9月30日)	55,578,536	7,253,555	A (ユーロ)	14.738ユーロ	1,923
			B (ユーロ)	14.034ユーロ	1,832
			A (円)	1,179円	—
			B (円)	1,127円	—
第11会計年度末 (2013年9月30日)	46,257,290	6,037,039	A (ユーロ)	15.363ユーロ	2,005
			B (ユーロ)	14.557ユーロ	1,900
			A (円)	1,232円	—
			B (円)	1,171円	—
第12会計年度末 (2014年9月30日)	46,212,090	6,031,140	A (ユーロ)	16.831ユーロ	2,197
			B (ユーロ)	15.868ユーロ	2,071
			A (円)	1,346円	—
			B (円)	1,273円	—
第13会計年度末 (2015年9月30日)	44,280,689	5,779,073	A (ユーロ)	17.019ユーロ	2,221
			B (ユーロ)	15.966ユーロ	2,084
			A (円)	1,357円	—
			B (円)	1,277円	—
第14会計年度末 (2016年9月30日)	45,377,887	5,922,268	A (ユーロ)	17.979ユーロ	2,346
			A (円)	1,435円	—
第15会計年度末 (2017年9月30日)	37,284,213	4,865,963	A (ユーロ)	17.525ユーロ	2,287
			A (円)	1,402円	—
第16会計年度末 (2018年9月30日)	34,052,080	4,444,137	A (ユーロ)	17.438ユーロ	2,276
			A (円)	1,399円	—
第17会計年度末 (2019年9月30日)	34,906,335	4,555,626	A (ユーロ)	18.842ユーロ	2,459
			A (円)	1,512円	—
第18会計年度末 (2020年9月30日)	34,848,239	4,548,044	A (ユーロ)	18.913ユーロ	2,468
			A (円)	1,519円	—
第19会計年度末 (2021年9月30日)	30,861,148	4,027,688	A (ユーロ)	18.639ユーロ	2,433
			A (円)	1,502円	—

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年1月末日	33,567,189	4,380,854	A（ユーロ）	19.054ユーロ	2,487
			A（円）	1,532円	—
2021年2月末日	32,846,407	4,286,785	A（ユーロ）	18.807ユーロ	2,455
			A（円）	1,512円	—
2021年3月末日	32,819,291	4,283,246	A（ユーロ）	18.865ユーロ	2,462
			A（円）	1,518円	—
2021年4月末日	32,062,509	4,184,478	A（ユーロ）	18.734ユーロ	2,445
			A（円）	1,508円	—
2021年5月末日	31,971,525	4,172,604	A（ユーロ）	18.669ユーロ	2,436
			A（円）	1,503円	—
2021年6月末日	31,832,742	4,154,491	A（ユーロ）	18.706ユーロ	2,441
			A（円）	1,506円	—
2021年7月末日	32,200,317	4,202,463	A（ユーロ）	18.968ユーロ	2,476
			A（円）	1,528円	—
2021年8月末日	31,996,274	4,175,834	A（ユーロ）	18.899ユーロ	2,467
			A（円）	1,523円	—
2021年9月末日	30,861,148	4,027,688	A（ユーロ）	18.639ユーロ	2,433
			A（円）	1,502円	—
2021年10月末日	30,321,375	3,957,243	A（ユーロ）	18.444ユーロ	2,407
			A（円）	1,487円	—
2021年11月末日	30,428,871	3,971,272	A（ユーロ）	18.631ユーロ	2,432
			A（円）	1,502円	—
2021年12月末日	29,940,430	3,907,526	A（ユーロ）	18.413ユーロ	2,403
			A（円）	1,485円	—

<参考情報>

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



(注) サブ・ファンドの運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束、示唆または保証するものではない。以下同じ。

＜ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第10会計年度末 (2012年9月30日)	47,771,813	6,234,699	A（ユーロ）	15.799ユーロ	2,062
			B（ユーロ）	15.047ユーロ	1,964
			A（円）	1,360円	—
			B（円）	1,306円	—
第11会計年度末 (2013年9月30日)	39,853,559	5,201,288	A（ユーロ）	18.081ユーロ	2,360
			B（ユーロ）	17.134ユーロ	2,236
			A（円）	1,563円	—
			B（円）	1,492円	—
第12会計年度末 (2014年9月30日)	37,162,365	4,850,060	A（ユーロ）	19.863ユーロ	2,592
			B（ユーロ）	18.729ユーロ	2,444
			A（円）	1,716円	—
			B（円）	1,630円	—
第13会計年度末 (2015年9月30日)	33,894,897	4,423,623	A（ユーロ）	20.897ユーロ	2,727
			B（ユーロ）	19.606ユーロ	2,559
			A（円）	1,802円	—
			B（円）	1,721円	—
第14会計年度末 (2016年9月30日)	32,465,374	4,237,056	A（ユーロ）	21.563ユーロ	2,814
			A（円）	1,871円	—
第15会計年度末 (2017年9月30日)	30,141,092	3,933,714	A（ユーロ）	23.835ユーロ	3,111
			A（円）	2,077円	—
第16会計年度末 (2018年9月30日)	35,148,347	4,587,211	A（ユーロ）	23.495ユーロ	3,066
			A（円）	2,057円	—
第17会計年度末 (2019年9月30日)	31,562,046	4,119,163	A（ユーロ）	23.858ユーロ	3,114
			A（円）	2,097円	—
第18会計年度末 (2020年9月30日)	28,788,356	3,757,168	A（ユーロ）	23.141ユーロ	3,020
			A（円）	2,049円	—
第19会計年度末 (2021年9月30日)	28,741,601	3,751,066	A（ユーロ）	26.139ユーロ	3,411
			A（円）	2,328円	—

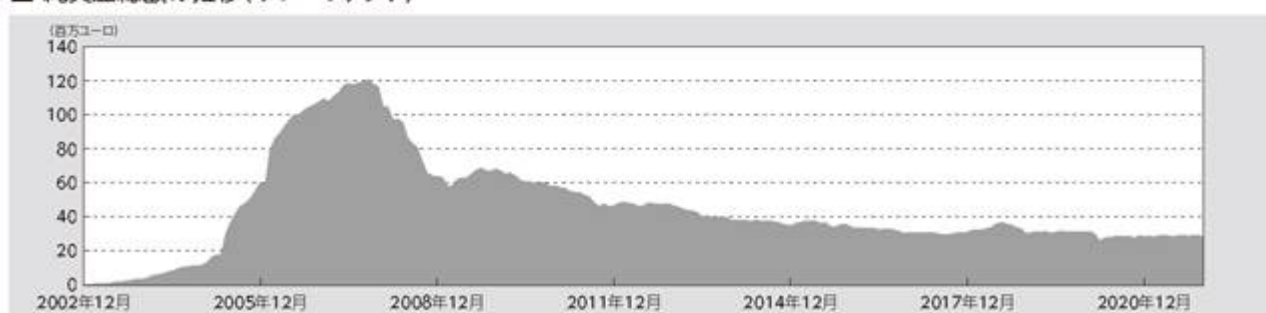
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年1月末日	28,751,878	3,752,408	A（ユーロ）	24.457ユーロ	3,192
			A（円）	2,170円	—
2021年2月末日	28,312,066	3,695,008	A（ユーロ）	24.610ユーロ	3,212
			A（円）	2,184円	—
2021年3月末日	29,091,444	3,796,724	A（ユーロ）	25.460ユーロ	3,323
			A（円）	2,261円	—
2021年4月末日	29,027,809	3,788,419	A（ユーロ）	25.629ユーロ	3,345
			A（円）	2,277円	—
2021年5月末日	28,946,556	3,777,815	A（ユーロ）	25.951ユーロ	3,387
			A（円）	2,307円	—
2021年6月末日	28,444,064	3,712,235	A（ユーロ）	26.013ユーロ	3,395
			A（円）	2,313円	—
2021年7月末日	29,130,254	3,801,789	A（ユーロ）	26.494ユーロ	3,458
			A（円）	2,357円	—
2021年8月末日	29,484,890	3,848,073	A（ユーロ）	26.779ユーロ	3,495
			A（円）	2,384円	—
2021年9月末日	28,741,601	3,751,066	A（ユーロ）	26.139ユーロ	3,411
			A（円）	2,328円	—
2021年10月末日	29,159,824	3,805,649	A（ユーロ）	26.553ユーロ	3,465
			A（円）	2,366円	—
2021年11月末日	29,042,505	3,790,337	A（ユーロ）	26.292ユーロ	3,431
			A（円）	2,342円	—
2021年12月末日	28,791,750	3,757,611	A（ユーロ）	26.506ユーロ	3,459
			A（円）	2,364円	—

<参考情報>

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



＜ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第10会計年度末 (2012年9月30日)	40,636,221	5,303,433	A（ユーロ）	15.537ユーロ	2,028
			B（ユーロ）	14.796ユーロ	1,931
			A（円）	1,420円	—
			B（円）	1,348円	—
第11会計年度末 (2013年9月30日)	38,125,384	4,975,744	A（ユーロ）	19.082ユーロ	2,490
			B（ユーロ）	18.081ユーロ	2,360
			A（円）	1,757円	—
			B（円）	1,660円	—
第12会計年度末 (2014年9月30日)	42,269,570	5,516,602	A（ユーロ）	21.057ユーロ	2,748
			B（ユーロ）	19.853ユーロ	2,591
			A（円）	1,943円	—
			B（円）	1,835円	—
第13会計年度末 (2015年9月30日)	56,033,768	7,312,967	A（ユーロ）	22.700ユーロ	2,963
			B（ユーロ）	21.295ユーロ	2,779
			A（円）	2,093円	—
			B（円）	1,966円	—
第14会計年度末 (2016年9月30日)	50,606,844	6,604,699	A（ユーロ）	23.057ユーロ	3,009
			A（円）	2,146円	—
第15会計年度末 (2017年9月30日)	38,252,335	4,992,312	A（ユーロ）	27.880ユーロ	3,639
			A（円）	2,613円	—
第16会計年度末 (2018年9月30日)	36,952,740	4,822,702	A（ユーロ）	27.333ユーロ	3,567
			A（円）	2,575円	—
第17会計年度末 (2019年9月30日)	32,543,071	4,247,196	A（ユーロ）	26.440ユーロ	3,451
			A（円）	2,510円	—
第18会計年度末 (2020年9月30日)	26,983,716	3,521,645	A（ユーロ）	24.993ユーロ	3,262
			A（円）	2,400円	—
第19会計年度末 (2021年9月30日)	32,863,924	4,289,071	A（ユーロ）	31.623ユーロ	4,127
			A（円）	3,060円	—

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年1月末日	29,228,271	3,814,582	A（ユーロ）	27.486ユーロ	3,587
			A（円）	2,647円	—
2021年2月末日	29,748,264	3,882,446	A（ユーロ）	28.070ユーロ	3,663
			A（円）	2,704円	—
2021年3月末日	31,254,486	4,079,023	A（ユーロ）	29.695ユーロ	3,875
			A（円）	2,862円	—
2021年4月末日	31,195,348	4,071,305	A（ユーロ）	30.247ユーロ	3,948
			A（円）	2,917円	—
2021年5月末日	31,906,800	4,164,156	A（ユーロ）	31.105ユーロ	4,060
			A（円）	3,002円	—
2021年6月末日	32,238,390	4,207,432	A（ユーロ）	31.200ユーロ	4,072
			A（円）	3,012円	—
2021年7月末日	33,865,243	4,419,753	A（ユーロ）	31.916ユーロ	4,165
			A（円）	3,084円	—
2021年8月末日	33,444,372	4,364,825	A（ユーロ）	32.695ユーロ	4,267
			A（円）	3,161円	—
2021年9月末日	32,863,924	4,289,071	A（ユーロ）	31.623ユーロ	4,127
			A（円）	3,060円	—
2021年10月末日	33,881,879	4,421,924	A（ユーロ）	32.896ユーロ	4,293
			A（円）	3,185円	—
2021年11月末日	33,287,027	4,344,290	A（ユーロ）	32.009ユーロ	4,177
			A（円）	3,100円	—
2021年12月末日	34,347,400	4,482,679	A（ユーロ）	32.850ユーロ	4,287
			A（円）	3,185円	—

<参考情報>

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



＜ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル＞

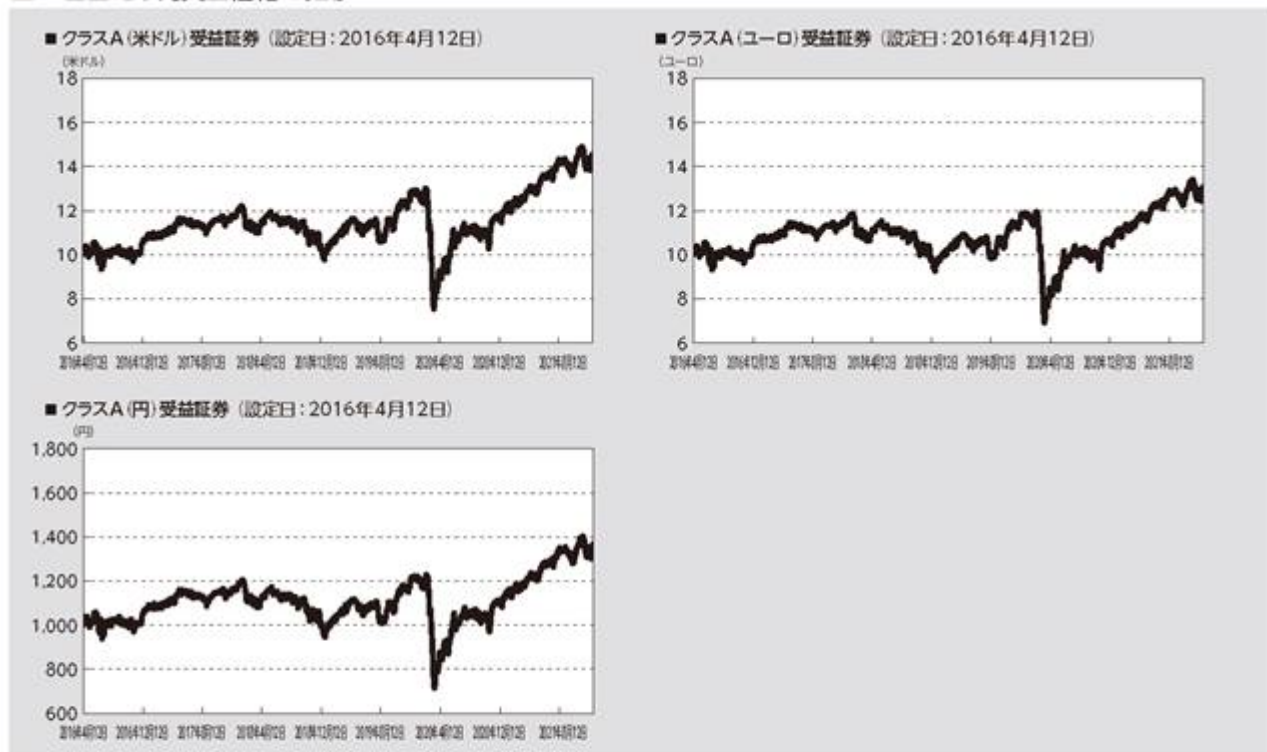
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	7,904,734	1,031,647	A（米ドル）	10.027米ドル	1,153
			A（ユーロ）	9.948ユーロ	1,298
			A（円）	1,004円	—
第15会計年度末 (2017年9月30日)	4,765,987	622,009	A（米ドル）	11.542米ドル	1,328
			A（ユーロ）	11.280ユーロ	1,472
			A（円）	1,144円	—
第16会計年度末 (2018年9月30日)	10,339,508	1,349,409	A（米ドル）	11.402米ドル	1,311
			A（ユーロ）	10.878ユーロ	1,420
			A（円）	1,109円	—
第17会計年度末 (2019年9月30日)	7,174,841	936,388	A（米ドル）	11.546米ドル	1,328
			A（ユーロ）	10.694ユーロ	1,396
			A（円）	1,097円	—
第18会計年度末 (2020年9月30日)	5,251,417	685,362	A（米ドル）	10.868米ドル	1,250
			A（ユーロ）	9.885ユーロ	1,290
			A（円）	1,026円	—
第19会計年度末 (2021年9月30日)	18,524,624	2,417,649	A（米ドル）	13.840米ドル	1,592
			A（ユーロ）	12.470ユーロ	1,627
			A（円）	1,304円	—
2021年1月末日	5,599,385	730,776	A（米ドル）	11.925米ドル	1,372
			A（ユーロ）	10.802ユーロ	1,410
			A（円）	1,125円	—
2021年2月末日	5,526,355	721,245	A（米ドル）	12.220米ドル	1,406
			A（ユーロ）	11.064ユーロ	1,444
			A（円）	1,152円	—
2021年3月末日	5,492,373	716,810	A（米ドル）	12.729米ドル	1,464
			A（ユーロ）	11.513ユーロ	1,503
			A（円）	1,200円	—
2021年4月末日	6,312,151	823,799	A（米ドル）	12.938米ドル	1,488
			A（ユーロ）	11.693ユーロ	1,526
			A（円）	1,219円	—
2021年5月末日	9,782,687	1,276,738	A（米ドル）	13.346米ドル	1,535
			A（ユーロ）	12.055ユーロ	1,573
			A（円）	1,258円	—
2021年6月末日	12,846,879	1,676,646	A（米ドル）	13.552米ドル	1,559
			A（ユーロ）	12.236ユーロ	1,597
			A（円）	1,277円	—

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年7月末日	14,385,998	1,877,517	A（米ドル）	13.859米ドル	1,594
			A（ユーロ）	12.504ユーロ	1,632
			A（円）	1,306円	—
2021年8月末日	15,973,565	2,084,710	A（米ドル）	14.212米ドル	1,635
			A（ユーロ）	12.815ユーロ	1,672
			A（円）	1,339円	—
2021年9月末日	18,524,624	2,417,649	A（米ドル）	13.840米ドル	1,592
			A（ユーロ）	12.470ユーロ	1,627
			A（円）	1,304円	—
2021年10月末日	21,473,575	2,802,516	A（米ドル）	14.403米ドル	1,657
			A（ユーロ）	12.968ユーロ	1,692
			A（円）	1,356円	—
2021年11月末日	20,786,330	2,712,824	A（米ドル）	13.983米ドル	1,608
			A（ユーロ）	12.594ユーロ	1,644
			A（円）	1,317円	—
2021年12月末日	23,503,723	3,067,471	A（米ドル）	14.524米ドル	1,671
			A（ユーロ）	13.054ユーロ	1,704
			A（円）	1,367円	—

（注）ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブルは、2016年4月12日に運用を開始した。

<参考情報>

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



＜ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第10会計年度末 (2012年9月30日)	120,100,937	13,814,010	A（米ドル）	13.084米ドル	1,505
			B（米ドル）	12.544米ドル	1,443
			A（円）	1,073円	—
			B（円）	1,028円	—
			A毎月分配型 （米ドル）	7.523米ドル	865
			A毎月分配型 （円 ヘッジなし）	543円	—
第11会計年度末 (2013年9月30日)	97,225,250	11,182,848	A（米ドル）	12.717米ドル	1,463
			B（米ドル）	12.132米ドル	1,395
			A（円）	1,040円	—
			B（円）	992円	—
			A毎月分配型 （米ドル）	6.849米ドル	788
			A毎月分配型 （円 ヘッジなし）	615円	—
第12会計年度末 (2014年9月30日)	72,019,633	8,283,698	A（米ドル）	12.985米ドル	1,494
			B（米ドル）	12.326米ドル	1,418
			A（円）	1,059円	—
			B（円）	1,005円	—
			A毎月分配型 （米ドル）	6.507米ドル	748
			A毎月分配型 （円 ヘッジなし）	654円	—
第13会計年度末 (2015年9月30日)	49,862,293	5,735,161	A（米ドル）	12.355米ドル	1,421
			B（米ドル）	11.669米ドル	1,342
			A（円）	1,003円	—
			B（円）	948円	—
			A毎月分配型 （米ドル）	5.731米ドル	659
			A毎月分配型 （円 ヘッジなし）	634円	—

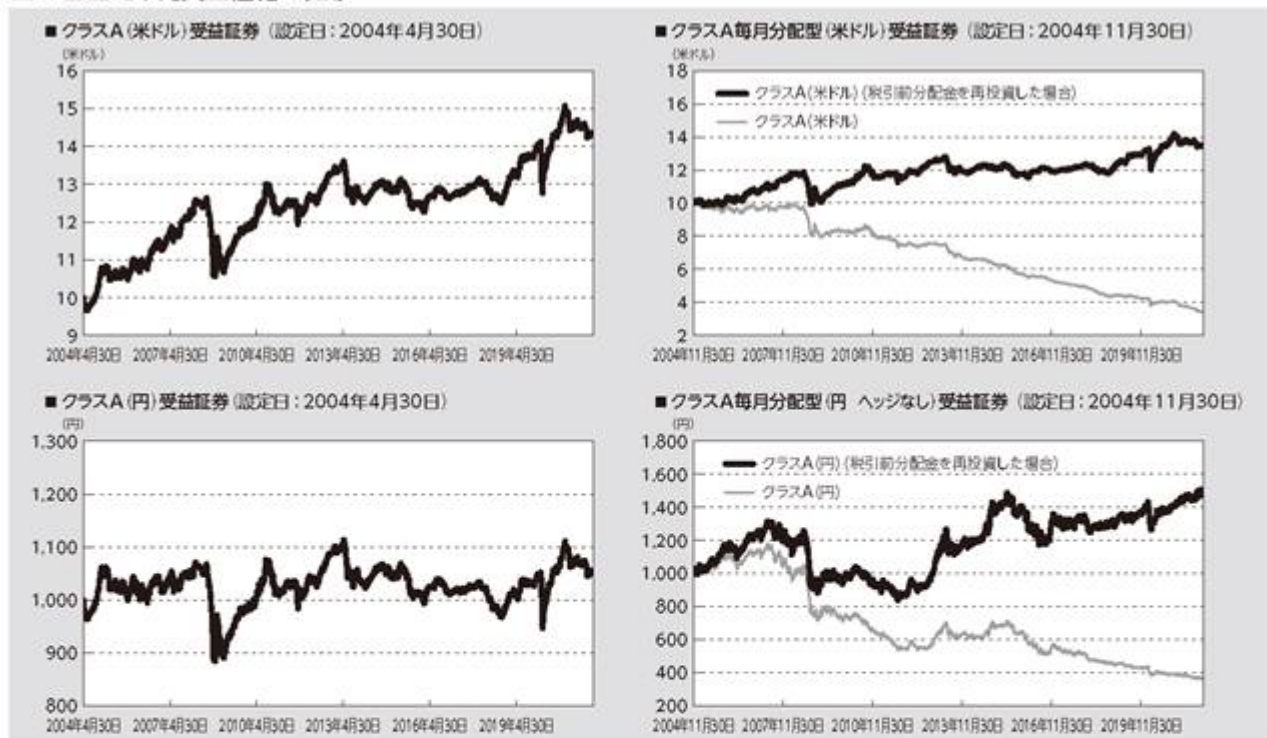
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	43,401,235	4,992,010	A（米ドル）	12.861米ドル	1,479
			A（円）	1,034円	—
			A 毎月分配型 （米ドル）	5.476米ドル	630
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	512円	—
第15会計年度末 (2017年9月30日)	34,490,721	3,967,123	A（米ドル）	12.904米ドル	1,484
			A（円）	1,022円	—
			A 毎月分配型 （米ドル）	5.009米ドル	576
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	521円	—
第16会計年度末 (2018年9月30日)	29,165,989	3,354,672	A（米ドル）	12.629米ドル	1,453
			A（円）	978円	—
			A 毎月分配型 （米ドル）	4.433米ドル	510
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	466円	—
第17会計年度末 (2019年9月30日)	28,197,196	3,243,241	A（米ドル）	13.690米ドル	1,575
			A（円）	1,029円	—
			A 毎月分配型 （米ドル）	4.307米ドル	495
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	433円	—
第18会計年度末 (2020年9月30日)	25,789,956	2,966,361	A（米ドル）	14.267米ドル	1,641
			A（円）	1,053円	—
			A 毎月分配型 （米ドル）	3.994米ドル	459
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	393円	—
第19会計年度末 (2021年9月30日)	22,831,217	2,626,047	A（米ドル）	14.455米ドル	1,663
			A（円）	1,062円	—
			A 毎月分配型 （米ドル）	3.573米ドル	411
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	372円	—

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年1月末日	26,000,048	2,990,526	A（米ドル）	14.882米ドル	1,712
			A（円）	1,097円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	4.004米ドル	461
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	390円	—
2021年2月末日	25,083,352	2,885,087	A（米ドル）	14.613米ドル	1,681
			A（円）	1,076円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	3.893米ドル	448
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	385円	—
2021年3月末日	24,426,303	2,809,513	A（米ドル）	14.445米ドル	1,661
			A（円）	1,063円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	3.808米ドル	438
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	392円	—
2021年4月末日	24,319,356	2,797,212	A（米ドル）	14.571米ドル	1,676
			A（円）	1,072円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	3.801米ドル	437
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	385円	—
2021年5月末日	24,190,119	2,782,347	A（米ドル）	14.670米ドル	1,687
			A（円）	1,079円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	3.787米ドル	436
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	386円	—
2021年6月末日	23,666,781	2,722,153	A（米ドル）	14.555米ドル	1,674
			A（円）	1,071円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	3.717米ドル	428
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	382円	—

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年7月末日	23,403,020	2,691,815	A（米ドル）	14.491米ドル	1,667
			A（円）	1,066円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	3.661米ドル	421
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	374円	—
2021年8月末日	23,256,455	2,674,957	A（米ドル）	14.597米ドル	1,679
			A（円）	1,073円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	3.648米ドル	420
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	372円	—
2021年9月末日	22,831,217	2,626,047	A（米ドル）	14.455米ドル	1,663
			A（円）	1,062円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	3.573米ドル	411
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	372円	—
2021年10月末日	22,328,909	2,568,271	A（米ドル）	14.361米ドル	1,652
			A（円）	1,055円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	3.510米ドル	404
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	372円	—
2021年11月末日	21,958,939	2,525,717	A（米ドル）	14.301米ドル	1,645
			A（円）	1,051円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	3.455米ドル	397
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	363円	—
2021年12月末日	21,590,129	2,483,297	A（米ドル）	14.367米ドル	1,652
			A（円）	1,055円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	3.431米ドル	395
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	368円	—

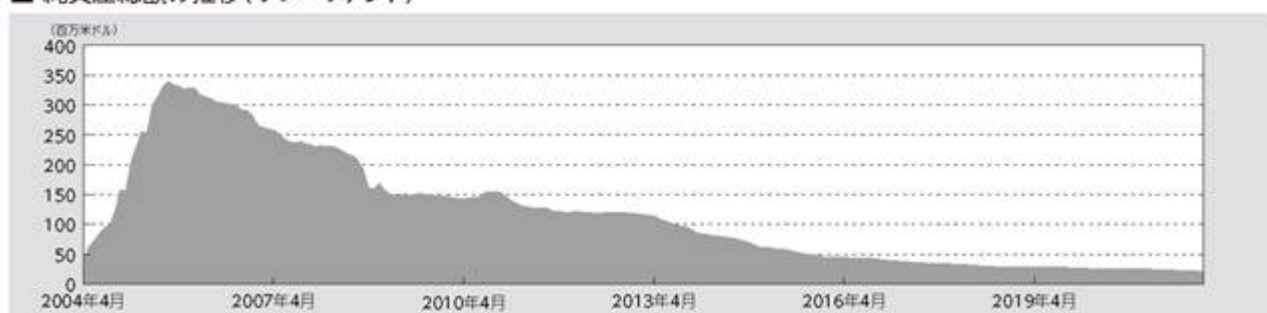
<参考情報>

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



[次へ](#)

＜ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第10会計年度末 (2012年9月30日)	23,416,705	2,693,389	A（米ドル）	14.115米ドル	1,624
			B（米ドル）	13.534米ドル	1,557
			A（円）	1,161円	—
			B（円）	1,113円	—
第11会計年度末 (2013年9月30日)	17,957,602	2,065,483	A（米ドル）	14.479米ドル	1,665
			B（米ドル）	13.813米ドル	1,589
			A（円）	1,189円	—
			B（円）	1,134円	—
第12会計年度末 (2014年9月30日)	13,723,910	1,578,524	A（米ドル）	14.427米ドル	1,659
			B（米ドル）	13.695米ドル	1,575
			A（円）	1,180円	—
			B（円）	1,121円	—
第13会計年度末 (2015年9月30日)	9,793,530	1,126,452	A（米ドル）	13.395米ドル	1,541
			B（米ドル）	12.653米ドル	1,455
			A（円）	1,090円	—
			B（円）	1,030円	—
第14会計年度末 (2016年9月30日)	9,331,056	1,073,258	A（米ドル）	14.486米ドル	1,666
			A（円）	1,167円	—
第15会計年度末 (2017年9月30日)	8,440,857	970,867	A（米ドル）	14.910米ドル	1,715
			A（円）	1,182円	—
第16会計年度末 (2018年9月30日)	6,789,558	780,935	A（米ドル）	14.032米ドル	1,614
			A（円）	1,087円	—
第17会計年度末 (2019年9月30日)	6,501,055	747,751	A（米ドル）	14.395米ドル	1,656
			A（円）	1,084円	—
第18会計年度末 (2020年9月30日)	6,771,386	778,845	A（米ドル）	14.394米ドル	1,656
			A（円）	1,066円	—
第19会計年度末 (2021年9月30日)	5,056,137	581,557	A（米ドル）	14.480米ドル	1,665
			A（円）	1,066円	—

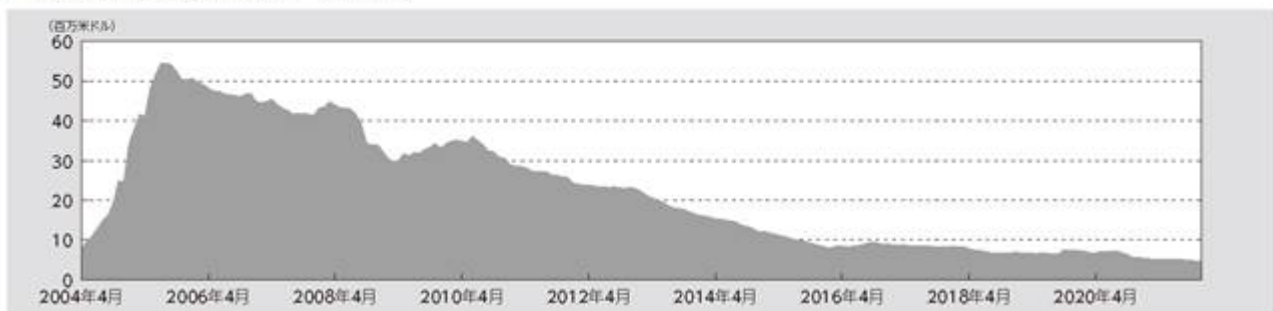
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年1月末日	5,514,636	634,293	A（米ドル）	15.191米ドル	1,747
			A（円）	1,122円	—
2021年2月末日	5,388,930	619,835	A（米ドル）	14.961米ドル	1,721
			A（円）	1,105円	—
2021年3月末日	5,200,666	598,181	A（米ドル）	14.614米ドル	1,681
			A（円）	1,078円	—
2021年4月末日	5,222,016	600,636	A（米ドル）	14.796米ドル	1,702
			A（円）	1,091円	—
2021年5月末日	5,296,725	609,229	A（米ドル）	15.019米ドル	1,727
			A（円）	1,108円	—
2021年6月末日	5,199,033	597,993	A（米ドル）	14.921米ドル	1,716
			A（円）	1,100円	—
2021年7月末日	5,122,996	589,247	A（米ドル）	14.840米ドル	1,707
			A（円）	1,094円	—
2021年8月末日	5,217,223	600,085	A（米ドル）	14.814米ドル	1,704
			A（円）	1,091円	—
2021年9月末日	5,056,137	581,557	A（米ドル）	14.480米ドル	1,665
			A（円）	1,066円	—
2021年10月末日	4,940,347	568,239	A（米ドル）	14.340米ドル	1,649
			A（円）	1,056円	—
2021年11月末日	4,825,803	555,064	A（米ドル）	14.020米ドル	1,613
			A（円）	1,033円	—
2021年12月末日	4,700,465	540,647	A（米ドル）	14.165米ドル	1,629
			A（円）	1,042円	—

<参考情報>

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



＜ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第10会計年度末 (2012年9月30日)	67,644,670	7,780,490	A（米ドル）	24.973米ドル	2,872
			B（米ドル）	23.945米ドル	2,754
			A（円）	2,175円	—
			B（円）	2,085円	—
第11会計年度末 (2013年9月30日)	48,578,036	5,587,446	A（米ドル）	27.070米ドル	3,114
			B（米ドル）	25.825米ドル	2,970
			A（円）	2,362円	—
			B（円）	2,254円	—
第12会計年度末 (2014年9月30日)	34,531,929	3,971,862	A（米ドル）	29.437米ドル	3,386
			B（米ドル）	27.943米ドル	3,214
			A（円）	2,568円	—
			B（円）	2,438円	—
第13会計年度末 (2015年9月30日)	23,613,600	2,716,036	A（米ドル）	27.267米ドル	3,136
			B（米ドル）	25.754米ドル	2,962
			A（円）	2,387円	—
			B（円）	2,254円	—
第14会計年度末 (2016年9月30日)	26,515,991	3,049,869	A（米ドル）	33.509米ドル	3,854
			A（円）	2,922円	—
第15会計年度末 (2017年9月30日)	27,986,288	3,218,983	A（米ドル）	42.028米ドル	4,834
			A（円）	3,613円	—
第16会計年度末 (2018年9月30日)	31,382,064	3,609,565	A（米ドル）	43.894米ドル	5,049
			A（円）	3,696円	—
第17会計年度末 (2019年9月30日)	28,103,003	3,232,407	A（米ドル）	42.776米ドル	4,920
			A（円）	3,516円	—
第18会計年度末 (2020年9月30日)	35,927,465	4,132,377	A（米ドル）	58.562米ドル	6,736
			A（円）	4,760円	—
第19会計年度末 (2021年9月30日)	55,695,508	6,406,097	A（米ドル）	64.444米ドル	7,412
			A（円）	5,214円	—

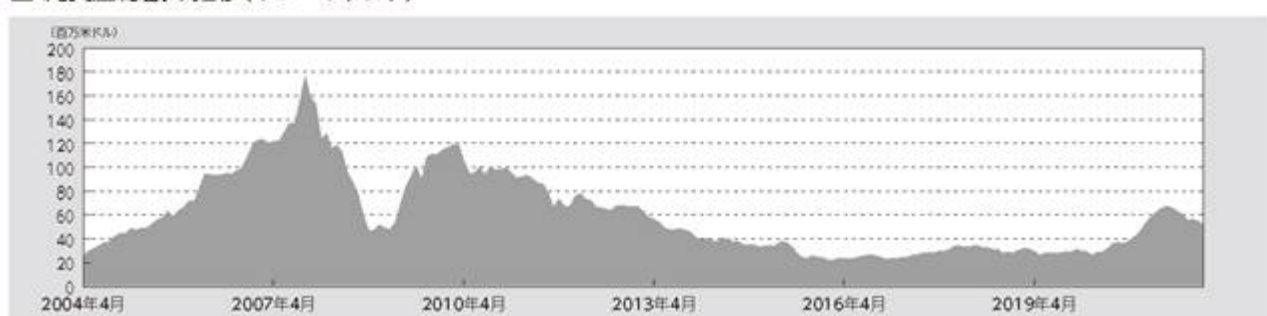
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年1月末日	52,550,586	6,044,368	A（米ドル）	74.697米ドル	8,592
			A（円）	6,057円	—
2021年2月末日	57,384,442	6,600,359	A（米ドル）	74.578米ドル	8,578
			A（円）	6,046円	—
2021年3月末日	61,860,554	7,115,201	A（米ドル）	70.493米ドル	8,108
			A（円）	5,710円	—
2021年4月末日	65,242,273	7,504,166	A（米ドル）	73.536米ドル	8,458
			A（円）	5,953円	—
2021年5月末日	67,134,827	7,721,848	A（米ドル）	74.967米ドル	8,623
			A（円）	6,067円	—
2021年6月末日	66,185,102	7,612,610	A（米ドル）	74.358米ドル	8,553
			A（円）	6,016円	—
2021年7月末日	63,216,607	7,271,174	A（米ドル）	70.000米ドル	8,051
			A（円）	5,664円	—
2021年8月末日	60,701,262	6,981,859	A（米ドル）	68.292米ドル	7,855
			A（円）	5,524円	—
2021年9月末日	55,695,508	6,406,097	A（米ドル）	64.444米ドル	7,412
			A（円）	5,214円	—
2021年10月末日	56,390,906	6,486,082	A（米ドル）	66.821米ドル	7,686
			A（円）	5,406円	—
2021年11月末日	54,857,880	6,309,753	A（米ドル）	64.988米ドル	7,475
			A（円）	5,261円	—
2021年12月末日	51,848,061	5,963,564	A（米ドル）	62.726米ドル	7,215
			A（円）	5,073円	—

<参考情報>

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



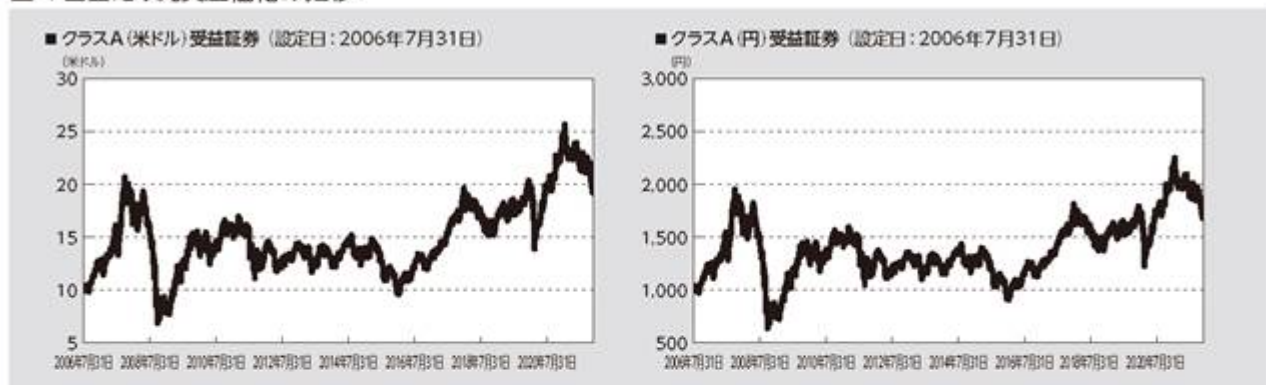
＜ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第10会計年度末 (2012年9月30日)	118,919,597	13,678,132	A（米ドル）	13.117米ドル	1,509
			B（米ドル）	12.720米ドル	1,463
			A（円）	1,233円	—
			B（円）	1,196円	—
第11会計年度末 (2013年9月30日)	79,836,710	9,182,818	A（米ドル）	13.531米ドル	1,556
			B（米ドル）	13.056米ドル	1,502
			A（円）	1,277円	—
			B（円）	1,232円	—
第12会計年度末 (2014年9月30日)	52,757,246	6,068,138	A（米ドル）	13.473米ドル	1,550
			B（米ドル）	12.936米ドル	1,488
			A（円）	1,270円	—
			B（円）	1,220円	—
第13会計年度末 (2015年9月30日)	33,178,633	3,816,206	A（米ドル）	11.098米ドル	1,276
			B（米ドル）	10.602米ドル	1,219
			A（円）	1,049円	—
			B（円）	1,002円	—
第14会計年度末 (2016年9月30日)	35,170,225	4,045,279	A（米ドル）	13.041米ドル	1,500
			A（円）	1,230円	—
第15会計年度末 (2017年9月30日)	33,193,069	3,817,867	A（米ドル）	16.281米ドル	1,873
			A（円）	1,513円	—
第16会計年度末 (2018年9月30日)	30,052,621	3,456,652	A（米ドル）	16.674米ドル	1,918
			A（円）	1,516円	—
第17会計年度末 (2019年9月30日)	28,629,982	3,293,021	A（米ドル）	17.628米ドル	2,028
			A（円）	1,563円	—
第18会計年度末 (2020年9月30日)	26,067,397	2,998,272	A（米ドル）	19.661米ドル	2,261
			A（円）	1,728円	—
第19会計年度末 (2021年9月30日)	23,258,362	2,675,177	A（米ドル）	21.537米ドル	2,477
			A（円）	1,886円	—

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年1月末日	29,542,508	3,397,979	A（米ドル）	23.753米ドル	2,732
			A（円）	2,083円	—
2021年2月末日	28,826,256	3,315,596	A（米ドル）	23.520米ドル	2,705
			A（円）	2,062円	—
2021年3月末日	27,281,099	3,137,872	A（米ドル）	22.871米ドル	2,631
			A（円）	2,004円	—
2021年4月末日	26,981,985	3,103,468	A（米ドル）	23.291米ドル	2,679
			A（円）	2,040円	—
2021年5月末日	27,349,352	3,145,722	A（米ドル）	23.597米ドル	2,714
			A（円）	2,066円	—
2021年6月末日	27,227,321	3,131,686	A（米ドル）	23.731米ドル	2,730
			A（円）	2,078円	—
2021年7月末日	24,736,586	2,845,202	A（米ドル）	22.127米ドル	2,545
			A（円）	1,938円	—
2021年8月末日	24,537,941	2,822,354	A（米ドル）	22.414米ドル	2,578
			A（円）	1,963円	—
2021年9月末日	23,258,362	2,675,177	A（米ドル）	21.537米ドル	2,477
			A（円）	1,886円	—
2021年10月末日	23,206,692	2,669,234	A（米ドル）	21.848米ドル	2,513
			A（円）	1,914円	—
2021年11月末日	21,436,352	2,465,609	A（米ドル）	20.326米ドル	2,338
			A（円）	1,781円	—
2021年12月末日	20,229,790	2,326,830	A（米ドル）	19.477米ドル	2,240
			A（円）	1,705円	—

<参考情報>

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



＜グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第10会計年度末 (2012年9月30日)	334,578,809	38,483,255	A（米ドル）	14.426米ドル	1,659
			A（円）	1,429円	—
			A（豪ドル）	16.175豪ドル	1,349
			A（ユーロ）	14.381ユーロ	1,877
			A 毎月分配型 （米ドル）	9.516米ドル	1,095
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	767円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	9.511ユーロ	1,241
			A 毎月分配型 （豪ドル）	9.585豪ドル	800
第11会計年度末 (2013年9月30日)	274,782,289	31,605,459	A（米ドル）	15.339米ドル	1,764
			A（円）	1,517円	—
			A（豪ドル）	17.650豪ドル	1,472
			A（ユーロ）	15.245ユーロ	1,990
			A 毎月分配型 （米ドル）	9.262米ドル	1,065
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	935円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	9.229ユーロ	1,204
			A 毎月分配型 （豪ドル）	9.225豪ドル	770
第12会計年度末 (2014年9月30日)	257,798,815	29,652,020	A（米ドル）	16.347米ドル	1,880
			A（円）	1,613円	—
			A（豪ドル）	19.267豪ドル	1,607
			A（ユーロ）	16.239ユーロ	2,119
			A 毎月分配型 （米ドル）	9.022米ドル	1,038
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	1,028円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	8.984ユーロ	1,173
			A 毎月分配型 （豪ドル）	8.846豪ドル	738

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第13会計年度末 (2015年9月30日)	169,007,148	19,439,202	A（米ドル）	15.889米ドル	1,828
			A（円）	1,564円	—
			A（豪ドル）	19.133豪ドル	1,596
			A（ユーロ）	15.731ユーロ	2,053
			A 毎月分配型 （米ドル）	7.957米ドル	915
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	1,012円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	7.891ユーロ	1,030
			A 毎月分配型 （豪ドル）	7.614豪ドル	635
第14会計年度末 (2016年9月30日)	174,101,272	20,025,128	A（米ドル）	17.253米ドル	1,984
			A（円）	1,686円	—
			A（豪ドル）	21.086豪ドル	1,759
			A（ユーロ）	16.901ユーロ	2,206
			A 毎月分配型 （米ドル）	7.743米ドル	891
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	844円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	7.587ユーロ	990
			A 毎月分配型 （豪ドル）	7.291豪ドル	608
第15会計年度末 (2017年9月30日)	206,567,540	23,759,398	A（米ドル）	18.663米ドル	2,147
			A（円）	1,795円	—
			A（豪ドル）	22.984豪ドル	1,917
			A（ユーロ）	17.955ユーロ	2,343
			A 毎月分配型 （米ドル）	7.503米ドル	863
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	925円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	7.194ユーロ	939
			A 毎月分配型 （豪ドル）	6.945豪ドル	579

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第16会計年度末 (2018年9月30日)	174,180,870	20,034,284	A（米ドル）	18.750米ドル	2,157
			A（円）	1,765円	—
			A（豪ドル）	23.098豪ドル	1,927
			A（ユーロ）	17.605ユーロ	2,298
			A 毎月分配型 （米ドル）	6.693米ドル	770
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	852円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	6.221ユーロ	812
			A 毎月分配型 （豪ドル）	6.013豪ドル	502
第17会計年度末 (2019年9月30日)	164,420,897	18,911,692	A（米ドル）	19.634米ドル	2,258
			A（円）	1,798円	—
			A（豪ドル）	23.984豪ドル	2,001
			A（ユーロ）	17.861ユーロ	2,331
			A 毎月分配型 （米ドル）	6.133米ドル	705
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	764円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.451ユーロ	711
			A 毎月分配型 （豪ドル）	5.247豪ドル	438
第18会計年度末 (2020年9月30日)	145,096,840	16,689,039	A（米ドル）	19.494米ドル	2,242
			A（円）	1,746円	—
			A（豪ドル）	23.382豪ドル	1,951
			A（ユーロ）	17.311ユーロ	2,259
			A 毎月分配型 （米ドル）	5.238米ドル	602
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	659円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	4.441ユーロ	580
			A 毎月分配型 （豪ドル）	4.151豪ドル	346

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第19会計年度末 (2021年9月30日)	134,883,708	15,514,324	A（米ドル）	21.660米ドル	2,491
			A（円）	1,932円	—
			A（豪ドル）	25.876豪ドル	2,159
			A（ユーロ）	19.051ユーロ	2,486
			A 毎月分配型 （米ドル）	4.954米ドル	570
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	685円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	4.025ユーロ	525
			A 毎月分配型 （豪ドル）	3.606豪ドル	301
2021年1月末日	150,060,947	17,260,010	A（米ドル）	20.964米ドル	2,411
			A（円）	1,874円	—
			A（豪ドル）	25.091豪ドル	2,093
			A（ユーロ）	18.540ユーロ	2,420
			A 毎月分配型 （米ドル）	5.344米ドル	615
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	673円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	4.468ユーロ	583
			A 毎月分配型 （豪ドル）	4.126豪ドル	344
2021年2月末日	150,871,064	17,353,190	A（米ドル）	20.994米ドル	2,415
			A（円）	1,877円	—
			A（豪ドル）	25.113豪ドル	2,095
			A（ユーロ）	18.557ユーロ	2,422
			A 毎月分配型 （米ドル）	5.282米ドル	608
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	677円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	4.404ユーロ	575
			A 毎月分配型 （豪ドル）	4.051豪ドル	338

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年3月末日	147,203,802	16,931,381	A（米ドル）	21.110米ドル	2,428
			A（円）	1,886円	—
			A（豪ドル）	25.246豪ドル	2,106
			A（ユーロ）	18.639ユーロ	2,433
			A 毎月分配型（米ドル）	5.241米ドル	603
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	702円	—
			A 毎月分配型（ユーロ）	4.353ユーロ	568
			A 毎月分配型（豪ドル）	3.992豪ドル	333
2021年4月末日	150,899,455	17,356,455	A（米ドル）	21.273米ドル	2,447
			A（円）	1,900円	—
			A（豪ドル）	25.436豪ドル	2,122
			A（ユーロ）	18.770ユーロ	2,450
			A 毎月分配型（米ドル）	5.211米ドル	599
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	689円	—
			A 毎月分配型（ユーロ）	4.313ユーロ	563
			A 毎月分配型（豪ドル）	3.941豪ドル	329
2021年5月末日	149,845,738	17,235,257	A（米ドル）	21.335米ドル	2,454
			A（円）	1,905円	—
			A（豪ドル）	25.504豪ドル	2,128
			A（ユーロ）	18.812ユーロ	2,455
			A 毎月分配型（米ドル）	5.156米ドル	593
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	689円	—
			A 毎月分配型（ユーロ）	4.253ユーロ	555
			A 毎月分配型（豪ドル）	3.873豪ドル	323

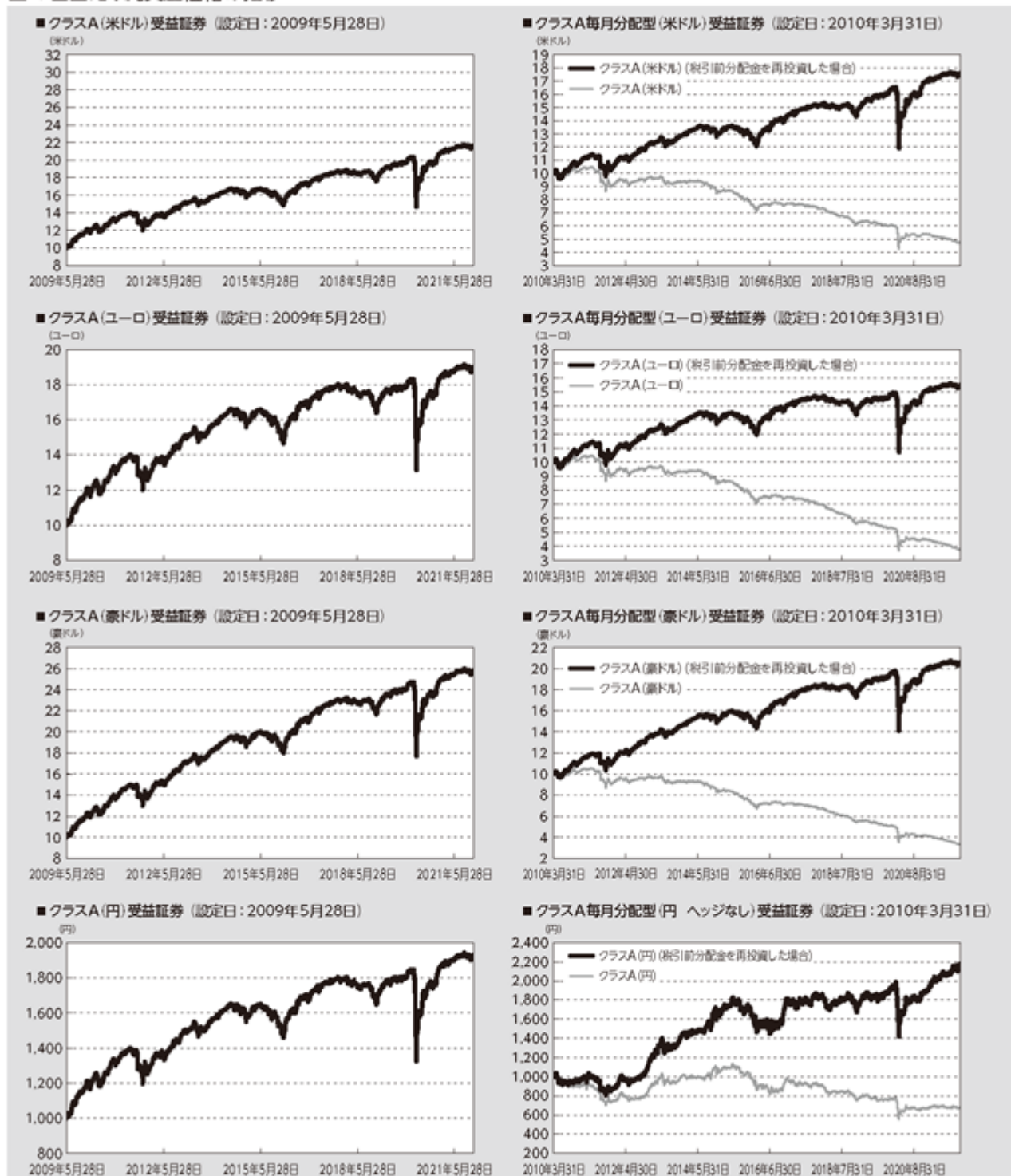
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年6月末日	146,768,371	16,881,298	A（米ドル）	21.579米ドル	2,482
			A（円）	1,926円	—
			A（豪ドル）	25.793豪ドル	2,152
			A（ユーロ）	19.017ユーロ	2,482
			A 毎月分配型（米ドル）	5.145米ドル	592
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	696円	—
			A 毎月分配型（ユーロ）	4.228ユーロ	552
			A 毎月分配型（豪ドル）	3.836豪ドル	320
2021年7月末日	141,953,135	16,327,450	A（米ドル）	21.577米ドル	2,482
			A（円）	1,925円	—
			A（豪ドル）	25.788豪ドル	2,151
			A（ユーロ）	19.003ユーロ	2,480
			A 毎月分配型（米ドル）	5.074米ドル	584
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	683円	—
			A 毎月分配型（ユーロ）	4.155ユーロ	542
			A 毎月分配型（豪ドル）	3.754豪ドル	313
2021年8月末日	140,385,217	16,147,108	A（米ドル）	21.664米ドル	2,492
			A（円）	1,933円	—
			A（豪ドル）	25.886豪ドル	2,159
			A（ユーロ）	19.068ユーロ	2,489
			A 毎月分配型（米ドル）	5.025米ドル	578
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	679円	—
			A 毎月分配型（ユーロ）	4.098ユーロ	535
			A 毎月分配型（豪ドル）	3.688豪ドル	308

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年9月末日	134,883,708	15,514,324	A（米ドル）	21.660米ドル	2,491
			A（円）	1,932円	—
			A（豪ドル）	25.876豪ドル	2,159
			A（ユーロ）	19.051ユーロ	2,486
			A 毎月分配型（米ドル）	4.954米ドル	570
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	685円	—
			A 毎月分配型（ユーロ）	4.025ユーロ	525
			A 毎月分配型（豪ドル）	3.606豪ドル	301
2021年10月末日	133,687,912	15,376,784	A（米ドル）	21.551米ドル	2,479
			A（円）	1,922円	—
			A（豪ドル）	25.745豪ドル	2,148
			A（ユーロ）	18.943ユーロ	2,472
			A 毎月分配型（米ドル）	4.859米ドル	559
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	686円	—
			A 毎月分配型（ユーロ）	3.932ユーロ	513
			A 毎月分配型（豪ドル）	3.507豪ドル	293
2021年11月末日	122,388,317	14,077,104	A（米ドル）	21.314米ドル	2,452
			A（円）	1,901円	—
			A（豪ドル）	25.462豪ドル	2,124
			A（ユーロ）	18.738ユーロ	2,445
			A 毎月分配型（米ドル）	4.738米ドル	545
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	665円	—
			A 毎月分配型（ユーロ）	3.820ユーロ	499
			A 毎月分配型（豪ドル）	3.389豪ドル	283

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年12月末日	123,330,021	14,185,419	A（米ドル）	21.672米ドル	2,493
			A（円）	1,931円	—
			A（豪ドル）	25.864豪ドル	2,158
			A（ユーロ）	19.013ユーロ	2,481
			A 毎月分配型 （米ドル）	4.747米ドル	546
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	684円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	3.805ユーロ	497
			A 毎月分配型 （豪ドル）	3.363豪ドル	281

＜参考情報＞

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



＜グローバル・シリーズ イールド・エクイティ＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第10会計年度末 (2012年9月30日)	28,003,887	3,221,007	A（米ドル）	10.329米ドル	1,188
			B（米ドル）	10.017米ドル	1,152
			A（円）	948円	—
			B（円）	919円	—
			A毎月分配型 （米ドル）	8.250米ドル	949
			A毎月分配型 （円 ヘッジなし）	525円	—
			A （ユーロ ヘッジなし）	12.877ユーロ	1,681
			A （豪ドル ヘッジなし）	10.832豪ドル	904
			A毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	12.032ユーロ	1,570
			A毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	10.046豪ドル	838
第11会計年度末 (2013年9月30日)	33,433,535	3,845,525	A（米ドル）	11.492米ドル	1,322
			B（米ドル）	11.088米ドル	1,275
			A（円）	1,055円	—
			B（円）	1,018円	—
			A毎月分配型 （米ドル）	8.862米ドル	1,019
			A毎月分配型 （円 ヘッジなし）	701円	—
			A （ユーロ ヘッジなし）	13.671ユーロ	1,784
			A （豪ドル ヘッジなし）	13.455豪ドル	1,122
			A毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	12.468ユーロ	1,627
			A毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	12.140豪ドル	1,013

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第12会計年度末 (2014年9月30日)	60,057,922	6,907,862	A（米ドル）	12.730米ドル	1,464
			B（米ドル）	12.222米ドル	1,406
			A（円）	1,168円	—
			B（円）	1,122円	—
			A毎月分配型 （米ドル）	9.509米ドル	1,094
			A毎月分配型 （円 ヘッジなし）	839円	—
			A （ユーロ ヘッジなし）	16.290ユーロ	2,126
			A （豪ドル ヘッジなし）	15.950豪ドル	1,331
			A毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	14.523ユーロ	1,895
			A毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	14.067豪ドル	1,173
第13会計年度末 (2015年9月30日)	60,377,109	6,944,575	A（米ドル）	11.849米ドル	1,363
			B（米ドル）	11.320米ドル	1,302
			A（円）	1,090円	—
			B（円）	1,041円	—
			A毎月分配型 （米ドル）	8.578米ドル	987
			A毎月分配型 （円 ヘッジなし）	828円	—
			A （ユーロ ヘッジなし）	17.059ユーロ	2,226
			A （豪ドル ヘッジなし）	18.431豪ドル	1,538
			A毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	14.928ユーロ	1,948
			A毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	15.949豪ドル	1,330

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	52,148,452	5,998,115	A（米ドル）	12.528米ドル	1,441
			A（円）	1,151円	—
			A 毎月分配型 （米ドル）	8.758米ドル	1,007
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	709円	—
			A （ユーロ ヘッジなし）	18.068ユーロ	2,358
			A （豪ドル ヘッジなし）	17.903豪ドル	1,493
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	15.501ユーロ	2,023
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	15.192豪ドル	1,267
第15会計年度末 (2017年9月30日)	46,584,691	5,358,171	A（米ドル）	15.338米ドル	1,764
			A（円）	1,393円	—
			A 毎月分配型 （米ドル）	10.390米ドル	1,195
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	929円	—
			A （ユーロ ヘッジなし）	20.898ユーロ	2,727
			A （豪ドル ヘッジなし）	21.362豪ドル	1,782
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	17.618ユーロ	2,299
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	17.804豪ドル	1,485
第16会計年度末 (2018年9月30日)	57,559,140	6,620,452	A（米ドル）	16.262米ドル	1,870
			A（円）	1,445円	—
			A 毎月分配型 （米ドル）	10.713米ドル	1,232
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	964円	—
			A （ユーロ ヘッジなし）	22.623ユーロ	2,953
			A （豪ドル ヘッジなし）	24.610豪ドル	2,053
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	18.765ユーロ	2,449
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	20.193豪ドル	1,685

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第17会計年度末 (2019年9月30日)	52,122,415	5,995,120	A（米ドル）	15.295米ドル	1,759
			A（円）	1,325円	—
			A 毎月分配型 （米ドル）	9.777米ドル	1,125
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	834円	—
			A （ユーロ ヘッジなし）	22.619ユーロ	2,952
			A （豪ドル ヘッジなし）	24.755豪ドル	2,065
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	18.450ユーロ	2,408
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	19.999豪ドル	1,668
第18会計年度末 (2020年9月30日)	39,911,002	4,590,563	A（米ドル）	12.399米ドル	1,426
			A（円）	1,064円	—
			A 毎月分配型 （米ドル）	7.652米ドル	880
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	635円	—
			A （ユーロ ヘッジなし）	17.064ユーロ	2,227
			A （豪ドル ヘッジなし）	18.983豪ドル	1,584
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	13.659ユーロ	1,783
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	15.078豪ドル	1,258
第19会計年度末 (2021年9月30日)	48,419,259	5,569,183	A（米ドル）	17.989米ドル	2,069
			A（円）	1,541円	—
			A 毎月分配型 （米ドル）	10.771米ドル	1,239
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	941円	—
			A （ユーロ ヘッジなし）	25.013ユーロ	3,264
			A （豪ドル ヘッジなし）	27.261豪ドル	2,274
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	19.682ユーロ	2,569
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	21.310豪ドル	1,778

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年1月末日	43,257,515	4,975,479	A（米ドル）	15.744米ドル	1,811
			A（円）	1,350円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	9.605米ドル	1,105
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	787円	—
			A（ユーロ ヘッジなし）	20.889ユーロ	2,726
			A（豪ドル ヘッジなし）	22.363豪ドル	1,866
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	16.611ユーロ	2,168
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	17.656豪ドル	1,473
2021年2月末日	45,831,453	5,271,534	A（米ドル）	16.763米ドル	1,928
			A（円）	1,437円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	10.201米ドル	1,173
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	849円	—
			A（ユーロ ヘッジなし）	22.284ユーロ	2,908
			A（豪ドル ヘッジなし）	23.526豪ドル	1,963
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	17.695ユーロ	2,309
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	18.549豪ドル	1,547
2021年3月末日	46,210,684	5,315,153	A（米ドル）	17.351米ドル	1,996
			A（円）	1,488円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	10.533米ドル	1,212
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	913円	—
			A（ユーロ ヘッジなし）	23.850ユーロ	3,113
			A（豪ドル ヘッジなし）	24.917豪ドル	2,079
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	18.913ユーロ	2,468
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	19.621豪ドル	1,637

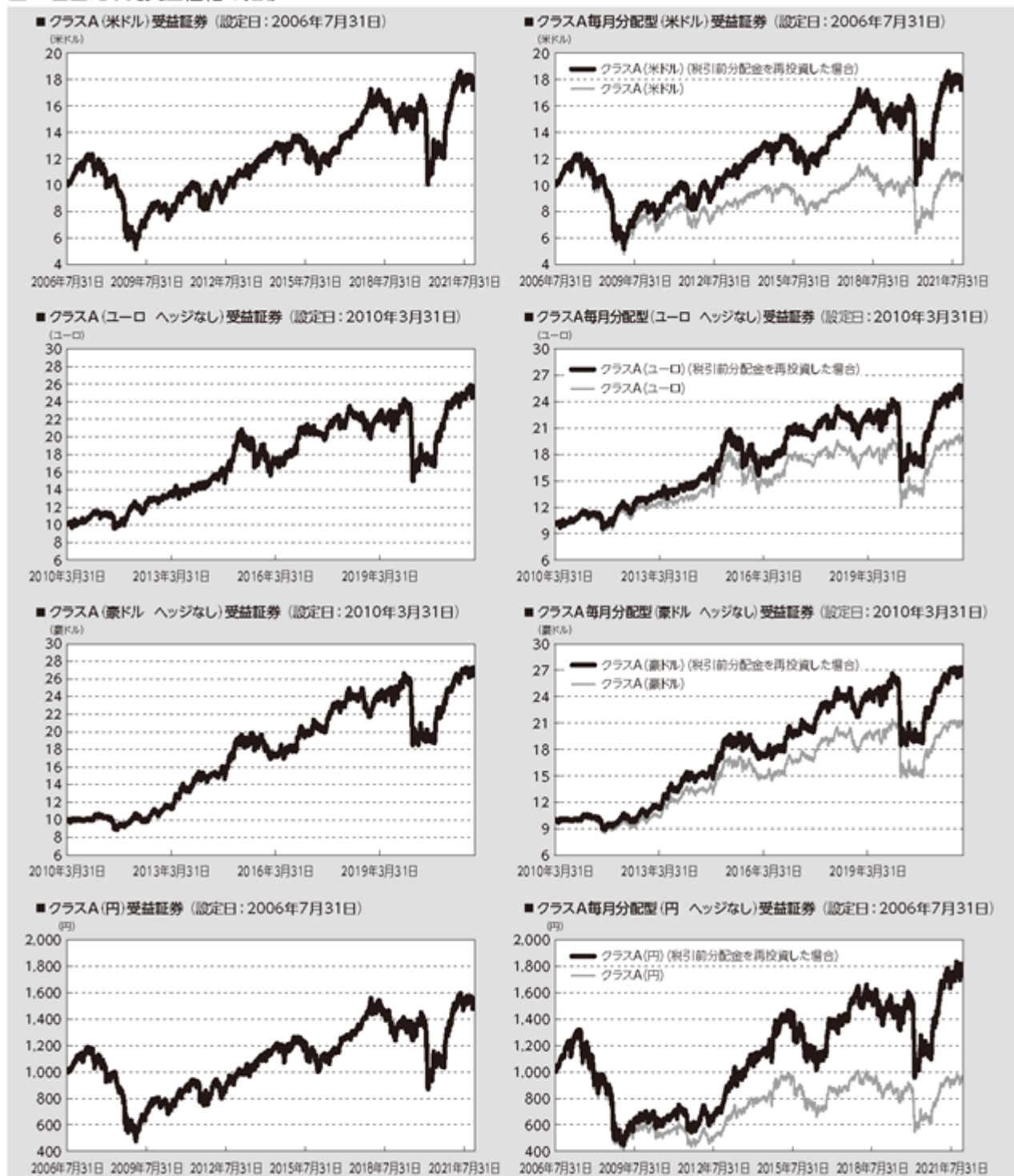
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年4月末日	46,917,455	5,396,446	A（米ドル）	17.645米ドル	2,030
			A（円）	1,512円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	10.687米ドル	1,229
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	911円	—
			A（ユーロ ヘッジなし）	23.532ユーロ	3,071
			A（豪ドル ヘッジなし）	24.855豪ドル	2,073
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	18.636ユーロ	2,432
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	19.547豪ドル	1,631
2021年5月末日	45,409,483	5,222,999	A（米ドル）	18.288米ドル	2,103
			A（円）	1,567円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	11.051米ドル	1,271
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	947円	—
			A（ユーロ ヘッジなし）	24.159ユーロ	3,153
			A（豪ドル ヘッジなし）	25.824豪ドル	2,154
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	19.108ユーロ	2,494
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	20.284豪ドル	1,692
2021年6月末日	47,184,853	5,427,202	A（米ドル）	17.997米ドル	2,070
			A（円）	1,542円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	10.851米ドル	1,248
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	938円	—
			A（ユーロ ヘッジなし）	24.411ユーロ	3,186
			A（豪ドル ヘッジなし）	26.212豪ドル	2,187
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	19.282ユーロ	2,516
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	20.564豪ドル	1,715

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年7月末日	47,146,910	5,422,838	A（米ドル）	17.708米ドル	2,037
			A（円）	1,517円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	10.652米ドル	1,225
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	914円	—
			A（ユーロ ヘッジなし）	24.024ユーロ	3,135
			A（豪ドル ヘッジなし）	26.276豪ドル	2,192
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	18.952ユーロ	2,473
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	20.589豪ドル	1,718
2021年8月末日	48,950,579	5,630,296	A（米ドル）	18.026米ドル	2,073
			A（円）	1,544円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	10.818米ドル	1,244
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	927円	—
			A（ユーロ ヘッジなし）	24.541ユーロ	3,203
			A（豪ドル ヘッジなし）	26.891豪ドル	2,243
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	19.334ユーロ	2,523
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	21.045豪ドル	1,756
2021年9月末日	48,419,259	5,569,183	A（米ドル）	17.989米ドル	2,069
			A（円）	1,541円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	10.771米ドル	1,239
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	941円	—
			A（ユーロ ヘッジなし）	25.013ユーロ	3,264
			A（豪ドル ヘッジなし）	27.261豪ドル	2,274
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	19.682ユーロ	2,569
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	21.310豪ドル	1,778

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年10月末日	47,494,991	5,462,874	A（米ドル）	18.016米ドル	2,072
			A（円）	1,544円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	10.762米ドル	1,238
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	957円	—
			A（ユーロ ヘッジなし）	24.975ユーロ	3,259
			A（豪ドル ヘッジなし）	26.170豪ドル	2,183
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	19.627ユーロ	2,562
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	20.432豪ドル	1,704
2021年11月末日	44,519,825	5,120,670	A（米ドル）	17.240米ドル	1,983
			A（円）	1,478円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	10.275米ドル	1,182
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	904円	—
			A（ユーロ ヘッジなし）	24.443ユーロ	3,190
			A（豪ドル ヘッジなし）	26.339豪ドル	2,197
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	19.184ユーロ	2,504
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	20.540豪ドル	1,713
2021年12月末日	45,852,577	5,273,963	A（米ドル）	18.096米ドル	2,081
			A（円）	1,550円	—
			A 毎月分配型（米ドル）	10.760米ドル	1,238
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	967円	—
			A（ユーロ ヘッジなし）	25.798ユーロ	3,367
			A（豪ドル ヘッジなし）	27.226豪ドル	2,271
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	20.222ユーロ	2,639
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	21.207豪ドル	1,769

＜参考情報＞

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

[次へ](#)

＜グローバル・シリーズ コモディティ＞

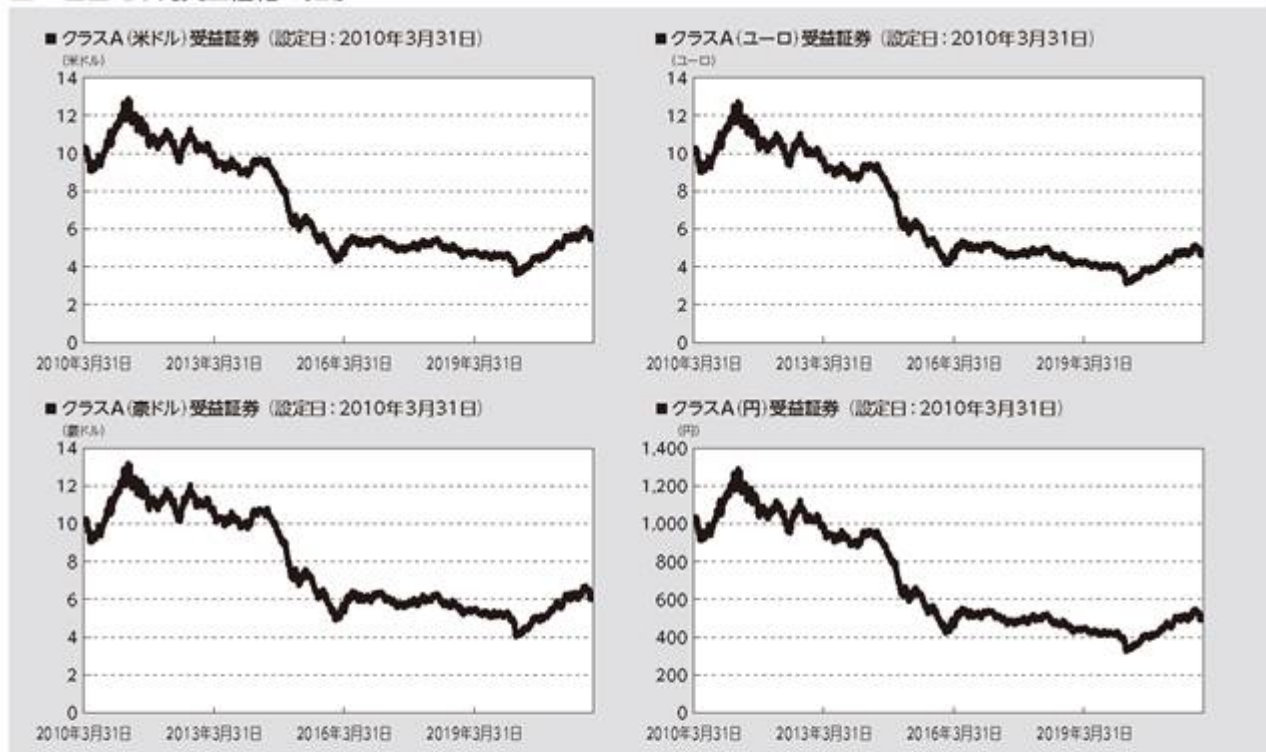
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第10会計年度末 (2012年9月30日)	30,874,867	3,551,227	A（米ドル）	10.862米ドル	1,249
			A（円）	1,082円	—
			A（豪ドル）	11.618豪ドル	969
			A（ユーロ）	10.623ユーロ	1,386
第11会計年度末 (2013年9月30日)	15,082,712	1,734,814	A（米ドル）	9.293米ドル	1,069
			A（円）	924円	—
			A（豪ドル）	10.184豪ドル	850
			A（ユーロ）	9.035ユーロ	1,179
第12会計年度末 (2014年9月30日)	10,661,376	1,226,271	A（米ドル）	8.510米ドル	979
			A（円）	843円	—
			A（豪ドル）	9.552豪ドル	797
			A（ユーロ）	8.258ユーロ	1,078
第13会計年度末 (2015年9月30日)	19,354,902	2,226,201	A（米ドル）	5.433米ドル	625
			A（円）	537円	—
			A（豪ドル）	6.186豪ドル	516
			A（ユーロ）	5.237ユーロ	683
第14会計年度末 (2016年9月30日)	18,853,703	2,168,553	A（米ドル）	5.306米ドル	610
			A（円）	521円	—
			A（豪ドル）	6.078豪ドル	507
			A（ユーロ）	5.040ユーロ	658
第15会計年度末 (2017年9月30日)	17,114,078	1,968,461	A（米ドル）	5.034米ドル	579
			A（円）	486円	—
			A（豪ドル）	5.795豪ドル	483
			A（ユーロ）	4.691ユーロ	612
第16会計年度末 (2018年9月30日)	13,896,754	1,598,405	A（米ドル）	5.010米ドル	576
			A（円）	473円	—
			A（豪ドル）	5.748豪ドル	479
			A（ユーロ）	4.541ユーロ	593
第17会計年度末 (2019年9月30日)	10,697,994	1,230,483	A（米ドル）	4.541米ドル	522
			A（円）	417円	—
			A（豪ドル）	5.153豪ドル	430
			A（ユーロ）	3.981ユーロ	520
第18会計年度末 (2020年9月30日)	9,152,735	1,052,748	A（米ドル）	4.356米ドル	501
			A（円）	395円	—
			A（豪ドル）	4.858豪ドル	405
			A（ユーロ）	3.741ユーロ	488

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第19会計年度末 (2021年9月30日)	11,669,877	1,342,269	A（米ドル）	5.768米ドル	663
			A（円）	520円	—
			A（豪ドル）	6.379豪ドル	532
			A（ユーロ）	4.895ユーロ	639
2021年1月末日	9,473,059	1,089,591	A（米ドル）	4.935米ドル	568
			A（円）	446円	—
			A（豪ドル）	5.484豪ドル	457
			A（ユーロ）	4.217ユーロ	550
2021年2月末日	9,632,400	1,107,919	A（米ドル）	5.210米ドル	599
			A（円）	471円	—
			A（豪ドル）	5.785豪ドル	483
			A（ユーロ）	4.450ユーロ	581
2021年3月末日	9,145,180	1,051,879	A（米ドル）	4.983米ドル	573
			A（円）	450円	—
			A（豪ドル）	5.532豪ドル	461
			A（ユーロ）	4.251ユーロ	555
2021年4月末日	10,044,976	1,155,373	A（米ドル）	5.397米ドル	621
			A（円）	487円	—
			A（豪ドル）	5.987豪ドル	499
			A（ユーロ）	4.599ユーロ	600
2021年5月末日	11,194,786	1,287,624	A（米ドル）	5.549米ドル	638
			A（円）	501円	—
			A（豪ドル）	6.151豪ドル	513
			A（ユーロ）	4.725ユーロ	617
2021年6月末日	11,540,498	1,327,388	A（米ドル）	5.564米ドル	640
			A（円）	502円	—
			A（豪ドル）	6.164豪ドル	514
			A（ユーロ）	4.733ユーロ	618
2021年7月末日	11,772,750	1,354,102	A（米ドル）	5.730米ドル	659
			A（円）	517円	—
			A（豪ドル）	6.341豪ドル	529
			A（ユーロ）	4.870ユーロ	636
2021年8月末日	11,565,709	1,330,288	A（米ドル）	5.657米ドル	651
			A（円）	510円	—
			A（豪ドル）	6.257豪ドル	522
			A（ユーロ）	4.804ユーロ	627

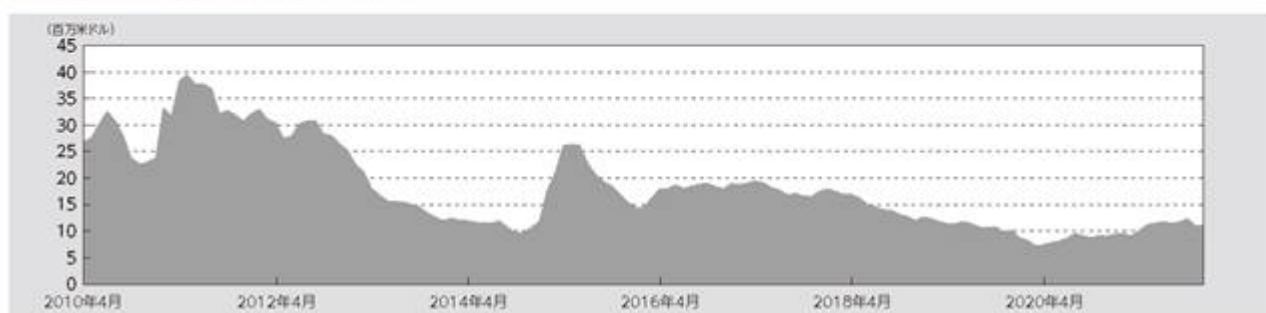
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年9月末日	11,669,877	1,342,269	A（米ドル）	5.768米ドル	663
			A（円）	520円	—
			A（豪ドル）	6.379豪ドル	532
			A（ユーロ）	4.895ユーロ	639
2021年10月末日	12,414,759	1,427,946	A（米ドル）	5.964米ドル	686
			A（円）	538円	—
			A（豪ドル）	6.596豪ドル	550
			A（ユーロ）	5.059ユーロ	660
2021年11月末日	11,037,296	1,269,510	A（米ドル）	5.615米ドル	646
			A（円）	507円	—
			A（豪ドル）	6.210豪ドル	518
			A（ユーロ）	4.764ユーロ	622
2021年12月末日	11,169,673	1,284,736	A（米ドル）	5.680米ドル	653
			A（円）	512円	—
			A（豪ドル）	6.273豪ドル	523
			A（ユーロ）	4.808ユーロ	627

＜参考情報＞

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



＜グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第10会計年度末 (2012年9月30日)	17,718,333	2,312,420	A（ユーロ）	11.677ユーロ	1,524
			B（ユーロ）	11.275ユーロ	1,472
			A（円）	1,033円	—
			B（円）	997円	—
			A 毎月分配型 （ユーロ）	8.249ユーロ	1,077
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	596円	—
第11会計年度末 (2013年9月30日)	14,688,951	1,917,055	A（ユーロ）	12.257ユーロ	1,600
			B（ユーロ）	11.775ユーロ	1,537
			A（円）	1,087円	—
			B（円）	1,058円	—
			A（米ドル）	10.039米ドル	1,155
			A（豪ドル）	10.103豪ドル	843
			A 毎月分配型 （ユーロ）	8.296ユーロ	1,083
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	785円	—
第12会計年度末 (2014年9月30日)	11,691,082	1,525,803	A（ユーロ）	12.045ユーロ	1,572
			B（ユーロ）	11.514ユーロ	1,503
			A（円）	1,066円	—
			B（円）	1,032円	—
			A（米ドル）	9.865米ドル	1,135
			A（豪ドル）	10.162豪ドル	848
			A 毎月分配型 （ユーロ）	7.798ユーロ	1,018
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	771円	—
第13会計年度末 (2015年9月30日)	8,698,950	1,135,300	A（ユーロ）	10.863ユーロ	1,418
			B（ユーロ）	10.332ユーロ	1,348
			A（円）	959円	—
			B（円）	924円	—
			A（米ドル）	8.914米ドル	1,025
			A（豪ドル）	9.390豪ドル	783
			A 毎月分配型 （ユーロ）	6.697ユーロ	874
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	643円	—

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	12,305,214	1,605,953	A（ユーロ）	12.103ユーロ	1,580
			A（円）	1,072円	—
			A（米ドル）	10.069米ドル	1,158
			A（豪ドル）	10.722豪ドル	894
			A毎月分配型 （ユーロ）	7.079ユーロ	924
			A毎月分配型 （円 ヘッジなし）	568円	—
第15会計年度末 (2017年9月30日)	9,900,172	1,292,071	A（ユーロ）	11.892ユーロ	1,552
			A（円）	1,056円	—
			A（米ドル）	10.060米ドル	1,157
			A（豪ドル）	10.784豪ドル	900
			A毎月分配型 （ユーロ）	6.600ユーロ	861
			A毎月分配型 （円 ヘッジなし）	617円	—
第16会計年度末 (2018年9月30日)	7,860,650	1,025,893	A（ユーロ）	11.042ユーロ	1,441
			A（円）	983円	—
			A（米ドル）	9.575米ドル	1,101
			A（豪ドル）	10.257豪ドル	856
			A毎月分配型 （ユーロ）	5.784ユーロ	755
			A毎月分配型 （円 ヘッジなし）	532円	—
第17会計年度末 (2019年9月30日)	6,767,565	883,235	A（ユーロ）	11.551ユーロ	1,508
			A（円）	1,030円	—
			A（米ドル）	10.326米ドル	1,188
			A（豪ドル）	10.965豪ドル	915
			A毎月分配型 （ユーロ）	5.682ユーロ	742
			A毎月分配型 （円 ヘッジなし）	464円	—
第18会計年度末 (2020年9月30日)	6,124,856	799,355	A（ユーロ）	11.583ユーロ	1,512
			A（円）	1,037円	—
			A（米ドル）	10.563米ドル	1,215
			A（豪ドル）	11.071豪ドル	924
			A毎月分配型 （ユーロ）	5.336ユーロ	696
			A毎月分配型 （円 ヘッジなし）	452円	—

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第19会計年度末 (2021年9月30日)	6,217,416	811,435	A（ユーロ）	12.620ユーロ	1,647
			A（円）	1,136円	—
			A（米ドル）	11.620米ドル	1,337
			A（豪ドル）	12.106豪ドル	1,010
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.445ユーロ	711
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	479円	—
2021年1月末日	6,152,299	802,937	A（ユーロ）	12.154ユーロ	1,586
			A（円）	1,090円	—
			A（米ドル）	11.125米ドル	1,280
			A（豪ドル）	11.633豪ドル	970
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.476ユーロ	715
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	475円	—
2021年2月末日	6,204,893	809,801	A（ユーロ）	12.313ユーロ	1,607
			A（円）	1,105円	—
			A（米ドル）	11.276米ドル	1,297
			A（豪ドル）	11.784豪ドル	983
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.518ユーロ	720
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	484円	—
2021年3月末日	6,084,213	794,051	A（ユーロ）	12.088ユーロ	1,578
			A（円）	1,086円	—
			A（米ドル）	11.083米ドル	1,275
			A（豪ドル）	11.577豪ドル	966
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.388ユーロ	703
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	476円	—
2021年4月末日	6,165,249	804,627	A（ユーロ）	12.401ユーロ	1,618
			A（円）	1,114円	—
			A（米ドル）	11.378米ドル	1,309
			A（豪ドル）	11.882豪ドル	991
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.497ユーロ	717
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	492円	—

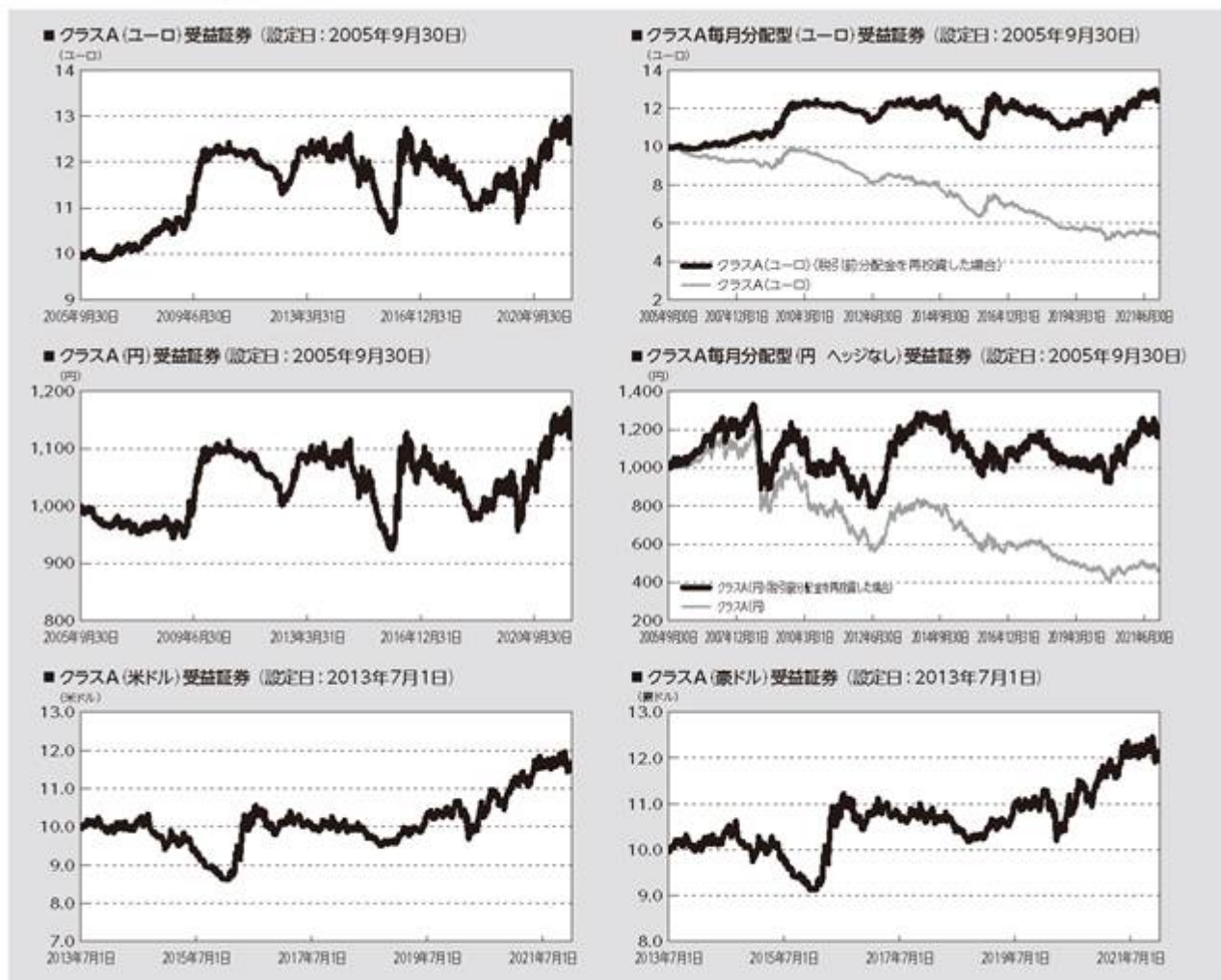
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年5月末日	6,304,202	822,761	A（ユーロ）	12.702ユーロ	1,658
			A（円）	1,142円	—
			A（米ドル）	11.664米ドル	1,342
			A（豪ドル）	12.171豪ドル	1,015
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.600ユーロ	731
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	509円	—
2021年6月末日	6,289,552	820,849	A（ユーロ）	12.634ユーロ	1,649
			A（円）	1,136円	—
			A（米ドル）	11.610米ドル	1,335
			A（豪ドル）	12.109豪ドル	1,010
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.541ユーロ	723
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	495円	—
2021年7月末日	6,351,125	828,885	A（ユーロ）	12.779ユーロ	1,668
			A（円）	1,150円	—
			A（米ドル）	11.752米ドル	1,352
			A（豪ドル）	12.253豪ドル	1,022
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.574ユーロ	727
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	493円	—
2021年8月末日	6,336,548	826,983	A（ユーロ）	12.740ユーロ	1,663
			A（円）	1,147円	—
			A（米ドル）	11.722米ドル	1,348
			A（豪ドル）	12.217豪ドル	1,019
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.527ユーロ	721
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	487円	—
2021年9月末日	6,217,416	811,435	A（ユーロ）	12.620ユーロ	1,647
			A（円）	1,136円	—
			A（米ドル）	11.620米ドル	1,337
			A（豪ドル）	12.106豪ドル	1,010
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.445ユーロ	711
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	479円	—

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2021年10月末日	5,979,732	780,415	A（ユーロ）	12.690ユーロ	1,656
			A（円）	1,143円	—
			A（米ドル）	11.692米ドル	1,345
			A（豪ドル）	12.176豪ドル	1,016
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.446ユーロ	711
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	488円	—
2021年11月末日	6,699,876	874,401	A（ユーロ）	12.458ユーロ	1,626
			A（円）	1,123円	—
			A（米ドル）	11.473米ドル	1,320
			A（豪ドル）	11.948豪ドル	997
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.317ユーロ	694
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	461円	—
2021年12月末日	6,788,182	885,926	A（ユーロ）	12.633ユーロ	1,649
			A（円）	1,139円	—
			A（米ドル）	11.658米ドル	1,341
			A（豪ドル）	12.128豪ドル	1,012
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.361ユーロ	700
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	472円	—

（注）グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションは、クラスA（ユーロ）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券、クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスB（ユーロ）受益証券およびクラスB（円）受益証券については2005年9月30日に、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券については2013年7月1日に運用を開始した。

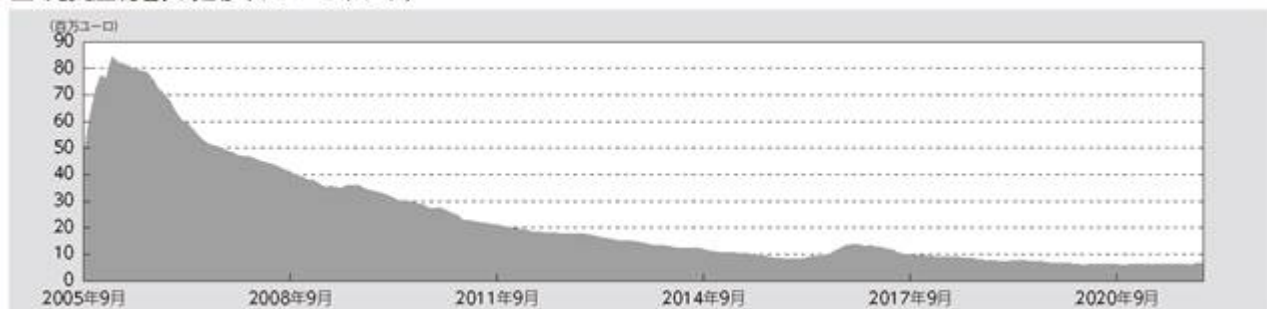
＜参考情報＞

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



②【分配の推移】

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第10会計年度 (2011年10月1日 －2012年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.51米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	51円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ ヘッジな し）およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.39ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	39円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第11会計年度 (2012年10月1日 －2013年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ ヘッジな し）およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびク ラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第12会計年度 (2013年10月1日 －2014年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ ヘッジな し）およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびク ラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第13会計年度 (2014年10月1日 -2015年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ ヘッジな し）およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびク ラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第14会計年度 (2015年10月1日 －2016年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	1.02豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ ヘッジな し）およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびク ラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第15会計年度 (2016年10月1日 －2017年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第16会計年度 (2017年10月1日 －2018年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第17会計年度 (2018年10月1日 －2019年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第18会計年度 (2019年10月1日 －2020年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第19会計年度 (2020年10月1日 －2021年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティの各 クラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

<参考情報>

分配の推移(1口当たり、課税前)

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

	第15会計年度	第16会計年度	第17会計年度	第18会計年度	第19会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	48円	48円	48円	48円	48円	48円
	2021年8月	2021年9月	2021年10月	2021年11月	2021年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.04米ドル	0.04米ドル	0.04米ドル	0.04米ドル	0.04米ドル	8.74米ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	4円	4円	4円	4円	4円	874円

クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2021年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

	第15会計年度	第16会計年度	第17会計年度	第18会計年度	第19会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.84米ドル	0.84米ドル	0.84米ドル	0.84米ドル	0.84米ドル	0.84米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.84ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券	0.96豪ドル	0.96豪ドル	0.96豪ドル	0.96豪ドル	0.96豪ドル	0.96豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	84円	84円	84円	84円	84円	84円
	2021年8月	2021年9月	2021年10月	2021年11月	2021年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.07米ドル	0.07米ドル	0.07米ドル	0.07米ドル	0.07米ドル	9.80米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.07ユーロ	0.07ユーロ	0.07ユーロ	0.07ユーロ	0.07ユーロ	9.80ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券	0.08豪ドル	0.08豪ドル	0.08豪ドル	0.08豪ドル	0.08豪ドル	12.56豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	7円	7円	7円	7円	7円	980円

クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(ユーロ)受益証券、クラスA(豪ドル)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2021年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

	第15会計年度	第16会計年度	第17会計年度	第18会計年度	第19会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.30米ドル	0.30米ドル	0.30米ドル	0.30米ドル	0.30米ドル	0.30米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.30ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.30豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	30円	30円	30円	30円	30円	30円
	2021年8月	2021年9月	2021年10月	2021年11月	2021年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.025米ドル	0.025米ドル	0.025米ドル	0.025米ドル	0.025米ドル	4.590米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券	0.025ユーロ	0.025ユーロ	0.025ユーロ	0.025ユーロ	0.025ユーロ	3.500ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券	0.025豪ドル	0.025豪ドル	0.025豪ドル	0.025豪ドル	0.025豪ドル	3.500豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	2.5円	2.5円	2.5円	2.5円	2.5円	459.0円

クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券、クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2021年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

	第15会計年度	第16会計年度	第17会計年度	第18会計年度	第19会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.36ユーロ
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	36円	36円	36円	36円	36円	36円
	2021年8月	2021年9月	2021年10月	2021年11月	2021年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.03ユーロ	0.03ユーロ	0.03ユーロ	0.03ユーロ	0.03ユーロ	6.56ユーロ
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	3円	3円	3円	3円	3円	656円

クラスA(ユーロ)受益証券、クラスA(円)受益証券、クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(豪ドル)受益証券は運用開始後2021年12月末日まで、分配の実績はない。

③【収益率の推移】

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

会計年度	収益率（注）			
	クラスA （ユーロ）	クラスB （ユーロ）	クラスA （円）	クラスB （円）
第10会計年度 （2011年10月1日 — 2012年9月30日）	10.86%	10.30%	10.50%	9.95%
第11会計年度 （2012年10月1日 — 2013年9月30日）	4.24%	3.73%	4.50%	3.90%
第12会計年度 （2013年10月1日 — 2014年9月30日）	9.56%	9.01%	9.25%	8.71%
第13会計年度 （2014年10月1日 — 2015年9月30日）	1.12%	0.62%	0.82%	0.31%
第14会計年度 （2015年10月1日 — 2016年9月30日）	5.64%	—	5.75%	—
第15会計年度 （2016年10月1日 — 2017年9月30日）	－2.53%	—	－2.30%	—
第16会計年度 （2017年10月1日 — 2018年9月30日）	－0.50%	—	－0.21%	—
第17会計年度 （2018年10月1日 — 2019年9月30日）	8.05%	—	8.08%	—
第18会計年度 （2019年10月1日 — 2020年9月30日）	0.38%	—	0.46%	—
第19会計年度 （2020年10月1日 — 2021年9月30日）	－1.45%	—	－1.12%	—

（注） 各クラス受益証券の収益率は、以下の算式により算出されている。以下同じ。

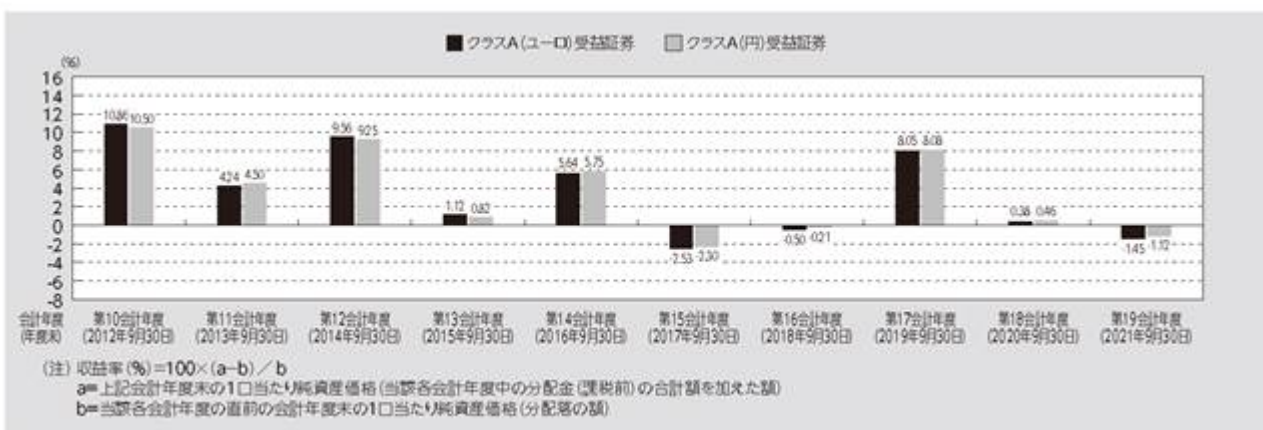
$$\text{収益率（\%）} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 上記会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）（または当初発行価格）

＜参考情報＞

年間収益率の推移

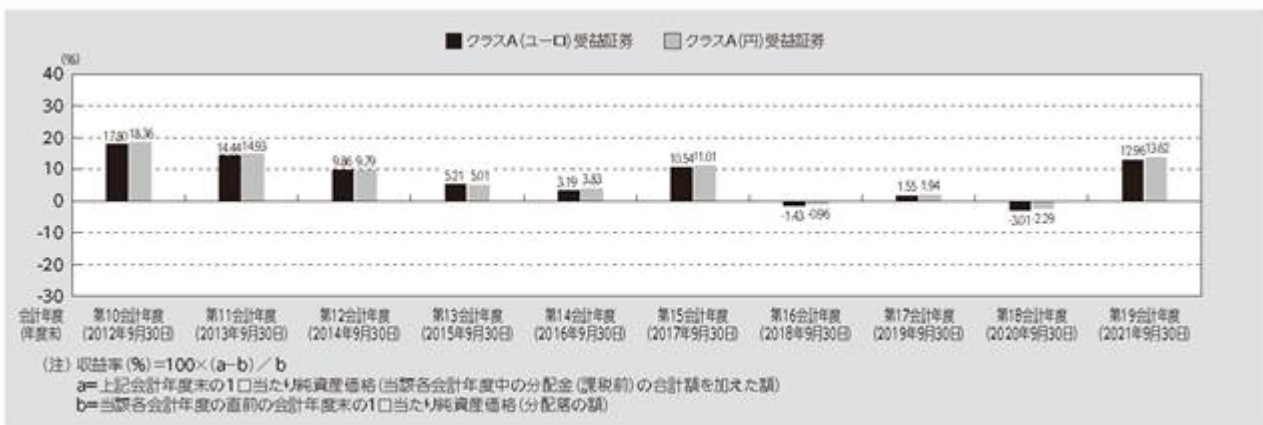


＜ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA (ユーロ)	クラスB (ユーロ)	クラスA (円)	クラスB (円)
第10会計年度 (2011年10月1日 － 2012年9月30日)	17.80%	17.22%	18.36%	17.87%
第11会計年度 (2012年10月1日 － 2013年9月30日)	14.44%	13.87%	14.93%	14.24%
第12会計年度 (2013年10月1日 － 2014年9月30日)	9.86%	9.31%	9.79%	9.25%
第13会計年度 (2014年10月1日 － 2015年9月30日)	5.21%	4.68%	5.01%	5.58%
第14会計年度 (2015年10月1日 － 2016年9月30日)	3.19%	—	3.83%	—
第15会計年度 (2016年10月1日 － 2017年9月30日)	10.54%	—	11.01%	—
第16会計年度 (2017年10月1日 － 2018年9月30日)	－1.43%	—	－0.96%	—
第17会計年度 (2018年10月1日 － 2019年9月30日)	1.55%	—	1.94%	—
第18会計年度 (2019年10月1日 － 2020年9月30日)	－3.01%	—	－2.29%	—
第19会計年度 (2020年10月1日 － 2021年9月30日)	12.96%	—	13.62%	—

<参考情報>

年間収益率の推移

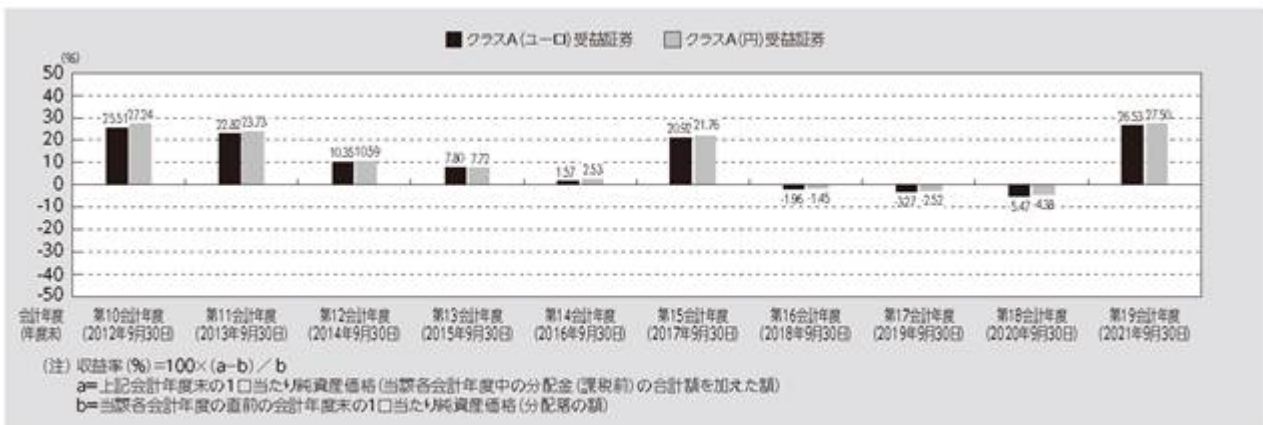


＜ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA (ユーロ)	クラスB (ユーロ)	クラスA (円)	クラスB (円)
第10会計年度 (2011年10月1日 － 2012年9月30日)	25.51%	24.88%	27.24%	26.57%
第11会計年度 (2012年10月1日 － 2013年9月30日)	22.82%	22.20%	23.73%	23.15%
第12会計年度 (2013年10月1日 － 2014年9月30日)	10.35%	9.80%	10.59%	10.54%
第13会計年度 (2014年10月1日 － 2015年9月30日)	7.80%	7.26%	7.72%	7.14%
第14会計年度 (2015年10月1日 － 2016年9月30日)	1.57%	—	2.53%	—
第15会計年度 (2016年10月1日 － 2017年9月30日)	20.92%	—	21.76%	—
第16会計年度 (2017年10月1日 － 2018年9月30日)	－1.96%	—	－1.45%	—
第17会計年度 (2018年10月1日 － 2019年9月30日)	－3.27%	—	－2.52%	—
第18会計年度 (2019年10月1日 － 2020年9月30日)	－5.47%	—	－4.38%	—
第19会計年度 (2020年10月1日 － 2021年9月30日)	26.53%	—	27.50%	—

<参考情報>

年間収益率の推移



＜ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル＞

会計年度	収益率（注）		
	クラスA (米ドル)	クラスA (ユーロ)	クラスA (円)
第14会計年度 (2015年10月1日 － 2016年9月30日)	0.27%	－0.52%	0.40%
第15会計年度 (2016年10月1日 － 2017年9月30日)	15.11%	13.39%	13.94%
第16会計年度 (2017年10月1日 － 2018年9月30日)	－1.21%	－3.56%	－3.06%
第17会計年度 (2018年10月1日 － 2019年9月30日)	1.26%	－1.69%	－1.08%
第18会計年度 (2019年10月1日 － 2020年9月30日)	－5.87%	－7.56%	－6.47%
第19会計年度 (2020年10月1日 － 2021年9月30日)	27.35%	26.15%	27.10%

＜参考情報＞

年間収益率の推移

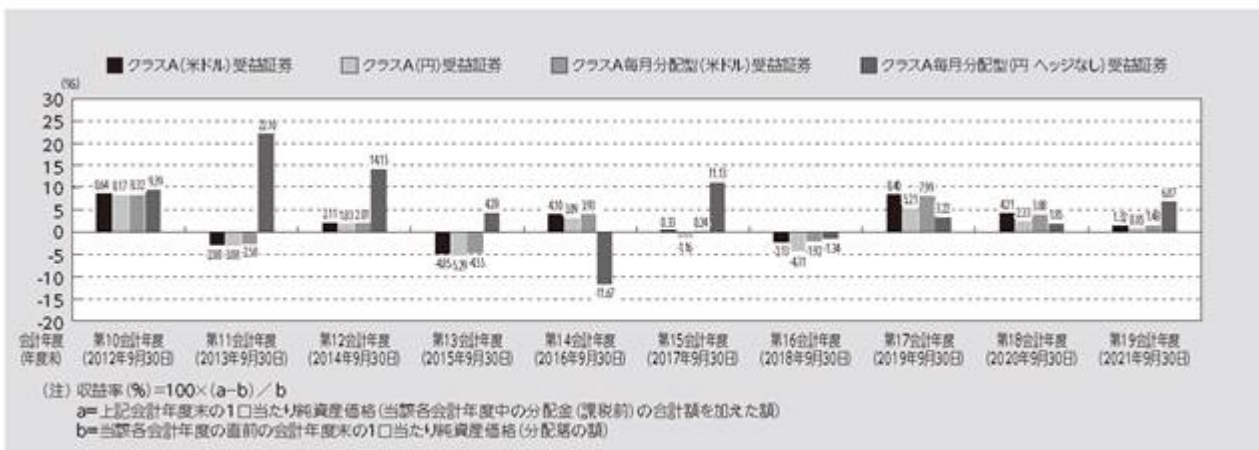


＜ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド＞

会計年度	収益率（注）					
	クラスA (米ドル)	クラスB (米ドル)	クラスA (円)	クラスB (円)	クラスA 毎月分配型 (米ドル)	クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジ なし)
第10会計年度 (2011年10月1日 － 2012年9月30日)	8.64%	8.08%	8.17%	7.53%	8.32%	9.39%
第11会計年度 (2012年10月1日 － 2013年9月30日)	－2.80%	－3.28%	－3.08%	－3.50%	－2.58%	22.10%
第12会計年度 (2013年10月1日 － 2014年9月30日)	2.11%	1.60%	1.83%	1.31%	2.01%	14.15%
第13会計年度 (2014年10月1日 － 2015年9月30日)	－4.85%	－5.33%	－5.29%	－5.67%	－4.55%	4.28%
第14会計年度 (2015年10月1日 － 2016年9月30日)	4.10%	－	3.09%	－	3.93%	－11.67%
第15会計年度 (2016年10月1日 － 2017年9月30日)	0.33%	－	－1.16%	－	0.24%	11.13%
第16会計年度 (2017年10月1日 － 2018年9月30日)	－2.13%	－	－4.31%	－	－1.92%	－1.34%
第17会計年度 (2018年10月1日 － 2019年9月30日)	8.40%	－	5.21%	－	7.99%	3.22%
第18会計年度 (2019年10月1日 － 2020年9月30日)	4.21%	－	2.33%	－	3.88%	1.85%
第19会計年度 (2020年10月1日 － 2021年9月30日)	1.32%	－	0.85%	－	1.48%	6.87%

<参考情報>

年間収益率の推移

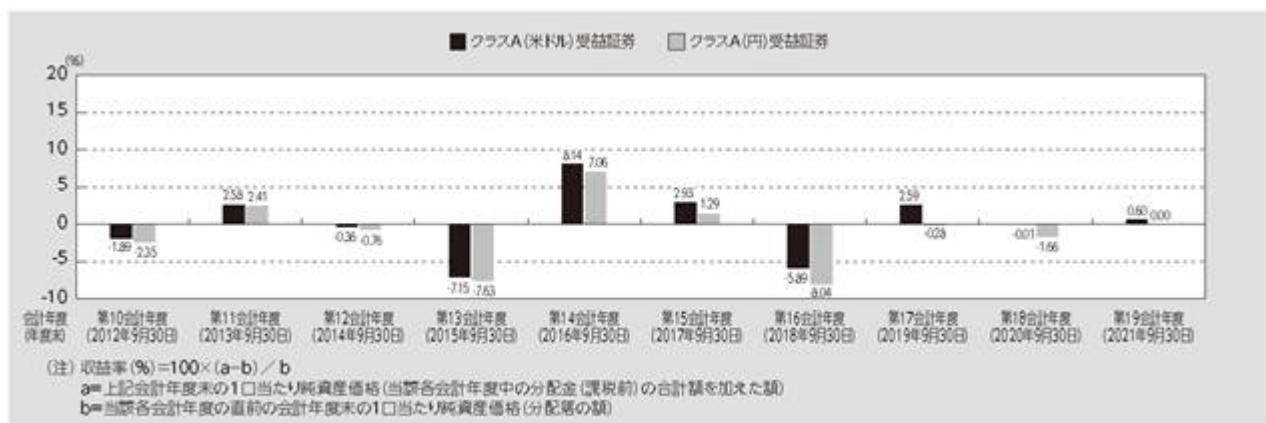


＜ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA (米ドル)	クラスB (米ドル)	クラスA (円)	クラスB (円)
第10会計年度 (2011年10月1日 － 2012年9月30日)	－1.89%	－2.37%	－2.35%	－2.88%
第11会計年度 (2012年10月1日 － 2013年9月30日)	2.58%	2.06%	2.41%	1.89%
第12会計年度 (2013年10月1日 － 2014年9月30日)	－0.36%	－0.85%	－0.76%	－1.15%
第13会計年度 (2014年10月1日 － 2015年9月30日)	－7.15%	－7.61%	－7.63%	－8.12%
第14会計年度 (2015年10月1日 － 2016年9月30日)	8.14%	－	7.06%	－
第15会計年度 (2016年10月1日 － 2017年9月30日)	2.93%	－	1.29%	－
第16会計年度 (2017年10月1日 － 2018年9月30日)	－5.89%	－	－8.04%	－
第17会計年度 (2018年10月1日 － 2019年9月30日)	2.59%	－	－0.28%	－
第18会計年度 (2019年10月1日 － 2020年9月30日)	－0.01%	－	－1.66%	－
第19会計年度 (2020年10月1日 － 2021年9月30日)	0.60%	－	0.00%	－

<参考情報>

年間収益率の推移



＜ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA (米ドル)	クラスB (米ドル)	クラスA (円)	クラスB (円)
第10会計年度 (2011年10月1日 － 2012年9月30日)	15.38%	14.81%	15.02%	14.43%
第11会計年度 (2012年10月1日 － 2013年9月30日)	8.40%	7.85%	8.60%	8.11%
第12会計年度 (2013年10月1日 － 2014年9月30日)	8.74%	8.20%	8.72%	8.16%
第13会計年度 (2014年10月1日 － 2015年9月30日)	－7.37%	－7.83%	－7.05%	－7.55%
第14会計年度 (2015年10月1日 － 2016年9月30日)	22.89%	－	22.41%	－
第15会計年度 (2016年10月1日 － 2017年9月30日)	25.42%	－	23.65%	－
第16会計年度 (2017年10月1日 － 2018年9月30日)	4.44%	－	2.30%	－
第17会計年度 (2018年10月1日 － 2019年9月30日)	－2.55%	－	－4.87%	－
第18会計年度 (2019年10月1日 － 2020年9月30日)	36.90%	－	35.38%	－
第19会計年度 (2020年10月1日 － 2021年9月30日)	10.04%	－	9.54%	－

＜参考情報＞

年間収益率の推移



＜ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA (米ドル)	クラスB (米ドル)	クラスA (円)	クラスB (円)
第10会計年度 (2011年10月1日 － 2012年9月30日)	10.03%	9.48%	9.70%	9.22%
第11会計年度 (2012年10月1日 － 2013年9月30日)	3.16%	2.64%	3.57%	3.01%
第12会計年度 (2013年10月1日 － 2014年9月30日)	－0.43%	－0.92%	－0.55%	－0.97%
第13会計年度 (2014年10月1日 － 2015年9月30日)	－17.63%	－18.04%	－17.40%	－17.87%
第14会計年度 (2015年10月1日 － 2016年9月30日)	17.51%	－	17.25%	－
第15会計年度 (2016年10月1日 － 2017年9月30日)	24.84%	－	23.01%	－
第16会計年度 (2017年10月1日 － 2018年9月30日)	2.41%	－	0.20%	－
第17会計年度 (2018年10月1日 － 2019年9月30日)	5.72%	－	3.10%	－
第18会計年度 (2019年10月1日 － 2020年9月30日)	11.53%	－	10.56%	－
第19会計年度 (2020年10月1日 － 2021年9月30日)	9.54%	－	9.14%	－

<参考情報>

年間収益率の推移



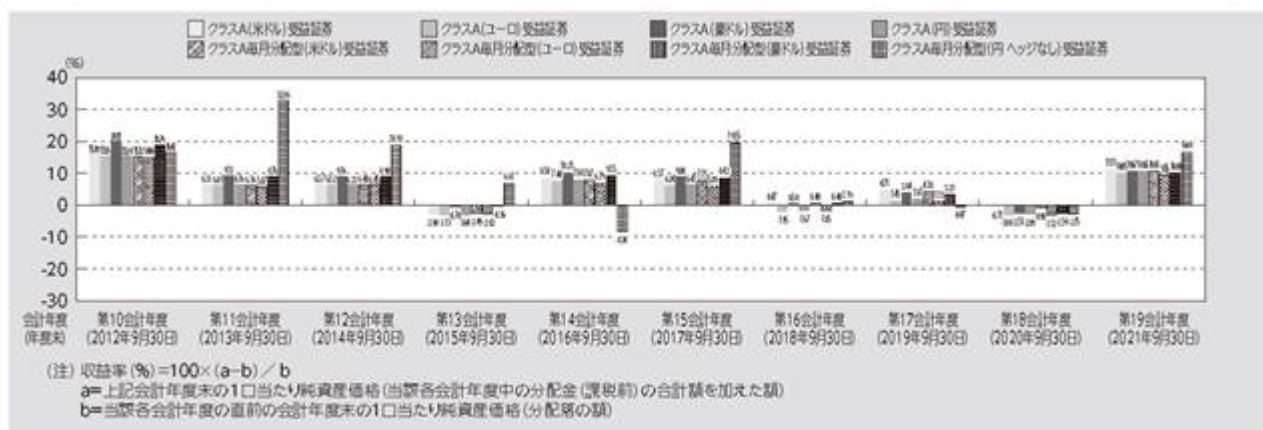
＜グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA (米ドル)	クラスA (円)	クラスA (豪ドル)	クラスA (ユーロ)
第10会計年度 (2011年10月1日 － 2012年9月30日)	15.80%	15.24%	20.02%	15.36%
第11会計年度 (2012年10月1日 － 2013年9月30日)	6.33%	6.16%	9.12%	6.01%
第12会計年度 (2013年10月1日 － 2014年9月30日)	6.57%	6.33%	9.16%	6.52%
第13会計年度 (2014年10月1日 － 2015年9月30日)	－2.80%	－3.04%	－0.70%	－3.13%
第14会計年度 (2015年10月1日 － 2016年9月30日)	8.58%	7.80%	10.21%	7.44%
第15会計年度 (2016年10月1日 － 2017年9月30日)	8.17%	6.47%	9.00%	6.24%
第16会計年度 (2017年10月1日 － 2018年9月30日)	0.47%	－1.67%	0.50%	－1.95%
第17会計年度 (2018年10月1日 － 2019年9月30日)	4.71%	1.87%	3.84%	1.45%
第18会計年度 (2019年10月1日 － 2020年9月30日)	－0.71%	－2.89%	－2.51%	－3.08%
第19会計年度 (2020年10月1日 － 2021年9月30日)	11.11%	10.65%	10.67%	10.05%

会計年度	収益率（注）			
	クラスA 毎月分配型 （米ドル）	クラスA 毎月分配型 （円 ヘッジ なし）	クラスA 毎月分配型 （ユーロ）	クラスA 毎月分配型 （豪ドル）
第10会計年度 （2011年10月1日 － 2012年9月30日）	15.12%	16.42%	14.69%	18.79%
第11会計年度 （2012年10月1日 － 2013年9月30日）	6.16%	32.86%	5.87%	8.76%
第12会計年度 （2013年10月1日 － 2014年9月30日）	6.48%	18.93%	6.45%	8.90%
第13会計年度 （2014年10月1日 － 2015年9月30日）	－2.49%	6.61%	－2.82%	－0.36%
第14会計年度 （2015年10月1日 － 2016年9月30日）	7.87%	－8.30%	6.79%	9.15%
第15会計年度 （2016年10月1日 － 2017年9月30日）	7.75%	19.55%	5.89%	8.42%
第16会計年度 （2017年10月1日 － 2018年9月30日）	0.40%	1.19%	－1.85%	0.40%
第17会計年度 （2018年10月1日 － 2019年9月30日）	4.18%	－0.47%	1.13%	3.23%
第18会計年度 （2019年10月1日 － 2020年9月30日）	－0.90%	－2.75%	－3.12%	－2.59%
第19会計年度 （2020年10月1日 － 2021年9月30日）	10.61%	16.69%	9.55%	10.00%

＜参考情報＞

年間収益率の推移



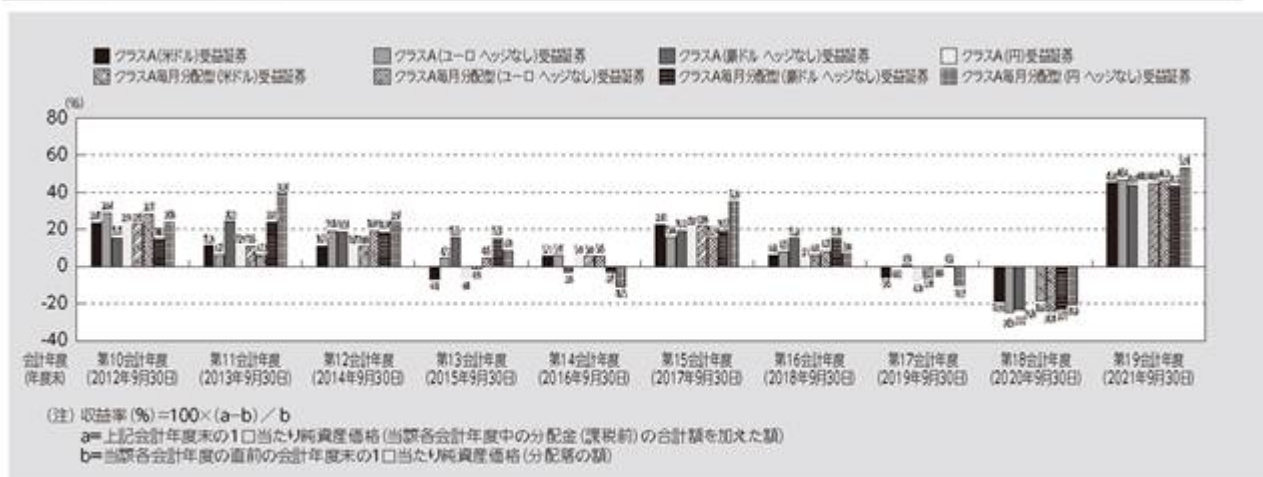
＜グローバル・シリーズ イールド・エクイティ＞

会計年度	収益率（注）					
	クラスA (米ドル)	クラスB (米ドル)	クラスA (円)	クラスB (円)	クラスA 毎月分配型 (米ドル)	クラスA 毎月分配型 (円 ヘッジ なし)
第10会計年度 (2011年10月1日 － 2012年9月30日)	23.41%	22.80%	22.96%	22.37%	22.95%	24.16%
第11会計年度 (2012年10月1日 － 2013年9月30日)	11.26%	10.69%	11.29%	10.77%	11.05%	39.24%
第12会計年度 (2013年10月1日 － 2014年9月30日)	10.77%	10.23%	10.71%	10.22%	10.69%	23.97%
第13会計年度 (2014年10月1日 － 2015年9月30日)	－6.92%	－7.38%	－6.68%	－7.22%	－0.96%	8.70%
第14会計年度 (2015年10月1日 － 2016年9月30日)	5.73%	－	5.60%	－	5.60%	－10.75%
第15会計年度 (2016年10月1日 － 2017年9月30日)	22.43%	－	21.03%	－	22.06%	35.26%
第16会計年度 (2017年10月1日 － 2018年9月30日)	6.02%	－	3.73%	－	6.00%	7.00%
第17会計年度 (2018年10月1日 － 2019年9月30日)	－5.95%	－	－8.30%	－	－5.94%	－10.37%
第18会計年度 (2019年10月1日 － 2020年9月30日)	－18.93%	－	－19.70%	－	－18.67%	－20.26%
第19会計年度 (2020年10月1日 － 2021年9月30日)	45.08%	－	44.83%	－	44.68%	52.91%

会計年度	収益率（注）			
	クラスA （ユーロ ヘッジ なし）	クラスA （豪ドル ヘッジ なし）	クラスA 毎月分配型 （ユーロ ヘッジ なし）	クラスA 毎月分配型 （豪ドル ヘッジ なし）
第10会計年度 （2011年10月1日 － 2012年9月30日）	28.64%	15.11%	28.31%	14.83%
第11会計年度 （2012年10月1日 － 2013年9月30日）	6.17%	24.22%	6.12%	23.83%
第12会計年度 （2013年10月1日 － 2014年9月30日）	19.16%	18.54%	18.89%	18.34%
第13会計年度 （2014年10月1日 － 2015年9月30日）	4.72%	15.55%	4.85%	15.51%
第14会計年度 （2015年10月1日 － 2016年9月30日）	5.91%	－2.86%	5.85%	－2.87%
第15会計年度 （2016年10月1日 － 2017年9月30日）	15.66%	19.32%	15.59%	19.17%
第16会計年度 （2017年10月1日 － 2018年9月30日）	8.25%	15.20%	8.21%	15.10%
第17会計年度 （2018年10月1日 － 2019年9月30日）	－0.02%	0.59%	－0.08%	0.52%
第18会計年度 （2019年10月1日 － 2020年9月30日）	－24.56%	－23.32%	－24.34%	－23.11%
第19会計年度 （2020年10月1日 － 2021年9月30日）	46.58%	43.61%	46.29%	43.32%

<参考情報>

年間収益率の推移

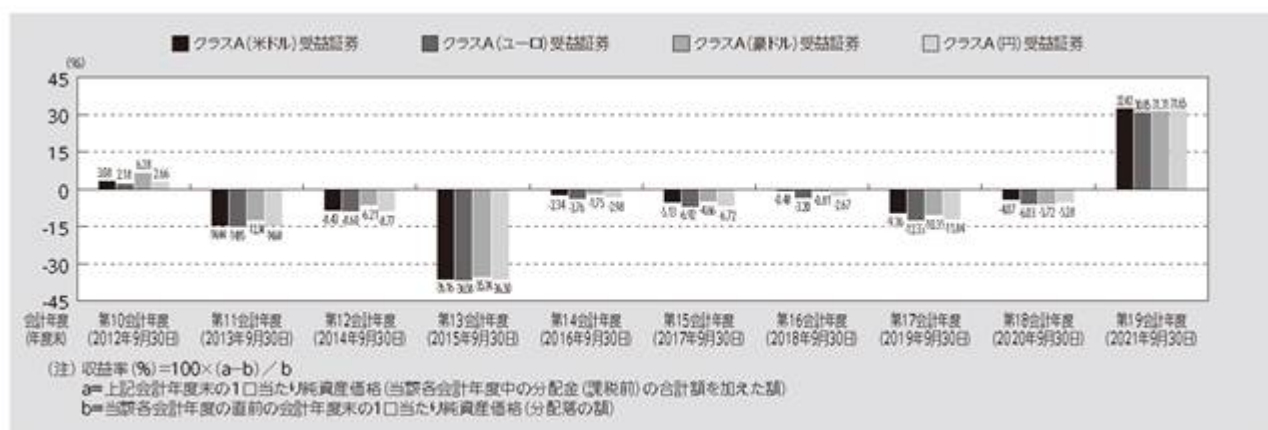


＜グローバル・シリーズ コモディティ＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA (米ドル)	クラスA (円)	クラスA (豪ドル)	クラスA (ユーロ)
第10会計年度 (2011年10月1日 － 2012年9月30日)	3.08%	2.66%	6.28%	2.18%
第11会計年度 (2012年10月1日 － 2013年9月30日)	－14.44%	－14.60%	－12.34%	－14.95%
第12会計年度 (2013年10月1日 － 2014年9月30日)	－8.43%	－8.77%	－6.21%	－8.60%
第13会計年度 (2014年10月1日 － 2015年9月30日)	－36.16%	－36.30%	－35.24%	－36.58%
第14会計年度 (2015年10月1日 － 2016年9月30日)	－2.34%	－2.98%	－1.75%	－3.76%
第15会計年度 (2016年10月1日 － 2017年9月30日)	－5.13%	－6.72%	－4.66%	－6.92%
第16会計年度 (2017年10月1日 － 2018年9月30日)	－0.48%	－2.67%	－0.81%	－3.20%
第17会計年度 (2018年10月1日 － 2019年9月30日)	－9.36%	－11.84%	－10.35%	－12.33%
第18会計年度 (2019年10月1日 － 2020年9月30日)	－4.07%	－5.28%	－5.72%	－6.03%
第19会計年度 (2020年10月1日 － 2021年9月30日)	32.42%	31.65%	31.31%	30.85%

＜参考情報＞

年間収益率の推移



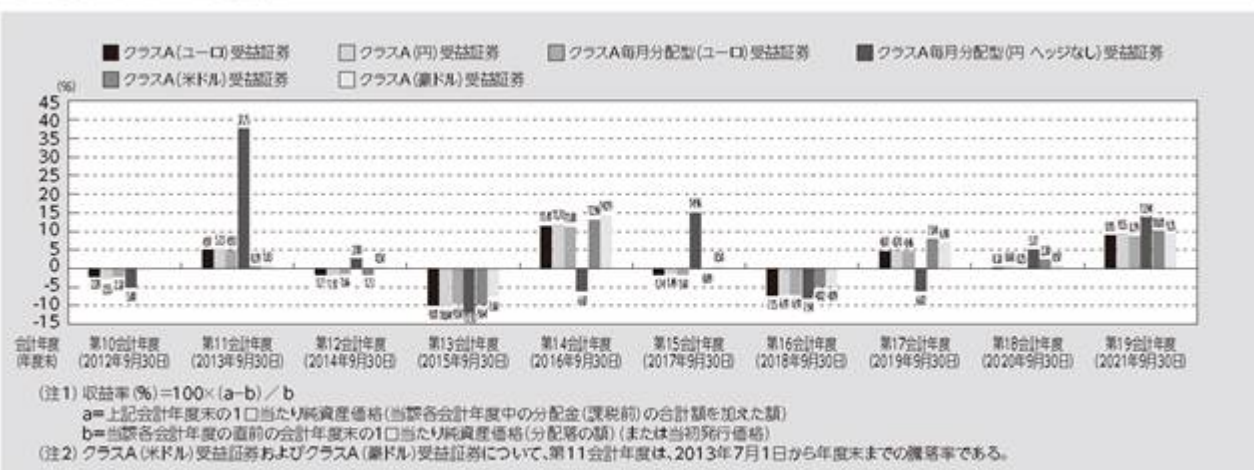
＜グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション＞

会計年度	収益率（注）					
	クラスA （ユーロ）	クラスB （ユーロ）	クラスA （円）	クラスB （円）	クラスA 毎月分配型 （ユーロ）	クラスA 毎月分配型 （円 ヘッジ なし）
第10会計年度 （2011年10月1日 － 2012年9月30日）	－2.20%	－2.70%	－2.55%	－3.02%	－2.20%	－5.08%
第11会計年度 （2012年10月1日 － 2013年9月30日）	4.97%	4.43%	5.23%	6.12%	4.93%	37.75%
第12会計年度 （2013年10月1日 － 2014年9月30日）	－1.73%	－2.22%	－1.93%	－2.46%	－1.66%	2.80%
第13会計年度 （2014年10月1日 － 2015年9月30日）	－9.81%	－10.27%	－10.04%	－10.47%	－9.50%	－11.93%
第14会計年度 （2015年10月1日 － 2016年9月30日）	11.41%	－	11.78%	－	11.08%	－6.07%
第15会計年度 （2016年10月1日 － 2017年9月30日）	－1.74%	－	－1.49%	－	－1.68%	14.96%
第16会計年度 （2017年10月1日 － 2018年9月30日）	－7.15%	－	－6.91%	－	－6.91%	－7.94%
第17会計年度 （2018年10月1日 － 2019年9月30日）	4.61%	－	4.78%	－	4.46%	－6.02%
第18会計年度 （2019年10月1日 － 2020年9月30日）	0.28%	－	0.68%	－	0.25%	5.17%
第19会計年度 （2020年10月1日 － 2021年9月30日）	8.95%	－	9.55%	－	8.79%	13.94%

会計年度	収益率（注）	
	クラスA （米ドル）	クラスA （豪ドル）
第11会計年度 （2012年10月1日 － 2013年9月30日）	0.39%	1.03%
第12会計年度 （2013年10月1日 － 2014年9月30日）	－1.73%	0.58%
第13会計年度 （2014年10月1日 － 2015年9月30日）	－9.64%	－7.60%
第14会計年度 （2015年10月1日 － 2016年9月30日）	12.96%	14.19%
第15会計年度 （2016年10月1日 － 2017年9月30日）	－0.09%	0.58%
第16会計年度 （2017年10月1日 － 2018年9月30日）	－4.82%	－4.89%
第17会計年度 （2018年10月1日 － 2019年9月30日）	7.84%	6.90%
第18会計年度 （2019年10月1日 － 2020年9月30日）	2.30%	0.97%
第19会計年度 （2020年10月1日 － 2021年9月30日）	10.01%	9.35%

＜参考情報＞

年間収益率の推移



（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

＜ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (2011年10月1日 －2012年9月30日)	クラスA (ユーロ)	233,577.16 (233,577.16)	429,119.64 (429,119.64)	2,927,764.68 (2,927,764.68)
	クラスB (ユーロ)	9,316.63 (9,316.63)	253,290.06 (253,290.06)	618,765.19 (618,765.19)
	クラスA (円)	77,271.76 (77,271.76)	52,094.05 (52,094.05)	298,295.03 (298,295.03)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	40,872.16 (40,872.16)	21,434.89 (21,434.89)
第11会計年度 (2012年10月1日 －2013年9月30日)	クラスA (ユーロ)	151,809.53 (151,809.53)	673,822.36 (673,822.36)	2,405,751.85 (2,405,751.85)
	クラスB (ユーロ)	586.97 (586.97)	189,159.62 (189,159.62)	430,192.54 (430,192.54)
	クラスA (円)	38,809.71 (38,809.71)	23,493.82 (23,493.82)	313,610.92 (313,610.92)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	8,411.07 (8,411.07)	13,023.82 (13,023.82)
第12会計年度 (2013年10月1日 －2014年9月30日)	クラスA (ユーロ)	484,312.31 (484,312.31)	613,584.06 (613,584.06)	2,276,480.10 (2,276,480.10)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	161,103.75 (161,103.75)	269,088.79 (269,088.79)
	クラスA (円)	176,747.43 (176,747.43)	127,259.38 (127,259.38)	363,098.97 (363,098.97)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	3,050.77 (3,050.77)	9,973.05 (9,973.05)
第13会計年度 (2014年10月1日 －2015年9月30日)	クラスA (ユーロ)	219,756.23 (219,756.23)	436,638.33 (436,638.33)	2,059,598.00 (2,059,598.00)
	クラスB (ユーロ)	1,761.97 (1,761.97)	147,921.63 (147,921.63)	122,929.13 (122,929.13)
	クラスA (円)	581,663.51 (581,663.51)	231,365.02 (231,365.02)	713,397.46 (713,397.46)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	3,248.08 (3,248.08)	6,724.97 (6,724.97)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 －2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	282,708.44 (282,708.44)	189,326.36 (189,326.36)	2,152,980.08 (2,152,980.08)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	122,929.13 (122,929.13)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	46,327.52 (46,327.52)	234,336.04 (234,336.04)	525,388.94 (525,388.94)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	6,724.97 (6,724.97)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 －2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	113,413.20 (113,413.20)	369,035.55 (369,035.55)	1,897,357.73 (1,897,357.73)
	クラスA (円)	18,934.36 (18,934.36)	162,287.93 (162,287.93)	382,035.37 (382,035.37)
第16会計年度 (2017年10月1日 －2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	40,803.26 (40,803.26)	169,054.13 (169,054.13)	1,769,106.86 (1,769,106.86)
	クラスA (円)	3,942.64 (3,942.64)	85,262.34 (85,262.34)	300,715.67 (300,715.67)
第17会計年度 (2018年10月1日 －2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	129,606.56 (129,606.56)	243,838.37 (243,838.37)	1,654,875.05 (1,654,875.05)
	クラスA (円)	36,878.54 (36,878.54)	47,653.48 (47,653.48)	289,940.73 (289,940.73)
第18会計年度 (2019年10月1日 －2020年9月30日)	クラスA (ユーロ)	78,647.21 (78,647.21)	70,289.87 (70,289.87)	1,663,232.39 (1,663,232.39)
	クラスA (円)	14,229.57 (14,229.57)	27,823.82 (27,823.82)	276,346.48 (276,346.48)
第19会計年度 (2020年10月1日 －2021年9月30日)	クラスA (ユーロ)	42,512.00 (42,512.00)	208,396.58 (208,396.58)	1,497,347.81 (1,497,347.81)
	クラスA (円)	2,580.67 (2,580.67)	24,099.19 (24,099.19)	254,827.96 (254,827.96)

(注) 括弧内の数字は、ルクセンブルグにおける約定日（管理会社の注文受領日）に基づく本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。以下同じ。

＜ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (2011年10月1日 －2012年9月30日)	クラスA (ユーロ)	685,929.10 (685,929.10)	187,698.30 (187,698.30)	1,709,372.40 (1,709,372.40)
	クラスB (ユーロ)	1,191.41 (1,191.41)	889,769.09 (889,769.09)	676,885.22 (676,885.22)
	クラスA (円)	289,534.32 (289,534.32)	73,347.66 (73,347.66)	664,418.87 (664,418.87)
	クラスB (円)	490.43 (490.43)	335,878.19 (335,878.19)	121,062.87 (121,062.87)
第11会計年度 (2012年10月1日 －2013年9月30日)	クラスA (ユーロ)	430,529.87 (430,529.87)	449,350.32 (449,350.32)	1,690,551.95 (1,690,551.95)
	クラスB (ユーロ)	516.88 (516.88)	537,293.18 (537,293.18)	140,108.92 (140,108.92)
	クラスA (円)	94,868.57 (94,868.57)	187,909.81 (187,909.81)	571,377.63 (571,377.63)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	108,887.02 (108,887.02)	12,175.85 (12,175.85)
第12会計年度 (2013年10月1日 －2014年9月30日)	クラスA (ユーロ)	292,817.09 (292,817.09)	462,953.88 (462,953.88)	1,520,415.16 (1,520,415.16)
	クラスB (ユーロ)	727.16 (727.16)	104,161.88 (104,161.88)	36,674.20 (36,674.20)
	クラスA (円)	64,245.31 (64,245.31)	130,893.43 (130,893.43)	504,729.51 (504,729.51)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	11,181.36 (11,181.36)	994.49 (994.49)
第13会計年度 (2014年10月1日 －2015年9月30日)	クラスA (ユーロ)	62,328.88 (62,328.88)	317,472.54 (317,472.54)	1,265,271.50 (1,265,271.50)
	クラスB (ユーロ)	167.19 (167.19)	18,767.36 (18,767.36)	18,074.03 (18,074.03)
	クラスA (円)	155,368.42 (155,368.42)	130,353.36 (130,353.36)	529,744.57 (529,744.57)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	992.50 (992.50)	1.99 (1.99)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 －2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	50,188.30 (50,188.30)	149,406.51 (149,406.51)	1,166,053.29 (1,166,053.29)
	クラスB (ユーロ)	1,288.17 (1,288.17)	19,362.20 (19,362.20)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	17,687.98 (17,687.98)	105,043.16 (105,043.16)	442,389.39 (442,389.39)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	1.99 (1.99)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 －2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	40,920.91 (40,920.91)	176,462.56 (176,462.56)	1,030,511.64 (1,030,511.64)
	クラスA (円)	2,427.64 (2,427.64)	88,040.98 (88,040.98)	356,776.05 (356,776.05)
第16会計年度 (2017年10月1日 －2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	333,135.44 (333,135.44)	82,718.31 (82,718.31)	1,280,928.77 (1,280,928.77)
	クラスA (円)	20,868.43 (20,868.43)	54,946.70 (54,946.70)	322,697.78 (322,697.78)
第17会計年度 (2018年10月1日 －2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	30,830.33 (30,830.33)	197,750.88 (197,750.88)	1,114,008.22 (1,114,008.22)
	クラスA (円)	1,071.43 (1,071.43)	44,032.53 (44,032.53)	279,736.68 (279,736.68)
第18会計年度 (2019年10月1日 －2020年9月30日)	クラスA (ユーロ)	44,375.01 (44,375.01)	86,966.79 (86,966.79)	1,071,416.44 (1,071,416.44)
	クラスA (円)	2,913.83 (2,913.83)	41,432.62 (41,432.62)	241,217.89 (241,217.89)
第19会計年度 (2020年10月1日 －2021年9月30日)	クラスA (ユーロ)	33,441.80 (33,441.80)	150,014.84 (150,014.84)	954,843.40 (954,843.40)
	クラスA (円)	8,321.55 (8,321.55)	38,799.49 (38,799.49)	210,739.95 (210,739.95)

<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (2011年10月1日 －2012年9月30日)	クラスA (ユーロ)	443,629.87 (443,629.87)	232,950.50 (232,950.50)	1,679,565.44 (1,679,565.44)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	548,420.46 (548,420.46)	467,319.69 (467,319.69)
	クラスA (円)	157,783.17 (157,783.17)	40,447.17 (40,447.17)	474,038.86 (474,038.86)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	179,122.69 (179,122.69)	68,395.20 (68,395.20)
第11会計年度 (2012年10月1日 －2013年9月30日)	クラスA (ユーロ)	329,882.51 (329,882.51)	402,743.44 (402,743.44)	1,606,704.51 (1,606,704.51)
	クラスB (ユーロ)	6,583.82 (6,583.82)	367,766.85 (367,766.85)	106,136.66 (106,136.66)
	クラスA (円)	65,576.37 (65,576.37)	123,341.47 (123,341.47)	416,273.76 (416,273.76)
	クラスB (円)	310.78 (310.78)	67,221.19 (67,221.19)	1,484.79 (1,484.79)
第12会計年度 (2013年10月1日 －2014年9月30日)	クラスA (ユーロ)	534,600.33 (534,600.33)	524,383.36 (524,383.36)	1,616,921.48 (1,616,921.48)
	クラスB (ユーロ)	2,164.84 (2,164.84)	63,933.27 (63,933.27)	44,368.23 (44,368.23)
	クラスA (円)	261,454.53 (261,454.53)	156,251.19 (156,251.19)	521,477.10 (521,477.10)
	クラスB (円)	753.09 (753.09)	1,481.04 (1,481.04)	756.84 (756.84)
第13会計年度 (2014年10月1日 －2015年9月30日)	クラスA (ユーロ)	213,553.74 (213,553.74)	446,714.74 (446,714.74)	1,383,760.48 (1,383,760.48)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	27,606.95 (27,606.95)	16,761.28 (16,761.28)
	クラスA (円)	1,413,489.23 (1,413,489.23)	376,356.78 (376,356.78)	1,558,609.55 (1,558,609.55)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	756.84 (756.84)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 －2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	94,895.22 (94,895.22)	208,221.93 (208,221.93)	1,270,433.77 (1,270,433.77)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	16,761.28 (16,761.28)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	116,148.16 (116,148.16)	551,979.29 (551,979.29)	1,122,778.42 (1,122,778.42)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	756.84 (756.84)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 －2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	24,515.14 (24,515.14)	288,920.78 (288,920.78)	1,006,028.13 (1,006,028.13)
	クラスA (円)	14,630.82 (14,630.82)	618,625.64 (618,625.64)	518,783.60 (518,783.60)
第16会計年度 (2017年10月1日 －2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	190,820.38 (190,820.38)	121,208.85 (121,208.85)	1,075,639.66 (1,075,639.66)
	クラスA (円)	15,669.59 (15,669.59)	149,287.97 (149,287.97)	385,165.22 (385,165.22)
第17会計年度 (2018年10月1日 －2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	32,169.36 (32,169.36)	133,082.27 (133,082.27)	974,726.75 (974,726.75)
	クラスA (円)	285.53 (285.53)	67,902.17 (67,902.17)	317,548.58 (317,548.58)
第18会計年度 (2019年10月1日 －2020年9月30日)	クラスA (ユーロ)	29,180.15 (29,180.15)	133,623.32 (133,623.32)	870,283.58 (870,283.58)
	クラスA (円)	6,048.41 (6,048.41)	53,780.16 (53,780.16)	269,816.83 (269,816.83)
第19会計年度 (2020年10月1日 －2021年9月30日)	クラスA (ユーロ)	118,011.29 (118,011.29)	111,661.77 (111,661.77)	876,633.10 (876,633.10)
	クラスA (円)	5,189.76 (5,189.76)	57,083.76 (57,083.76)	217,922.83 (217,922.83)

＜ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 －2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	683,224.24 (683,224.24)	138,365.71 (138,365.71)	544,858.53 (544,858.53)
	クラスA (ユーロ)	135,591.17 (135,591.17)	17,123.08 (17,123.08)	118,468.09 (118,468.09)
	クラスA (円)	237,753.46 (237,753.46)	30,793.09 (30,793.09)	206,960.37 (206,960.37)
第15会計年度 (2016年10月1日 －2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	171,491.69 (171,491.69)	425,818.12 (425,818.12)	290,532.10 (290,532.10)
	クラスA (ユーロ)	31,631.05 (31,631.05)	36,026.58 (36,026.58)	114,072.56 (114,072.56)
	クラスA (円)	35,153.30 (35,153.30)	167,292.41 (167,292.41)	74,821.26 (74,821.26)
第16会計年度 (2017年10月1日 －2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	447,242.88 (447,242.88)	161,314.67 (161,314.67)	576,460.31 (576,460.31)
	クラスA (ユーロ)	272,494.39 (272,494.39)	11,899.62 (11,899.62)	374,667.33 (374,667.33)
	クラスA (円)	11,690.56 (11,690.56)	16,589.39 (16,589.39)	69,922.43 (69,922.43)
第17会計年度 (2018年10月1日 －2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	3,386.53 (3,386.53)	199,610.77 (199,610.77)	380,236.07 (380,236.07)
	クラスA (ユーロ)	17,515.10 (17,515.10)	136,817.76 (136,817.76)	255,364.67 (255,364.67)
	クラスA (円)	10,357.50 (10,357.50)	35,646.59 (35,646.59)	44,633.34 (44,633.34)
第18会計年度 (2019年10月1日 －2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	53,740.33 (53,740.33)	217,888.50 (217,888.50)	216,087.90 (216,087.90)
	クラスA (ユーロ)	86,838.40 (86,838.40)	48,667.16 (48,667.16)	293,535.91 (293,535.91)
	クラスA (円)	11,454.53 (11,454.53)	14,544.92 (14,544.92)	41,542.95 (41,542.95)
第19会計年度 (2020年10月1日 －2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	637,864.75 (637,864.75)	68,477.79 (68,477.79)	785,474.86 (785,474.86)
	クラスA (ユーロ)	284,905.73 (284,905.73)	95,955.77 (95,955.77)	482,485.87 (482,485.87)
	クラスA (円)	276,238.75 (276,238.75)	6,589.89 (6,589.89)	311,191.81 (311,191.81)

＜ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (2011年10月1日 －2012年9月30日)	クラスA (米ドル)	325,713.74 (325,713.74)	383,521.62 (383,521.62)	4,526,418.44 (4,526,418.44)
	クラスB (米ドル)	5,118.11 (5,118.11)	352,508.11 (352,508.11)	637,198.99 (637,198.99)
	クラスA (円)	89,888.78 (89,888.78)	81,396.10 (81,396.10)	920,756.18 (920,756.18)
	クラスB (円)	9,206.33 (9,206.33)	77,146.18 (77,146.18)	48,691.01 (48,691.01)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	153,345.69 (153,345.69)	310,515.28 (310,515.28)	4,131,903.48 (4,131,903.48)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	14,011.34 (14,011.34)	110,985.66 (110,985.66)	1,204,800.81 (1,204,800.81)
第11会計年度 (2012年10月1日 －2013年9月30日)	クラスA (米ドル)	497,583.06 (497,583.06)	1,065,529.40 (1,065,529.40)	3,958,472.10 (3,958,472.10)
	クラスB (米ドル)	4,977.22 (4,977.22)	294,317.36 (294,317.36)	347,858.85 (347,858.85)
	クラスA (円)	99,130.06 (99,130.06)	172,052.22 (172,052.22)	847,834.02 (847,834.02)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	30,382.03 (30,382.03)	18,308.98 (18,308.98)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	184,850.53 (184,850.53)	683,315.26 (683,315.26)	3,633,438.75 (3,633,438.75)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	334,717.39 (334,717.39)	180,404.60 (180,404.60)	1,359,113.60 (1,359,113.60)
第12会計年度 (2013年10月1日 －2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	173,954.87 (173,954.87)	1,079,625.26 (1,079,625.26)	3,052,801.71 (3,052,801.71)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	228,438.36 (228,438.36)	119,420.49 (119,420.49)
	クラスA (円)	16,752.58 (16,752.58)	195,562.16 (195,562.16)	669,024.44 (669,024.44)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	5,275.10 (5,275.10)	13,033.88 (13,033.88)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	149,739.79 (149,739.79)	1,108,906.19 (1,108,906.19)	2,674,272.35 (2,674,272.35)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	151,738.22 (151,738.22)	346,651.00 (346,651.00)	1,164,200.82 (1,164,200.82)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 －2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	129,045.34 (129,045.34)	944,150.40 (944,150.40)	2,237,696.65 (2,237,696.65)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	66,009.06 (66,009.06)	53,411.43 (53,411.43)
	クラスA (円)	2,890.05 (2,890.05)	114,939.79 (114,939.79)	556,974.70 (556,974.70)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	7,113.76 (7,113.76)	5,920.12 (5,920.12)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	60,570.38 (60,570.38)	619,271.08 (619,271.08)	2,115,571.65 (2,115,571.65)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	11,082.79 (11,082.79)	272,233.73 (272,233.73)	903,049.88 (903,049.88)
第14会計年度 (2015年10月1日 －2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	44,441.64 (44,441.64)	331,657.90 (331,657.90)	1,950,480.39 (1,950,480.39)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	53,411.43 (53,411.43)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	5,579.73 (5,579.73)	99,864.13 (99,864.13)	462,690.30 (462,690.30)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	5,920.12 (5,920.12)	0.00 (0.00)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	3,580.86 (3,580.86)	319,834.16 (319,834.16)	1,799,318.35 (1,799,318.35)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	12,094.47 (12,094.47)	177,234.95 (177,234.95)	737,909.40 (737,909.40)
第15会計年度 (2016年10月1日 －2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	2,774.27 (2,774.27)	326,224.32 (326,224.32)	1,627,030.34 (1,627,030.34)
	クラスA (円)	0.00 (0.00)	58,079.48 (58,079.48)	404,610.82 (404,610.82)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	25,951.80 (25,951.80)	424,643.30 (424,643.30)	1,400,626.85 (1,400,626.85)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	1,601.05 (1,601.05)	136,620.19 (136,620.19)	602,890.26 (602,890.26)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (2017年10月1日 －2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	28,499.20 (28,499.20)	205,475.32 (205,475.32)	1,450,054.22 (1,450,054.22)
	クラスA (円)	1,160.54 (1,160.54)	44,722.83 (44,722.83)	361,048.53 (361,048.53)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	6,798.86 (6,798.86)	145,059.39 (145,059.39)	1,262,366.32 (1,262,366.32)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	12,247.57 (12,247.57)	93,738.63 (93,738.63)	521,399.20 (521,399.20)
第17会計年度 (2018年10月1日 －2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	9,492.78 (9,492.78)	142,818.67 (142,818.67)	1,316,728.33 (1,316,728.33)
	クラスA (円)	0.00 (0.00)	36,463.42 (36,463.42)	324,585.11 (324,585.11)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	10,022.08 (10,022.08)	76,529.99 (76,529.99)	1,195,858.41 (1,195,858.41)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	17,112.23 (17,112.23)	57,408.64 (57,408.64)	481,102.79 (481,102.79)
第18会計年度 (2019年10月1日 －2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	326.99 (326.99)	130,722.82 (130,722.82)	1,186,332.50 (1,186,332.50)
	クラスA (円)	0.00 (0.00)	41,833.11 (41,833.11)	282,752.00 (282,752.00)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	0.00 (0.00)	112,200.83 (112,200.83)	1,083,657.58 (1,083,657.58)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	0.00 (0.00)	19,052.36 (19,052.36)	462,050.43 (462,050.43)
第19会計年度 (2020年10月1日 －2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	0.00 (0.00)	103,530.08 (103,530.08)	1,082,802.42 (1,082,802.42)
	クラスA (円)	0.00 (0.00)	43,857.99 (43,857.99)	238,894.01 (238,894.01)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	0.00 (0.00)	94,714.94 (94,714.94)	988,942.64 (988,942.64)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	0.00 (0.00)	47,939.48 (47,939.48)	414,110.95 (414,110.95)

＜ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (2011年10月1日 －2012年9月30日)	クラスA (米ドル)	99,319.00 (99,319.00)	167,184.86 (167,184.86)	1,087,862.99 (1,087,862.99)
	クラスB (米ドル)	2,034.86 (2,034.86)	134,437.45 (134,437.45)	326,764.33 (326,764.33)
	クラスA (円)	62,376.77 (62,376.77)	15,405.19 (15,405.19)	222,356.07 (222,356.07)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	27,822.43 (27,822.43)	21,909.87 (21,909.87)
第11会計年度 (2012年10月1日 －2013年9月30日)	クラスA (米ドル)	88,499.10 (88,499.10)	272,870.17 (272,870.17)	903,491.92 (903,491.92)
	クラスB (米ドル)	1,447.87 (1,447.87)	124,439.92 (124,439.92)	203,772.28 (203,772.28)
	クラスA (円)	16,849.76 (16,849.76)	80,905.04 (80,905.04)	158,300.79 (158,300.79)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	10,351.77 (10,351.77)	11,558.10 (11,558.10)
第12会計年度 (2013年10月1日 －2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	74,691.07 (74,691.07)	212,653.85 (212,653.85)	765,529.14 (765,529.14)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	118,767.96 (118,767.96)	85,004.32 (85,004.32)
	クラスA (円)	8,000.11 (8,000.11)	30,502.06 (30,502.06)	135,798.84 (135,798.84)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	6,201.53 (6,201.53)	5,356.57 (5,356.57)
第13会計年度 (2014年10月1日 －2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	11,401.24 (11,401.24)	175,071.81 (175,071.81)	601,858.57 (601,858.57)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	29,734.58 (29,734.58)	55,269.74 (55,269.74)
	クラスA (円)	639.09 (639.09)	26,981.22 (26,981.22)	109,456.71 (109,456.71)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	867.83 (867.83)	4,488.74 (4,488.74)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 －2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	112,454.63 (112,454.63)	142,349.13 (142,349.13)	571,964.07 (571,964.07)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	55,269.74 (55,269.74)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	7,923.97 (7,923.97)	26,806.07 (26,806.07)	90,574.61 (90,574.61)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	4,488.74 (4,488.74)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 －2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	44,204.86 (44,204.86)	109,155.60 (109,155.60)	507,013.33 (507,013.33)
	クラスA (円)	2,516.91 (2,516.91)	9,360.73 (9,360.73)	83,730.79 (83,730.79)
第16会計年度 (2017年10月1日 －2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	21,545.18 (21,545.18)	95,308.62 (95,308.62)	433,249.89 (433,249.89)
	クラスA (円)	0.00 (0.00)	9,656.37 (9,656.37)	74,074.42 (74,074.42)
第17会計年度 (2018年10月1日 －2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	25,535.63 (25,535.63)	57,496.31 (57,496.31)	401,289.21 (401,289.21)
	クラスA (円)	2,276.87 (2,276.87)	4,159.87 (4,159.87)	72,191.42 (72,191.42)
第18会計年度 (2019年10月1日 －2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	68,635.08 (68,635.08)	42,625.61 (42,625.61)	427,298.68 (427,298.68)
	クラスA (円)	290.54 (290.54)	10,921.67 (10,921.67)	61,560.29 (61,560.29)
第19会計年度 (2020年10月1日 －2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	5,849.44 (5,849.44)	126,294.99 (126,294.99)	306,853.13 (306,853.13)
	クラスA (円)	4,797.23 (4,797.23)	2,045.59 (2,045.59)	64,311.93 (64,311.93)

＜ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (2011年10月1日 －2012年9月30日)	クラスA (米ドル)	328,982.04 (328,982.04)	367,127.91 (367,127.91)	1,779,097.68 (1,779,097.68)
	クラスB (米ドル)	2,922.13 (2,922.13)	196,000.62 (196,000.62)	256,104.55 (256,104.55)
	クラスA (円)	67,433.70 (67,433.70)	70,229.22 (70,229.22)	518,067.11 (518,067.11)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	79,337.47 (79,337.47)	95,644.13 (95,644.13)
第11会計年度 (2012年10月1日 －2013年9月30日)	クラスA (米ドル)	119,163.26 (119,163.26)	594,672.10 (594,672.10)	1,303,588.84 (1,303,588.84)
	クラスB (米ドル)	2,651.44 (2,651.44)	135,978.32 (135,978.32)	122,777.67 (122,777.67)
	クラスA (円)	46,905.33 (46,905.33)	173,245.39 (173,245.39)	391,727.05 (391,727.05)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	67,779.92 (67,779.92)	27,864.21 (27,864.21)
第12会計年度 (2013年10月1日 －2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	156,819.04 (156,819.04)	578,731.56 (578,731.56)	881,676.32 (881,676.32)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	75,096.61 (75,096.61)	47,681.06 (47,681.06)
	クラスA (円)	12,802.12 (12,802.12)	102,301.72 (102,301.72)	302,227.45 (302,227.45)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	20,013.03 (20,013.03)	7,851.18 (7,851.18)
第13会計年度 (2014年10月1日 －2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	97,417.53 (97,417.53)	279,041.39 (279,041.39)	700,052.46 (700,052.46)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	34,766.89 (34,766.89)	12,914.17 (12,914.17)
	クラスA (円)	12,436.80 (12,436.80)	104,663.38 (104,663.38)	210,000.87 (210,000.87)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	6,784.38 (6,784.38)	1,066.80 (1,066.80)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 －2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	13,195.42 (13,195.42)	87,895.23 (87,895.23)	625,352.65 (625,352.65)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	12,914.17 (12,914.17)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	8,019.83 (8,019.83)	25,491.35 (25,491.35)	192,529.35 (192,529.35)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	1,066.80 (1,066.80)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 －2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	23,350.20 (23,350.20)	101,097.08 (101,097.08)	547,605.77 (547,605.77)
	クラスA (円)	2,232.23 (2,232.23)	40,266.09 (40,266.09)	154,495.49 (154,495.49)
第16会計年度 (2017年10月1日 －2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	94,419.04 (94,419.04)	53,504.35 (53,504.35)	588,520.46 (588,520.46)
	クラスA (円)	27,343.02 (27,343.02)	11,593.41 (11,593.41)	170,245.10 (170,245.10)
第17会計年度 (2018年10月1日 －2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	59,656.30 (59,656.30)	98,640.24 (98,640.24)	549,536.52 (549,536.52)
	クラスA (円)	932.94 (932.94)	30,017.62 (30,017.62)	141,160.42 (141,160.42)
第18会計年度 (2019年10月1日 －2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	31,355.01 (31,355.01)	72,414.84 (72,414.84)	508,476.69 (508,476.69)
	クラスA (円)	5,483.80 (5,483.80)	10,128.79 (10,128.79)	136,515.43 (136,515.43)
第19会計年度 (2020年10月1日 －2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	290,813.01 (290,813.01)	98,071.26 (98,071.26)	701,218.44 (701,218.44)
	クラスA (円)	123,344.16 (123,344.16)	34,406.70 (34,406.70)	225,452.89 (225,452.89)

＜ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (2011年10月1日 －2012年9月30日)	クラスA (米ドル)	424,868.89 (424,868.89)	382,631.25 (382,631.25)	5,317,750.58 (5,317,750.58)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	452,052.45 (452,052.45)	1,695,555.02 (1,695,555.02)
	クラスA (円)	200,312.48 (200,312.48)	79,833.78 (79,833.78)	1,041,248.85 (1,041,248.85)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	279,767.89 (279,767.89)	718,076.58 (718,076.58)
第11会計年度 (2012年10月1日 －2013年9月30日)	クラスA (米ドル)	824,694.10 (824,694.10)	2,374,049.30 (2,374,049.30)	3,768,395.38 (3,768,395.38)
	クラスB (米ドル)	205.28 (205.28)	873,082.54 (873,082.54)	822,677.76 (822,677.76)
	クラスA (円)	468,622.96 (468,622.96)	275,044.62 (275,044.62)	1,234,827.19 (1,234,827.19)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	562,475.65 (562,475.65)	155,600.93 (155,600.93)
第12会計年度 (2013年10月1日 －2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	459,080.70 (459,080.70)	1,529,232.88 (1,529,232.88)	2,698,243.20 (2,698,243.20)
	クラスB (米ドル)	2,657.08 (2,657.08)	513,828.12 (513,828.12)	311,506.72 (311,506.72)
	クラスA (円)	119,723.77 (119,723.77)	309,603.81 (309,603.81)	1,044,947.15 (1,044,947.15)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	130,542.39 (130,542.39)	25,058.54 (25,058.54)
第13会計年度 (2014年10月1日 －2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	325,659.83 (325,659.83)	851,611.81 (851,611.81)	2,172,291.22 (2,172,291.22)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	158,222.28 (158,222.28)	153,284.44 (153,284.44)
	クラスA (円)	21,672.52 (21,672.52)	220,343.47 (220,343.47)	846,276.20 (846,276.20)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	18,451.74 (18,451.74)	6,606.80 (6,606.80)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 －2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	147,851.97 (147,851.97)	351,694.21 (351,694.21)	1,968,448.98 (1,968,448.98)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	153,284.44 (153,284.44)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	9,112.64 (9,112.64)	74,312.73 (74,312.73)	781,076.11 (781,076.11)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	6,606.80 (6,606.80)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 －2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	38,818.81 (38,818.81)	492,806.46 (492,806.46)	1,514,461.33 (1,514,461.33)
	クラスA (円)	5,927.86 (5,927.86)	153,579.05 (153,579.05)	633,424.92 (633,424.92)
第16会計年度 (2017年10月1日 －2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	193,644.69 (193,644.69)	345,856.37 (345,856.37)	1,362,249.65 (1,362,249.65)
	クラスA (円)	44,585.15 (44,585.15)	129,255.97 (129,255.97)	548,754.10 (548,754.10)
第17会計年度 (2018年10月1日 －2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	39,664.08 (39,664.08)	193,774.19 (193,774.19)	1,208,139.54 (1,208,139.54)
	クラスA (円)	5,439.89 (5,439.89)	47,614.94 (47,614.94)	506,579.05 (506,579.05)
第18会計年度 (2019年10月1日 －2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	5,659.94 (5,659.94)	231,973.24 (231,973.24)	981,826.24 (981,826.24)
	クラスA (円)	352.24 (352.24)	93,323.95 (93,323.95)	413,607.34 (413,607.34)
第19会計年度 (2020年10月1日 －2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	8,143.21 (8,143.21)	177,434.23 (177,434.23)	812,535.22 (812,535.22)
	クラスA (円)	4,651.32 (4,651.32)	76,613.75 (76,613.75)	341,644.91 (341,644.91)

＜グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (2011年10月1日 －2012年9月30日)	クラスA (米ドル)	170,892.21 (170,892.21)	1,394,579.83 (1,394,579.83)	8,147,194.07 (8,147,194.07)
	クラスA (円)	12,090.63 (12,090.63)	95,454.00 (95,454.00)	435,580.21 (435,580.21)
	クラスA (豪ドル)	151,010.42 (151,010.42)	964,734.27 (964,734.27)	5,500,690.59 (5,500,690.59)
	クラスA (ユーロ)	36,164.67 (36,164.67)	264,398.23 (264,398.23)	1,732,239.69 (1,732,239.69)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	540,454.71 (540,454.71)	318,592.89 (318,592.89)	4,195,713.97 (4,195,713.97)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	65,881.36 (65,881.36)	55,590.68 (55,590.68)	437,070.48 (437,070.48)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	202,323.45 (202,323.45)	55,609.68 (55,609.68)	598,769.28 (598,769.28)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル)	570,027.15 (570,027.15)	298,403.79 (298,403.79)	3,254,043.77 (3,254,043.77)
第11会計年度 (2012年10月1日 －2013年9月30日)	クラスA (米ドル)	1,815,739.50 (1,815,739.50)	4,236,767.90 (4,236,767.90)	5,726,165.67 (5,726,165.67)
	クラスA (円)	201,523.88 (201,523.88)	114,600.03 (114,600.03)	522,504.06 (522,504.06)
	クラスA (豪ドル)	1,989,209.20 (1,989,209.20)	2,882,298.90 (2,882,298.90)	4,607,600.89 (4,607,600.89)
	クラスA (ユーロ)	185,684.93 (185,684.93)	741,254.68 (741,254.68)	1,176,669.94 (1,176,669.94)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	1,405,656.10 (1,405,656.10)	974,120.04 (974,120.04)	4,627,250.03 (4,627,250.03)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	355,349.87 (355,349.87)	287,752.53 (287,752.53)	504,667.82 (504,667.82)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	145,352.26 (145,352.26)	352,985.34 (352,985.34)	391,136.20 (391,136.20)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル)	973,737.19 (973,737.19)	1,202,824.60 (1,202,824.60)	3,024,956.36 (3,024,956.36)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (2013年10月1日 －2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	1,963,443.35 (1,963,443.35)	2,679,662.47 (2,679,662.47)	5,009,946.55 (5,009,946.55)
	クラスA (円)	280,968.23 (280,968.23)	230,346.92 (230,346.92)	573,125.37 (573,125.37)
	クラスA (豪ドル)	1,537,176.60 (1,537,176.60)	2,253,238.44 (2,253,238.44)	3,891,539.05 (3,891,539.05)
	クラスA (ユーロ)	247,892.75 (247,892.75)	534,122.11 (534,122.11)	890,440.58 (890,440.58)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	1,774,290.28 (1,774,290.28)	1,492,244.36 (1,492,244.36)	4,909,295.95 (4,909,295.95)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	686,820.11 (686,820.11)	221,834.53 (221,834.53)	969,653.40 (969,653.40)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	172,636.79 (172,636.79)	107,123.35 (107,123.35)	456,649.64 (456,649.64)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル)	1,158,230.33 (1,158,230.33)	899,108.91 (899,108.91)	3,284,077.78 (3,284,077.78)
第13会計年度 (2014年10月1日 －2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	746,787.51 (746,787.51)	2,221,199.55 (2,221,199.55)	3,535,534.51 (3,535,534.51)
	クラスA (円)	66,364.51 (66,364.51)	174,523.01 (174,523.01)	464,966.87 (464,966.87)
	クラスA (豪ドル)	636,180.56 (636,180.56)	1,648,282.30 (1,648,282.30)	2,879,437.31 (2,879,437.31)
	クラスA (ユーロ)	23,044.12 (23,044.12)	304,504.20 (304,504.20)	608,980.50 (608,980.50)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	867,670.91 (867,670.91)	1,468,453.62 (1,468,453.62)	4,308,513.24 (4,308,513.24)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	155,926.70 (155,926.70)	421,889.53 (421,889.53)	703,690.57 (703,690.57)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	34,277.24 (34,277.24)	111,013.69 (111,013.69)	379,913.19 (379,913.19)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル)	447,889.91 (447,889.91)	1,154,966.33 (1,154,966.33)	2,577,001.36 (2,577,001.36)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 －2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	184,251.52 (184,251.52)	1,026,953.62 (1,026,953.62)	2,692,832.41 (2,692,832.41)
	クラスA (円)	72,941.44 (72,941.44)	80,236.15 (80,236.15)	457,672.16 (457,672.16)
	クラスA (豪ドル)	834,930.39 (834,930.39)	682,466.46 (682,466.46)	3,031,901.24 (3,031,901.24)
	クラスA (ユーロ)	44,202.25 (44,202.25)	120,988.59 (120,988.59)	532,194.16 (532,194.16)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	1,299,778.85 (1,299,778.85)	1,022,907.11 (1,022,907.11)	4,585,384.98 (4,585,384.98)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	417,712.53 (417,712.53)	289,209.30 (289,209.30)	832,193.80 (832,193.80)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	74,935.94 (74,935.94)	77,830.96 (77,830.96)	377,018.17 (377,018.17)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル)	394,062.39 (394,062.39)	203,164.38 (203,164.38)	2,767,899.37 (2,767,899.37)
第15会計年度 (2016年10月1日 －2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	791,752.41 (791,752.41)	824,198.96 (824,198.96)	2,660,385.86 (2,660,385.86)
	クラスA (円)	467,089.41 (467,089.41)	213,863.31 (213,863.31)	710,898.26 (710,898.26)
	クラスA (豪ドル)	1,309,788.19 (1,309,788.19)	1,212,222.82 (1,212,222.82)	3,129,466.61 (3,129,466.61)
	クラスA (ユーロ)	325,917.26 (325,917.26)	115,773.35 (115,773.35)	742,338.07 (742,338.07)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	2,234,421.04 (2,234,421.04)	1,115,569.50 (1,115,569.50)	5,704,236.52 (5,704,236.52)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	1,185,232.89 (1,185,232.89)	529,623.82 (529,623.82)	1,487,802.87 (1,487,802.87)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	513,941.41 (513,941.41)	487,439.33 (487,439.33)	403,520.25 (403,520.25)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル)	519,351.00 (519,351.00)	561,807.31 (561,807.31)	2,725,443.06 (2,725,443.06)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (2017年10月1日 －2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	280,038.10 (280,038.10)	800,340.85 (800,340.85)	2,140,083.11 (2,140,083.11)
	クラスA (円)	67,014.27 (67,014.27)	211,515.70 (211,515.70)	566,396.83 (566,396.83)
	クラスA (豪ドル)	429,353.56 (429,353.56)	813,300.39 (813,300.39)	2,745,519.78 (2,745,519.78)
	クラスA (ユーロ)	97,832.88 (97,832.88)	129,696.50 (129,696.50)	710,474.45 (710,474.45)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	1,886,523.76 (1,886,523.76)	1,076,095.84 (1,076,095.84)	6,514,664.44 (6,514,664.44)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	161,138.62 (161,138.62)	656,383.16 (656,383.16)	992,558.33 (992,558.33)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	15,418.98 (15,418.98)	52,971.61 (52,971.61)	365,967.62 (365,967.62)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル)	401,250.60 (401,250.60)	533,162.26 (533,162.26)	2,593,531.40 (2,593,531.40)
第17会計年度 (2018年10月1日 －2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	184,279.71 (184,279.71)	401,815.77 (401,815.77)	1,922,547.05 (1,922,547.05)
	クラスA (円)	20,626.36 (20,626.36)	72,440.80 (72,440.80)	514,582.39 (514,582.39)
	クラスA (豪ドル)	884,400.30 (884,400.30)	662,568.12 (662,568.12)	2,967,351.96 (2,967,351.96)
	クラスA (ユーロ)	73,878.61 (73,878.61)	71,784.95 (71,784.95)	712,568.11 (712,568.11)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	482,773.40 (482,773.40)	950,251.12 (950,251.12)	6,047,186.72 (6,047,186.72)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	193,610.00 (193,610.00)	121,307.09 (121,307.09)	1,064,861.24 (1,064,861.24)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	25,953.19 (25,953.19)	49,587.96 (49,587.96)	342,332.85 (342,332.85)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル)	671,821.81 (671,821.81)	575,796.83 (575,796.83)	2,689,556.38 (2,689,556.38)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第18会計年度 (2019年10月1日 －2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	69,895.33 (69,895.33)	389,301.79 (389,301.79)	1,603,140.59 (1,603,140.59)
	クラスA (円)	6,587.01 (6,587.01)	60,383.04 (60,383.04)	460,786.36 (460,786.36)
	クラスA (豪ドル)	238,509.91 (238,509.91)	685,160.57 (685,160.57)	2,520,701.30 (2,520,701.30)
	クラスA (ユーロ)	46,099.25 (46,099.25)	96,131.43 (96,131.43)	662,535.93 (662,535.93)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	1,460,203.41 (1,460,203.41)	990,746.01 (990,746.01)	6,516,644.12 (6,516,644.12)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	194,637.67 (194,637.67)	74,950.20 (74,950.20)	1,184,548.71 (1,184,548.71)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	36,437.38 (36,437.38)	35,139.68 (35,139.68)	343,630.55 (343,630.55)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル)	138,800.17 (138,800.17)	319,090.12 (319,090.12)	2,509,266.43 (2,509,266.43)
第19会計年度 (2020年10月1日 －2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	179,887.11 (179,887.11)	154,259.48 (154,259.48)	1,628,768.22 (1,628,768.22)
	クラスA (円)	56,824.09 (56,824.09)	74,458.53 (74,458.53)	443,151.92 (443,151.92)
	クラスA (豪ドル)	119,332.06 (119,332.06)	786,382.60 (786,382.60)	1,853,650.76 (1,853,650.76)
	クラスA (ユーロ)	34,411.36 (34,411.36)	121,445.93 (121,445.93)	575,501.36 (575,501.36)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	482,195.26 (482,195.26)	1,021,216.49 (1,021,216.49)	5,977,622.89 (5,977,622.89)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	357,215.40 (357,215.40)	216,370.47 (216,370.47)	1,325,393.64 (1,325,393.64)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	4,220.36 (4,220.36)	26,045.38 (26,045.38)	321,805.53 (321,805.53)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル)	63,033.52 (63,033.52)	479,105.82 (479,105.82)	2,093,194.13 (2,093,194.13)

[次へ](#)

＜グローバル・シリーズ イールド・エクイティ＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (2011年10月1日 －2012年9月30日)	クラスA (米ドル)	164,643.36 (164,643.36)	73,805.53 (73,805.53)	1,062,266.17 (1,062,266.17)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	190,887.22 (190,887.22)	439,446.62 (439,446.62)
	クラスA (円)	95,188.01 (95,188.01)	24,105.79 (24,105.79)	274,298.00 (274,298.00)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	117,930.21 (117,930.21)	157,363.22 (157,363.22)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	20,185.19 (20,185.19)	54,793.69 (54,793.69)	408,446.92 (408,446.92)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	35,992.90 (35,992.90)	23,841.24 (23,841.24)	209,663.35 (209,663.35)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	7,728.47 (7,728.47)	9,082.65 (9,082.65)	26,105.93 (26,105.93)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	11,460.19 (11,460.19)	82,310.63 (82,310.63)	169,929.17 (169,929.17)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	15,323.30 (15,323.30)	20,138.58 (20,138.58)	11,389.59 (11,389.59)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	9,499.63 (9,499.63)	10,380.23 (10,380.23)	9,455.96 (9,455.96)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度 (2012年10月1日 －2013年9月30日)	クラスA (米ドル)	981,422.61 (981,422.61)	572,325.54 (572,325.54)	1,471,363.24 (1,471,363.24)
	クラスB (米ドル)	21,664.99 (21,664.99)	366,439.72 (366,439.72)	94,671.89 (94,671.89)
	クラスA (円)	183,948.44 (183,948.44)	64,735.94 (64,735.94)	393,510.50 (393,510.50)
	クラスB (円)	368.66 (368.66)	151,363.24 (151,363.24)	6,368.64 (6,368.64)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	88,035.28 (88,035.28)	82,682.77 (82,682.77)	413,799.43 (413,799.43)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	29,552.32 (29,552.32)	66,421.66 (66,421.66)	172,794.01 (172,794.01)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	72,622.94 (72,622.94)	3,141.35 (3,141.35)	95,587.52 (95,587.52)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	354,598.41 (354,598.41)	200,514.12 (200,514.12)	324,013.46 (324,013.46)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	5,104.57 (5,104.57)	2,755.00 (2,755.00)	13,739.16 (13,739.16)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	24,955.29 (24,955.29)	18,814.94 (18,814.94)	15,596.31 (15,596.31)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (2013年10月1日 －2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	2,522,468.35 (2,522,468.35)	1,223,405.98 (1,223,405.98)	2,770,425.61 (2,770,425.61)
	クラスB (米ドル)	21,247.29 (21,247.29)	65,994.38 (65,994.38)	49,924.80 (49,924.80)
	クラスA (円)	163,928.51 (163,928.51)	121,249.79 (121,249.79)	436,189.22 (436,189.22)
	クラスB (円)	1,725.10 (1,725.10)	1,951.39 (1,951.39)	6,142.35 (6,142.35)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	193,969.28 (193,969.28)	98,593.95 (98,593.95)	509,174.76 (509,174.76)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	143,601.97 (143,601.97)	35,084.01 (35,084.01)	281,311.97 (281,311.97)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	98,962.52 (98,962.52)	53,557.93 (53,557.93)	140,992.11 (140,992.11)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	853,002.13 (853,002.13)	547,266.51 (547,266.51)	629,749.08 (629,749.08)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	16,815.08 (16,815.08)	10,576.51 (10,576.51)	19,977.73 (19,977.73)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	26,660.27 (26,660.27)	4,580.90 (4,580.90)	37,675.68 (37,675.68)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 －2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	1,442,303.67 (1,442,303.67)	1,277,051.72 (1,277,051.72)	2,935,677.56 (2,935,677.56)
	クラスB (米ドル)	7,083.38 (7,083.38)	31,221.07 (31,221.07)	25,787.11 (25,787.11)
	クラスA (円)	101,424.39 (101,424.39)	153,012.46 (153,012.46)	384,601.15 (384,601.15)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	3,566.74 (3,566.74)	2,575.61 (2,575.61)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	163,347.10 (163,347.10)	190,941.89 (190,941.89)	481,579.97 (481,579.97)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	180,358.43 (180,358.43)	96,860.86 (96,860.86)	364,809.54 (364,809.54)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	77,378.99 (77,378.99)	53,864.49 (53,864.49)	164,506.61 (164,506.61)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	709,742.37 (709,742.37)	527,297.98 (527,297.98)	812,193.47 (812,193.47)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	26,174.34 (26,174.34)	6,579.32 (6,579.32)	39,572.75 (39,572.75)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	56,875.40 (56,875.40)	20,825.09 (20,825.09)	73,725.99 (73,725.99)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 －2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	195,407.05 (195,407.05)	884,654.10 (884,654.10)	2,246,430.51 (2,246,430.51)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	25,787.11 (25,787.11)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	103,755.86 (103,755.86)	156,059.12 (156,059.12)	332,297.89 (332,297.89)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	2,575.61 (2,575.61)	0.00 (0.00)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	59,043.34 (59,043.34)	76,668.74 (76,668.74)	463,954.57 (463,954.57)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	2,538.33 (2,538.33)	119,398.03 (119,398.03)	247,949.84 (247,949.84)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	34,465.09 (34,465.09)	24,012.15 (24,012.15)	174,959.55 (174,959.55)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	110,538.40 (110,538.40)	236,245.13 (236,245.13)	686,486.74 (686,486.74)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	2,287.51 (2,287.51)	3,021.05 (3,021.05)	38,839.21 (38,839.21)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	10,160.70 (10,160.70)	13,185.08 (13,185.08)	70,701.61 (70,701.61)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第15会計年度 (2016年10月1日 －2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	236,891.73 (236,891.73)	916,456.21 (916,456.21)	1,566,866.03 (1,566,866.03)
	クラスA (円)	24,826.19 (24,826.19)	125,694.95 (125,694.95)	231,429.13 (231,429.13)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	42,985.55 (42,985.55)	118,592.60 (118,592.60)	388,347.52 (388,347.52)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	18,688.94 (18,688.94)	43,073.83 (43,073.83)	223,564.95 (223,564.95)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	26,309.64 (26,309.64)	64,400.38 (64,400.38)	136,868.81 (136,868.81)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	229,898.48 (229,898.48)	393,294.58 (393,294.58)	523,090.64 (523,090.64)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	7,070.51 (7,070.51)	9,523.74 (9,523.74)	36,385.98 (36,385.98)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	8,113.69 (8,113.69)	15,426.77 (15,426.77)	63,388.53 (63,388.53)
第16会計年度 (2017年10月1日 －2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	311,596.99 (311,596.99)	360,651.33 (360,651.33)	1,517,811.69 (1,517,811.69)
	クラスA (円)	72,222.33 (72,222.33)	31,143.38 (31,143.38)	272,508.08 (272,508.08)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	37,119.37 (37,119.37)	58,167.78 (58,167.78)	367,299.11 (367,299.11)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	9,058.99 (9,058.99)	14,964.36 (14,964.36)	217,659.58 (217,659.58)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	95,741.87 (95,741.87)	27,088.32 (27,088.32)	205,522.36 (205,522.36)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	637,797.46 (637,797.46)	233,847.15 (233,847.15)	927,040.95 (927,040.95)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	15,810.10 (15,810.10)	3,099.05 (3,099.05)	49,097.03 (49,097.03)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	33,536.45 (33,536.45)	49,493.25 (49,493.25)	47,431.73 (47,431.73)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第17会計年度 (2018年10月1日 －2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	60,426.54 (60,426.54)	242,261.86 (242,261.86)	1,335,976.37 (1,335,976.37)
	クラスA (円)	4,571.56 (4,571.56)	71,156.16 (71,156.16)	205,923.48 (205,923.48)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	73,570.67 (73,570.67)	132,045.94 (132,045.94)	308,823.84 (308,823.84)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	38,714.45 (38,714.45)	16,578.36 (16,578.36)	239,795.67 (239,795.67)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	48,845.44 (48,845.44)	71,181.34 (71,181.34)	183,186.46 (183,186.46)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	584,169.62 (584,169.62)	412,802.75 (412,802.75)	1,098,407.82 (1,098,407.82)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	1,056.08 (1,056.08)	14,294.09 (14,294.09)	35,859.02 (35,859.02)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	11,901.03 (11,901.03)	7,820.40 (7,820.40)	51,512.36 (51,512.36)
第18会計年度 (2019年10月1日 －2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	132,672.81 (132,672.81)	253,947.33 (253,947.33)	1,214,701.85 (1,214,701.85)
	クラスA (円)	46,644.78 (46,644.78)	35,726.27 (35,726.27)	216,841.99 (216,841.99)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	24,005.46 (24,005.46)	83,122.66 (83,122.66)	249,706.64 (249,706.64)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	17,015.33 (17,015.33)	6,921.86 (6,921.86)	249,889.14 (249,889.14)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	70,963.35 (70,963.35)	37,841.13 (37,841.13)	216,308.68 (216,308.68)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	470,054.56 (470,054.56)	544,618.54 (544,618.54)	1,023,843.84 (1,023,843.84)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	3,384.42 (3,384.42)	5,680.47 (5,680.47)	33,562.97 (33,562.97)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	12,457.84 (12,457.84)	15,096.76 (15,096.76)	48,873.44 (48,873.44)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度 (2020年10月1日 －2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	350,884.67 (350,884.67)	338,564.73 (338,564.73)	1,227,021.79 (1,227,021.79)
	クラスA (円)	52,465.24 (52,465.24)	40,351.01 (40,351.01)	228,956.22 (228,956.22)
	クラスA毎月分配 型 (米ドル)	13,180.66 (13,180.66)	53,379.33 (53,379.33)	209,507.97 (209,507.97)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	32,902.88 (32,902.88)	57,013.72 (57,013.72)	225,778.30 (225,778.30)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	42,960.75 (42,960.75)	81,023.35 (81,023.35)	178,246.08 (178,246.08)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	155,015.45 (155,015.45)	548,511.04 (548,511.04)	630,348.25 (630,348.25)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	7,667.03 (7,667.03)	4,424.41 (4,424.41)	36,805.59 (36,805.59)
	クラスA毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	7,260.46 (7,260.46)	14,392.46 (14,392.46)	41,741.44 (41,741.44)

＜グローバル・シリーズ コモディティ＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (2011年10月1日 －2012年9月30日)	クラスA (米ドル)	67,926.65 (67,926.65)	152,437.50 (152,437.50)	1,656,573.47 (1,656,573.47)
	クラスA (円)	10,032.82 (10,032.82)	30,672.85 (30,672.85)	189,041.64 (189,041.64)
	クラスA (豪ドル)	5,808.00 (5,808.00)	135,362.43 (135,362.43)	640,883.43 (640,883.43)
	クラスA (ユーロ)	13,473.06 (13,473.06)	28,244.37 (28,244.37)	181,093.04 (181,093.04)
第11会計年度 (2012年10月1日 －2013年9月30日)	クラスA (米ドル)	99,186.43 (99,186.43)	824,072.52 (824,072.52)	931,687.38 (931,687.38)
	クラスA (円)	37,460.58 (37,460.58)	99,463.10 (99,463.10)	127,039.12 (127,039.12)
	クラスA (豪ドル)	48,797.23 (48,797.23)	314,127.73 (314,127.73)	375,552.93 (375,552.93)
	クラスA (ユーロ)	11,889.20 (11,889.20)	57,944.68 (57,944.68)	135,037.56 (135,037.56)
第12会計年度 (2013年10月1日 －2014年9月30日)	クラスA (米ドル)	75,138.96 (75,138.96)	364,427.94 (364,427.94)	642,398.40 (642,398.40)
	クラスA (円)	28,727.74 (28,727.74)	35,854.85 (35,854.85)	119,912.01 (119,912.01)
	クラスA (豪ドル)	166,070.91 (166,070.91)	177,750.50 (177,750.50)	363,873.34 (363,873.34)
	クラスA (ユーロ)	12,333.39 (12,333.39)	27,979.18 (27,979.18)	119,391.77 (119,391.77)
第13会計年度 (2014年10月1日 －2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	2,276,265.09 (2,276,265.09)	695,910.13 (695,910.13)	2,222,753.36 (2,222,753.36)
	クラスA (円)	676,226.32 (676,226.32)	174,822.82 (174,822.82)	621,315.51 (621,315.51)
	クラスA (豪ドル)	616,204.96 (616,204.96)	198,639.39 (198,639.39)	781,438.91 (781,438.91)
	クラスA (ユーロ)	83,682.64 (83,682.64)	14,527.21 (14,527.21)	188,547.20 (188,547.20)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 －2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	353,759.69 (353,759.69)	627,738.57 (627,738.57)	1,948,774.48 (1,948,774.48)
	クラスA (円)	169,626.67 (169,626.67)	220,029.10 (220,029.10)	570,913.08 (570,913.08)
	クラスA (豪ドル)	216,052.24 (216,052.24)	94,728.99 (94,728.99)	902,762.16 (902,762.16)
	クラスA (ユーロ)	82,392.69 (82,392.69)	26,140.32 (26,140.32)	244,799.57 (244,799.57)
第15会計年度 (2016年10月1日 －2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	361,034.80 (361,034.80)	445,259.34 (445,259.34)	1,864,549.94 (1,864,549.94)
	クラスA (円)	147,842.76 (147,842.76)	68,142.18 (68,142.18)	650,613.66 (650,613.66)
	クラスA (豪ドル)	286,919.51 (286,919.51)	375,962.58 (375,962.58)	813,719.09 (813,719.09)
	クラスA (ユーロ)	53,094.85 (53,094.85)	79,587.41 (79,587.41)	218,307.01 (218,307.01)
第16会計年度 (2017年10月1日 －2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	226,019.42 (226,019.42)	604,923.94 (604,923.94)	1,485,645.42 (1,485,645.42)
	クラスA (円)	116,642.24 (116,642.24)	177,369.20 (177,369.20)	589,886.70 (589,886.70)
	クラスA (豪ドル)	72,484.64 (72,484.64)	186,131.44 (186,131.44)	700,072.29 (700,072.29)
	クラスA (ユーロ)	6,163.36 (6,163.36)	17,145.35 (17,145.35)	207,325.02 (207,325.02)
第17会計年度 (2018年10月1日 －2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	46,886.47 (46,886.47)	351,234.23 (351,234.23)	1,181,297.66 (1,181,297.66)
	クラスA (円)	17,043.05 (17,043.05)	57,993.58 (57,993.58)	548,936.17 (548,936.17)
	クラスA (豪ドル)	134,421.60 (134,421.60)	160,308.45 (160,308.45)	674,185.44 (674,185.44)
	クラスA (ユーロ)	10,246.20 (10,246.20)	16,893.26 (16,893.26)	200,677.96 (200,677.96)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第18会計年度 (2019年10月1日 －2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	145,894.20 (145,894.20)	214,755.68 (214,755.68)	1,112,436.18 (1,112,436.18)
	クラスA (円)	31,817.29 (31,817.29)	162,936.22 (162,936.22)	417,817.24 (417,817.24)
	クラスA (豪ドル)	36,644.43 (36,644.43)	151,854.31 (151,854.31)	558,975.56 (558,975.56)
	クラスA (ユーロ)	4,415.69 (4,415.69)	20,870.03 (20,870.03)	184,223.62 (184,223.62)
第19会計年度 (2020年10月1日 －2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	356,853.38 (356,853.38)	338,924.91 (338,924.91)	1,130,364.65 (1,130,364.65)
	クラスA (円)	61,559.86 (61,559.86)	88,142.54 (88,142.54)	391,234.56 (391,234.56)
	クラスA (豪ドル)	73,766.28 (73,766.28)	155,777.67 (155,777.67)	476,964.17 (476,964.17)
	クラスA (ユーロ)	21,171.75 (21,171.75)	5,047.08 (5,047.08)	200,348.29 (200,348.29)

＜グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (2011年10月1日 －2012年9月30日)	クラスA (ユーロ)	526,085.75 (526,085.75)	79,564.26 (79,564.26)	612,549.39 (612,549.39)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	552,301.97 (552,301.97)	37,260.27 (37,260.27)
	クラスA (円)	250,321.90 (250,321.90)	56,725.11 (56,725.11)	332,955.08 (332,955.08)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	260,690.41 (260,690.41)	1,647.58 (1,647.58)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	6,993.80 (6,993.80)	73,813.62 (73,813.62)	325,018.65 (325,018.65)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	2,302.55 (2,302.55)	64,723.38 (64,723.38)	676,532.13 (676,532.13)
第11会計年度 (2012年10月1日 －2013年9月30日)	クラスA (ユーロ)	18,567.73 (18,567.73)	129,159.81 (129,159.81)	501,957.31 (501,957.31)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	19,043.82 (19,043.82)	18,216.45 (18,216.45)
	クラスA (円)	2,754.34 (2,754.34)	63,008.00 (63,008.00)	272,701.42 (272,701.42)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	1,642.74 (1,642.74)	4.84 (4.84)
	クラスA (米ドル)	12,237.02 (12,237.02)	0.00 (0.00)	12,237.02 (12,237.02)
	クラスA (豪ドル)	10,756.92 (10,756.92)	0.00 (0.00)	10,756.92 (10,756.92)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	1,030.84 (1,030.84)	20,364.43 (20,364.43)	305,685.06 (305,685.06)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	4,364.26 (4,364.26)	111,170.49 (111,170.49)	569,725.90 (569,725.90)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (2013年10月1日 －2014年9月30日)	クラスA (ユーロ)	11,784.77 (11,784.77)	124,387.38 (124,387.38)	389,354.70 (389,354.70)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	7,846.59 (7,846.59)	10,369.86 (10,369.86)
	クラスA (円)	3,682.95 (3,682.95)	63,119.46 (63,119.46)	213,264.91 (213,264.91)
	クラスB (円)	1,232.23 (1,232.23)	0.00 (0.00)	1,237.07 (1,237.07)
	クラスA (米ドル)	31,860.89 (31,860.89)	21,058.63 (21,058.63)	23,039.28 (23,039.28)
	クラスA (豪ドル)	18,027.25 (18,027.25)	3,112.78 (3,112.78)	25,671.39 (25,671.39)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	24,828.70 (24,828.70)	52,144.50 (52,144.50)	278,369.26 (278,369.26)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	8,137.88 (8,137.88)	94,066.75 (94,066.75)	483,797.03 (483,797.03)
第13会計年度 (2014年10月1日 －2015年9月30日)	クラスA (ユーロ)	4,783.95 (4,783.95)	60,898.38 (60,898.38)	333,240.27 (333,240.27)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	7,245.85 (7,245.85)	3,124.01 (3,124.01)
	クラスA (円)	5,280.72 (5,280.72)	27,667.47 (27,667.47)	190,878.16 (190,878.16)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	1,237.07 (1,237.07)
	クラスA (米ドル)	24,961.03 (24,961.03)	29,235.59 (29,235.59)	18,764.72 (18,764.72)
	クラスA (豪ドル)	7,437.53 (7,437.53)	3,094.27 (3,094.27)	30,014.65 (30,014.65)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	705.34 (705.34)	50,084.82 (50,084.82)	228,989.78 (228,989.78)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	6,201.51 (6,201.51)	109,945.24 (109,945.24)	380,053.30 (380,053.30)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 －2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	54,946.04 (54,946.04)	51,561.44 (51,561.44)	336,624.87 (336,624.87)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	3,124.01 (3,124.01)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	58,526.79 (58,526.79)	21,779.45 (21,779.45)	227,625.50 (227,625.50)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	1,237.07 (1,237.07)	0.00 (0.00)
	クラスA (米ドル)	296,742.40 (296,742.40)	34,207.98 (34,207.98)	281,299.14 (281,299.14)
	クラスA (豪ドル)	32,697.15 (32,697.15)	14,480.57 (14,480.57)	48,231.23 (48,231.23)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	14,453.64 (14,453.64)	29,859.33 (29,859.33)	213,584.09 (213,584.09)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	333.33 (333.33)	47,231.22 (47,231.22)	333,155.41 (333,155.41)
第15会計年度 (2016年10月1日 －2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	40,340.97 (40,340.97)	59,183.10 (59,183.10)	317,782.74 (317,782.74)
	クラスA (円)	38,710.44 (38,710.44)	60,088.49 (60,088.49)	206,247.45 (206,247.45)
	クラスA (米ドル)	63,871.76 (63,871.76)	169,356.72 (169,356.72)	175,814.18 (175,814.18)
	クラスA (豪ドル)	249,612.99 (249,612.99)	219,329.17 (219,329.17)	78,515.05 (78,515.05)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	72.25 (72.25)	58,909.54 (58,909.54)	154,746.80 (154,746.80)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	7,094.97 (7,094.97)	37,935.47 (37,935.47)	302,314.91 (302,314.91)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (2017年10月1日 －2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	9,939.50 (9,939.50)	12,404.83 (12,404.83)	315,317.41 (315,317.41)
	クラスA (円)	0.00 (0.00)	45,180.39 (45,180.39)	161,067.06 (161,067.06)
	クラスA (米ドル)	12,519.61 (12,519.61)	80,541.02 (80,541.02)	107,792.77 (107,792.77)
	クラスA (豪ドル)	3,683.57 (3,683.57)	28,616.54 (28,616.54)	53,582.08 (53,582.08)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	1,774.87 (1,774.87)	12,365.40 (12,365.40)	144,156.27 (144,156.27)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	1,685.41 (1,685.41)	30,892.88 (30,892.88)	273,107.44 (273,107.44)
第17会計年度 (2018年10月1日 －2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	3,131.30 (3,131.30)	68,710.91 (68,710.91)	249,737.80 (249,737.80)
	クラスA (円)	495.05 (495.05)	19,091.72 (19,091.72)	142,470.39 (142,470.39)
	クラスA (米ドル)	47,832.93 (47,832.93)	101,444.00 (101,444.00)	54,181.70 (54,181.70)
	クラスA (豪ドル)	19,137.87 (19,137.87)	15,234.83 (15,234.83)	57,485.12 (57,485.12)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	175.25 (175.25)	16,704.93 (16,704.93)	127,626.59 (127,626.59)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	856.53 (856.53)	18,457.96 (18,457.96)	255,506.01 (255,506.01)
第18会計年度 (2019年10月1日 －2020年9月30日)	クラスA (ユーロ)	10,841.41 (10,841.41)	22,995.00 (22,995.00)	237,584.21 (237,584.21)
	クラスA (円)	6,595.91 (6,595.91)	7,957.26 (7,957.26)	141,109.04 (141,109.04)
	クラスA (米ドル)	10,999.92 (10,999.92)	11,595.02 (11,595.02)	53,586.60 (53,586.60)
	クラスA (豪ドル)	1,678.94 (1,678.94)	15,258.18 (15,258.18)	43,905.88 (43,905.88)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	276.75 (276.75)	22,610.87 (22,610.87)	105,292.47 (105,292.47)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	1,526.70 (1,526.70)	24,629.67 (24,629.67)	232,403.04 (232,403.04)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度 (2020年10月1日 －2021年9月30日)	クラスA (ユーロ)	4,676.46 (4,676.46)	15,007.25 (15,007.25)	227,253.42 (227,253.42)
	クラスA (円)	461.25 (461.25)	11,527.43 (11,527.43)	130,042.86 (130,042.86)
	クラスA (米ドル)	15,506.64 (15,506.64)	17,840.42 (17,840.42)	51,252.82 (51,252.82)
	クラスA (豪ドル)	3,960.12 (3,960.12)	12,736.20 (12,736.20)	35,129.80 (35,129.80)
	クラスA毎月分配 型 (ユーロ)	2,526.18 (2,526.18)	7,796.72 (7,796.72)	100,021.93 (100,021.93)
	クラスA毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	33,666.36 (33,666.36)	25,808.42 (25,808.42)	240,260.98 (240,260.98)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(A) 海外における販売手続等

管理会社は、各サブ・ファンドに関し、記名式の受益証券のみを発行する。小数第2位までの端数の受益証券が発行される。

受益証券の券面は発行されず、代わりに、勘定明細書の様式で受益証券所有確認書が交付される。

各クラス受益証券のそれぞれは、同等の権利および特権を有する。ただし、元本成長型受益証券に関する分配は行われず、帰属すべき純利益は受益証券の増加する価格に反映される。分配型受益証券に関して、各サブ・ファンドの管理会社は、当該サブ・ファンドについての分配を宣言することができる。

各サブ・ファンドの受益証券は、当該サブ・ファンドの各取引日に管理会社が発行する。特定の取引日に1口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の購入申込みは、かかる各取引日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに名義書換事務代行会社が受領していることを要し、当該取引日の当該時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

サブ・ファンドの受益証券の当初募集の期間および条件は、各サブ・ファンドについて開示される。

各クラス受益証券の当初募集後において、当該クラス受益証券の1口当たり発行価格は、受益証券の購入申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に当該クラスにつき決定される1口当たり純資産価格に基づき、これに当該サブ・ファンドの販売手数料が加算される。

支払は、受益証券の購入申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる各取引日後から関係サブ・ファンドについて特定される日数以内に、名義書換事務代行会社への現金振込により当該受益証券クラスの通貨建てで行われる。

受益者へのまたは受益者からの支払は、通常、関連受益証券クラスの通貨で行わねばならない。ただし、受益者が、ファンドへのまたはファンドからの支払について関連受益証券クラスの通貨以外の通貨を選択する場合、これは、かかる支払に関して受益者に外国為替業務を提供することを求める受益者からファンドのために行う管理会社への請求とみなされる。外国為替取引に適用される変更の詳細（管理会社により留保される。）は、ファンドのために行う管理会社からの要求に応じて提供される。通貨転換費用およびその他の関連費用は、関連投資家が負担する。

管理会社は、ファンドおよびその販売会社が、受益証券の発行に関し、当該受益証券が募集される国々の法令を遵守することを確保するように図る。管理会社は、その裁量で、一定の国々または地域に居住する個人または設立された法人に対する受益証券の発行をいつでも一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、(i)受益者全体、(ii)ファンド、または(iii)一サブ・ファンドもしくはクラスの受益者の保護のために当該処置が必要である場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁止することができる。

管理会社は、

- (a) その裁量により、受益証券の購入申込みを拒否することができる。
- (b) 受益証券の購入または保有を禁止された受益者が保有する受益証券をいつでも買い戻すことができる（後記「2 買戻し手続等」に詳述される。）。
- (c) いつでも一クラスの受益証券の発行を停止し、または新規発行に応じて一サブ・ファンドを終了することができる。

詳細は、以下の通りである。

- (a) 管理会社は、EU加盟国内（またはその一部）において公衆に対してファンドの受益証券の販売を行ってはならない。ファンドは、ルクセンブルグの一般投資家に対しては販売されない。
- (b) ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されおらず、また登録される予定もない。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「米国証券法」という。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録され

る予定もなく、かかる受益証券は、米国証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができる。ファンドの受益証券は、米国人に対してもしくは米国人のために、募集または販売することができない。かかる目的において、米国人とは、米国証券法のレギュレーションSにおいて米国人として定められた者を意味する。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに相談すべきである。

ユーロ・シリーズのユーロ・ボンド、ユーロ・バランス、ユーロ・エクイティおよびヨーロッパ・サステナブルの最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、1,000米ドル、1,000ユーロまたは100,000円である。ニューマーケット・シリーズのうち、アジア・ボンド、エマージング・ボンド、グレート・チャイナ・エクイティおよびBRIC・エクイティについては、3,000米ドルまたは500,000円である。グローバル・シリーズのグローバル・ハイイールド、イールド・エクイティ、コモディティおよびウェルス・プリザベーションについては、3,000米ドル、500,000円、3,000豪ドルまたは3,000ユーロである。管理会社は、その裁量においてこれらの最低限度を放棄することができる。

EU一般データ保護規則2016/679（以下「GDPR」という。）の目的上、投資者が提供するすべての個人情報に関するデータ管理者は、管理会社である。

GDPRの下における義務および責任の遵守のため、管理会社は、シュローダー・グループがどのように投資家情報を収集し、使用し、開示し、転送し、保管しているのかを詳述したプライバシー・ポリシーを投資者に提供することが法律で要求されている。プライバシー・ポリシーの写しは www.schroders.com/en/privacy-policy で入手することができる。投資者は、これにより、プライバシー・ポリシーの内容を読み、かつ理解したことを承認するものとする。

投資者は、投資家情報（氏名および住所等）が、管理会社によって、またはそれに代わり、欧州経済領域、スイスおよびイギリスの支払代理人またはファシリティ・エージェント等の第三者サービス・プロバイダーに転送されうることに留意すべきである。

マネー・ロンダリング防止のための手続

国際規則およびルクセンブルグの法令（改正された2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法を含むが、これに限られない。）ならびに2010年2月1日付の大公国規則および2012年12月14日のCSSF規則12-02（随時改正される。）、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止に関するCSSF通達13/556、15/609および17/650ならびに関連する改正または更新に従い、金融セクターのあらゆる専門家に対して、集団投資スキームをマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達から防止するための義務が課されている。

かかる規定の制定により、管理会社は、ルクセンブルグの法令に従い、デュー・デリジェンスおよび継続的なデュー・デリジェンスの実施を委任している。かかる要件を満たすために、管理会社に代わり名義書換事務代行会社は、ファンドのすべての投資家の身元確認を行う手続を確立している。管理会社に代わり名義書換事務代行会社は、実質的所有権、資金源およびその入手経路に関する情報を含む管理会社が必要とみなす情報および関係書類を要求することができる。いずれの場合にも、管理会社および／または名義書換事務代行会社は、適用ある法律上および規制上の要件に従うために、随時追加の書類を要求することができる。

投資家／顧客が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入の申込みまたは（適用ある場合）その他の取引の申込みは受諾されないことがあり、買戻しの申込みの場合、買戻代金の支払を留保されることがある。管理会社または名義書換事務代行会社のいずれも、投資家が文書を提出しなかったことまたは不完全な情報および／または文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負わない。

顧客のための仲介業者および／またはノミニーによる購入の場合、2004年11月12日の改正法および2012年12月14日のCSSF規則12/02（随時改正される。）に従い、かかる仲介業者および／またはノミニーに対し強化された顧客デュー・デリジェンス措置が適用される。これにより、投資家は、実質的所有者に任命された者に変更があった場合には、遅滞なく名義書換事務代行会社に通知しなければならない。一般的に、名義書換事務代行会社または仲介業者および／またはノミニーに提供される各情報および各書面が正確かつ最新であることを常に確保しなければならない。

管理会社はルクセンブルグの適用法令に従い、リスクベース・アプローチによりファンドの投資対象に対するデュー・デリジェンスを確実に実施しなければならない。

(B) 日本における販売手続等

日本においては、当初申込期間における申込みについては当該当初申込期間中（該当する場合）、また、継続申込期間における申込みについては当該継続申込期間中の取引日に、申込取扱場所である日本における販売会社においてファンド証券の募集の取扱いが行われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。詳しくは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。販売の単位は、日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定し、かつ申込人に申込前に通知する発行最低価額または口数とする。申込単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

購入時の受益証券の口数は、小数第2位まで（小数点以下第3位で切上げまたは切下げの調整を行う。）で割り当てる。

$$A = \frac{B}{C}$$

A：購入したサブ・ファンドの割当予定ファンドの受益証券口数

B：購入したサブ・ファンドの受益証券に対して支払われた申込金額（申込手数料は除く。）

C：購入したサブ・ファンドの受益証券1口当たりの当該計算日における純資産価格

継続申込期間中ファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、名義書換事務代行会社が当該申込みを受領した取引日の1口当たりの純資産価格である。申込みが行われた取引日の翌取引日が国内約定日とみなされ、受渡しは、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から原則として4取引日以内に行われる。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、日本における販売会社における当該受渡しは、口座約款および購入申込契約書に基づくものとし、販売取扱会社であるSMBC信託銀行における当該受渡しは、口座約款および累積投資約款に基づくものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込期日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるSMBC信託銀行は、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

上記にかかわらず、ファンド証券について当初申込期間が設定されている場合において、当初申込期間中ファンド証券1口当たりの販売価格は、当初の発行価格で行われる。当初申込期間中の取得申込みについては、販売会社および販売取扱会社が定める条件に基づいて取り扱われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し投資契約を締結した投資者に対し、取引報告書を交付する。代金の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、SMBC信託銀行に対しては、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。

クラスA受益証券の購入（申込み）にあたって、上限3.30%（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注1）管理会社、日本における販売会社または販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注3）申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

（注4）販売取扱会社であるSMBC信託銀行において、米ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および豪ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道1円／往復2円（上限）かかる。各販売会社における取扱いについては各販売会社へ問い合わせること。

クラスB受益証券については、2010年6月30日をもって募集が停止され、2016年6月30日をもって、すべての受益証券が同一サブ・ファンドのクラスA受益証券に自動転換された。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「(A) 海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

日本における販売会社または販売取扱会社の裁量で、購入の取扱いを一時的に停止する場合がある。

2【買戻し手続等】

(A) 海外における買戻し手続等

受益者は、いずれの関係取引日にも受益証券の買戻しを請求することができる。特定の取引日に1口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の買戻し請求は、当該サブ・ファンドの当該取引日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに名義書換事務代行会社が受領していることを要し、当該日の当該時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻しは、受益証券の買戻し請求が受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に決定される当該クラス受益証券1口当たりの純資産価格に基づき行われる。当該サブ・ファンドについての規定に基づき、買戻し手数料を課すことができる。

当該取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

管理会社は、通常の場合にサブ・ファンドの受益証券の買戻しが受益者の請求に応じ速やかに行われるようにサブ・ファンドにおいて適切な流動性が維持されるよう確保する。

ある取引日において、いずれかのサブ・ファンドにつき、当該サブ・ファンドの当該取引日における発行済受益証券総数の10%を超える口数の受益証券に関する買戻し請求を受領した場合、管理会社は、かかる10%を超過しないよう、すべての買戻し請求を按分して繰り延べる権利を有する。また、当該サブ・ファンドの投資先である投資信託受益証券の買戻しが繰り延べられた場合にも、管理会社は、当該サブ・ファンドに関するすべての買戻し請求を按分して繰り延べる権利を有する。当該取引日に上記により削減された買戻し請求は、その後に受領された買戻し請求に優先して、翌取引日に実行される。ただし、常に10%の制限に服する。

買戻し価格の支払は、当該申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日後から当該サブ・ファンドについて特定される日数以内に行われる。受渡日が支払通貨の国において銀行営業日でない場合には、翌銀行営業日に受渡しが行われる。買戻し代金は、通常、関連受益証券クラスの通貨で支払われる。ただし、受益者の請求に応じて、買戻しのための為替業務が管理会社のために行う名義書換事務代行会社から受益者へ提供される。外国為替取引に適用される変更の詳細（管理会社により留保される。）は、ファンドのために行う管理会社からの要求に応じて提供される。通貨転換費用およびその他の関連費用は、関連投資家が負担する。

管理会社の取締役会（以下「取締役会」という。）は、約款の規定に従い、以下の者により、または以下の者のために、受益証券が取得または保有されないことを確実にするため、受益証券に制限を課すまたは緩和することができ、必要に応じ、受益証券の買戻しを要求することができる。

- (i) 国、政府または規制当局の法律または要件に違反する者（取締役、ファンド、投資運用会社または取締役会が決定するその他の者のうちいずれかが、当該違反の結果、不利益を被ったと取締役会が決定した場合）
- (ii) 取締役会の見解において、管理会社またはファンド（場合による）に租税上の債務（特に、FATCA、共通報告義務または類似規定の要件あるいはそれらの違反から発生する、規制上のまたは税務上の債務およびその他の税金債務を含む。）を負わせる状況にある者、または、国または規制当局の証券法、投資法もしくは類似の法律または要請に基づく登録義務を含め、管理会社お

よび／またはファンドにおいて発生または負担しなかったであろう金銭的不利益を負わせる状況にある者、または

- (iii) 取締役会の見解において、当該者が集中して保有することがファンドまたはそのサブ・ファンドのいずれかの流動性を悪化させる可能性のある者。

特に、米国人またはFATCA上の特定の人物により、受益証券が実質的に所有されていることが取締役会の知るところとなった場合、取締役会は、当該受益証券の強制買戻しを実行する権利を有する。また、取締役会は、最低保有金額以下の保有価額または、受益者が特定の受益証券クラスに関する投資適格基準を満たさない場合、強制的な買戻しまたは転換を決定できる。取締役会はこの場合、受益者が保有する受益証券の実質的所有者であるか否かを判断するために必要と考えられる情報の提供を受益者に対し要求できる。

管理会社は、上記の状況および事態において、受益証券の強制買戻しを進めることを決定することができる。

(B) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでも買戻しを請求することができる。買戻し請求は、手数料なしで、各取引日に日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。ただし、日本において買戻し請求を取り扱うことが適当でないと代行協会員が判断する日には、例外として買戻し請求の取扱いを行わない。

買戻し請求受付時間は、通常、原則として取引日の午後3時まで（日本時間）とする。当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとする。申込日が取引日でない場合、管理会社に対する買戻し請求は、翌取引日の取扱いとする。

ファンド証券1口当たりの買戻し価格は、原則として、名義書換事務代行会社が買戻し請求を受領した取引日に計算される1口当たり純資産価格である。日本において、買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われ、または行われたとみなされる取引日（同日を含まない。）から原則として4取引日以内に支払われる。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、日本における販売会社における当該受渡しは、口座約款および購入申込契約書に基づくものとし、販売取扱会社であるSMBC信託銀行における当該受渡しは、口座約款および累積投資約款の定めるところに従うものとする。代金の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、SMBC信託銀行からは、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。ファンド証券の買戻しは1口以上100分の1口を単位とする。ただし、日本における販売会社はこれと異なる買戻し単位を定めることができる。買戻し単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

買戻し代金は下記の計算式により算出する。

$$A = B \times C$$

A：買戻し時に支払われる買戻し代金

B：買戻しをするサブ・ファンドの受益証券口数

C：買戻しをするサブ・ファンドの受益証券1口当たりの当該計算日における純資産額

＊B×Cによって算出されるAは、外貨の場合、小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで求めた額となる。また、円貨の場合、1円未満の端数の取扱いについては、各日本における販売会社、販売取扱会社により適宜切上げ、切捨て等の調整を行う。

取引日における買戻し請求が管理会社の決定する各サブ・ファンドの発行済受益証券の総口数の一定割合を超過する場合には、管理会社により、当該レベルを超過することのないよう買戻し請求の全部または一部の処理が延期されることがある。かかる削減された当該取引日における買戻し請求は、常に上記制限を条件とし、翌取引日に優先的に受領される買戻し請求として取り扱われる。当該制限は、当該取引日に有効な買戻し請求を行ったすべての受益者に対して比例按分して適用され、各受益証券の買戻し請求の割合は、当該全受益者について平等である。

前記「(A) 海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

日本における販売会社または販売取扱会社の裁量で、換金の取扱いを一時的に停止する場合がある。

3【ファンド証券の転換】

(A) 海外における転換

サブ・ファンドにおいて、以下に定める規定を逸脱することがある。

1つのサブ・ファンドの受益証券から他のサブ・ファンドの同一クラスの受益証券への転換、分配型受益証券から元本成長型受益証券への転換もしくはその逆の転換または同一のサブ・ファンドもしくは他のサブ・ファンドのクラスA受益証券との転換を希望する受益者は、原サブ・ファンドの取引日に、取消不能の転換請求書を名義書換事務代行会社に対し呈示することにより、受益証券の転換を請求することができる。当該請求書には、転換される受益証券の口数を指定するものとする。

転換により発行される口数は、適用ある取引日の当該サブ・ファンドの1口当たり純資産価格に基づき以下の通り決定される。

$$N1 = \frac{NAV2 \times N2}{NAV1}$$

N1： 転換後の受益証券の発行口数

N2： 転換請求される受益証券の口数

NAV1： 転換が請求される取引日の最大5営業日後に転換により発行される受益証券の1口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。

NAV2： 転換により発行される受益証券の基準通貨にNAV1が計算される取引日の適用ある為替レートにより変換される転換が請求された取引日現在の転換請求される受益証券の1口当たり純資産価格

なお、管理会社は、転換により発行される受益証券の販売会社および販売取扱会社による端数処理等に対応するため、受益証券の発行を含むアレンジを行うことができる。

関係サブ・ファンドについてその旨規定される場合、転換手数料が適用される。

当該取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

(B) 日本における転換

日本における転換とは、受益者が受益証券の買戻し請求および購入申込みを以下の方法により一括して行う取引をいう。転換を取り扱うか否かは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。

1つのサブ・ファンドの受益証券から他のサブ・ファンドの受益証券への転換を希望する受益者は、原サブ・ファンドの取引日に、受益証券の転換を請求することができる。転換請求は、転換される受益証券の口数を指定して行うものとする。転換は、原則として、各取引日に1口以上100分の1口単位、または、各販売会社または販売取扱会社が別途定める単位で行われる。ただし、保有するサブ・ファンドすべての転換を請求する場合、100分の1口以上100分の1口単位で行うことができる。

転換により発行される口数は、適用ある取引日の純資産価格に基づき以下の通り決定される。なお、管理会社は、転換により発行される受益証券の日本における販売会社および販売取扱会社による端数処理等に対応するため、受益証券の発行を含むアレンジを行うことができる。

（表示通貨が同じ場合）

$$N1 = \frac{(NAV2 \times N2)^{**}}{NAV1}$$

N1： 転換後の受益証券の発行口数

N2： 転換請求される受益証券の口数

NAV2： 転換請求される受益証券1口当たりの適用ある取引日現在の純資産価格

NAV1： 転換が請求される取引日の最大5営業日後に転換により発行される受益証券の1口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。

* NAV2×N2の値は外貨の場合小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで求めたものを、また、円貨の場合1円未満を日本における販売会社及び販売取扱会社により適宜1円単位に調整した値をその後の計算に使用する。

** 当該受益証券が特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税額を控除した後の価格とする。

（表示通貨が異なる場合）

$$N1 = \frac{(NAV2 \times N2)^{****}}{NAV1} \times E$$

N1： 転換後の受益証券の発行口数

N2： 転換請求される受益証券の口数

NAV2： 転換請求される受益証券1口当たりの適用ある取引日現在の純資産価格

NAV1： 転換が請求される取引日の最大5営業日後に転換により発行される受益証券の1口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。

E： 算出された金額を適用ある取引日の為替レート*により転換後の受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数

* 転換する原受益証券と新受益証券の表示通貨が異なる場合の換算レートは、原則として、日本における受渡日（申込日から最大5営業日後の間。通常5営業日目。）の東京外国為替市場の外国為替相場に準拠した販売会社または販売取扱会社が決定するレートとする。かかる為替レートは、転換請求を行った日の為替レートと大きく乖離することがあり、受益者に有利にも不利にも変動することがある。

為替取引における利益相反

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの申込みに関する為替取引において、相手方として参加する場合がある。したがって、これらの当事者の利益がファンドまたは投資家の利益と対立する場合が考えられる。各当事者は、常にファンドに対するそれぞれの責任を考慮し、かかる取引が、独立企業間の取引として交渉された通常の条件で公正な取引を行うことを確認するものとする。

** NAV2×N2の値は外貨の場合小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで求めたものを、また、円貨の場合1円未満を日本における販売会社および販売取扱会社により適宜1円単位に調整した値をその後の計算に使用する。

*** 日本における販売会社および販売取扱会社は、サブ・ファンドの表示通貨の異なるクラスA受益証券との間における転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。販売取扱会社であるSMB C信託銀行における転換については、転換手数料は賦課されない。

**** 当該受益証券が特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税額を控除した後の価格とする。

当該取引についての十分な明細を記載した取引報告書が受益者に対し発行され、送付される。

受益証券の転換請求後、注文執行中に当該転換請求を取り消すことはできない。

なお、インターネットでは、転換手続は取扱われない。日本における販売会社または販売取扱会社の裁量で、転換の取扱いを一時的に停止する場合がある。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（i）純資産価格の計算

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドまたはクラスの通貨建てで表示される。

各クラスの受益証券の1口当たりの純資産価格は、各取引日に、当該クラスの資産から当該クラスに属する負債（管理会社により必要または妥当とみなされた一切の引当金を含む。）を控除した額を

当該クラスの発行済み受益証券の総数で割ることにより、管理会社により、管理会社の裁量で決定される。可能な限り、投資収益、未払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含む。）は、日々発生するものとして扱われる。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

各サブ・ファンドの資産および負債を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは、以下の方法で設定される。

- (a) 各サブ・ファンドの受益証券発行からの手取金は、ファンドの帳簿上、当該サブ・ファンドのための資産プールに計上され、各サブ・ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上される。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、ファンドの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加または減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、ファンドに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。
- (d) ファンドの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断できない場合、かかる資産や債務は、関連するサブ・ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプール間において配分される。
- (e) 各サブ・ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、当該分配金の金額分だけ減少させる。

管理会社は、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドの特定の投資方針に従いその資産が共同投資される一または複数のクラスを設定することを決定できるが、各クラスには特定の特徴を追加することができる。こうした変動要因により異なる別個の受益証券1口当たり純資産価格が、各クラスについて算出される。同一サブ・ファンドについて、一または複数のクラスが設定された場合、当該クラスに関し、（適切な場合）上記の配分規定が適用される。

いずれかの取引日において、クラス受益証券1口当たりの純資産価格が、通信手段の一時的故障またはサブ・ファンドの投資対象の市場相場が一時的に入手不可能となったことにより、決定不可能な場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のため、前取引日に決定された各サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格を用いることができるものとする。

当該サブ・ファンドについて別途に定められる場合を除き、各サブ・ファンドの資産は、以下の通り評価される。

- (a) 手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されない場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社がその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額とする。）を除き、その全額とみなされる。
- (b) 通常、サブ・ファンドの投資対象は、当該投資対象が取引され、相場が立ちまたは処理されている証券市場における当該証券の最終取引価格または入手可能な最終仲値（最終の買い呼び値および売り呼び値の中間値）を基準として評価される。
- (c) サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。
- (d) いずれの証券取引所においても相場が立っておらずまた取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、第(b)項において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。
- (e) サブ・ファンドにより保有されているいずれかの有価証券について、相場が入手できない場合、または上記第(b)項および第(d)項に従い決定された評価額が当該有価証券の適正な市場価格を表していない場合、当該有価証券の評価額は、慎重かつ誠実に決定された合理的に予測可能な売却価格を基準とする。

(f) オープン・エンド型投資信託の受益証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。

(g) その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

管理会社は、毎日の1口当たり純資産価格を決定するために、J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店を任命している。

各クラスに関する毎日の1口当たり純資産価格は、各取引日に管理会社および保管受託銀行の事務所において入手することができる。

(ii) 純資産価格の決定の停止

管理会社は、次の場合において各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止することができ、その結果として、サブ・ファンドの受益証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- 1) 各サブ・ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、または各サブ・ファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。
- 2) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、各サブ・ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合、または管理会社の取締役会の意見によれば、買戻価格が適正に算出できない場合。
- 3) 各サブ・ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由で各サブ・ファンドの資産の評価が要求される通り迅速かつ正確に確定できない場合。
- 4) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合、または各サブ・ファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。
- 5) 当該サブ・ファンドの組入証券の重要な部分を形成するオープン・エンド型投資信託の受益証券の価格を決定することが不可能な場合（特に、かかる投資信託の純資産価格の決定が停止された場合）。

かかる停止は、販売、買戻しおよび転換（該当する場合）を行う受益者に通知され、管理会社および保管受託銀行の事務所で公表され、必要とみなされる場合または法律により要求される場合には新聞一紙およびRESAに公告される。

(2) 【保管】

受益証券または確認書は、受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、外国為替管理法上の許可が必要なときはこれを得て、自己の責任においてこれを保管する。

(3) 【信託期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は、無期限である。

(4) 【計算期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの決算日は、毎年9月30日である。ファンドの財務書類の作成には、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則が適用される。

（５）【その他】

（１）発行限度額

受益証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができる。

（２）ファンドおよびサブ・ファンドの解散

ファンドは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができる。さらに、ファンドは、ルクセンブルグ法により要求される場合に解散する。解散通知は、ルクセンブルグのRESAおよび管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも３つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうち少なくとも１紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

管理会社は、清算する場合、受益者の最大の利益に資するようファンドの資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示に従って、受益者に対しその持分に応じて（清算にかかる全経費を控除後の）純清算手取金を分配する。ルクセンブルグ法に規定されたように、清算手取金の受領のために呈示されなかった受益証券に相当する清算手取金は、消滅時効期間の経過するまでルクセンブルグの預託機関に預託される。ファンドが解散に至るような状況が発生した場合はすみやかに、受益証券の発行は禁止され、発行された場合には無効となる。受益証券の買戻しは、受益者の公平な取扱いが確保される限り、行うことができる。

ファンドまたはサブ・ファンドの解散は、受益者またはその相続人もしくは実質的受益者から請求することができない。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、（i）いつでもサブ・ファンドを解散することができる、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または（ii）いつでもサブ・ファンドを解散することができ、他のサブ・ファンドに、解散されるサブ・ファンドの資産を拠出し、他のサブ・ファンドの受益証券を、解散されるサブ・ファンドの受益者に分配することができる。上記（ii）の解散および拠出は、当該解散されるサブ・ファンドの規模、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。

上記（i）に記載される解散の場合、解散の効力発生日は、郵便で受益者に通知される。上記

（ii）のサブ・ファンドの解散および拠出の場合、当該ファンドの全受益者には解散の１か月前に郵便により通知するものとする。サブ・ファンドの解散の効力発生日まで、受益者は、サブ・ファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した適用ある純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

（３）ワラント、新受益証券引受権またはオプションの発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を付与しない。

（４）約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができる。変更は、約款の変更が商業および法人登記所に預託された旨の公告がRESAに掲載された時点または約款の変更に規定されたその他の日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

（５）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

本契約各当事者は、別段の合意がない限り、他方当事者に対し３か月前までに書面で通知することにより、本契約をいつでも終了させることができる。

包括的保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の２か月以上前に、書面による通知により、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグ法に準拠して、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ファンド・アカウンティング契約

本契約は、いずれかの当事者からの90日以上前の書面通知により解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約（極東証券以外）

本契約は、一当事者が他の全当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約（極東証券）

本契約は、一当事者が他の当事者に対し、書面による通知を30日前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

為替オーバーレイ契約

本契約は、為替オーバーレイ業務提供会社が書面による通知を6か月前になすこと、および管理会社が書面による通知を1営業日前になすことによりこれを解約することができる。管理会社の重大な違反が30日を超えて継続しているか、または支払不能となった場合、為替オーバーレイ業務提供会社は、直ちに業務を停止することができる。

本契約は、英国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ルクセンブルグ現地事務契約

登録・名義書換事務代行業務につき規定する本契約は、便宜上、管理会社による12か月前の書面による通知をなすことで終了されるまで継続する。本契約は、便宜上、名義書換事務代行会社からは終了できない。本契約の一方の当事者が、重大なもしくは継続して違反をしているか、または支払不能である等の特定の場合、他方当事者は、直ちに業務を停止することができる。また、管理会社は、投資者の利益のため必要な場合、直ちに業務を停止することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

(6) 新サブ・ファンドの設定

管理会社は、随時保管受託銀行の同意を得て、ファンドの英文目論見書にその別紙を追加することにより新しいサブ・ファンドを設定することができる。

5 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者に対する優遇措置は、一切存在しない。受益者の権利については、本書および約款に記載される。すべての受益者は、同一の条件に基づきサブ・ファンドの受益証券の申込みを行う。

受益者がファンドに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として受益者名簿に登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、受益者名簿に登録されていないため、ファンドに関する受益権を直接行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、自らの手配で、また本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

(i) 分配請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。期日から5年以内に請求されなかった分配金は、失効し、ファンドに返金される。

(ii) 買戻請求権

受益者は、いつでも販売会社を通じてファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができる。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(注) 受益者は、約款に基づき受益者集会を開催する権利を有していない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- 1) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- 2) 日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しおよび転換の取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また、日本国関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は日本円、ユーロ、米ドルおよび豪ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2021年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.51円、1米ドル＝115.02円、1豪ドル＝83.42円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. 2021年3月31日付で、ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティの名称は、ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブルに変更された。また、同日付で、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロピアン・オポチュニティは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロピアン・サステナブル・エクイティに吸収合併された。

1【財務諸表】

（1）【2021年9月30日終了年度】

①【貸借対照表】

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書

2021年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	20,259,088	2,644,014	23,043,761	3,007,441
未実現利益	8,194,494	1,069,463	7,537,804	983,759
投資有価証券時価	28,453,582	3,713,477	30,581,565	3,991,200
現金預金およびブローカー現金	359,127	46,870	339,848	44,354
担保未収金	19,703	2,571	18,537	2,419
未収申込金	—	—	100	13
投資有価証券売却未収金	19,796	2,584	24,788	3,235
為替予約契約に係る未実現利益	13	2	—	—
その他の資産	—	—	—	—
資産合計	28,852,221	3,765,503	30,964,838	4,041,221
負債				
未払買戻金	—	—	15,040	1,963
投資有価証券購入未払金	—	—	99	13
未払管理報酬	28,895	3,771	20,663	2,697
為替予約契約に係る未実現損失	25,264	3,297	19,595	2,557
その他の負債	56,461	7,369	48,293	6,303
負債合計	110,620	14,437	103,690	13,533
純資産総額	28,741,601	3,751,066	30,861,148	4,027,688

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2021年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル*	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	22,055,133	2,878,415	17,385,331	2,268,960
未実現利益	10,558,264	1,377,959	681,042	88,883
投資有価証券時価	32,613,397	4,256,374	18,066,373	2,357,842
現金預金およびブローカー現金	339,447	44,301	412,051	53,777
担保未収金	19,687	2,569	27,403	3,576
未収申込金	2,000	261	715,258	93,348
投資有価証券売却未収金	36,856	4,810	—	—
為替予約契約に係る未実現利益	61	8	112,300	14,656
その他の資産	6	1	3,584	468
資産合計	33,011,454	4,308,325	19,336,969	2,523,668
負債				
未払買戻金	7,230	944	—	—
投資有価証券購入未払金	1,980	258	728,129	95,028
未払管理報酬	40,006	5,221	20,316	2,651
為替予約契約に係る未実現損失	34,407	4,490	26,920	3,513
その他の負債	63,907	8,341	36,980	4,826
負債合計	147,530	19,254	812,345	106,019
純資産総額	32,863,924	4,289,071	18,524,624	2,417,649

* 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2021年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	11,503,469	1,323,129	110,471,538	12,706,436
未実現利益	144,181	16,584	23,713,573	2,727,535
投資有価証券時価	11,647,650	1,339,713	134,185,111	15,433,971
現金預金およびブローカー現金	107,230	12,334	1,404,051	161,494
担保未収金	—	—	—	—
未収申込金	—	—	18,845	2,168
投資有価証券売却未収金	55,580	6,393	937,540	107,836
為替予約契約に係る未実現利益	—	—	6,895	793
その他の資産	—	—	1,706	196
資産合計	11,810,460	1,358,439	136,554,148	15,706,458
負債				
担保未払金	11,131	1,280	182,295	20,968
未払買戻金	16,137	1,856	259,511	29,849
投資有価証券購入未払金	9,907	1,140	216,659	24,920
未払管理報酬	14,323	1,647	113,582	13,064
為替予約契約に係る未実現損失	64,242	7,389	662,615	76,214
その他の負債	24,843	2,857	235,778	27,119
負債合計	140,583	16,170	1,670,440	192,134
純資産総額	11,669,877	1,342,269	134,883,708	15,514,324

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2021年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	5,017,865	654,882	36,826,735	4,235,811
未実現利益	1,140,784	148,884	11,317,534	1,301,743
投資有価証券時価	6,158,649	803,765	48,144,269	5,537,554
現金預金およびブローカー現金	67,740	8,841	426,791	49,090
担保未収金	13,209	1,724	5,677	653
未収申込金	16,227	2,118	63,736	7,331
投資有価証券売却未収金	—	—	107,113	12,320
為替予約契約に係る未実現利益	6,334	827	—	—
その他の資産	49	6	324	37
資産合計	6,262,208	817,281	48,747,910	5,606,985
負債				
担保未払金	—	—	—	—
未払買戻金	—	—	68,933	7,929
投資有価証券購入未払金	16,064	2,097	63,105	7,258
未払管理報酬	7,186	938	48,117	5,534
為替予約契約に係る未実現損失	7,468	975	56,121	6,455
その他の負債	14,074	1,837	92,375	10,625
負債合計	44,792	5,846	328,651	37,801
純資産総額	6,217,416	811,435	48,419,259	5,569,183

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2021年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	15,208,164	1,749,243	14,414,924	1,658,005
未実現利益	7,454,068	857,367	8,785,112	1,010,464
投資有価証券時価	22,662,232	2,606,610	23,200,036	2,668,468
現金預金およびブローカー現金	240,419	27,653	165,599	19,047
担保未収金	6,468	744	12,492	1,437
投資有価証券売却未収金	29,697	3,416	65,556	7,540
為替予約契約に係る未実現利益	65	7	—	—
資産合計	22,938,881	2,638,430	23,443,683	2,696,492
負債				
未払買戻金	—	—	6,220	715
投資有価証券購入未払金	—	—	1	0
未払管理報酬	22,751	2,617	28,829	3,316
為替予約契約に係る未実現損失	41,037	4,720	103,661	11,923
その他の負債	43,876	5,047	46,610	5,361
負債合計	107,664	12,384	185,321	21,316
純資産総額	22,831,217	2,626,047	23,258,362	2,675,177

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2021年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	4,080,955	469,391	41,269,344	4,746,800
未実現利益	962,363	110,691	14,289,082	1,643,530
投資有価証券時価	5,043,318	580,082	55,558,426	6,390,330
現金預金およびブローカー現金	30,988	3,564	367,200	42,235
担保未収金	9,234	1,062	26,294	3,024
未収申込金	—	—	—	—
投資有価証券売却未収金	—	—	252,378	29,029
為替予約契約に係る未実現利益	21	2	375	43
その他の資産	—	—	183	21
資産合計	5,083,561	584,711	56,204,856	6,464,683
負債				
担保未払金	—	—	—	—
未払買戻金	—	—	144,926	16,669
投資有価証券購入未払金	—	—	7	1
未払管理報酬	5,946	684	70,567	8,117
為替予約契約に係る未実現損失	11,133	1,281	189,634	21,812
その他の負債	10,345	1,190	104,214	11,987
負債合計	27,424	3,154	509,348	58,585
純資産総額	5,056,137	581,557	55,695,508	6,406,097

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2021年9月30日現在

	結合※	
	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券取得原価	289,456,641	37,776,986
未実現利益	85,630,107	11,175,585
投資有価証券時価	375,086,748	48,952,571
現金預金およびブローカー現金	3,884,183	506,925
担保未収金	150,448	19,635
未収申込金	804,834	105,039
投資有価証券売却未収金	1,330,622	173,659
為替予約契約に係る未実現利益	125,055	16,321
その他の資産	5,548	724
資産合計	381,387,438	49,774,875
負債		
担保未払金	166,883	21,780
未払買戻金	449,971	58,726
投資有価証券購入未払金	996,200	130,014
未払管理報酬	379,449	49,522
為替予約契約に係る未実現損失	1,087,247	141,897
その他の負債	701,179	91,511
負債合計	3,780,929	493,449
純資産総額	377,606,509	49,281,425

※ ユーロで表示されている純資産計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2021年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1ユーロ＝1.1591米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書
 2021年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産	28,788,356	3,757,168	34,848,239	4,548,044
収益				
費用				
管理報酬	346,242	45,188	264,207	34,482
管理事務報酬	2,555	333	2,818	368
年次税	111	14	140	18
保管報酬	7,314	955	5,690	743
販売報酬	230,828	30,125	148,617	19,396
銀行費用およびその他の利子費用	1,935	253	2,207	288
運用費用	28,853	3,766	33,025	4,310
費用合計	617,838	80,634	456,704	59,604
投資純利益／（損失）	(617,838)	(80,634)	(456,704)	(59,604)
以下に係る実現純利益／（損失）：				
投資有価証券売却#	2,778,848	362,667	1,519,770	198,345
為替予約契約#	(160,286)	(20,919)	(146,107)	(19,068)
外国為替	2	0	45	6
当期実現純利益／（損失）	2,618,564	341,749	1,373,708	179,283
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：				
投資有価証券#	1,356,342	177,016	(1,504,886)	(196,403)
為替予約契約#	350	46	2,170	283
外国為替	5	1	2	0
期中未実現利益／（損失）の純変動	1,356,697	177,063	(1,502,714)	(196,119)
運用による純資産増加／（減少）額	3,357,423	438,177	(585,710)	(76,441)
申込み	1,012,362	132,123	831,833	108,563
買戻し	(4,416,540)	(576,403)	(4,233,214)	(552,477)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	(3,404,178)	(444,279)	(3,401,381)	(443,914)
期末現在純資産	28,741,601	3,751,066	30,861,148	4,027,688

計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2021年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル*	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産	26,983,716	3,521,645	5,251,417	685,362
収益				
費用				
管理報酬	445,392	58,128	124,882	16,298
管理事務報酬	2,617	342	609	79
年次税	116	15	37	5
保管報酬	5,818	759	2,588	338
販売報酬	276,450	36,079	77,513	10,116
銀行費用およびその他の利子費用	2,053	268	553	72
運用費用	30,717	4,009	8,615	1,124
費用合計	763,163	99,600	214,797	28,033
投資純利益／（損失）	(763,163)	(99,600)	(214,797)	(28,033)
以下に係る実現純利益／（損失）：				
投資有価証券売却#	2,049,192	267,440	976,610	127,457
為替予約契約#	(211,359)	(27,584)	190,853	24,908
外国為替	21	3	(1,106)	(144)
当期実現純利益／（損失）	1,837,854	239,858	1,166,357	152,221
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：				
投資有価証券#	5,765,369	752,438	745,447	97,288
為替予約契約#	(512)	(67)	88,680	11,574
外国為替	1	0	215	28
期中未実現利益／（損失）の純変動	5,764,858	752,372	834,342	108,890
運用による純資産増加／（減少）額	6,839,549	892,630	1,785,902	233,078
申込み	3,593,552	468,994	13,440,203	1,754,081
買戻し	(4,552,893)	(594,198)	(1,952,898)	(254,873)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	(959,341)	(125,204)	11,487,305	1,499,208
期末現在純資産	32,863,924	4,289,071	18,524,624	2,417,649

* 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
 2021年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	9,152,735	1,052,748	145,096,840	16,689,039
収益				
銀行利息	—	—	—	—
収益合計	—	—	—	—
費用				
管理報酬	152,230	17,509	1,471,277	169,226
管理事務報酬	938	108	13,939	1,603
年次税	269	31	778	89
保管報酬	5,263	605	27,140	3,122
販売報酬	91,338	10,506	882,766	101,536
銀行費用およびその他の利子費用	—	—	23	3
運用費用	10,149	1,167	147,124	16,922
費用合計	260,187	29,927	2,543,047	292,501
投資純利益／（損失）	(260,187)	(29,927)	(2,543,047)	(292,501)
以下に係る実現純利益／（損失）：				
投資有価証券売却#	1,605,764	184,695	11,445,663	1,316,480
為替予約契約#	(111,778)	(12,857)	707,280	81,351
外国為替	195	22	(5,973)	(687)
当期実現純利益／（損失）	1,494,181	171,861	12,146,970	1,397,144
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：				
投資有価証券#	1,406,943	161,827	6,703,212	771,003
為替予約契約#	(57,907)	(6,660)	(674,603)	(77,593)
外国為替	(1,197)	(138)	(3,044)	(350)
期中未実現利益／（損失）の純変動	1,347,839	155,028	6,025,565	693,060
運用による純資産増加／（減少）額	2,581,833	296,962	15,629,488	1,797,704
申込み	2,658,456	305,776	12,804,969	1,472,828
買戻し	(2,723,147)	(313,216)	(30,381,487)	(3,494,479)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	(64,691)	(7,441)	(17,576,518)	(2,021,651)
分配金支払	—	—	(8,266,102)	(950,767)
期末現在純資産	11,669,877	1,342,269	134,883,708	15,514,324

計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
 2021年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	6,124,856	799,355	39,911,002	4,590,563
収益				
銀行利息	—	—	49	6
収益合計	—	—	49	6
費用				
管理報酬	86,923	11,344	541,008	62,227
管理事務報酬	617	81	4,435	510
年次税	24	3	147	17
保管報酬	3,873	505	11,114	1,278
販売報酬	55,879	7,293	360,672	41,484
銀行費用およびその他の利子費用	390	51	49	6
運用費用	6,209	810	45,084	5,186
費用合計	153,915	20,087	962,509	110,708
投資純利益／（損失）	(153,915)	(20,087)	(962,460)	(110,702)
以下に係る実現純利益／（損失）：				
投資有価証券売却#	232,155	30,299	3,959,578	455,431
為替予約契約#	(35,162)	(4,589)	(134,524)	(15,473)
外国為替	238	31	(14,617)	(1,681)
当期実現純利益／（損失）	197,231	25,741	3,810,437	438,276
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：				
投資有価証券#	451,335	58,904	12,939,214	1,488,268
為替予約契約#	6,887	899	(42,994)	(4,945)
外国為替	(36)	(5)	(600)	(69)
期中未実現利益／（損失）の純変動	458,186	59,798	12,895,620	1,483,254
運用による純資産増加／（減少）額	501,502	65,451	15,743,597	1,810,829
申込み	376,518	49,139	11,730,543	1,349,247
買戻し	(683,699)	(89,230)	(18,811,291)	(2,163,675)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	(307,181)	(40,090)	(7,080,748)	(814,428)
分配金支払	(101,761)	(13,281)	(154,592)	(17,781)
期末現在純資産	6,217,416	811,435	48,419,259	5,569,183

計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
 2021年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	25,789,956	2,966,361	26,067,397	2,998,272
収益				
銀行利息	23	3	27	3
収益合計	23	3	27	3
費用				
管理報酬	296,878	34,147	394,690	45,397
管理事務報酬	2,358	271	2,449	282
年次税	95	11	102	12
保管報酬	6,114	703	5,923	681
販売報酬	197,919	22,765	244,980	28,178
銀行費用およびその他の利子費用	23	3	27	3
運用費用	24,739	2,845	27,220	3,131
費用合計	528,126	60,745	675,391	77,683
投資純利益／（損失）	(528,103)	(60,742)	(675,364)	(77,680)
以下に係る実現純利益／（損失）：				
投資有価証券売却#	1,578,113	181,515	3,610,355	415,263
為替予約契約#	(124,906)	(14,367)	(373,006)	(42,903)
外国為替	5	1	(82)	(9)
当期実現純利益／（損失）	1,453,212	167,148	3,237,267	372,350
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：				
投資有価証券#	(665,049)	(76,494)	(176,193)	(20,266)
為替予約契約#	(24,286)	(2,793)	(63,167)	(7,265)
外国為替	(423)	(49)	(163)	(19)
期中未実現利益／（損失）の純変動	(689,758)	(79,336)	(239,523)	(27,550)
運用による純資産増加／（減少）額	235,351	27,070	2,322,380	267,120
申込み	—	—	274,092	31,526
買戻し	(2,495,660)	(287,051)	(5,405,507)	(621,741)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	(2,495,660)	(287,051)	(5,131,415)	(590,215)
分配金支払	(698,430)	(80,333)	—	—
期末現在純資産	22,831,217	2,626,047	23,258,362	2,675,177

計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2021年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	6,771,386	778,845	35,927,465	4,132,377
収益				
銀行利息	6	1	—	—
収益合計	6	1	—	—
費用				
管理報酬	77,188	8,878	809,511	93,110
管理事務報酬	555	64	2,655	305
年次税	23	3	199	23
保管報酬	1,978	228	6,565	755
販売報酬	49,621	5,707	502,455	57,792
銀行費用およびその他の利子費用	6	1	1	0
運用費用	5,514	634	55,829	6,421
費用合計	134,885	15,514	1,377,215	158,407
投資純利益／（損失）	(134,879)	(15,514)	(1,377,215)	(158,407)
以下に係る実現純利益／（損失）：				
投資有価証券売却 [#]	493,264	56,735	5,761,979	662,743
為替予約契約 [#]	(30,887)	(3,553)	(607,074)	(69,826)
外国為替	13	1	342	39
当期実現純利益／（損失）	462,390	53,184	5,155,247	592,957
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：				
投資有価証券 [#]	(267,828)	(30,806)	(3,339,084)	(384,061)
為替予約契約 [#]	(7,361)	(847)	(152,890)	(17,585)
外国為替	(50)	(6)	(481)	(55)
期中未実現利益／（損失）の純変動	(275,239)	(31,658)	(3,492,455)	(401,702)
運用による純資産増加／（減少）額	52,272	6,012	285,577	32,847
申込み	133,448	15,349	28,155,978	3,238,501
買戻し	(1,900,969)	(218,649)	(8,673,512)	(997,627)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	(1,767,521)	(203,300)	19,482,466	2,240,873
分配金支払	—	—	—	—
期末現在純資産	5,056,137	581,557	55,695,508	6,406,097

[#] 計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2021年9月30日終了年度

	結合*	
	ユーロ	千円
期首現在純資産\$	351,094,361	45,821,325
収益		
銀行利息	91	12
収益合計	91	12
費用		
管理報酬	4,496,827	586,881
管理事務報酬	32,795	4,280
年次税	1,820	238
保管報酬	80,584	10,517
販売報酬	2,799,339	365,342
銀行費用およびその他の利子費用	7,249	946
運用費用	379,761	49,563
費用合計	7,798,375	1,017,766
投資純利益／（損失）	(7,798,284)	(1,017,754)
以下に係る実現純利益／（損失）：		
投資有価証券売却#	32,106,608	4,190,233
為替予約契約#	(944,344)	(123,246)
外国為替	(18,156)	(2,370)
当期実現純利益／（損失）	31,144,108	4,064,618
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：		
投資有価証券#	21,136,729	2,758,555
為替予約契約#	(785,224)	(102,480)
外国為替	(4,955)	(647)
期中未実現利益／（損失）の純変動	20,346,550	2,655,428
運用による純資産増加／（減少）額	43,692,374	5,702,292
申込み	67,360,663	8,791,240
買戻し	(76,571,371)	(9,993,330)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	(9,210,708)	(1,202,090)
分配金支払	(7,969,518)	(1,040,102)
期末現在純資産	377,606,509	49,281,425

* ユーロで表示されている運用計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2021年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ＝1.1591米ドル

\$ 期首現在残高は、2021年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2020年9月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、348,548,127ユーロの数字として反映された。

計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2021年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
実現利益／（損失）の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	2,786,102	363,614	1,520,813	198,481
為替予約契約	443,328	57,859	363,700	47,466
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(7,254)	(947)	(1,043)	(136)
為替予約契約	(603,614)	(78,778)	(509,807)	(66,535)
当期実現純利益／（損失）[△]	2,618,562	341,749	1,373,663	179,277
未実現利益／（損失）の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	1,356,342	177,016	(1,504,886)	(196,403)
為替予約契約	(598)	(78)	—	—
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	—	—	—	—
為替予約契約	948	124	2,170	283
期中未実現利益／（損失）の純変動⁺	1,356,692	177,062	(1,502,716)	(196,119)

△ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

＋ 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
 2021年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル*	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
実現利益／（損失）の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	2,052,980	267,934	984,234	128,452
為替予約契約	644,151	84,068	806,315	105,232
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(3,788)	(494)	(7,624)	(995)
為替予約契約	(855,510)	(111,653)	(615,462)	(80,324)
当期実現純利益／（損失）[△]	1,837,833	239,856	1,167,463	152,366
未実現利益／（損失）の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	5,765,369	752,438	681,042	88,883
為替予約契約	(1,461)	(191)	111,967	14,613
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	—	—	64,405	8,405
為替予約契約	949	124	23,287	3,039
期中未実現利益／（損失）の純変動⁺	5,764,857	752,371	834,127	108,862

△ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

＋ 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

* 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2021年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益／（損失）の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	1,739,738	200,105	11,445,663	1,316,480
為替予約契約	664,149	76,390	11,745,978	1,351,022
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(133,974)	(15,410)	—	—
為替予約契約	(775,927)	(89,247)	(11,038,698)	(1,269,671)
当期実現純利益／（損失）[△]	1,493,986	171,838	12,152,943	1,397,832
未実現利益／（損失）の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	144,182	16,584	6,703,211	771,003
為替予約契約	(3,268)	(376)	(73,883)	(8,498)
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	1,262,761	145,243	1	0
為替予約契約	(54,639)	(6,285)	(600,720)	(69,095)
期中未実現利益／（損失）の純変動⁺	1,349,036	155,166	6,028,609	693,411

△ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

＋ 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
 2021年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
実現利益／（損失）の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	232,155	30,299	4,041,408	464,843
為替予約契約	234,268	30,574	349,171	40,162
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	—	—	(81,830)	(9,412)
為替予約契約	(269,430)	(35,163)	(483,695)	(55,635)
当期実現純利益／（損失）[△]	196,993	25,710	3,825,054	439,958
未実現利益／（損失）の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	451,335	58,904	11,317,534	1,301,743
為替予約契約	5,967	779	(242)	(28)
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	—	—	1,621,680	186,526
為替予約契約	920	120	(42,752)	(4,917)
期中未実現利益／（損失）の純変動⁺	458,222	59,803	12,896,220	1,483,323

△ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

＋ 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2021年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益／（損失）の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	1,578,113	181,515	3,610,355	415,263
為替予約契約	297,014	34,163	896,348	103,098
以下に係る実現損失：				
為替予約契約	(421,920)	(48,529)	(1,269,354)	(146,001)
当期実現純利益／（損失）[△]	1,453,207	167,148	3,237,349	372,360
未実現利益／（損失）の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	(665,049)	(76,494)	(176,193)	(20,266)
為替予約契約	(63)	(7)	(686)	(79)
以下に係る未実現損失の変動：				
為替予約契約	(24,223)	(2,786)	(62,481)	(7,187)
期中未実現利益／（損失）の純変動⁺	(689,335)	(79,287)	(239,360)	(27,531)

△ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

＋ 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2021年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレート・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益／（損失）の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	493,264	56,735	5,761,979	662,743
為替予約契約	72,813	8,375	1,465,750	168,591
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	—	—	—	—
為替予約契約	(103,700)	(11,928)	(2,072,824)	(238,416)
当期実現純利益／（損失）[△]	462,377	53,183	5,154,905	592,917
未実現利益／（損失）の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	(267,828)	(30,806)	(3,339,084)	(384,061)
為替予約契約	(134)	(15)	(220)	(25)
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	—	—	—	—
為替予約契約	(7,227)	(831)	(152,670)	(17,560)
期中未実現利益／（損失）の純変動⁺	(275,189)	(31,652)	(3,491,974)	(401,647)

△ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

＋ 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
 2021年9月30日終了年度

	結合 [※]	
	ユーロ	千円
実現利益／（損失）の内訳		
以下に係る実現利益：		
投資有価証券	32,312,507	4,217,105
為替予約契約	15,857,210	2,069,524
以下に係る実現損失：		
投資有価証券	(205,899)	(26,872)
為替予約契約	(16,801,554)	(2,192,771)
当期実現純利益／（損失）[△]	31,162,264	4,066,987
未実現利益／（損失）の変動の内訳		
以下に係る未実現利益の変動：		
投資有価証券	18,583,698	2,425,358
為替予約契約	48,149	6,284
以下に係る未実現損失の変動：		
投資有価証券	2,553,031	333,196
為替予約契約	(833,373)	(108,764)
期中未実現利益／（損失）の純変動⁺	20,351,505	2,656,075

※ ユーロで表示されている運用計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2021年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ＝1.1591米ドル

△ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

＋ 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

統計情報

	2021年9月30日現在の 発行済受益証券口数	2021年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2020年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2019年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・バランス				
クラスA（ユーロ）受益証券	954,843 口	26.1387 ユーロ	23.1410 ユーロ	23.8580 ユーロ
クラスA（円）受益証券	210,740 口	2,328.0468 円	2,049.0000 円	2,097.0000 円
純資産合計（ユーロ）		28,741,601 ユーロ	28,788,356 ユーロ	31,562,046 ユーロ
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・ボンド				
クラスA（ユーロ）受益証券	1,497,348 口	18.6394 ユーロ	18.9130 ユーロ	18.8420 ユーロ
クラスA（円）受益証券	254,828 口	1,502.0178 円	1,519.0000 円	1,512.0000 円
純資産合計（ユーロ）		30,861,148 ユーロ	34,848,239 ユーロ	34,906,335 ユーロ
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・エクイティ				
クラスA（ユーロ）受益証券	876,633 口	31.6227 ユーロ	24.9930 ユーロ	26.4400 ユーロ
クラスA（円）受益証券	217,923 口	3,060.1226 円	2,400.0000 円	2,510.0000 円
純資産合計（ユーロ）		32,863,924 ユーロ	26,983,716 ユーロ	32,543,071 ユーロ
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ヨーロッパ・サステナブル*				
クラスA（ユーロ）受益証券	482,486 口	12.4698 ユーロ	9.8850 ユーロ	10.6940 ユーロ
クラスA（円）受益証券	311,192 口	1,303.8489 円	1,026.0000 円	1,097.0000 円
クラスA（米ドル）受益証券	785,475 口	13.8401 米ドル	10.8680 米ドル	11.5460 米ドル
純資産合計（ユーロ）		18,524,624 ユーロ	5,251,417 ユーロ	7,174,841 ユーロ
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ				
コモディティ				
クラスA（米ドル）受益証券	1,130,365 口	5.7678 米ドル	4.3560 米ドル	4.5410 米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	476,964 口	6.3793 豪ドル	4.8580 豪ドル	5.1530 豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	200,348 口	4.8947 ユーロ	3.7410 ユーロ	3.9810 ユーロ
クラスA（円）受益証券	391,235 口	520.4477 円	395.0000 円	417.0000 円
純資産合計（米ドル）		11,669,877 米ドル	9,152,735 米ドル	10,697,994 米ドル
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ				
グローバル・ハイイールド				
クラスA（米ドル）受益証券	1,628,768 口	21.6597 米ドル	19.4940 米ドル	19.6340 米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	1,853,651 口	25.8760 豪ドル	23.3820 豪ドル	23.9840 豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	575,501 口	19.0513 ユーロ	17.3110 ユーロ	17.8610 ユーロ
クラスA（円）受益証券	443,152 口	1,931.9674 円	1,746.0000 円	1,798.0000 円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	5,977,623 口	4.9538 米ドル	5.2380 米ドル	6.1330 米ドル
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	2,093,194 口	3.6057 豪ドル	4.1510 豪ドル	5.2470 豪ドル
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	321,806 口	4.0246 ユーロ	4.4410 ユーロ	5.4510 ユーロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,325,394 口	684.6373 円	659.0000 円	764.0000 円
純資産合計（米ドル）		134,883,708 米ドル	145,096,840 米ドル	164,420,897 米ドル

* 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。
各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

シュローダー・セレクション

統計情報（続き）

		2021年9月30日現在の 発行済受益証券口数		2021年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格		2020年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格		2019年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ									
ウェルス・プリザベーション									
クラスA（ユーロ）受益証券		227,253 口	12.6201 ユーロ	1,647 円	11.5830 ユーロ	1,512 円	11.5510 ユーロ	1,508 円	
クラスA（豪ドル）受益証券		35,130 口	12.1062 豪ドル	1,010 円	11.0710 豪ドル	924 円	10.9650 豪ドル	915 円	
クラスA（円）受益証券		130,043 口	1,136.4479 円		1,037.0000 円		1,030.0000 円		
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券		100,022 口	5.4455 ユーロ	711 円	5.3360 ユーロ	696 円	5.6820 ユーロ	742 円	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券		240,261 口	478.6498 円		452.0000 円		464.0000 円		
クラスA（米ドル）受益証券		51,253 口	11.6201 米ドル	1,337 円	10.5630 米ドル	1,215 円	10.3260 米ドル	1,188 円	
純資産合計（ユーロ）			6,217,416 ユーロ	811,435 千円	6,124,856 ユーロ	799,355 千円	6,767,565 ユーロ	883,235 千円	
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ									
イールド・エクイティ									
クラスA（米ドル）受益証券		1,227,022 口	17.9893 米ドル	2,069 円	12.3990 米ドル	1,426 円	15.2950 米ドル	1,759 円	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券		630,348 口	27.2612 豪ドル	2,274 円	18.9830 豪ドル	1,584 円	24.7550 豪ドル	2,065 円	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券		178,246 口	25.0132 ユーロ	3,264 円	17.0640 ユーロ	2,227 円	22.6190 ユーロ	2,952 円	
クラスA（円）受益証券		228,956 口	1,540.9880 円		1,064.0000 円		1,325.0000 円		
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券		209,508 口	10.7714 米ドル	1,239 円	7.6520 米ドル	880 円	9.7770 米ドル	1,125 円	
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券		41,741 口	21.3098 豪ドル	1,778 円	15.0780 豪ドル	1,258 円	19.9990 豪ドル	1,668 円	
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券		36,806 口	19.6816 ユーロ	2,569 円	13.6590 ユーロ	1,783 円	18.4500 ユーロ	2,408 円	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券		225,778 口	940.8327 円		635.0000 円		834.0000 円		
純資産合計（米ドル）			48,419,259 米ドル	5,569,183 千円	39,911,002 米ドル	4,590,563 千円	52,122,415 米ドル	5,995,120 千円	
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ									
アジア・ボンド									
クラスA（米ドル）受益証券		1,082,802 口	14.4554 米ドル	1,663 円	14.2670 米ドル	1,641 円	13.6900 米ドル	1,575 円	
クラスA（円）受益証券		238,894 口	1,062.4998 円		1,053.0000 円		1,029.0000 円		
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券		988,943 口	3.5731 米ドル	411 円	3.9940 米ドル	459 円	4.3070 米ドル	495 円	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券		414,111 口	371.9346 円		393.0000 円		433.0000 円		
純資産合計（米ドル）			22,831,217 米ドル	2,626,047 千円	25,789,956 米ドル	2,966,361 千円	28,197,196 米ドル	3,243,241 千円	
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ									
B R I C ・エクイティ									
クラスA（米ドル）受益証券		812,535 口	21.5367 米ドル	2,477 円	19.6610 米ドル	2,261 円	17.6280 米ドル	2,028 円	
クラスA（円）受益証券		341,645 口	1,886.0302 円		1,728.0000 円		1,563.0000 円		
純資産合計（米ドル）			23,258,362 米ドル	2,675,177 千円	26,067,397 米ドル	2,998,272 千円	28,629,982 米ドル	3,293,021 千円	
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ									
エマージング・ボンド									
クラスA（米ドル）受益証券		306,853 口	14.4797 米ドル	1,665 円	14.3940 米ドル	1,656 円	14.3950 米ドル	1,656 円	
クラスA（円）受益証券		64,312 口	1,066.4369 円		1,066.0000 円		1,084.0000 円		
純資産合計（米ドル）			5,056,137 米ドル	581,557 千円	6,771,386 米ドル	778,845 千円	6,501,055 米ドル	747,751 千円	

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

シュロダー・セレクション
統計情報（続き）

	2021年9月30日現在の 発行済受益証券口数	2021年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格		2020年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格		2019年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	
シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ							
クラスA（米ドル）受益証券	701,218 口	64.4445 米ドル	7,412 円	58.5620 米ドル	6,736 円	42.7760 米ドル	4,920 円
クラスA（円）受益証券	225,453 口	5,213.7141 円		4,760.0000 円		3,516.0000 円	
純資産合計（米ドル）		55,695,508 米ドル	6,406,097 千円	35,927,465 米ドル	4,132,377 千円	28,103,003 米ドル	3,232,407 千円

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

運用成績一覧表

2021年9月30日終了年度

（未監査）

サブ・ファンド／クラス受益証券**	設定日	1年間 (%)	2年間 (%)	3年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月23日	12.95	9.56	11.25	161.39
クラスA（円）受益証券	2002年12月23日	13.62	11.02	13.18	132.80
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月23日	(1.45)	(1.08)	6.89	86.39
クラスA（円）受益証券	2002年12月23日	(1.10)	(0.66)	7.36	50.20
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月23日	26.53	19.60	15.69	216.23
クラスA（円）受益証券	2002年12月23日	27.52	21.92	18.84	206.01
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル*					
クラスA（ユーロ）受益証券	2016年4月12日	26.15	16.61	14.63	24.70
クラスA（円）受益証券	2016年4月12日	27.09	18.86	17.57	30.38
クラスA（米ドル）受益証券	2016年4月12日	27.35	19.87	21.38	38.40
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2010年3月31日	32.40	27.02	15.13	(42.32)
クラスA（豪ドル）受益証券	2010年3月31日	31.31	23.80	10.98	(36.21)
クラスA（ユーロ）受益証券	2010年3月31日	30.83	22.95	7.79	(51.05)
クラスA（円）受益証券	2010年3月31日	31.79	24.81	10.03	(47.96)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド					
クラスA（米ドル）受益証券	2009年5月28日	11.11	10.32	15.52	116.60
クラスA（豪ドル）受益証券	2009年5月28日	10.67	7.89	12.03	158.76
クラスA（ユーロ）受益証券	2009年5月28日	10.05	6.66	8.22	90.51
クラスA（円）受益証券	2009年5月28日	10.62	7.45	9.46	93.20
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2010年3月31日	11.11	10.32	15.51	76.04
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	2010年3月31日	10.67	7.91	12.01	106.33
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2010年3月31日	10.04	6.66	8.22	55.26
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	17.66	14.32	14.03	111.70

* 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

サブ・ファンド／クラス受益証券**	設定日	1年間 (%)	2年間 (%)	3年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション					
クラスA（ユーロ）受益証券	2005年9月30日	8.95	9.25	14.29	26.20
クラスA（豪ドル）受益証券	2013年7月1日	9.35	10.41	18.03	21.06
クラスA（円）受益証券	2005年9月30日	9.55	10.33	15.61	13.64
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2005年9月30日	8.95	9.25	14.29	26.20
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2005年9月30日	14.18	20.30	12.82	19.82
クラスA（米ドル）受益証券	2013年7月1日	10.01	12.53	21.36	16.20
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2006年7月31日	45.09	17.62	10.62	79.89
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	43.61	10.12	10.77	172.61
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	46.59	10.58	10.57	150.13
クラスA（円）受益証券	2006年7月31日	44.85	16.30	6.64	54.10
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2006年7月31日	45.09	17.59	10.62	79.86
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	43.62	10.15	10.80	172.68
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	46.59	10.60	10.58	150.17
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2006年7月31日	53.63	21.88	9.17	75.50
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド					
クラスA（米ドル）受益証券	2004年5月6日	1.32	5.59	14.46	44.55
クラスA（円）受益証券	2004年5月6日	0.86	3.26	8.64	6.25
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2004年12月1日	1.33	5.60	14.47	36.08
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2004年12月1日	7.30	9.34	13.08	47.54
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2006年7月31日	9.54	22.17	29.16	115.37
クラスA（円）受益証券	2006年7月31日	9.16	20.67	24.41	88.60
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド					
クラスA（米ドル）受益証券	2004年5月6日	0.59	0.59	3.19	44.80
クラスA（円）受益証券	2004年5月6日	0.09	(1.62)	(1.89)	6.64
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2004年5月6日	10.05	50.66	46.82	544.44
クラスA（円）受益証券	2004年5月6日	9.53	48.29	41.06	421.37

** 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

総経費率（「TER」）**

2021年9月30日終了年度

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	TER (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.12
クラスA（円）受益証券	2.12
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.37
クラスA（円）受益証券	1.37
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.47
クラスA（円）受益証券	2.47
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル*	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.47
クラスA（円）受益証券	2.47
クラスA（米ドル）受益証券	2.47
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.55
クラスA（豪ドル）受益証券	2.55
クラスA（ユーロ）受益証券	2.55
クラスA（円）受益証券	2.55
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.72
クラスA（豪ドル）受益証券	1.72
クラスA（ユーロ）受益証券	1.72
クラスA（円）受益証券	1.72
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.72
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	1.72
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	1.72
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.72
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.44
クラスA（豪ドル）受益証券	2.44
クラスA（円）受益証券	2.44
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2.44
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2.44
クラスA（米ドル）受益証券	2.44

* 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.12
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2.12
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2.12
クラスA（円）受益証券	2.12
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2.12
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2.12
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2.12
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2.12
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	2.12
クラスA（円）受益証券	2.12
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2.12
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2.12
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.47
クラスA（円）受益証券	2.47
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	2.43
クラスA（円）受益証券	2.43
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.46
クラスA（円）受益証券	2.47

** 総経費率は、すべての報酬（成功報酬を除く）および対純資産比率として遡及的に取られる集団投資スキームの資産に対して継続的に課せられる付随費用（運用費用）の合計で表示される。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2021年9月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）のパートIIの規定により規制される投資信託としての要件を充足する。

ファンドは、設定日である2002年12月20日から無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

クラス受益証券

投資可能なクラス受益証券は下記に表示される。

サブ・ファンドクラス受益証券**

シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・バランス	クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・ボンド	クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ		クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
ユーロ・エクイティ			
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ		クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
ヨーロピアン・サステナブル*			
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ	コモディティ	クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（豪ドル）受益証券 クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ		クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（豪ドル）受益証券 クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
グローバル・ハイイールド			クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（豪ドル）受益証券 クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券 クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券 クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券 クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券 クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ		クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（豪ドル）受益証券 クラスA（円）受益証券 クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券 クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券
ウェルス・プリザベーション			

サブ・ファンド

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ
イールド・エクイティ

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
アジア・ボンド

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
BRIC・エクイティ
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
エマージング・ボンド
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
グレーター・チャイナ・エクイティ

クラス受益証券**

クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券
クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券
クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券

* 当年度中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

** 基準通貨建のクラスおよび「ヘッジなし」の記載があるクラスを除くすべてのクラスは、ヘッジありのクラスである。

日本円建てまたは豪ドル建てによるファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に関して、サブ・ファンドの投資対象ファンドへの投資は、ユーロまたは米ドルにより行われる。通常の状況下において、ファンドは受領したすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券を投資目的でユーロまたは米ドルに転換し、また、受益者が受益証券の買戻しを行う時に、適宜ユーロまたは米ドルをすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に転換する。かかる通貨換算に関して発生する費用は、各サブ・ファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に按分して配分される。さらに、投資対象ファンドが、特定のクラス受益証券の基準通貨建てではない証券または通貨を保有する限り、かかるクラス受益証券の評価価格は、現地通貨の当該クラス受益証券の基準通貨に対する当該通貨の価値により影響される。

管理会社は、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券のユーロまたは米ドルに対するリスクへのヘッジを提供することを意図した技法および手段を採用することができる。管理会社は、為替リスクに対するヘッジを試みるが、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券の評価価格が日本円または豪ドルのユーロまたは米ドルに対する価値により影響されないという保証はない。円建ておよび豪ドル

建てクラス受益証券は、当該ヘッジ技法に関連するあらゆる費用を別々に負担する。当該ヘッジ取引の結果として各クラス受益証券に生じるすべての利益または損失は、関連クラス受益証券に帰するものとされる。

当初販売手数料および販売報酬

受益証券	当初販売手数料および販売報酬
クラスA受益証券および クラスA毎月分配型受益証券	1口当たり純資産価格の6.25%を上限とする当初販売手数料が課される。販売報酬は発生しない。

最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	最低 当初購入価格	最低 追加購入価格	最低保有額
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス			
クラスA（ユーロ）受益証券	1,000ユーロ	1,000ユーロ	1,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	100,000円	100,000円	100,000円
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド			
クラスA（ユーロ）受益証券	1,000ユーロ	1,000ユーロ	1,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	100,000円	100,000円	100,000円
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ			
クラスA（ユーロ）受益証券	1,000ユーロ	1,000ユーロ	1,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	100,000円	100,000円	100,000円
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル*			
クラスA（ユーロ）受益証券	1,000ユーロ	1,000ユーロ	1,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	100,000円	100,000円	100,000円
クラスA（米ドル）受益証券	1,000米ドル	1,000米ドル	1,000米ドル
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	最低 当初購入価格	最低 追加購入価格	最低保有額
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション			
クラスA（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA（豪ドル）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティ			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円

* 当年度中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

上記の限度は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

会計方針

重要な会計方針の要約

本財務書類は、継続企業の前提に基づき、集団投資スキームに関するルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成および表示されている。

純資産価額

1口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に、当該クラスの通貨建てで計算される。各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラスの資産から負債を控除した額に比例する金額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で割ることにより計算される。

資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されない場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社はその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述の段落において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

ファンドの創立費（印刷費、旅費等の費用、法的費用を含む。）は、5年を超えない期間にわたり償却される。基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

基準通貨建てではない投資対象の取得原価、収入および支出は、取引日における優勢な為替レートにより換算されている。これらの項目の取引により生じる為替差損益は、運用結果の決定において考慮される。

投資有価証券売却に係る実現損益

投資有価証券売却に係る実現損益は、平均原価ベースで決定され、取引費用を含む。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、当該契約の満期に適用される先渡交換レートを参照し、2021年9月30日付の最終入手可能価格で評価される。未実現利益／（損失）は、結合純資産計算書の「為替予約契約に係る未実現利益／（損失）」において表示されている。

報酬および費用

保管報酬および管理事務報酬

保管受託銀行およびファンド事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、ファンドの純資産から、提供された関連サービスに対する報酬を毎月受領する権利を有する。

管理報酬

管理会社は、ファンドの各サブ・ファンドの純資産額から報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。

サブ・ファンド毎およびクラス受益証券毎に異なる料率で支払われる2021年9月30日現在の実際のレートについては、46ページ（訳注：英文財務書類を指す。財務書類に対する注記の末尾に該当。）の表において表示される。

年率0.05%の代行協会員報酬は、管理報酬より支払われる。

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.25%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.60%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドにかかるすべての原資産は、管理報酬が発生しないIクラスであることに留意のこと。

受益者サービス報酬

管理会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイは、ファンドのすべてのサブ・ファンドの純資産額から受益者サービス報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。料率の上限は、以下に表示される。

サブ・ファンド	受益者サービス報酬
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	0.80%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.65%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル*	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	0.75%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	0.80%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	0.80%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	0.90%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	0.90%

* 当年度中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドおよびシュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドのサブ・ファンドの報酬については、管理報酬に関する項を参照のこと。

税制

ルクセンブルグの法律に基づき、各サブ・ファンドは、その純資産額に対して課せられる、年率0.05%の資本税の対象である。かかる税金は、四半期毎に後払いで、当該四半期末のサブ・ファンドの純資産額に基づいて計算され、支払われる。しかしながら、かかる資本税がすでに支払われた他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産額に対しては、いかなる資本税も課せられない。

現金担保の再投資

取引相手方リスク軽減目的において、ヘッジクラス受益証券に関連した通貨ヘッジ取引を行うファンドは、取引相手方から日次ベースで現金担保を支払うかまたは受領することにより、為替予約取引の残存期間にわたってエクスポージャーを軽減する。

投資運用会社は、ファンドの投資目的に沿った通貨ヘッジに関連し、取引相手方から受領した現金担保を再投資することができる。為替予約契約の満期日に受領したまたは支払った担保は、純資産計算書の「担保未収金／未払金」において表示されている。

取引費用の開示

取引費用としては、ブローカーへの手数料および譲渡性のある有価証券の売買に関する税金がある。サブ・ファンドは、その純資産を名義書換事務代行会社を通じて、他のルクセンブルグのアンブレラ型投資信託、すなわち譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドに投資するため、保管報酬は常にゼロで表示される。したがって、ブローカー手数料は、いずれのサブ・ファンドに対しても課せられていない。

為替レート

2021年9月30日現在の財務書類において、ユーロで合算された合計の計算に使用された為替レート（小数第5位を四捨五入）は、以下のとおりである。

通貨	料率
ユーロ = 1	
米ドル	1.1591

サブ・ファンドに関する変更

対象年度中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

後発事象

2022年1月22日付で、J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイはJ.P. モルガン・エージェンシーに吸収合併され、ドイツ株式会社 (Aktiengesellschaft) から欧州会社 (Societas Europaea) に法的形態を変更してJ.P. モルガン・エスイーとなった。

2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵略は、ウクライナ、ベラルーシおよびロシアが発行する証券の評価リスク、流動性リスクおよび市場リスクを増大させ、また、大半の世界市場においても一定程度これらのリスクを増大させた。本報告書の日付現在、この事象の解決およびファンドへの潜在的な影響は依然として不透明である。我々は、我々のファンドが保有しているすべての証券に関して、状況を注意深く監視している。我々のファンドが保有しているロシアの発行体の証券に関しては、引き続き、政府、証券取引所および制裁制度を含む相手方による一連の行動の影響を受けており、深刻な評価と流動性の問題につながっている。ロシア市場は中断されており、当面の間、ロシアまたはベラルーシのエクイティーへの投資は行わない。我々は、引き続き、我々の価格決定プロセスに従い、適切な評価原則を適用していく。これらの問題のため、また、これらの資産の取引または譲渡ができないことから、我々のファンドにおけるロシア証券の価値は最小化され、これは関連するファンドの純資産価額にさらなる通知がなされるまで反映されると予想される。

管理報酬

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	管理報酬 (%)
シュローダー・セクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	

クラスA（ユーロ）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA（ユーロ）受益証券	0.95
クラスA（円）受益証券	0.95
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル*	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
クラスA（米ドル）受益証券	1.45
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.50
クラスA（豪ドル）受益証券	1.50
クラスA（ユーロ）受益証券	1.50
クラスA（円）受益証券	1.50
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.00
クラスA（豪ドル）受益証券	1.00
クラスA（ユーロ）受益証券	1.00
クラスA（円）受益証券	1.00
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.00
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	1.00
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	1.00
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.00

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	管理報酬 (%)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.40
クラスA（豪ドル）受益証券	1.40
クラスA（円）受益証券	1.40
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	1.40
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.40
クラスA（米ドル）受益証券	1.40
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.20
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.20
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.20
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.40
クラスA（円）受益証券	1.40
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45

* 当年度中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

③【投資有価証券明細表等】

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表

2021年9月30日現在

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数／額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム－UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド クラスIACC [※]	ユーロ	493,192	13,611,480	47.36
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラスIACC [※]	ユーロ	224,443	14,842,102	51.64
			28,453,582	99.00
集団投資スキーム－UCITS合計			28,453,582	99.00
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			28,453,582	99.00
投資有価証券合計			28,453,582	99.00
現金			359,127	1.25
その他の資産／（負債）			(71,108)	(0.25)
純資産合計			28,741,601	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益／ (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	1,860,062	ユーロ	14,326	2021年10月29日	H S B C	13	—
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益－資産						13	—
為替予約契約に係る未実現利益－資産合計						13	—
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	47,672	日本円	6,208,957	2021年10月29日	H S B C	(192)	—
日本円	494,144,505	ユーロ	3,834,361	2021年10月29日	H S B C	(25,072)	(0.09)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失－負債						(25,264)	(0.09)
為替予約契約に係る未実現損失－負債合計						(25,264)	(0.09)
為替予約契約に係る未実現純損失－負債						(25,251)	(0.09)

※ 2021年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2021年9月30日現在

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数／額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム－UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド クラスIACC [※]	ユーロ	1,108,077	30,581,565	99.09
			30,581,565	99.09
集団投資スキーム－UCITS合計			30,581,565	99.09
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			30,581,565	99.09
投資有価証券合計			30,581,565	99.09
現金			339,848	1.10
その他の資産／（負債）			(60,265)	(0.19)
純資産合計			30,861,148	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益／ (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	10,496	日本円	1,362,792	2021年10月29日	H S B C	(10)	—
日本円	386,005,776	ユーロ	2,995,249	2021年10月29日	H S B C	(19,585)	(0.06)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失－負債						(19,595)	(0.06)
為替予約契約に係る未実現損失－負債合計						(19,595)	(0.06)
為替予約契約に係る未実現純損失－負債						(19,595)	(0.06)

※ 2021年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2021年9月30日現在

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数／額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム－UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラスI Acc [※]	ユーロ	493,180	32,613,397	99.24
			32,613,397	99.24
集団投資スキーム－UCITS 合計			32,613,397	99.24
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			32,613,397	99.24
投資有価証券合計			32,613,397	99.24
現金			339,447	1.03
その他の資産／（負債）			(88,920)	(0.27)
純資産合計			32,863,924	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益／ (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	8,693,995	ユーロ	66,960	2021年10月29日	H S B C	61	－
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益－資産						61	－
為替予約契約に係る未実現利益－資産合計						61	－
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	106,255	日本円	13,836,043	2021年10月29日	H S B C	(405)	－
日本円	670,132,553	ユーロ	5,199,957	2021年10月29日	H S B C	(34,002)	(0.10)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失－負債						(34,407)	(0.10)
為替予約契約に係る未実現損失－負債合計						(34,407)	(0.10)
為替予約契約に係る未実現純損失－負債						(34,346)	(0.10)

※ 2021年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2021年9月30日現在

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル*

投資明細表							
投資有価証券	通貨	口数／額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券							
集団投資スキーム－UCITS							
投資信託							
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ ヨーロピアン・サステナブル・エクイティ クラス I A c c ‡	ユーロ	117,418	18,066,373	97.53			
			18,066,373	97.53			
集団投資スキーム－UCITS合計			18,066,373	97.53			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			18,066,373	97.53			
投資有価証券合計			18,066,373	97.53			
現金			412,051	2.22			
その他の資産／（負債）			46,200	0.25			
純資産合計			18,524,624	100.00			
為替予約契約							
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益／ (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	73,266	日本円	9,486,297	2021年10月29日	H S B C	137	－
日本円	75,824,774	ユーロ	583,985	2021年10月29日	H S B C	538	－
米ドル	11,836,146	ユーロ	10,095,323	2021年10月29日	H S B C	111,625	0.61
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益－資産						112,300	0.61
為替予約契約に係る未実現利益－資産合計						112,300	0.61
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	348,520	日本円	45,280,700	2021年10月29日	H S B C	(543)	－
ユーロ	867,601	米ドル	1,014,947	2021年10月29日	H S B C	(7,642)	(0.05)
日本円	382,806,036	ユーロ	2,969,732	2021年10月29日	H S B C	(18,735)	(0.10)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失－負債						(26,920)	(0.15)
為替予約契約に係る未実現損失－負債合計						(26,920)	(0.15)
為替予約契約に係る未実現純利益－資産						85,380	0.46

* 当年度中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

‡ 2021年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2021年9月30日現在

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数／額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム－UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ コモディティ クラスIACC [※]	米ドル	102,449	11,647,650	99.81
			11,647,650	99.81
集団投資スキーム－UCITS合計			11,647,650	99.81
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			11,647,650	99.81
投資有価証券合計			11,647,650	99.81
現金			107,230	0.92
その他の資産／（負債）			(85,003)	(0.73)
純資産合計			11,669,877	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益／ (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
豪ドル	3,071,197	米ドル	2,233,436	2021年10月29日	H S B C	(19,011)	(0.16)
ユーロ	989,952	米ドル	1,160,910	2021年10月29日	H S B C	(12,946)	(0.11)
日本円	205,543,054	米ドル	1,869,701	2021年10月29日	H S B C	(32,285)	(0.28)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失－負債						(64,242)	(0.55)
為替予約契約に係る未実現損失－負債合計						(64,242)	(0.55)
為替予約契約に係る未実現純損失－負債						(64,242)	(0.55)

※ 2021年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2021年9月30日現在

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数／額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム－UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ グローバル・ハイイールド クラスI A c c ‡	米ドル	2,019,999	134,185,111	99.48
			134,185,111	99.48
集団投資スキーム－UCITS 合計			134,185,111	99.48
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			134,185,111	99.48
投資有価証券合計			134,185,111	99.48
現金			1,404,051	1.04
その他の資産／（負債）			(705,454)	(0.52)
純資産合計			134,883,708	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益／ (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
米ドル	1,330,457	豪ドル	1,837,297	2021年10月29日	H S B C	5,710	－
米ドル	93,569	ユーロ	79,894	2021年10月29日	H S B C	922	－
米ドル	29,362	日本円	3,255,193	2021年10月29日	H S B C	263	－
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益－資産						6,895	－
為替予約契約に係る未実現利益－資産合計						6,895	－
受益証券クラスヘッジ							
豪ドル	57,541,492	米ドル	41,850,667	2021年10月29日	H S B C	(361,523)	(0.27)
ユーロ	12,381,938	米ドル	14,521,255	2021年10月29日	H S B C	(162,954)	(0.12)
日本円	862,327,873	米ドル	7,846,760	2021年10月29日	H S B C	(138,137)	(0.10)
米ドル	1,866	豪ドル	2,589	2021年10月29日	H S B C	(1)	－
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失－負債						(662,615)	(0.49)
為替予約契約に係る未実現損失－負債合計						(662,615)	(0.49)
為替予約契約に係る未実現純損失－負債						(655,720)	(0.49)

‡ 2021年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2021年9月30日現在

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数／額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム－UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ インフレーション・プラス クラスIACC [‡]	ユーロ	213,059	6,158,649	99.05
			6,158,649	99.05
集団投資スキーム－UCITS合計			6,158,649	99.05
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			6,158,649	99.05
投資有価証券合計			6,158,649	99.05
現金			67,740	1.09
その他の資産／（負債）			(8,973)	(0.14)
純資産合計			6,217,416	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益／ (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
豪ドル	425,450	ユーロ	263,950	2021年10月29日	H S B C	587	0.01
日本円	650,857	ユーロ	5,013	2021年10月29日	H S B C	5	—
米ドル	595,783	ユーロ	508,034	2021年10月29日	H S B C	5,742	0.09
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益－資産						6,334	0.10
為替予約契約に係る未実現利益－資産合計						6,334	0.10
受益証券クラスヘッジ							
日本円	147,196,026	ユーロ	1,142,182	2021年10月29日	H S B C	(7,468)	(0.12)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失－負債						(7,468)	(0.12)
為替予約契約に係る未実現損失－負債合計						(7,468)	(0.12)
為替予約契約に係る未実現純損失-負債						(1,134)	(0.02)

[‡] 2021年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2021年9月30日現在

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数／額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム－UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ グローバル・エクイティ・イールド クラス I A c c †	米ドル	162,487	48,144,269	99.43
			48,144,269	99.43
集団投資スキーム－UCITS 合計			48,144,269	99.43
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			48,144,269	99.43
投資有価証券合計			48,144,269	99.43
現金			426,791	0.88
その他の資産／（負債）			(151,801)	(0.31)
純資産合計			48,419,259	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益／ (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	350,623,566	米ドル	3,190,457	2021年10月29日	H S B C	(56,121)	(0.12)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失－負債						(56,121)	(0.12)
為替予約契約に係る未実現損失－負債合計						(56,121)	(0.12)
為替予約契約に係る未実現純損失－負債						(56,121)	(0.12)

† 2021年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2021年9月30日現在

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数／額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム－UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ アジア・ボンド・トータル・リターン クラスIACC [※]	米ドル	1,082,232	22,662,232	99.26
			22,662,232	99.26
集団投資スキーム－UCITS合計			22,662,232	99.26
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			22,662,232	99.26
投資有価証券合計			22,662,232	99.26
現金			240,419	1.05
その他の資産／（負債）			(71,434)	(0.31)
純資産合計			22,831,217	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益／ (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
米ドル	6,370	日本円	705,266	2021年10月29日	H S B C	65	－
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益－資産						65	－
為替予約契約に係る未実現利益－資産合計						65	－
受益証券クラスヘッジ							
日本円	255,379,052	米ドル	2,323,952	2021年10月29日	H S B C	(41,037)	(0.18)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失－負債						(41,037)	(0.18)
為替予約契約に係る未実現損失－負債合計						(41,037)	(0.18)
為替予約契約に係る未実現純損失－負債						(40,972)	(0.18)

※ 2021年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2021年9月30日現在

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数／額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたU C I T Sまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム－U C I T S				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ B R I C（ブラジル・ロシア・インド・中国） クラス I A c c †	米ドル	55,647	23,200,036	99.75
			23,200,036	99.75
集団投資スキーム－U C I T S 合計			23,200,036	99.75
承認されたU C I T Sまたはその他の投資信託の受益証券合計			23,200,036	99.75
投資有価証券合計			23,200,036	99.75
現金			165,599	0.71
その他の資産／（負債）			(107,273)	(0.46)
純資産合計			23,258,362	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益／ (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	647,044,217	米ドル	5,887,795	2021年10月29日	H S B C	(103,661)	(0.45)
N A Vヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失－負債						(103,661)	(0.45)
為替予約契約に係る未実現損失－負債合計						(103,661)	(0.45)
為替予約契約に係る未実現純損失－負債						(103,661)	(0.45)

† 2021年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2021年9月30日現在

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数／額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム－UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ エマージング・マーケット・デット・アブソルート・リターン クラスI A c c ‡	米ドル	122,019	5,043,318	99.75
			5,043,318	99.75
集団投資スキーム－UCITS合計			5,043,318	99.75
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			5,043,318	99.75
投資有価証券合計			5,043,318	99.75
現金			30,988	0.61
その他の資産／（負債）			(18,169)	(0.36)
純資産合計			5,056,137	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益／ (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
米ドル	2,024	日本円	224,050	2021年10月29日	H S B C	21	－
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益－資産						21	－
為替予約契約に係る未実現利益－資産合計						21	－
受益証券クラスヘッジ							
日本円	69,280,508	米ドル	630,453	2021年10月29日	H S B C	(11,133)	(0.22)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失－負債						(11,133)	(0.22)
為替予約契約に係る未実現損失－負債合計						(11,133)	(0.22)
為替予約契約に係る未実現純損失－負債						(11,112)	(0.22)

‡ 2021年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2021年9月30日現在

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数／額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券				
集団投資スキーム－UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ グレーター・チャイナ クラスI A c c †	米ドル	411,982	55,558,426	99.75
			55,558,426	99.75
集団投資スキーム－UCITS 合計			55,558,426	99.75
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の受益証券合計			55,558,426	99.75
投資有価証券合計			55,558,426	99.75
現金			367,200	0.66
その他の資産／（負債）			(230,118)	(0.41)
純資産合計			55,695,508	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益／ (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
米ドル	47,628	日本円	5,285,905	2021年10月29日	H S B C	375	－
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益－資産						375	－
為替予約契約に係る未実現利益－資産合計						375	－
受益証券クラスヘッジ							
日本円	1,180,378,623	米ドル	10,741,415	2021年10月29日	H S B C	(189,634)	(0.34)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失－負債						(189,634)	(0.34)
為替予約契約に係る未実現損失－負債合計						(189,634)	(0.34)
為替予約契約に係る未実現純損失－負債						(189,259)	(0.34)

† 2021年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Combined Statement of Net Assets
as at 30 September 2021

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series-European Sustainable* EUR
ASSETS				
Investments in securities at cost	20,259,088	23,043,761	22,055,133	17,385,331
Unrealised gain	8,194,494	7,537,804	10,558,264	681,042
Investments in securities at market value	28,453,582	30,581,565	32,613,397	18,066,373
Cash at bank and at brokers	359,127	339,848	339,447	412,051
Collateral receivable	19,703	18,537	19,687	27,403
Receivables on subscriptions	-	100	2,000	715,258
Receivables on investments sold	19,796	24,788	36,856	-
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	13	-	61	112,300
Other assets	-	-	6	3,584
TOTAL ASSETS	28,852,221	30,964,838	33,011,454	19,336,969
LIABILITIES				
Payables on redemptions	-	15,040	7,230	-
Payables on investments purchased	-	99	1,980	728,129
Management fees payable	28,895	20,663	40,006	20,316
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	25,264	19,595	34,407	26,920
Other liabilities	56,461	48,293	63,907	36,980
TOTAL LIABILITIES	110,620	103,690	147,530	812,345
TOTAL NET ASSETS	28,741,601	30,861,148	32,863,924	18,524,624

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets
as at 30 September 2021 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
ASSETS				
Investments in securities at cost	11,503,469	110,471,538	5,017,865	36,826,735
Unrealised gain	144,181	23,713,573	1,140,784	11,317,534
Investments in securities at market value	11,647,650	134,185,111	6,158,649	48,144,269
Cash at bank and at brokers	107,230	1,404,051	67,740	426,791
Collateral receivable	-	-	13,209	5,677
Receivables on subscriptions	-	18,845	16,227	63,736
Receivables on investments sold	55,580	937,540	-	107,113
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	-	6,895	6,334	-
Other assets	-	1,706	49	324
TOTAL ASSETS	11,810,460	136,554,148	6,262,208	48,747,910
LIABILITIES				
Collateral payable	11,131	182,295	-	-
Payables on redemptions	16,137	259,511	-	68,933
Payables on investments purchased	9,907	216,659	16,064	63,105
Management fees payable	14,323	113,582	7,186	48,117
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	64,242	662,615	7,468	56,121
Other liabilities	24,843	235,778	14,074	92,375
TOTAL LIABILITIES	140,583	1,670,440	44,792	328,651
TOTAL NET ASSETS	11,669,877	134,883,708	6,217,416	48,419,259

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets
as at 30 September 2021 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD
ASSETS			
Investments in securities at cost	15,208,164	14,414,924	4,080,955
Unrealised gain	7,454,068	8,785,112	962,363
Investments in securities at market value	22,662,232	23,200,036	5,043,318
Cash at bank and at brokers	240,419	165,599	30,988
Collateral receivable	6,468	12,492	9,234
Receivables on investments sold	29,697	65,556	-
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	65	-	21
TOTAL ASSETS	22,938,881	23,443,683	5,083,561
LIABILITIES			
Payables on redemptions	-	6,220	-
Payables on investments purchased	-	1	-
Management fees payable	22,751	28,829	5,946
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	41,037	103,661	11,133
Other liabilities	43,876	46,610	10,345
TOTAL LIABILITIES	107,664	185,321	27,424
TOTAL NET ASSETS	22,831,217	23,258,362	5,056,137

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets
as at 30 September 2021 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Combined ‡ EUR
ASSETS		
Investments in securities at cost	41,269,344	289,456,641
Unrealised gain	14,289,082	85,630,107
Investments in securities at market value	55,558,426	375,086,748
Cash at bank and at brokers	367,200	3,884,183
Collateral receivable	26,294	150,448
Receivables on subscriptions	-	804,834
Receivables on investments sold	252,378	1,330,622
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	375	125,055
Other assets	183	5,548
TOTAL ASSETS	56,204,856	381,387,438
LIABILITIES		
Collateral payable	-	166,883
Payables on redemptions	144,926	449,971
Payables on investments purchased	7	996,200
Management fees payable	70,567	379,449
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	189,634	1,087,247
Other liabilities	104,214	701,179
TOTAL LIABILITIES	509,348	3,780,929
TOTAL NET ASSETS	55,695,508	377,606,509

‡ For the total of the Statement of Net Assets, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2021 : 1 Euro = 1.1591US Dollar.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2021**

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series-European Sustainable* EUR
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	28,788,356	34,848,239	26,983,716	5,251,417
INCOME				
EXPENSES				
Management fees	346,242	264,207	445,392	124,882
Administration fees	2,555	2,818	2,617	609
Taxe d'abonnement	111	140	116	37
Depositary fees	7,314	5,690	5,818	2,588
Distribution fees	230,828	148,617	276,450	77,513
Bank and other interest expenses	1,935	2,207	2,053	553
Operating expenses	28,853	33,025	30,717	8,615
TOTAL EXPENSES	617,838	456,704	763,163	214,797
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(617,838)	(456,704)	(763,163)	(214,797)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments #	2,778,848	1,519,770	2,049,192	976,610
Forward currency exchange contracts #	(160,286)	(146,107)	(211,359)	190,853
Currency exchange	2	45	21	(1,106)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	2,618,564	1,373,708	1,837,854	1,166,357
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:				
Investments #	1,356,342	(1,504,886)	5,765,369	745,447
Forward currency exchange contracts #	350	2,170	(512)	88,680
Currency exchange	5	2	1	215
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	1,356,697	(1,502,714)	5,764,858	834,342
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	3,357,423	(585,710)	6,839,549	1,785,902
Subscriptions	1,012,362	831,833	3,593,552	13,440,203
Redemptions	(4,416,540)	(4,233,214)	(4,552,893)	(1,952,898)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(3,404,178)	(3,401,381)	(959,341)	11,487,305
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	28,741,601	30,861,148	32,863,924	18,524,624

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

Please refer to the table Realised gains/(losses) and Change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2021 (continued)**

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	9,152,735	145,096,840	6,124,856	39,911,002
INCOME				
Bank interest	-	-	-	49
TOTAL INCOME	-	-	-	49
EXPENSES				
Management fees	152,230	1,471,277	86,923	541,008
Administration fees	938	13,939	617	4,435
Taxe d'abonnement	269	778	24	147
Depository fees	5,263	27,140	3,873	11,114
Distribution fees	91,338	882,766	55,879	360,672
Bank and other interest expenses	-	23	390	49
Operating expenses	10,149	147,124	6,209	45,084
TOTAL EXPENSES	260,187	2,543,047	153,915	962,509
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(260,187)	(2,543,047)	(153,915)	(962,460)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments #	1,605,764	11,445,663	232,155	3,959,578
Forward currency exchange contracts #	(111,778)	707,280	(35,162)	(134,524)
Currency exchange	195	(5,973)	238	(14,617)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	1,494,181	12,146,970	197,231	3,810,437
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:				
Investments #	1,406,943	6,703,212	451,335	12,939,214
Forward currency exchange contracts #	(57,907)	(674,603)	6,887	(42,994)
Currency exchange	(1,197)	(3,044)	(36)	(600)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	1,347,839	6,025,565	458,186	12,895,620
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	2,581,833	15,629,488	501,502	15,743,597
Subscriptions	2,658,456	12,804,969	376,518	11,730,543
Redemptions	(2,723,147)	(30,381,487)	(683,699)	(18,811,291)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(64,691)	(17,576,518)	(307,181)	(7,080,748)
Dividend distributions	-	(8,266,102)	(101,761)	(154,592)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	11,669,877	134,883,708	6,217,416	48,419,259

Please refer to the table Realised gains/(losses) and Change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2021 (continued)**

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	25,789,956	26,067,397	6,771,386
INCOME			
Bank interest	23	27	6
TOTAL INCOME	23	27	6
EXPENSES			
Management fees	296,878	394,690	77,188
Administration fees	2,358	2,449	555
Taxe d'abonnement	95	102	23
Depositary fees	6,114	5,923	1,978
Distribution fees	197,919	244,980	49,621
Bank and other interest expenses	23	27	6
Operating expenses	24,739	27,220	5,514
TOTAL EXPENSES	528,126	675,391	134,885
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(528,103)	(675,364)	(134,879)
Net realised gain/(loss) on:			
Sale of investments #	1,578,113	3,610,355	493,264
Forward currency exchange contracts #	(124,906)	(373,006)	(30,887)
Currency exchange	5	(82)	13
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	1,453,212	3,237,267	462,390
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:			
Investments #	(665,049)	(176,193)	(267,828)
Forward currency exchange contracts #	(24,286)	(63,167)	(7,361)
Currency exchange	(423)	(163)	(50)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) FOR THE YEAR	(689,758)	(239,523)	(275,239)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	235,351	2,322,380	52,272
Subscriptions	-	274,092	133,448
Redemptions	(2,495,660)	(5,405,507)	(1,900,969)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(2,495,660)	(5,131,415)	(1,767,521)
Dividend distributions	(698,430)	-	-
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	22,831,217	23,258,362	5,056,137

Please refer to the table Realised gains/(losses) and Change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2021 (continued)**

	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Combined ‡ EUR
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR \$	35,927,465	351,094,361
INCOME		
Bank interest	-	91
TOTAL INCOME	-	91
EXPENSES		
Management fees	809,511	4,496,827
Administration fees	2,655	32,795
Taxe d'abonnement	199	1,820
Depository fees	6,565	80,584
Distribution fees	502,455	2,799,339
Bank and other interest expenses	1	7,249
Operating expenses	55,829	379,761
TOTAL EXPENSES	1,377,215	7,798,375
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(1,377,215)	(7,798,284)
Net realised gain/(loss) on:		
Sale of investments #	5,761,979	32,106,608
Forward currency exchange contracts #	(607,074)	(944,344)
Currency exchange	342	(18,156)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	5,155,247	31,144,108
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:		
Investments #	(3,339,084)	21,136,729
Forward currency exchange contracts #	(152,890)	(785,224)
Currency exchange	(481)	(4,955)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) FOR THE YEAR	(3,492,455)	20,346,550
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	285,577	43,692,374
Subscriptions	28,155,978	67,360,663
Redemptions	(8,673,512)	(76,571,371)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	19,482,466	(9,210,708)
Dividend distributions	-	(7,969,518)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	55,695,508	377,606,509

‡ For the total of the Statement of Operations and Changes in Net Assets, which has been presented in EUR, income and expenses stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2021; 1 Euro = 1.1591 US Dollar.

\$ The opening balance was combined using the foreign exchange rates as at 30 September 2021. The same net assets combined using the foreign exchange rates as at 30 September 2020 reflected a figure of EUR 348,548,127.

Please refer to the table Realised gains/(losses) and Change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2021 (continued)**

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series-European Sustainable* EUR
REALISED GAIN/(LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Investments	2,786,102	1,520,813	2,052,980	984,234
Forward currency exchange contracts	443,328	363,700	644,151	806,315
Realised loss on:				
Investments	(7,254)	(1,043)	(3,788)	(7,624)
Forward currency exchange contracts	(603,614)	(509,807)	(855,510)	(615,462)
Net realised gain/(loss) for the year ^	2,618,562	1,373,663	1,837,833	1,167,463
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	1,356,342	(1,504,886)	5,765,369	681,042
Forward currency exchange contracts	(598)	-	(1,461)	111,967
Change in unrealised depreciation on:				
Investments	-	-	-	64,405
Forward currency exchange contracts	948	2,170	949	(23,287)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year +	1,356,692	(1,502,716)	5,764,857	834,127

^ The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

+ The Change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net Change in unrealised appreciation/(depreciation) at investment level for the year under review.

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2021 (continued)**

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
REALISED GAIN/(LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Investments	1,739,738	11,445,663	232,155	4,041,408
Forward currency exchange contracts	664,149	11,745,978	234,268	349,171
Realised loss on:				
Investments	(133,974)	-	-	(81,830)
Forward currency exchange contracts	(775,927)	(11,038,698)	(269,430)	(483,695)
Net realised gain/(loss) for the year [^]	1,493,986	12,152,943	196,993	3,825,054
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	144,182	6,703,211	451,335	11,317,534
Forward currency exchange contracts	(3,268)	(73,883)	5,967	(242)
Change in unrealised depreciation on:				
Investments	1,262,761	1	-	1,621,680
Forward currency exchange contracts	(54,639)	(600,720)	920	(42,752)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year ⁺	1,349,036	6,028,609	458,222	12,896,220

[^] The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

⁺ The Change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net Change in unrealised appreciation/(depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2021 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD
REALISED GAIN/(LOSSES) SPLIT			
Realised gain on:			
Investments	1,578,113	3,610,355	493,264
Forward currency exchange contracts	297,014	896,348	72,813
Realised loss on:			
Forward currency exchange contracts	(421,920)	(1,269,354)	(103,700)
Net realised gain/(loss) for the year ^	1,453,207	3,237,349	462,377
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT			
Change in unrealised appreciation on:			
Investments	(665,049)	(176,193)	(267,828)
Forward currency exchange contracts	(63)	(686)	(134)
Change in unrealised depreciation on:			
Forward currency exchange contracts	(24,223)	(62,481)	(7,227)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year +	(689,335)	(239,360)	(275,189)

^ The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

+ The Change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net Change in unrealised appreciation/(depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2021 (continued)**

	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Combined ‡ EUR
REALISED GAIN/(LOSSES) SPLIT		
Realised gain on:		
Investments	5,761,979	32,312,507
Forward currency exchange contracts	1,465,750	15,857,210
Realised loss on:		
Investments	-	(205,899)
Forward currency exchange contracts	(2,072,824)	(16,801,554)
Net realised gain/(loss) for the year ^	5,154,905	31,162,264
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT		
Change in unrealised appreciation on:		
Investments	(3,339,084)	18,583,698
Forward currency exchange contracts	(220)	48,149
Change in unrealised depreciation on:		
Investments	-	2,553,031
Forward currency exchange contracts	(152,670)	(833,373)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year +	(3,491,974)	20,351,505

‡ For the total of the Statement of Operations and Changes in Net Assets, which has been presented in EUR, income and expenses stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2021; 1 Euro = 1.1591 US Dollar.

^ The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

+ The Change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net Change in unrealised appreciation/(depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statistical Information

as at 30 September 2021

	Units outstanding as at 30 September 2021	NAV per Unit as at 30 September 2021	NAV per Unit as at 30 September 2020	NAV per Unit as at 30 September 2019
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced				
Class A Dis	954,843	26.1387	23.1410	23.8580
Class A Dis JPY	210,740	2,328.0468	2,049.0000	2,097.0000
Total Net Assets in EUR		28,741,601	28,788,356	31,562,046
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond				
Class A Dis	1,497,348	18.6394	18.9130	18.8420
Class A Dis JPY	254,828	1,502.0178	1,519.0000	1,512.0000
Total Net Assets in EUR		30,861,148	34,848,239	34,906,335
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity				
Class A Dis	876,633	31.6227	24.9930	26.4400
Class A Dis JPY	217,923	3,060.1226	2,400.0000	2,510.0000
Total Net Assets in EUR		32,863,924	26,983,716	32,543,071
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable *				
Class A Dis	482,486	12.4698	9.8850	10.6940
Class A Dis JPY	311,192	1,303.8489	1,026.0000	1,097.0000
Class A Dis USD	785,475	13.8401	10.8680	11.5460
Total Net Assets in EUR		18,524,624	5,251,417	7,174,841
Schroder Selection Global Series - Commodity				
Class A Dis	1,130,365	5.7678	4.3560	4.5410
Class A Dis AUD	476,964	6.3793	4.8580	5.1530
Class A Dis EUR	200,348	4.8947	3.7410	3.9810
Class A Dis JPY	391,235	520.4477	395.0000	417.0000
Total Net Assets in USD		11,669,877	9,152,735	10,697,994
Schroder Selection Global Series - Global High Yield				
Class A Dis	1,628,768	21.6597	19.4940	19.6340
Class A Dis AUD	1,853,651	25.8760	23.3820	23.9840
Class A Dis EUR	575,501	19.0513	17.3110	17.8610
Class A Dis JPY	443,152	1,931.9674	1,746.0000	1,798.0000
Class A Dis Monthly Income	5,977,623	4.9538	5.2380	6.1330
Class A Dis Monthly Income AUD	2,093,194	3.6057	4.1510	5.2470
Class A Dis Monthly Income EUR	321,806	4.0246	4.4410	5.4510
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1,325,394	684.6373	659.0000	764.0000
Total Net Assets in USD		134,883,708	145,096,840	164,420,897

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

The NAV per unit of each unit class is stated in the currency of the unit class.

Statistical Information

as at 30 September 2021 (continued)

	Units outstanding as at 30 September 2021	NAV per Unit as at 30 September 2021	NAV per Unit as at 30 September 2020	NAV per Unit as at 30 September 2019
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR				
Class A Dis	227,253	12.6201	11.5830	11.5510
Class A Dis AUD	35,130	12.1062	11.0710	10.9650
Class A Dis JPY	130,043	1,136.4479	1,037.0000	1,030.0000
Class A Dis Monthly Income	100,022	5.4455	5.3360	5.6820
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	240,261	478.6498	452.0000	464.0000
Class A Dis USD	51,253	11.6201	10.5630	10.3260
Total Net Assets in EUR		6,217,416	6,124,856	6,767,565
Schroder Selection Global Series - Yield Equity				
Class A Dis	1,227,022	17.9893	12.3990	15.2950
Class A Dis AUD Unhedged	630,348	27.2612	18.9830	24.7550
Class A Dis EUR Unhedged	178,246	25.0132	17.0640	22.6190
Class A Dis JPY	228,956	1,540.9880	1,064.0000	1,325.0000
Class A Dis Monthly Income	209,508	10.7714	7.6520	9.7770
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	41,741	21.3098	15.0780	19.9990
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	36,806	19.6816	13.6590	18.4500
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	225,778	940.8327	635.0000	834.0000
Total Net Assets in USD		48,419,259	39,911,002	52,122,415
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond				
Class A Dis	1,082,802	14.4554	14.2670	13.6900
Class A Dis JPY	238,894	1,062.4998	1,053.0000	1,029.0000
Class A Dis Monthly Income	988,943	3.5731	3.9940	4.3070
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	414,111	371.9346	393.0000	433.0000
Total Net Assets in USD		22,831,217	25,789,956	28,197,196
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity				
Class A Dis	812,535	21.5367	19.6610	17.6280
Class A Dis JPY	341,645	1,886.0302	1,728.0000	1,563.0000
Total Net Assets in USD		23,258,362	26,067,397	28,629,982
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond				
Class A Dis	306,853	14.4797	14.3940	14.3950
Class A Dis JPY	64,312	1,066.4369	1,066.0000	1,084.0000
Total Net Assets in USD		5,056,137	6,771,386	6,501,055
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity				
Class A Dis	701,218	64.4445	58.5620	42.7760
Class A Dis JPY	225,453	5,213.7141	4,760.0000	3,516.0000
Total Net Assets in USD		55,695,508	35,927,465	28,103,003

The NAV per unit of each unit class is stated in the currency of the unit class.

[次へ](#)

Appendix II - Fund Performance

as at 30 September 2021 (Unaudited)

Sub-Funds and Unit Classes**	Launch Date	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced					
Class A Dis	23 December 2002	12.95	9.56	11.25	161.39
Class A Dis JPY	23 December 2002	13.62	11.02	13.18	132.80
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond					
Class A Dis	23 December 2002	(1.45)	(1.08)	6.89	86.39
Class A Dis JPY	23 December 2002	(1.10)	(0.66)	7.36	50.20
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity					
Class A Dis	23 December 2002	26.53	19.60	15.69	216.23
Class A Dis JPY	23 December 2002	27.52	21.92	18.84	206.01
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable*					
Class A Dis	12 April 2016	26.15	16.61	14.63	24.70
Class A Dis JPY	12 April 2016	27.09	18.86	17.57	30.38
Class A Dis USD	12 April 2016	27.35	19.87	21.38	38.40
Schroder Selection Global Series - Commodity					
Class A Dis	31 March 2010	32.40	27.02	15.13	(42.32)
Class A Dis AUD	31 March 2010	31.31	23.80	10.98	(36.21)
Class A Dis EUR	31 March 2010	30.83	22.95	7.79	(51.05)
Class A Dis JPY	31 March 2010	31.79	24.81	10.03	(47.96)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield					
Class A Dis	28 May 2009	11.11	10.32	15.52	116.60
Class A Dis AUD	28 May 2009	10.67	7.89	12.03	158.76
Class A Dis EUR	28 May 2009	10.05	6.66	8.22	90.51
Class A Dis JPY	28 May 2009	10.62	7.45	9.46	93.20
Class A Dis Monthly Income	31 March 2010	11.11	10.32	15.51	76.04
Class A Dis Monthly Income AUD	31 March 2010	10.67	7.91	12.01	106.33
Class A Dis Monthly Income EUR	31 March 2010	10.04	6.66	8.22	55.26
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 March 2010	17.66	14.32	14.03	111.70
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR					
Class A Dis	30 September 2005	8.95	9.25	14.29	26.20
Class A Dis AUD	1 July 2013	9.35	10.41	18.03	21.06
Class A Dis JPY	30 September 2005	9.55	10.33	15.61	13.64
Class A Dis Monthly Income	30 September 2005	8.95	9.25	14.29	26.20
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	30 September 2005	14.18	20.30	12.82	19.82
Class A Dis USD	1 July 2013	10.01	12.53	21.36	16.20
Schroder Selection Global Series - Yield Equity					
Class A Dis	31 July 2006	45.09	17.62	10.62	79.89
Class A Dis AUD Unhedged	31 March 2010	43.61	10.12	10.77	172.61
Class A Dis EUR Unhedged	31 March 2010	46.59	10.58	10.57	150.13
Class A Dis JPY	31 July 2006	44.85	16.30	6.64	54.10
Class A Dis Monthly Income	31 July 2006	45.09	17.59	10.62	79.86
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	31 March 2010	43.62	10.15	10.80	172.68
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	31 March 2010	46.59	10.60	10.58	150.17
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 July 2006	53.63	21.88	9.17	75.50

Appendix II - Fund Performance**as at 30 September 2021 (Unaudited) (continued)**

Sub-Funds and Unit Classes**	Launch Date	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond					
Class A Dis	6 May 2004	1.32	5.59	14.46	44.55
Class A Dis JPY	6 May 2004	0.86	3.26	8.64	6.25
Class A Dis Monthly Income	1 December 2004	1.33	5.60	14.47	36.08
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1 December 2004	7.30	9.34	13.08	47.54
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity					
Class A Dis	31 July 2006	9.54	22.17	29.16	115.37
Class A Dis JPY	31 July 2006	9.16	20.67	24.41	88.60
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond					
Class A Dis	6 May 2004	0.59	0.59	3.19	44.80
Class A Dis JPY	6 May 2004	0.09	(1.62)	(1.89)	6.64
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity					
Class A Dis	6 May 2004	10.05	50.66	46.82	544.44
Class A Dis JPY	6 May 2004	9.53	48.29	41.06	421.37

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

** All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

Total Expense Ratio (the “TER”)**
for the Year ended 30 September 2021

Sub-Funds and Unit Classes	TER	Sub-Funds and Unit Classes	TER
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced		Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	
Class A Dis	2.12%	Class A Dis	2.44%
Class A Dis JPY	2.12%	Class A Dis AUD	2.44%
		Class A Dis JPY	2.44%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond		Class A Dis Monthly Income	2.44%
Class A Dis	1.37%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.44%
Class A Dis JPY	1.37%	Class A Dis USD	2.44%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity		Schroder Selection Global Series - Yield Equity	
Class A Dis	2.47%	Class A Dis	2.12%
Class A Dis JPY	2.47%	Class A Dis AUD Unhedged	2.12%
		Class A Dis EUR Unhedged	2.12%
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable*		Class A Dis JPY	2.12%
Class A Dis	2.47%	Class A Dis Monthly Income	2.12%
Class A Dis JPY	2.47%	Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	2.12%
Class A Dis USD	2.47%	Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	2.12%
		Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.12%
Schroder Selection Global Series - Commodity			
Class A Dis	2.55%	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	
Class A Dis AUD	2.55%	Class A Dis	2.12%
Class A Dis EUR	2.55%	Class A Dis JPY	2.12%
Class A Dis JPY	2.55%	Class A Dis Monthly Income	2.12%
		Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.12%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield			
Class A Dis	1.72%	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	
Class A Dis AUD	1.72%	Class A Dis	2.47%
Class A Dis EUR	1.72%	Class A Dis JPY	2.47%
Class A Dis JPY	1.72%		
Class A Dis Monthly Income	1.72%	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	
Class A Dis Monthly Income AUD	1.72%	Class A Dis	2.43%
Class A Dis Monthly Income EUR	1.72%	Class A Dis JPY	2.43%
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.72%		
		Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	
		Class A Dis	2.46%
		Class A Dis JPY	2.47%

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

** The total expense ratio expresses the sum of all fees (excluding performance fees) and incidental costs charged on an ongoing basis to the collective investment scheme's assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

[次へ](#)

Notes to the Financial Statements

as at 30 September 2021

The Fund

The Fund qualifies as an undertaking for collective investment (UCI) regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of 17 December 2010, as amended, regarding undertaking for collective investment (the '2010 law'). The Fund has been established for an undetermined period from the date of inception 20 December 2002, and may further issue several classes of units in each sub-fund.

Classes of Units

The classes of units available for investment are shown below:

Sub-Funds	Unit Classes **
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable *	Class A Dis Class A Dis JPY Class A Dis USD
Schroder Selection Global Series - Commodity	Class A Dis Class A Dis AUD Class A Dis EUR Class A Dis JPY
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	Class A Dis Class A Dis AUD Class A Dis EUR Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income AUD Class A Dis Monthly Income EUR Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	Class A Dis Class A Dis AUD Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged Class A Dis USD

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

** Please note that with the exception of base currency classes and those that mention “unhedged”, all other classes are hedged.

**Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2021 (continued)**

Classes of Units (continued)

Sub-Funds	Unit Classes **
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	Class A Dis Class A Dis AUD Unhedged Class A Dis EUR Unhedged Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	Class A Dis Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	Class A Dis Class A Dis JPY

In respect of all non base currency Classes of the Fund, denominated in Japanese Yen or Australian Dollar, the investments of the sub-funds in the Underlying Fund will be in either Euro or US Dollar. Under normal circumstances the Fund converts all non base currency Classes it receives into Euro or US Dollar for investment purposes, and converts the Euro or US Dollar into all non base currency Classes or as appropriate when a unit holder repurchases units. Any costs incurred in respect of such currency conversions will be allocated on a pro rata basis across all non base currency Classes of the relevant sub-fund.

Furthermore, as long as the Underlying Fund holds securities or currencies denominated in a currency other than the denomination of a particular Class, the value of such Class may be affected by the value of the local currency relative to the currency in which that Class is denominated.

** Please note that with the exception of base currency classes and those that mention “unhedged”, all other classes are hedged.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2021 (continued)

Classes of Units (continued)

The Management Company may employ techniques and instruments intended to provide protection against the exposure of all non base currency Classes to Euro or US Dollar. While the Management Company will attempt to hedge against this currency exposure, there can be no guarantee that the value of all non base currency Classes will not be affected by the value of Japanese Yen relative or Australian Dollar to Euro or US Dollar. The JPY and AUD Classes will separately bear any expenses in connection with such hedging techniques. All gains or losses which may be made by any Class as a result of such hedging transactions shall accrue to the relevant Class of Units.

Initial and Distribution Charges

Unit Classes	Initial and Distribution Charges
A Units and A Monthly Income Units	Subject to an Initial Charge of up to 6.25% of the NAV per Unit. There are no Distribution Charges.

Minimum Purchase Amount, Minimum Additional Purchase Amount and Minimum Holding Amount

Sub—Funds and Unit Classes	Minimum Initial Subscription	Minimum Additional Subscription	Minimum Holding
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced			
Class A Dis	EUR 1,000	EUR 1,000	EUR 1,000
Class A Dis JPY	JPY 100,000	JPY 100,000	JPY 100,000
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond			
Class A Dis	EUR 1,000	EUR 1,000	EUR 1,000
Class A Dis JPY	JPY 100,000	JPY 100,000	JPY 100,000
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity			
Class A Dis	EUR 1,000	EUR 1,000	EUR 1,000
Class A Dis JPY	JPY 100,000	JPY 100,000	JPY 100,000
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable *			
Class A Dis	EUR 1,000	EUR 1,000	EUR 1,000
Class A Dis JPY	JPY 100,000	JPY 100,000	JPY 100,000
Class A Dis USD	USD 1,000	USD 1,000	USD 1,000
Schroder Selection Global Series - Commodity			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis AUD	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis EUR	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2021 (continued)

Minimum Purchase Amount, Minimum Additional Purchase Amount and Minimum Holding Amount (continued)

Sub—Funds and Unit Classes	Minimum Initial Subscription	Minimum Additional Subscription	Minimum Holding
Schroder Selection Global Series - Global High Yield			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis AUD	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis EUR	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis Monthly Income	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis Monthly Income AUD	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis Monthly Income EUR	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR			
Class A Dis	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis AUD	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis Monthly Income	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis USD	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Schroder Selection Global Series - Yield Equity			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis AUD Unhedged	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis EUR Unhedged	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis Monthly Income	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis Monthly Income	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000

The limits stated above may be waived at the discretion of the Management Company.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2021 (continued)

Accounting Policies

Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared and presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg for collective investment schemes on a going concern basis.

Net Asset Value

Calculation of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value (' NAV') per Unit of each Class is calculated on each Dealing Day in the currency of the relevant class. It is calculated by dividing the NAV attributable to each Class, being the proportionate value of its assets less its liabilities, by the number of Units of such Class then in issue.

Further details on rules that apply in valuing total assets can be found in the current prospectus.

The assets of each sub-fund are invested for the exclusive benefit of the unitholders of the corresponding sub-fund and the assets of a specific sub fund are solely accountable for the liabilities, commitments and obligations of that sub-fund.

Valuation of the Assets of the Fund

The value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

Where the investments of a sub-fund are both listed on a stock exchange and dealt in by market makers outside the stock exchange on which the investments are listed, then the Management Company determines the principal market for the investments in question and they are valued at the latest available price in that market. Securities which are not quoted or dealt in on any stock exchange but which are dealt in on any other regulated market are valued in such a manner as near as possible to that described in the previous paragraph.

**Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2021 (continued)**

Accounting Policies (continued)

Net Asset Value (continued)

Valuation of the Assets of the Fund (continued)

Units or shares in open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported NAV. The latest reported NAV may be adjusted in order to reflect market movements since the report date in accordance with adjustment methods as determined by the Management Company.

All other assets and liabilities are valued at their respective fair values as determined in good faith by the Management Company in accordance with generally accepted valuation principles and procedures.

The expenses of establishing the Fund, including printing costs, travel and other expenses, and legal fees, are written off over a period not exceeding five years. All assets and liabilities not expressed in the currency of denomination are translated therein by reference to the market rates prevailing in the foreign exchange market for the relevant currency at or about the time of the valuation.

Cost of investments, income and expenditure denominated in currencies other than the currency of denomination have been translated at the exchange rate ruling on the day of transaction. The exchange gain or loss from the transaction of these items is taken into account in the determination of the results of operations.

Realised Gains and Losses on Sales of Investments in Securities

Realised gains and losses on sales of investments in securities are determined on the average cost basis and include transaction costs.

Forward Currency Exchange Contracts

Outstanding forward currency exchange contracts are valued at the last available price at 30 September 2021 by reference to the forward rate of exchange applicable to the maturity of the contracts. The unrealised gain/ (loss) is shown in the Combined Statement of Net Assets under 'Unrealised gain/ (loss) on forward currency exchange contracts'.

**Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2021 (continued)**

Fees and Expenses

Custodian and Administration fees

The Custodian and Fund Administrator are entitled to fees for related services rendered in accordance with common practice in Luxembourg, payable monthly, out of the net assets of the Fund.

Management Fee

The Management Company is entitled to a fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly.

The actual rates payable as at 30 September 2021, which vary from Sub-Fund to Sub-Fund and from unit class to unit class are set out in the table on page 46.

The Agent Company Fee of 0.05% p.a. is paid from the Management Fee.

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company.

In respect of Schroder Selection EURO Series - EURO Bond, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.25% p.a. for the time being.

In respect of Schroder Selection Global Series - Global High Yield, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.60% p.a. for the time being.

Please note that all underlying investments into Schroder ISF are in I class which bear no management fees.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2021 (continued)

Fees and Expenses (continued)

Unitholder Service Fee

The Management Company, Schroder Investment Management (Europe) S.A., is entitled to a Unitholder Service Fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly. The maximum rates are shown below:

Sub-Funds	Unitholder Service Fee
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	0.80%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	0.65%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	0.90%
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable *	0.90%
Schroder Selection Global Series - Commodity	0.90%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	0.75%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	0.90%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	0.80%
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	0.80%
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	0.90%

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company. Please see the Management Fee section regarding the fee for Schroder Selection EURO Series - EURO Bond and Schroder Selection Global Series - Global High Yield sub-funds.

Taxation

Under Luxembourg law, each sub-fund is liable to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.05%. This tax is calculated and payable quarterly in arrears on the basis of the net assets of the sub-fund at the end of the relevant quarter. However, no capital tax is payable on the portion of the net assets of a sub-fund invested in other Luxembourg undertakings for collective investment which have already paid this capital tax.

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2021 (continued)

Cash Collateral Reinvestment

For the purpose of counterparty risk mitigation, Funds with currency hedging transactions related to hedged unit classes will pay or receive cash collateral on a daily basis from the counterparty, thus reducing their exposure over the duration of the forward contract.

Investment Manager may reinvest the cash collateral received from the counterparty in connection with currency hedging, in line with the investment objectives of the fund. Collateral receivable or payable at the maturity date of the forward contracts are shown in the Statement of Net Assets as 'Collateral Receivable/Payable'.

Disclosure of Transactions Costs

The transaction costs are broker commission fees and taxes related to the purchase and sale of transferable securities. They will always show the figure of zero as the sub-funds invest their net assets in other Luxembourg umbrella fund, Schroder ISF, an undertaking for collective investment in transferable securities through their transfer agent. Therefore no broker fees are charged for any sub-funds.

Exchange Rate

The exchange rate used for the calculation of the combined total in EUR of the Financial Statements (rounded to 4 decimal places) as at 30 September 2021:

Currency	Rate
EUR = 1	
USD	1.1591

Changes in the Sub-funds

A list, specifying the total purchases and sales for each Sub-Fund, which took place during the year under review may be obtained free of charge upon request at the registered office of the Management Company.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2021 (continued)

Subsequent Events

On 22 January 2022 , J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A. merged into J.P. Morgan AG which at the same time changed its legal form from a German Stock Corporation (Aktiengesellschaft) to a European Company (Societas Europaea), being J.P. Morgan SE.

The invasion of Ukraine by Russia which began on 24 February has increased valuation, liquidity and market risk for securities issued by Ukraine, Belarus and Russia, and to a certain extent, most global markets. As of the date of this report the resolution of this event, and the potential impact on the Funds, continues to be uncertain. We are closely monitoring the situation with respect to all securities held in our funds. In relation to securities of Russian issuers held in our funds, these continue to be impacted by a range of actions taken by governments, stock exchanges and counterparties, including sanctions regimes, leading to severe valuation and liquidity issues. Russian markets have been suspended, and we will not be investing in Russian or Belarusian equities for the foreseeable future. We will continue to apply appropriate valuation principles in accordance with our pricing processes. Because of these issues and due to our inability to transact or transfer these assets, the value of Russian securities in our funds has become de minimis and we expect this to be reflected until further notice in the NAV of any relevant funds.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2021 (continued)

Management Fee

Sub-Funds and Unit Classes	Management Fee Rate	Sub-Funds and Unit Classes	Management Fee Rate
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced		Schroder Selection Global Series - Yield Equity	
Class A Dis	1.20%	Class A Dis	1.20%
Class A Dis JPY	1.20%	Class A Dis AUD Unhedged	1.20%
		Class A Dis EUR Unhedged	1.20%
		Class A Dis JPY	1.20%
		Class A Dis Monthly Income	1.20%
		Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	1.20%
		Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	1.20%
		Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.20%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond			
Class A Dis	0.95%		
Class A Dis JPY	0.95%		
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity			
Class A Dis	1.45%		
Class A Dis JPY	1.45%		
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable *		Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	
Class A Dis	1.45%	Class A Dis	1.20%
Class A Dis JPY	1.45%	Class A Dis JPY	1.20%
Class A Dis USD	1.45%	Class A Dis Monthly Income	1.20%
		Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.20%
Schroder Selection Global Series - Commodity			
Class A Dis	1.50%	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	
Class A Dis AUD	1.50%	Class A Dis	1.45%
Class A Dis EUR	1.50%	Class A Dis JPY	1.45%
Class A Dis JPY	1.50%		
Schroder Selection Global Series - Global High Yield		Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	
Class A Dis	1.00%	Class A Dis	1.40%
Class A Dis AUD	1.00%	Class A Dis JPY	1.40%
Class A Dis EUR	1.00%		
Class A Dis JPY	1.00%	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	
Class A Dis Monthly Income	1.00%	Class A Dis	1.45%
Class A Dis Monthly Income AUD	1.00%	Class A Dis JPY	1.45%
Class A Dis Monthly Income EUR	1.00%		
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.00%		
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR			
Class A Dis	1.40%		
Class A Dis AUD	1.40%		
Class A Dis JPY	1.40%		
Class A Dis Monthly Income	1.40%		
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.40%		
Class A Dis USD	1.40%		

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

Schedule of Investments as at 30 September 2021

Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Euro Bond - Class I Acc ‡	EUR	493,192	13,611,480	47.36
Schroder ISF Euro Equity - Class I Acc ‡	EUR	224,443	14,842,102	51.64
			28,453,582	99.00
Total Collective Investment Schemes - UCITS			28,453,582	99.00
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			28,453,582	99.00
Total Investments			28,453,582	99.00
Cash			359,127	1.25
Other assets/(liabilities)			(71,108)	(0.25)
Total Net Assets			28,741,601	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	1,860,062	EUR	14,326	29/10/2021	HSBC	13	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						13	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						13	-
Unit Class Hedging							
EUR	47,672	JPY	6,208,957	29/10/2021	HSBC	(192)	-
JPY	494,144,505	EUR	3,834,361	29/10/2021	HSBC	(25,072)	(0.09)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(25,264)	(0.09)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(25,264)	(0.09)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(25,251)	(0.09)

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2021 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2021

Schroder Selection EURO Series - EURO Bond

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Euro Bond - Class I Acc ‡	EUR	1,108,077	30,581,565	99.09
			30,581,565	99.09
Total Collective Investment Schemes - UCITS			30,581,565	99.09
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			30,581,565	99.09
Total Investments			30,581,565	99.09
Cash			339,848	1.10
Other assets/(liabilities)			(60,265)	(0.19)
Total Net Assets			30,861,148	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
EUR	10,496	JPY	1,362,792	29/10/2021	HSBC	(10)	-
JPY	386,005,776	EUR	2,995,249	29/10/2021	HSBC	(19,585)	(0.06)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(19,595)	(0.06)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(19,595)	(0.06)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(19,595)	(0.06)

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2021 can be obtained upon request at the upon registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2021

Schroder Selection EURO Series - EURO Equity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Euro Equity - Class I				
Acc ‡	EUR	493,180	32,613,397	99.24
			32,613,397	99.24
Total Collective Investment Schemes - UCITS			32,613,397	99.24
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			32,613,397	99.24
Total Investments			32,613,397	99.24
Cash			339,447	1.03
Other assets/(liabilities)			(88,920)	(0.27)
Total Net Assets			32,863,924	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	8,693,995	EUR	66,960	29/10/2021	HSBC	61	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						61	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						61	-
Unit Class Hedging							
EUR	106,255	JPY	13,836,043	29/10/2021	HSBC	(405)	-
JPY	670,132,553	EUR	5,199,957	29/10/2021	HSBC	(34,002)	(0.10)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(34,407)	(0.10)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(34,407)	(0.10)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(34,346)	(0.10)

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2021 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2021

Schroder Selection EURO Series - European Sustainable *

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF European Sustainable Equity - Class I Acc ‡				
	EUR	117,418	18,066,373	97.53
			18,066,373	97.53
Total Collective Investment Schemes - UCITS			18,066,373	97.53
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			18,066,373	97.53
Total Investments			18,066,373	97.53
Cash			412,051	2.22
Other assets/(liabilities)			46,200	0.25
Total Net Assets			18,524,624	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
EUR	73,266	JPY	9,486,297	29/10/2021	HSBC	137	-
JPY	75,824,774	EUR	583,985	29/10/2021	HSBC	538	-
USD	11,836,146	EUR	10,095,323	29/10/2021	HSBC	111,625	0.61
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						112,300	0.61
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						112,300	0.61
Unit Class Hedging							
EUR	348,520	JPY	45,280,700	29/10/2021	HSBC	(543)	-
EUR	867,601	USD	1,014,947	29/10/2021	HSBC	(7,642)	(0.05)
JPY	382,806,036	EUR	2,969,732	29/10/2021	HSBC	(18,735)	(0.10)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(26,920)	(0.15)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(26,920)	(0.15)
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						85,380	0.46

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2021 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2021

Schroder Selection Global Series - Commodity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Commodity				
- Class I Acc ‡	USD	102,449	11,647,650	99.81
			11,647,650	99.81
Total Collective Investment Schemes - UCITS			11,647,650	99.81
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			11,647,650	99.81
Total Investments			11,647,650	99.81
Cash			107,230	0.92
Other assets/(liabilities)			(85,003)	(0.73)
Total Net Assets			11,669,877	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
AUD	3,071,197	USD	2,233,436	29/10/2021	HSBC	(19,011)	(0.16)
EUR	989,952	USD	1,160,910	29/10/2021	HSBC	(12,946)	(0.11)
JPY	205,543,054	USD	1,869,701	29/10/2021	HSBC	(32,285)	(0.28)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(64,242)	(0.55)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(64,242)	(0.55)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(64,242)	(0.55)

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2021 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2021

Schroder Selection Global Series - Global High Yield

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF				
Global High Yield -				
Class I Acc ‡	USD	2,019,999	134,185,111	99.48
			134,185,111	99.48
Total Collective Investment Schemes - UCITS				
			134,185,111	99.48
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
			134,185,111	99.48
Total Investments				
			134,185,111	99.48
Cash				
			1,404,051	1.04
Other assets/(liabilities)				
			(705,454)	(0.52)
Total Net Assets				
			134,883,708	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
USD	1,330,457	AUD	1,837,297	29/10/2021	HSBC	5,710	-
USD	93,569	EUR	79,894	29/10/2021	HSBC	922	-
USD	29,362	JPY	3,255,193	29/10/2021	HSBC	263	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						6,895	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						6,895	-
Unit Class Hedging							
AUD	57,541,492	USD	41,850,667	29/10/2021	HSBC	(361,523)	(0.27)
EUR	12,381,938	USD	14,521,255	29/10/2021	HSBC	(162,954)	(0.12)
JPY	862,327,873	USD	7,846,760	29/10/2021	HSBC	(138,137)	(0.10)
USD	1,866	AUD	2,589	29/10/2021	HSBC	(1)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(662,615)	(0.49)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(662,615)	(0.49)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(655,720)	(0.49)

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2021 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2021

Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF				
Inflation Plus -				
Class I Acc ‡	EUR	213,059	6,158,649	99.05
			6,158,649	99.05
Total Collective Investment Schemes - UCITS			6,158,649	99.05
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			6,158,649	99.05
Total Investments			6,158,649	99.05
Cash			67,740	1.09
Other assets/(liabilities)			(8,973)	(0.14)
Total Net Assets			6,217,416	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
AUD	425,450	EUR	263,950	29/10/2021	HSBC	587	0.01
JPY	650,857	EUR	5,013	29/10/2021	HSBC	5	-
USD	595,783	EUR	508,034	29/10/2021	HSBC	5,742	0.09
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						6,334	0.10
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						6,334	0.10
Unit Class Hedging							
JPY	147,196,026	EUR	1,142,182	29/10/2021	HSBC	(7,468)	(0.12)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(7,468)	(0.12)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(7,468)	(0.12)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(1,134)	(0.02)

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2021 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2021

Schroder Selection Global Series - Yield Equity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF				
Global Equity				
Yield - Class I Acc ‡	USD	162,487	48,144,269	99.43
			48,144,269	99.43
Total Collective Investment Schemes - UCITS			48,144,269	99.43
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			48,144,269	99.43
Total Investments			48,144,269	99.43
Cash			426,791	0.88
Other assets/(liabilities)			(151,801)	(0.31)
Total Net Assets			48,419,259	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	350,623,566	USD	3,190,457	29/10/2021	HSBC	(56,121)	(0.12)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(56,121)	(0.12)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(56,121)	(0.12)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(56,121)	(0.12)

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2021 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2021

Schroder Selection New Market Series - Asian Bond

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Asian Bond Total Return - Class I Acc ‡				
	USD	1,082,232	22,662,232	99.26
			22,662,232	99.26
Total Collective Investment Schemes - UCITS			22,662,232	99.26
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			22,662,232	99.26
Total Investments			22,662,232	99.26
Cash			240,419	1.05
Other assets/(liabilities)			(71,434)	(0.31)
Total Net Assets			22,831,217	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
USD	6,370	JPY	705,266	29/10/2021	HSBC	65	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						65	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						65	-
Unit Class Hedging							
JPY	255,379,052	USD	2,323,952	29/10/2021	HSBC	(41,037)	(0.18)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(41,037)	(0.18)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(41,037)	(0.18)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(40,972)	(0.18)

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2021 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2021

Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF BRIC				
(Brazil, Russia, India, China) - Class I				
Acc ‡	USD	55,647	23,200,036	99.75
			23,200,036	99.75
Total Collective Investment Schemes - UCITS			23,200,036	99.75
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			23,200,036	99.75
Total Investments			23,200,036	99.75
Cash			165,599	0.71
Other assets/(liabilities)			(107,273)	(0.46)
Total Net Assets			23,258,362	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	647,044,217	USD	5,887,795	29/10/2021	HSBC	(103,661)	(0.45)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(103,661)	(0.45)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(103,661)	(0.45)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(103,661)	(0.45)

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2021 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2021

Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Emerging Markets Debt Absolute Return - Class I				
Acc ‡	USD	122,019	5,043,318	99.75
			5,043,318	99.75
Total Collective Investment Schemes - UCITS			5,043,318	99.75
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			5,043,318	99.75
Total Investments			5,043,318	99.75
Cash			30,988	0.61
Other assets/(liabilities)			(18,169)	(0.36)
Total Net Assets			5,056,137	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
USD	2,024	JPY	224,050	29/10/2021	HSBC	21	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						21	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						21	-
Unit Class Hedging							
JPY	69,280,508	USD	630,453	29/10/2021	HSBC	(11,133)	(0.22)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(11,133)	(0.22)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(11,133)	(0.22)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(11,112)	(0.22)

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2021 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2021

Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Greater China - Class I Acc ‡	USD	411,982	55,558,426	99.75
			55,558,426	99.75
Total Collective Investment Schemes - UCITS			55,558,426	99.75
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
			55,558,426	99.75
Total Investments			55,558,426	99.75
Cash			367,200	0.66
Other assets/(liabilities)			(230,118)	(0.41)
Total Net Assets			55,695,508	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
USD	47,628	JPY	5,285,905	29/10/2021	HSBC	375	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						375	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						375	-
Unit Class Hedging							
JPY	1,180,378,623	USD	10,741,415	29/10/2021	HSBC	(189,634)	(0.34)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(189,634)	(0.34)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(189,634)	(0.34)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(189,259)	(0.34)

‡ The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2021 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

（２）【2020年９月30日終了年度】

①【貸借対照表】

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書

2020年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	21,741,006	2,837,419	25,553,221	3,334,951
未実現利益／（損失）	6,838,152	892,447	9,042,690	1,180,161
投資有価証券時価	28,579,158	3,729,866	34,595,911	4,515,112
現金預金およびブローカー現金	315,547	41,182	373,422	48,735
担保未収金	979	128	—	—
未収申込金	—	—	—	—
投資有価証券売却未収金	9,898	1,292	9,899	1,292
為替予約契約に係る未実現利益	611	80	—	—
その他の資産	—	—	—	—
資産合計	28,906,193	3,772,547	34,979,232	4,565,140
負債				
担保未払金	—	—	953	124
未払買戻金	—	—	—	—
投資有価証券購入未払金	18,674	2,437	43,500	5,677
未払利息	139	18	169	22
未払管理報酬	28,364	3,702	22,759	2,970
為替予約契約に係る未実現損失	26,212	3,421	21,765	2,841
その他の負債	44,448	5,801	41,847	5,461
負債合計	117,837	15,379	130,993	17,096
純資産総額	28,788,356	3,757,168	34,848,239	4,548,044

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2020年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	21,976,450	2,868,146	5,255,421	685,885
未実現利益／（損失）	4,792,895	625,521	(64,405)	(8,405)
投資有価証券時価	26,769,345	3,493,667	5,191,016	677,479
現金預金およびブローカー現金	296,698	38,722	70,783	9,238
担保未収金	—	—	—	—
未収申込金	—	—	51,352	6,702
投資有価証券売却未収金	50,614	6,606	48,942	6,387
為替予約契約に係る未実現利益	1,522	199	335	44
その他の資産	—	—	102	13
資産合計	27,118,179	3,539,194	5,362,530	699,864
負債				
担保未払金	6,104	797	12,007	1,567
未払買戻金	17,068	2,228	19,838	2,589
投資有価証券購入未払金	—	—	60,753	7,929
未払利息	132	17	26	3
未払管理報酬	32,536	4,246	6,053	790
為替予約契約に係る未実現損失	35,356	4,614	3,635	474
その他の負債	43,267	5,647	8,801	1,149
負債合計	134,463	17,549	111,113	14,501
純資産総額	26,983,716	3,521,645	5,251,417	685,362

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2020年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	10,159,089	1,168,498	125,366,167	14,419,617
未実現利益／（損失）	(1,262,762)	(145,243)	17,010,361	1,956,532
投資有価証券時価	8,896,327	1,023,256	142,376,528	16,376,148
現金預金およびブローカー現金	232,429	26,734	1,576,663	181,348
担保未収金	15,490	1,782	222,542	25,597
未収申込金	—	—	40,782	4,691
投資有価証券売却未収金	52,038	5,985	1,510,303	173,715
為替予約契約に係る未実現利益	3,268	376	80,778	9,291
その他の資産	—	—	713	82
資産合計	9,199,552	1,058,132	145,808,309	16,770,872
負債				
担保未払金	—	—	—	—
未払買戻金	—	—	25,261	2,906
投資有価証券購入未払金	9,897	1,138	307,666	35,388
未払利息	—	—	—	—
未払管理報酬	11,512	1,324	120,272	13,834
為替予約契約に係る未実現損失	9,603	1,105	61,895	7,119
その他の負債	15,805	1,818	196,375	22,587
負債合計	46,817	5,385	711,469	81,833
純資産総額	9,152,735	1,052,748	145,096,840	16,689,039

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2020年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	5,387,231	703,088	41,477,670	4,770,762
未実現利益／（損失）	689,449	89,980	(1,621,680)	(186,526)
投資有価証券時価	6,076,680	793,068	39,855,990	4,584,236
現金預金およびブローカー現金	77,057	10,057	459,899	52,898
担保未収金	—	—	—	—
未収申込金	—	—	616	71
投資有価証券売却未収金	—	—	800,706	92,097
為替予約契約に係る未実現利益	367	48	242	28
その他の資産	—	—	888	102
資産合計	6,154,104	803,172	41,118,341	4,729,432
負債				
担保未払金	2,279	297	4,468	514
未払買戻金	—	—	808,563	93,001
投資有価証券購入未払金	819	107	276,415	31,793
未払利息	29	4	—	—
未払管理報酬	7,220	942	40,936	4,708
為替予約契約に係る未実現損失	8,388	1,095	13,369	1,538
その他の負債	10,513	1,372	63,588	7,314
負債合計	29,248	3,817	1,207,339	138,868
純資産総額	6,124,856	799,355	39,911,002	4,590,563

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2020年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	17,496,178	2,012,410	16,922,174	1,946,388
未実現利益／（損失）	8,119,117	933,861	8,961,305	1,030,729
投資有価証券時価	25,615,295	2,946,271	25,883,479	2,977,118
現金預金およびブローカー現金	278,063	31,983	286,710	32,977
担保未収金	—	—	6,654	765
未収申込金	—	—	500	58
投資有価証券売却未収金	20,158	2,319	68,138	7,837
為替予約契約に係る未実現利益	128	15	686	79
資産合計	25,913,644	2,980,587	26,246,167	3,018,834
負債				
担保未払金	555	64	—	—
未払買戻金	10,361	1,192	48,820	5,615
投資有価証券購入未払金	31,220	3,591	15,350	1,766
未払管理報酬	25,550	2,939	31,680	3,644
為替予約契約に係る未実現損失	16,814	1,934	41,180	4,737
その他の負債	39,188	4,507	41,740	4,801
負債合計	123,688	14,227	178,770	20,562
純資産総額	25,789,956	2,966,361	26,067,397	2,998,272

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2020年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレート・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	5,497,051	632,271	18,022,638	2,072,964
未実現利益／（損失）	1,230,191	141,497	17,628,166	2,027,592
投資有価証券時価	6,727,242	773,767	35,650,804	4,100,555
現金預金およびブローカー現金	84,385	9,706	391,569	45,038
担保未収金	—	—	11,250	1,294
未収申込金	—	—	500	58
投資有価証券売却未収金	—	—	20,705	2,381
為替予約契約に係る未実現利益	155	18	595	68
その他の資産	—	—	—	—
資産合計	6,811,782	783,491	36,075,423	4,149,395
負債				
担保未払金	5,485	631	—	—
未払買戻金	—	—	916	105
投資有価証券購入未払金	12,115	1,393	11,259	1,295
未払利息	—	—	—	—
未払管理報酬	8,027	923	42,926	4,937
為替予約契約に係る未実現損失	3,906	449	36,964	4,252
その他の負債	10,863	1,249	55,893	6,429
負債合計	40,396	4,646	147,958	17,018
純資産総額	6,771,386	778,845	35,927,465	4,132,377

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2020年9月30日現在

	結合 [*]	
	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券取得原価	280,542,672	36,613,624
未実現利益／（損失）	64,051,850	8,359,407
投資有価証券時価	344,594,522	44,973,031
現金預金およびブローカー現金	3,959,862	516,802
担保未収金	219,537	28,652
未収申込金	87,558	11,427
投資有価証券売却未収金	2,230,374	291,086
為替予約契約に係る未実現利益	76,149	9,938
その他の資産	1,468	192
資産合計	351,169,470	45,831,128
負債		
担保未払金	30,316	3,957
未払買戻金	800,276	104,444
投資有価証券購入未払金	690,706	90,144
未払利息	495	65
未払管理報酬	336,811	43,957
為替予約契約に係る未実現損失	252,254	32,922
その他の負債	510,485	66,623
負債合計	2,621,343	342,111
純資産総額	348,548,127	45,489,016

^{*} ユーロで表示されている純資産計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2020年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1ユーロ＝1.17102米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書
 2020年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産	31,562,046	4,119,163	34,906,335	4,555,626
収益	—	—	—	—
費用				
管理報酬	353,597	46,148	273,801	35,734
管理事務報酬	2,562	334	2,825	369
年次税	113	15	122	16
保管報酬	7,335	957	5,706	745
販売報酬	235,731	30,765	154,013	20,100
銀行費用およびその他の利子費用	1,777	232	2,303	301
運用費用	29,252	3,818	34,074	4,447
費用合計	630,367	82,269	472,844	61,711
投資純利益／（損失）	(630,367)	(82,269)	(472,844)	(61,711)
以下に係る実現純利益／（損失）：				
投資有価証券売却#	1,317,178	171,905	998,308	130,289
為替予約契約#	(160,235)	(20,912)	(136,596)	(17,827)
外国為替	(443)	(58)	(317)	(41)
当期実現純利益／（損失）	1,156,500	150,935	861,395	112,421
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：				
投資有価証券#	(1,602,942)	(209,200)	(418,295)	(54,592)
為替予約契約#	(31,009)	(4,047)	(25,440)	(3,320)
外国為替	(4)	(1)	—	—
期中未実現利益／（損失）の純変動	(1,633,955)	(213,247)	(443,735)	(57,912)
運用による純資産増加／（減少）額	(1,107,822)	(144,582)	(55,184)	(7,202)
申込み	1,087,859	141,976	1,633,185	213,147
買戻し	(2,753,727)	(359,389)	(1,636,097)	(213,527)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	(1,665,868)	(217,412)	(2,912)	(380)
期末現在純資産	28,788,356	3,757,168	34,848,239	4,548,044

計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2020年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産	32,543,071	4,247,196	7,174,841	936,388
収益	—	—	—	—
費用				
管理報酬	416,910	54,411	75,363	9,836
管理事務報酬	2,624	342	611	80
年次税	115	15	21	3
保管報酬	5,834	761	2,960	386
販売報酬	258,772	33,772	46,777	6,105
銀行費用およびその他の利子費用	1,839	240	405	53
運用費用	28,638	3,738	5,096	665
費用合計	714,732	93,280	131,233	17,127
投資純利益／（損失）	(714,732)	(93,280)	(131,233)	(17,127)
以下に係る実現純利益／（損失）：				
投資有価証券売却#	1,654,366	215,911	147,334	19,229
為替予約契約#	(219,210)	(28,609)	(122,376)	(15,971)
外国為替	(348)	(45)	57	7
当期実現純利益／（損失）	1,434,808	187,257	25,015	3,265
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：				
投資有価証券#	(2,411,188)	(314,684)	(240,186)	(31,347)
為替予約契約#	(40,937)	(5,343)	(33,484)	(4,370)
外国為替	2	0	11	1
期中未実現利益／（損失）の純変動	(2,452,123)	(320,027)	(273,659)	(35,715)
運用による純資産増加／（減少）額	(1,732,047)	(226,049)	(379,877)	(49,578)
申込み	810,651	105,798	1,492,075	194,731
買戻し	(4,637,959)	(605,300)	(3,035,622)	(396,179)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	(3,827,308)	(499,502)	(1,543,547)	(201,448)
期末現在純資産	26,983,716	3,521,645	5,251,417	685,362

計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2020年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	10,697,994	1,230,483	164,420,897	18,911,692
収益				
銀行利息	452	52	5,482	631
収益合計	452	52	5,482	631
費用				
管理報酬	133,773	15,387	1,465,586	168,572
管理事務報酬	940	108	13,977	1,608
年次税	24	3	432	50
保管報酬	5,278	607	24,551	2,824
販売報酬	80,264	9,232	879,350	101,143
銀行費用およびその他の利子費用	—	—	—	—
運用費用	9,056	1,042	143,364	16,490
費用合計	229,335	26,378	2,527,260	290,685
投資純利益／（損失）	(228,883)	(26,326)	(2,521,778)	(290,055)
以下に係る実現純利益／（損失）：				
投資有価証券売却#	(822,845)	(94,644)	7,641,399	878,914
為替予約契約#	111,501	12,825	1,945,859	223,813
外国為替	96	11	16,208	1,864
当期実現純利益／（損失）	(711,248)	(81,808)	9,603,466	1,104,591
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：				
投資有価証券#	684,075	78,682	(6,485,752)	(745,991)
為替予約契約#	19,953	2,295	337,248	38,790
外国為替	(401)	(46)	(3,165)	(364)
期中未実現利益／（損失）の純変動	703,627	80,931	(6,151,669)	(707,565)
運用による純資産増加／（減少）額	(236,504)	(27,203)	930,019	106,971
申込み	868,431	99,887	16,473,702	1,894,805
買戻し	(2,177,186)	(250,420)	(28,630,682)	(3,293,101)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	(1,308,755)	(150,533)	(12,156,980)	(1,398,296)
分配金支払	—	—	(8,097,096)	(931,328)
期末現在純資産	9,152,735	1,052,748	145,096,840	16,689,039

計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
 2020年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	6,767,565	883,235	52,122,415	5,995,120
収益				
銀行利息	—	—	2,710	312
収益合計	—	—	2,710	312
費用				
管理報酬	89,391	11,666	525,571	60,451
管理事務報酬	619	81	4,447	511
年次税	26	3	229	26
保管報酬	3,883	507	11,145	1,282
販売報酬	57,466	7,500	350,380	40,301
銀行費用およびその他の利子費用	393	51	—	—
運用費用	6,859	895	43,137	4,962
費用合計	158,637	20,704	934,909	107,533
投資純利益／（損失）	(158,637)	(20,704)	(932,199)	(107,222)
以下に係る実現純利益／（損失）：				
投資有価証券売却#	179,372	23,410	1,204,020	138,486
為替予約契約#	(70,330)	(9,179)	38,007	4,372
外国為替	(104)	(14)	(51,647)	(5,940)
当期実現純利益／（損失）	108,938	14,217	1,190,380	136,918
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：				
投資有価証券#	(3,367)	(439)	(8,033,867)	(924,055)
為替予約契約#	(15,032)	(1,962)	3,257	375
外国為替	(79)	(10)	(953)	(110)
期中未実現利益／（損失）の純変動	(18,478)	(2,412)	(8,031,563)	(923,790)
運用による純資産増加／（減少）額	(68,177)	(8,898)	(7,773,382)	(894,094)
申込み	296,351	38,677	10,401,491	1,196,379
買戻し	(755,233)	(98,565)	(14,667,142)	(1,687,015)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	(458,882)	(59,889)	(4,265,651)	(490,635)
分配金支払	(115,650)	(15,093)	(172,380)	(19,827)
期末現在純資産	6,124,856	799,355	39,911,002	4,590,563

計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2020年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	28,197,196	3,243,241	28,629,982	3,293,021
収益				
銀行利息	1,224	141	1,493	172
収益合計	1,224	141	1,493	172
費用				
管理報酬	318,727	36,660	385,625	44,355
管理事務報酬	2,364	272	2,456	282
年次税	91	10	73	8
保管報酬	6,130	705	5,402	621
販売報酬	212,485	24,440	239,354	27,530
運用費用	26,412	3,038	26,066	2,998
費用合計	566,209	65,125	658,976	75,795
投資純利益／（損失）	(564,985)	(64,985)	(657,483)	(75,624)
以下に係る実現純利益／（損失）：				
投資有価証券売却#	1,569,787	180,557	2,969,321	341,531
為替予約契約#	11,215	1,290	90,099	10,363
外国為替	484	56	(398)	(46)
当期実現純利益／（損失）	1,581,486	181,903	3,059,022	351,849
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：				
投資有価証券#	82,457	9,484	819,741	94,287
為替予約契約#	3,377	388	7,145	822
外国為替	(253)	(29)	(262)	(30)
期中未実現利益／（損失）の純変動	85,581	9,844	826,624	95,078
運用による純資産増加／（減少）額	1,102,082	126,761	3,228,163	371,303
申込み	4,476	515	100,479	11,557
買戻し	(2,761,645)	(317,644)	(5,891,227)	(677,609)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	(2,757,169)	(317,130)	(5,790,748)	(666,052)
分配金支払	(752,153)	(86,513)	—	—
期末現在純資産	25,789,956	2,966,361	26,067,397	2,998,272

計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
 2020年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	6,501,055	747,751	28,103,003	3,232,407
収益				
銀行利息	353	41	1,347	155
収益合計	353	41	1,347	155
費用				
管理報酬	100,361	11,544	451,156	51,892
管理事務報酬	556	64	2,280	262
年次税	23	3	97	11
保管報酬	1,984	228	5,282	608
販売報酬	64,517	7,421	280,028	32,209
銀行費用およびその他の利子費用	—	—	—	—
運用費用	7,125	820	30,921	3,557
費用合計	174,566	20,079	769,764	88,538
投資純利益／（損失）	(174,213)	(20,038)	(768,417)	(88,383)
以下に係る実現純利益／（損失）：				
投資有価証券売却#	233,320	26,836	3,048,990	350,695
為替予約契約#	3,584	412	101,604	11,686
外国為替	(23)	(3)	(73)	(8)
当期実現純利益／（損失）	236,881	27,246	3,150,521	362,373
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：				
投資有価証券#	(69,955)	(8,046)	7,771,144	893,837
為替予約契約#	930	107	(6,170)	(710)
外国為替	(127)	(15)	(128)	(15)
期中未実現利益／（損失）の純変動	(69,152)	(7,954)	7,764,846	893,113
運用による純資産増加／（減少）額	(6,484)	(746)	10,146,950	1,167,102
申込み	1,008,769	116,029	1,738,613	199,975
買戻し	(731,954)	(84,189)	(4,061,101)	(467,108)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	276,815	31,839	(2,322,488)	(267,133)
分配金支払	—	—	—	—
期末現在純資産	6,771,386	778,845	35,927,465	4,132,377

計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
 2020年9月30日終了年度

	結合※	
	ユーロ	千円
期首現在純資産\$	385,086,315	50,257,615
収益		
銀行利息	11,154	1,456
収益合計	11,154	1,456
費用		
管理報酬	4,096,117	534,584
管理事務報酬	32,315	4,217
年次税	1,224	160
保管報酬	76,761	10,018
販売報酬	2,551,514	332,998
銀行費用およびその他の利子費用	6,717	877
運用費用	348,220	45,446
費用合計	7,112,868	928,300
投資純利益／（損失）	(7,101,714)	(926,845)
以下に係る実現純利益／（損失）：		
投資有価証券売却#	17,826,635	2,326,554
為替予約契約#	1,256,949	164,044
外国為替	(31,345)	(4,091)
当期実現純利益／（損失）	19,052,239	2,486,508
以下に係る未実現利益／（損失）の純変動：		
投資有価証券#	(9,144,012)	(1,193,385)
為替予約契約#	166,423	21,720
外国為替	(4,587)	(599)
期中未実現利益／（損失）の純変動	(8,982,172)	(1,172,264)
運用による純資産増加／（減少）額	2,968,352	387,400
申込み	31,447,738	4,104,244
買戻し	(63,134,549)	(8,239,690)
資本金の変動による純資産増加／（減少）額	(31,686,811)	(4,135,446)
分配金支払	(7,819,728)	(1,020,553)
期末現在純資産	348,548,127	45,489,016

※ ユーロで表示されている運用計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2020年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ＝1.17102米ドル

\$ 期首現在残高は、2020年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2019年9月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、405,348,869ユーロの数字として反映された。

計算の詳細については、実現利益／（損失）の表および未実現利益／（損失）の変動の内訳を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
 2020年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
実現利益／（損失）の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	1,368,640	178,621	999,671	130,467
為替予約契約	622,128	81,194	490,963	64,076
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(51,462)	(6,716)	(1,363)	(178)
為替予約契約	(782,363)	(102,106)	(627,559)	(81,903)
当期実現純利益／（損失）[△]	1,156,943	150,993	861,712	112,462
未実現利益／（損失）の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	(1,602,942)	(209,200)	(418,295)	(54,592)
為替予約契約	(4,799)	(626)	(4,185)	(546)
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	—	—	—	—
為替予約契約	(26,210)	(3,421)	(21,255)	(2,774)
期中未実現利益／（損失）の純変動[△]	(1,633,951)	(213,247)	(443,735)	(57,912)

△ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

△ 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2020年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
実現利益／（損失）の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	1,698,897	221,723	289,541	37,788
為替予約契約	866,368	113,070	402,273	52,501
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(44,531)	(5,812)	(142,207)	(18,559)
為替予約契約	(1,085,578)	(141,679)	(524,649)	(68,472)
当期実現純利益／（損失）[△]	1,435,156	187,302	24,958	3,257
未実現利益／（損失）の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	(2,411,188)	(314,684)	(175,781)	(22,941)
為替予約契約	(5,902)	(770)	(30,530)	(3,984)
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	—	—	(64,405)	(8,405)
為替予約契約	(35,035)	(4,572)	(2,954)	(386)
期中未実現利益／（損失）の純変動[△]	(2,452,125)	(320,027)	(273,670)	(35,717)

△ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

△ 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2020年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益／（損失）の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	—	—	8,299,011	954,552
為替予約契約	1,060,886	122,023	21,402,618	2,461,729
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(822,845)	(94,644)	(657,612)	(75,639)
為替予約契約	(949,385)	(109,198)	(19,456,759)	(2,237,916)
当期実現純利益／（損失）[△]	(711,344)	(81,819)	9,587,258	1,102,726
未実現利益／（損失）の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	—	—	(6,485,752)	(745,991)
為替予約契約	3,098	356	80,661	9,278
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	684,075	78,682	—	—
為替予約契約	16,855	1,939	256,587	29,513
期中未実現利益／（損失）の純変動[△]	704,028	80,977	(6,148,504)	(707,201)

△ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

△ 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
 2020年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
実現利益／（損失）の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	179,372	23,410	1,753,916	201,735
為替予約契約	317,575	41,447	312,319	35,923
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	—	—	(549,896)	(63,249)
為替予約契約	(387,905)	(50,625)	(274,312)	(31,551)
当期実現純利益／（損失）[△]	109,042	14,231	1,242,027	142,858
未実現利益／（損失）の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	(3,367)	(439)	(6,412,188)	(737,530)
為替予約契約	(6,659)	(869)	(99)	(11)
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	—	—	(1,621,679)	(186,526)
為替予約契約	(8,373)	(1,093)	3,356	386
期中未実現利益／（損失）の純変動[△]	(18,399)	(2,401)	(8,030,610)	(923,681)

△ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

△ 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
 2020年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益／（損失）の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	1,569,787	180,557	2,969,321	341,531
為替予約契約	351,860	40,471	915,613	105,314
以下に係る実現損失：				
為替予約契約	(340,645)	(39,181)	(825,514)	(94,951)
当期実現純利益／（損失）[△]	1,581,002	181,847	3,059,420	351,894
未実現利益／（損失）の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	82,457	9,484	819,741	94,287
為替予約契約	128	15	(426)	(49)
以下に係る未実現損失の変動：				
為替予約契約	3,249	374	7,571	871
期中未実現利益／（損失）の純変動[△]	85,834	9,873	826,886	95,108

△ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

△ 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2020年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレート・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益／（損失）の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	233,320	26,836	3,048,990	350,695
為替予約契約	81,537	9,378	702,135	80,760
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	—	—	—	—
為替予約契約	(77,953)	(8,966)	(600,531)	(69,073)
当期実現純利益／（損失）[△]	236,904	27,249	3,150,594	362,381
未実現利益／（損失）の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	(69,955)	(8,046)	7,771,144	893,837
為替予約契約	146	17	12	1
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	—	—	—	—
為替予約契約	784	90	(6,182)	(711)
期中未実現利益／（損失）の純変動[△]	(69,025)	(7,939)	7,764,974	893,127

[△] 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

[△] 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
 2020年9月30日終了年度

	結合 [※]	
	ユーロ	千円
実現利益／（損失）の内訳		
以下に係る実現利益：		
投資有価証券	19,800,032	2,584,102
為替予約契約	23,900,455	3,119,248
以下に係る実現損失：		
投資有価証券	(1,973,397)	(257,548)
為替予約契約	(22,643,506)	(2,955,204)
当期実現純利益／（損失）[△]	19,083,584	2,490,599
未実現利益／（損失）の変動の内訳		
以下に係る未実現利益の変動：		
投資有価証券	(8,278,933)	(1,080,484)
為替予約契約	19,246	2,512
以下に係る未実現損失の変動：		
投資有価証券	(865,079)	(112,901)
為替予約契約	147,177	19,208
期中未実現利益／（損失）の純変動⁺	(8,977,589)	(1,171,665)

※ ユーロで表示されている運用計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2020年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1ユーロ＝1.17102米ドル

△ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

＋ 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

統計情報

2020年9月30日現在

	2020年9月30日現在の 発行済受益証券口数	2020年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2019年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2018年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・バランス				
クラスA（ユーロ）受益証券	1,071,416 口	23.1410 ユーロ	23.8580 ユーロ	23.4950 ユーロ
クラスA（円）受益証券	241,218 口	2,049.0000 円	2,097.0000 円	2,057.0000 円
純資産合計（ユーロ）		28,788,356 ユーロ	31,562,046 ユーロ	35,148,347 ユーロ
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・ボンド				
クラスA（ユーロ）受益証券	1,663,232 口	18.9130 ユーロ	18.8420 ユーロ	17.4380 ユーロ
クラスA（円）受益証券	276,346 口	1,519.0000 円	1,512.0000 円	1,399.0000 円
純資産合計（ユーロ）		34,848,239 ユーロ	34,906,335 ユーロ	34,052,080 ユーロ
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・エクイティ				
クラスA（ユーロ）受益証券	870,284 口	24.9930 ユーロ	26.4400 ユーロ	27.3330 ユーロ
クラスA（円）受益証券	269,817 口	2,400.0000 円	2,510.0000 円	2,575.0000 円
純資産合計（ユーロ）		26,983,716 ユーロ	32,543,071 ユーロ	36,952,740 ユーロ
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ヨーロッパ・オポチュニティ				
クラスA（ユーロ）受益証券	293,536 口	9.8850 ユーロ	10.6940 ユーロ	10.8780 ユーロ
クラスA（円）受益証券	41,543 口	1,026.0000 円	1,097.0000 円	1,109.0000 円
クラスA（米ドル）受益証券	216,088 口	10.8680 米ドル	11.5460 米ドル	11.4020 米ドル
純資産合計（ユーロ）		5,251,417 ユーロ	7,174,841 ユーロ	10,339,508 ユーロ
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ				
コモディティ				
クラスA（米ドル）受益証券	1,112,436 口	4.3560 米ドル	4.5410 米ドル	5.0100 米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	558,976 口	4.8580 豪ドル	5.1530 豪ドル	5.7480 豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	184,224 口	3.7410 ユーロ	3.9810 ユーロ	4.5410 ユーロ
クラスA（円）受益証券	417,817 口	395.0000 円	417.0000 円	473.0000 円
純資産合計（米ドル）		9,152,735 米ドル	10,697,994 米ドル	13,896,754 米ドル
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ				
グローバル・ハイイールド				
クラスA（米ドル）受益証券	1,603,141 口	19.4940 米ドル	19.6340 米ドル	18.7500 米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	2,520,701 口	23.3820 豪ドル	23.9840 豪ドル	23.0980 豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	662,536 口	17.3110 ユーロ	17.8610 ユーロ	17.6050 ユーロ
クラスA（円）受益証券	460,786 口	1,746.0000 円	1,798.0000 円	1,765.0000 円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	6,516,644 口	5.2380 米ドル	6.1330 米ドル	6.6930 米ドル
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	2,509,266 口	4.1510 豪ドル	5.2470 豪ドル	6.0130 豪ドル
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	343,631 口	4.4410 ユーロ	5.4510 ユーロ	6.2210 ユーロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,184,549 口	659.0000 円	764.0000 円	852.0000 円
純資産合計（米ドル）		145,096,840 米ドル	164,420,897 米ドル	174,180,870 米ドル

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

統計情報（続き）

2020年9月30日現在

		2020年9月30日現在の 発行済受益証券口数		2020年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格		2019年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格		2018年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ									
ウェルス・プリザベーション									
クラスA（ユーロ）受益証券		237,584 口	11.5830 ユーロ	1,512 円	11.5510 ユーロ	1,508 円	11.0420 ユーロ	1,441 円	
クラスA（豪ドル）受益証券		43,906 口	11.0710 豪ドル	924 円	10.9650 豪ドル	915 円	10.2570 豪ドル	856 円	
クラスA（円）受益証券		141,109 口	1,037.0000 円		1,030.0000 円		983.0000 円		
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券		105,292 口	5.3360 ユーロ	696 円	5.6820 ユーロ	742 円	5.7840 ユーロ	755 円	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券		232,403 口	452.0000 円		464.0000 円		532.0000 円		
クラスA（米ドル）受益証券		53,587 口	10.5630 米ドル	1,215 円	10.3260 米ドル	1,188 円	9.5750 米ドル	1,101 円	
純資産合計（ユーロ）			6,124,856 ユーロ	799,355 千円	6,767,565 ユーロ	883,235 千円	7,860,650 ユーロ	1,025,893 千円	
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ									
クラスA（米ドル）受益証券		1,214,702 口	12.3990 米ドル	1,426 円	15.2950 米ドル	1,759 円	16.2620 米ドル	1,870 円	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券		1,023,844 口	18.9830 豪ドル	1,584 円	24.7550 豪ドル	2,065 円	24.6100 豪ドル	2,053 円	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券		216,309 口	17.0640 ユーロ	2,227 円	22.6190 ユーロ	2,952 円	22.6230 ユーロ	2,953 円	
クラスA（円）受益証券		216,842 口	1,064.0000 円		1,325.0000 円		1,445.0000 円		
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券		249,707 口	7.6520 米ドル	880 円	9.7770 米ドル	1,125 円	10.7130 米ドル	1,232 円	
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券		48,873 口	15.0780 豪ドル	1,258 円	19.9990 豪ドル	1,668 円	20.1930 豪ドル	1,685 円	
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券		33,563 口	13.6590 ユーロ	1,783 円	18.4500 ユーロ	2,408 円	18.7650 ユーロ	2,449 円	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券		249,889 口	635.0000 円		834.0000 円		964.0000 円		
純資産合計（米ドル）			39,911,002 米ドル	4,590,563 千円	52,122,415 米ドル	5,995,120 千円	57,559,140 米ドル	6,620,452 千円	
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ									
アジア・ボンド									
クラスA（米ドル）受益証券		1,186,333 口	14.2670 米ドル	1,641 円	13.6900 米ドル	1,575 円	12.6290 米ドル	1,453 円	
クラスA（円）受益証券		282,752 口	1,053.0000 円		1,029.0000 円		978.0000 円		
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券		1,083,658 口	3.9940 米ドル	459 円	4.3070 米ドル	495 円	4.4330 米ドル	510 円	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券		462,050 口	393.0000 円		433.0000 円		466.0000 円		
純資産合計（米ドル）			25,789,956 米ドル	2,966,361 千円	28,197,196 米ドル	3,243,241 千円	29,165,989 米ドル	3,354,672 千円	
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ									
クラスA（米ドル）受益証券		981,826 口	19.6610 米ドル	2,261 円	17.6280 米ドル	2,028 円	16.6740 米ドル	1,918 円	
クラスA（円）受益証券		413,607 口	1,728.0000 円		1,563.0000 円		1,516.0000 円		
純資産合計（米ドル）			26,067,397 米ドル	2,998,272 千円	28,629,982 米ドル	3,293,021 千円	30,052,621 米ドル	3,456,652 千円	
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド									
クラスA（米ドル）受益証券		427,299 口	14.3940 米ドル	1,656 円	14.3950 米ドル	1,656 円	14.0320 米ドル	1,614 円	
クラスA（円）受益証券		61,560 口	1,066.0000 円		1,084.0000 円		1,087.0000 円		
純資産合計（米ドル）			6,771,386 米ドル	778,845 千円	6,501,055 米ドル	747,751 千円	6,789,558 米ドル	780,935 千円	

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。
添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

統計情報（続き）

2020年9月30日現在

	2020年9月30日現在の 発行済受益証券口数	2020年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2019年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格	2018年9月30日現在の 受益証券1口当たり 純資産価格			
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ							
クラスA（米ドル）受益証券	508,477 口	58.5620 米ドル	6,736 円	42.7760 米ドル	4,920 円	43.8940 米ドル	5,049 円
クラスA（円）受益証券	136,515 口	4,760.0000 円		3,516.0000 円		3,696.0000 円	
純資産合計（米ドル）		35,927,465 米ドル	4,132,377 千円	28,103,003 米ドル	3,232,407 千円	31,382,064 米ドル	3,609,565 千円

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。
添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

運用成績一覧表

2020年9月30日終了年度

（未監査）

サブ・ファンド／クラス受益証券**	設定日	1年間 (%)	2年間 (%)	3年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月23日	(3.01)	(1.51)	(2.91)	131.41
クラスA（円）受益証券	2002年12月23日	(2.29)	(0.39)	(1.35)	104.91
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月23日	0.38	8.46	7.92	89.13
クラスA（円）受益証券	2002年12月23日	0.44	8.55	8.32	51.87
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月23日	(5.47)	(8.56)	(10.36)	149.93
クラスA（円）受益証券	2002年12月23日	(4.39)	(6.80)	(8.16)	139.98
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ					
クラスA（ユーロ）受益証券	2016年4月12日	(7.57)	(9.13)	(12.37)	(1.15)
クラスA（円）受益証券	2016年4月12日	(6.48)	(7.49)	(10.32)	2.60
クラスA（米ドル）受益証券	2016年4月12日	(5.87)	(4.68)	(5.84)	8.68
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2010年3月31日	(4.07)	(13.05)	(13.46)	(56.44)
クラスA（豪ドル）受益証券	2010年3月31日	(5.72)	(15.48)	(16.17)	(51.42)
クラスA（ユーロ）受益証券	2010年3月31日	(6.02)	(17.61)	(20.25)	(62.59)
クラスA（円）受益証券	2010年3月31日	(5.30)	(16.51)	(18.74)	(60.51)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド					
クラスA（米ドル）受益証券	2009年5月28日	(0.71)	3.97	4.45	94.94
クラスA（豪ドル）受益証券	2009年5月28日	(2.51)	1.23	1.73	133.82
クラスA（ユーロ）受益証券	2009年5月28日	(3.08)	(1.67)	(3.59)	73.11
クラスA（円）受益証券	2009年5月28日	(2.87)	(1.05)	(2.71)	74.64
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2010年3月31日	(0.71)	3.96	4.46	58.43
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	2010年3月31日	(2.50)	1.21	1.72	86.43
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2010年3月31日	(3.07)	(1.66)	(3.55)	41.09
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	(2.83)	(3.08)	(1.63)	79.94

サブ・ファンド／クラス受益証券**	設定日	1年間 (%)	2年間 (%)	3年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション					
クラスA（ユーロ）受益証券	2005年9月30日	0.28	4.90	(2.60)	15.83
クラスA（豪ドル）受益証券	2013年7月1日	0.96	7.93	2.66	10.71
クラスA（円）受益証券	2005年9月30日	0.71	5.53	(1.77)	3.73
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2005年9月30日	0.27	4.90	(2.61)	15.83
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2005年9月30日	5.36	(1.19)	(9.30)	4.94
クラスA（米ドル）受益証券	2013年7月1日	2.30	10.32	5.00	5.63
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2006年7月31日	(18.94)	(23.76)	(19.16)	23.99
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	(23.32)	(22.86)	(11.14)	89.83
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	(24.56)	(24.57)	(18.35)	70.64
クラスA（円）受益証券	2006年7月31日	(19.71)	(26.37)	(23.63)	6.39
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2006年7月31日	(18.95)	(23.76)	(19.18)	23.96
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	(23.31)	(22.85)	(11.13)	89.87
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	(24.55)	(24.57)	(18.33)	70.65
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2006年7月31日	(20.67)	(28.94)	(23.89)	14.23
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド					
クラスA（米ドル）受益証券	2004年5月6日	4.21	12.97	10.56	42.67
クラスA（円）受益証券	2004年5月6日	2.38	7.72	3.08	5.35
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2004年12月1日	4.21	12.97	10.57	34.30
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2004年12月1日	1.90	5.39	4.01	37.50
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2006年7月31日	11.53	17.91	20.76	96.61
クラスA（円）受益証券	2006年7月31日	10.55	13.97	14.20	72.78
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド					
クラスA（米ドル）受益証券	2004年5月6日	(0.01)	2.58	(3.46)	43.94
クラスA（円）受益証券	2004年5月6日	(1.70)	(1.98)	(9.85)	6.55
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2004年5月6日	36.90	33.42	39.34	485.62
クラスA（円）受益証券	2004年5月6日	35.39	28.79	31.75	376.01

** 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

総経費率（「TER」）**

2020年9月30日終了年度

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	TER (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.13
クラスA（円）受益証券	2.13
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.38
クラスA（円）受益証券	1.38
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.48
クラスA（円）受益証券	2.48
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.52
クラスA（円）受益証券	2.52
クラスA（米ドル）受益証券	2.52
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.56
クラスA（豪ドル）受益証券	2.56
クラスA（ユーロ）受益証券	2.56
クラスA（円）受益証券	2.56
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.73
クラスA（豪ドル）受益証券	1.73
クラスA（ユーロ）受益証券	1.73
クラスA（円）受益証券	1.73
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.73
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	1.73
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	1.73
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.73
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.47
クラスA（豪ドル）受益証券	2.47
クラスA（円）受益証券	2.47
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2.47
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2.47
クラスA（米ドル）受益証券	2.47

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.13
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2.13
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2.13
クラスA（円）受益証券	2.13
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2.13
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2.13
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2.13
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2.13
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	2.13
クラスA（円）受益証券	2.13
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2.13
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2.13
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.48
クラスA（円）受益証券	2.48
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	2.44
クラスA（円）受益証券	2.44
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.48
クラスA（円）受益証券	2.48

** 総経費率は、すべての報酬（成功報酬を除く）および対純資産比率として遡及的に取られる集団投資スキームの資産に対して継続的に課せられる付随費用（運用費用）の合計で表示される。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2020年9月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）のパートIIの規定により規制される投資信託としての要件を充足する。

ファンドは、設定日である2002年12月20日から無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

クラス受益証券

投資可能なクラス受益証券は下記に表示される。

サブ・ファンドクラス受益証券**

シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・バランス	クラスA（ユーロ）受益証券
			クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・ボンド	クラスA（ユーロ）受益証券
			クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ		クラスA（ユーロ）受益証券
ユーロ・エクイティ			クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ		クラスA（ユーロ）受益証券
ヨーロッパ・オポチュニティ			クラスA（円）受益証券
			クラスA（米ドル）受益証券
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ	コモディティ	クラスA（米ドル）受益証券
			クラスA（豪ドル）受益証券
			クラスA（ユーロ）受益証券
			クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ		クラスA（米ドル）受益証券
グローバル・ハイイールド			クラスA（豪ドル）受益証券
			クラスA（ユーロ）受益証券
			クラスA（円）受益証券
			クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券
			クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券
			クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券
			クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ		クラスA（ユーロ）受益証券
ウェルス・プリザベーション			クラスA（豪ドル）受益証券
			クラスA（円）受益証券
			クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券
			クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券

サブ・ファンド

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ
 ワールド・エクイティ

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
 アジア・ボンド

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
 BRIC・エクイティ

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
 エマージング・ボンド

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
 グレーター・チャイナ・エクイティ

クラス受益証券**

クラスA（米ドル）受益証券
 クラスA（米ドル）受益証券
 クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券
 クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券
 クラスA（円）受益証券
 クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券
 クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券
 クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券
 クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
 クラスA（米ドル）受益証券
 クラスA（円）受益証券
 クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券
 クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
 クラスA（米ドル）受益証券
 クラスA（円）受益証券
 クラスA（米ドル）受益証券
 クラスA（円）受益証券
 クラスA（米ドル）受益証券
 クラスA（円）受益証券

** 基準通貨建のクラスおよび「ヘッジなし」の記載があるクラスを除くすべてのクラスは、ヘッジありのクラスである。

日本円建てまたは豪ドル建てによるファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に関して、サブ・ファンドの投資対象ファンドへの投資は、ユーロまたは米ドルにより行われる。通常の状況下において、ファンドは受領したすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券を投資目的でユーロまたは米ドルに転換し、また、受益者が受益証券の買戻しを行う時に、適宜ユーロまたは米ドルをすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に転換する。かかる通貨換算に関して発生する費用は、各サブ・ファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に按分して配分される。さらに、投資対象ファンドが、特定のクラス受益証券の基準通貨建てではない証券または通貨を保有する限り、かかるクラス受益証券の評価価格は、現地通貨の当該クラス受益証券の基準通貨に対する当該通貨の価値により影響される。

管理会社は、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券のユーロまたは米ドルに対するリスクへのヘッジを提供することを意図した技法および手段を採用することができる。管理会社は、為替リスクに対するヘッジを試みるが、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券の評価価格が日本円または豪ドルのユーロまたは米ドルに対する価値により影響されないという保証はない。円建ておよび豪ドル建てクラス受益証券は、当該ヘッジ技法に関連するあらゆる費用を別々に負担する。当該ヘッジ取引の結果として各クラス受益証券に生じるすべての利益または損失は、関連クラス受益証券に帰するものとされる。

当初販売手数料および販売報酬

受益証券	当初販売手数料および販売報酬
クラスA受益証券および クラスA毎月分配型受益証券	1口当たり純資産価格の6.25%を上限とする当初販売手数料が課される。販売報酬は発生しない。

最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	最低 当初購入価格	最低 追加購入価格	最低保有額
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス			
クラスA（ユーロ）受益証券	1,000ユーロ	1,000ユーロ	1,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	100,000円	100,000円	100,000円
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド			
クラスA（ユーロ）受益証券	1,000ユーロ	1,000ユーロ	1,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	100,000円	100,000円	100,000円
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ			
クラスA（ユーロ）受益証券	1,000ユーロ	1,000ユーロ	1,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	100,000円	100,000円	100,000円
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ			
クラスA（ユーロ）受益証券	1,000ユーロ	1,000ユーロ	1,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	100,000円	100,000円	100,000円
クラスA（米ドル）受益証券	1,000米ドル	1,000米ドル	1,000米ドル
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	最低 当初購入価格	最低 追加購入価格	最低保有額
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション			
クラスA（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA（豪ドル）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円

上記の限度は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

会計方針

重要な会計方針の要約

本財務書類は、継続企業の前提に基づき、集団投資スキームに関するルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成および表示されている。

純資産価額

1口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に、当該クラスの通貨建てで計算される。各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラ

スの資産から負債を控除した額に比例する金額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で割ることにより計算される。

資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されない場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社はその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述の段落において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

ファンドの創立費（印刷費、旅費等の費用、法的費用を含む。）は、5年を超えない期間にわたり償却される。基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

基準通貨建てではない投資対象の取得原価、収入および支出は、取引日における優勢な為替レートにより換算されている。これらの項目の取引により生じる為替差損益は、運用結果の決定において考慮される。

投資有価証券売却に係る実現損益

投資有価証券売却に係る実現損益は、平均原価ベースで決定され、取引費用を含む。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、当該契約の満期に適用される先渡交換レートを参照し、2020年9月30日付の最終入手可能価格で評価される。未実現利益／（損失）は、結合純資産計算書の「為替予約契約に係る未実現利益／（損失）」において表示されている。

報酬および費用

保管報酬および管理事務報酬

保管受託銀行およびファンド事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、ファンドの純資産から、提供された関連サービスに対する報酬を毎月受領する権利を有する。

管理報酬

管理会社は、ファンドの各サブ・ファンドの純資産額から報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。

サブ・ファンド毎およびクラス受益証券毎に異なる料率で支払われる2020年9月30日現在の実際のレートについては、46ページ（訳注：英文財務書類を指す。財務書類に対する注記の末尾に該当。）の表において表示される。

年率0.05%の代行協会員報酬は、管理報酬より支払われる。

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.25%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.60%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズにかかるすべての原資産は、管理報酬が発生しないIクラスまたはXクラスであることに留意のこと。

受益者サービス報酬

管理会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイは、ファンドのすべてのサブ・ファンドの純資産額から受益者サービス報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。料率の上限は、以下に表示される。

サブ・ファンド	受益者サービス報酬
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	0.80%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.65%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・オポチュニティ	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	0.75%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	0.90%
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	0.80%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	0.80%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	0.90%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	0.90%

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドおよびシュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドのサブ・ファンドの報酬については、管理報酬に関する項を参照のこと。

税制

ルクセンブルグの法律に基づき、各サブ・ファンドは、その純資産額に対して課せられる、年率0.05%の資本税の対象である。かかる税金は、四半期毎に後払いで、当該四半期末のサブ・ファンドの純資産額に基づいて計算され、支払われる。しかしながら、かかる資本税がすでに支払われた他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産額に対しては、いかなる資本税も課せられない。

現金担保の再投資

取引相手方リスク軽減目的において、ヘッジクラス受益証券に関連した通貨ヘッジ取引を行うファンドは、取引相手方から日次ベースで現金担保を支払うかまたは受領することにより、為替予約取引の残存期間にわたってエクスポージャーを軽減する。

投資運用会社は、ファンドの投資目的に沿った通貨ヘッジに関連し、取引相手方から受領した現金担保を再投資することができる。為替予約契約の満期日に受領したまたは支払った担保は、純資産計算書の「担保未収金／未払金」において表示されている。

取引費用の開示

取引費用としては、ブローカーへの手数料および譲渡性のある有価証券の売買に関する税金がある。サブ・ファンドは、その純資産を名義書換事務代行会社を通じて、他のルクセンブルグのアンブレラ型投資信託、すなわち譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたは投資信託であるシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ（「投資先ファンド」）のいずれかに投資するため、保管報酬は常にゼロで表示される。したがって、ブローカー手数料は、いずれのサブ・ファンドに対しても課せられていない。

為替レート

2020年9月30日現在の財務書類において、ユーロで合算された合計の計算に使用された為替レートは、以下のとおりである。

通貨	料率
ユーロ = 1	
米ドル	1.1710

サブ・ファンドに関する変更

対象年度中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

後発事象

財務書類の承認日現在、重要な後発事象はなかった。

管理報酬

サブ・ファンドおよびクラス受益証券			管理報酬 (%)
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・バランス	
クラスA（ユーロ）受益証券			1.20
クラスA（円）受益証券			1.20
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・ボンド	
クラスA（ユーロ）受益証券			0.95
クラスA（円）受益証券			0.95
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・エクイティ	
クラスA（ユーロ）受益証券			1.45
クラスA（円）受益証券			1.45
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ヨーロッパ・オポチュニティ	
クラスA（ユーロ）受益証券			1.45
クラスA（円）受益証券			1.45
クラスA（米ドル）受益証券			1.45
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ	コモディティ	
クラスA（米ドル）受益証券			1.50
クラスA（豪ドル）受益証券			1.50
クラスA（ユーロ）受益証券			1.50
クラスA（円）受益証券			1.50
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ	グローバル・ハイイールド	
クラスA（米ドル）受益証券			1.00
クラスA（豪ドル）受益証券			1.00
クラスA（ユーロ）受益証券			1.00
クラスA（円）受益証券			1.00
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券			1.00
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券			1.00
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券			1.00
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券			1.00
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ	ウェルス・プリザベーション	
クラスA（ユーロ）受益証券			1.40
クラスA（豪ドル）受益証券			1.40
クラスA（円）受益証券			1.40
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券			1.40
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券			1.40
クラスA（米ドル）受益証券			1.40

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	管理報酬 (%)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.20
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.20
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.20
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.40
クラスA（円）受益証券	1.40
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45

[次へ](#)

Combined Statement of Net Assets
as at 30 September 2020

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series-European Opportunities EUR
ASSETS				
Investments in securities at cost	21,741,006	25,553,221	21,976,450	5,255,421
Unrealised gain/(loss)	6,838,152	9,042,690	4,792,895	(64,405)
Investments in securities at market value	28,579,158	34,595,911	26,769,345	5,191,016
Cash at bank and at brokers	315,547	373,422	296,698	70,783
Collateral receivable	979	-	-	-
Receivables on subscriptions	-	-	-	51,352
Receivables on investments sold	9,898	9,899	50,614	48,942
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	611	-	1,522	335
Other assets	-	-	-	102
TOTAL ASSETS	28,906,193	34,979,232	27,118,179	5,362,530
LIABILITIES				
Collateral payable	-	953	6,104	12,007
Payables on redemptions	-	-	17,068	19,838
Payables on investments purchased	18,674	43,500	-	60,753
Interest payable	139	169	132	26
Management fees payable	28,364	22,759	32,536	6,053
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	26,212	21,765	35,356	3,635
Other liabilities	44,448	41,847	43,267	8,801
TOTAL LIABILITIES	117,837	130,993	134,463	111,113
TOTAL NET ASSETS	28,788,356	34,848,239	26,983,716	5,251,417

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets
as at 30 September 2020 (continued)

	Schroder Global Series - Selection Commodity USD	Schroder Global Series - Selection High Yield USD	Schroder Global Series - Selection Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Global Series - Selection Yield Equity USD
ASSETS				
Investments in securities at cost	10,159,089	125,366,167	5,387,231	41,477,670
Unrealised gain/(loss)	(1,262,762)	17,010,361	689,449	(1,621,680)
Investments in securities at market value	8,896,327	142,376,528	6,076,680	39,855,990
Cash at bank and at brokers	232,429	1,576,663	77,057	459,899
Collateral receivable	15,490	222,542	-	-
Receivables on subscriptions	-	40,782	-	616
Receivables on investments sold	52,038	1,510,303	-	800,706
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	3,268	80,778	367	242
Other assets	-	713	-	888
TOTAL ASSETS	9,199,552	145,808,309	6,154,104	41,118,341
LIABILITIES				
Collateral payable	-	-	2,279	4,468
Payables on redemptions	-	25,261	-	808,563
Payables on investments purchased	9,897	307,666	819	276,415
Interest payable	-	-	29	-
Management fees payable	11,512	120,272	7,220	40,936
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	9,603	61,895	8,388	13,369
Other liabilities	15,805	196,375	10,513	63,588
TOTAL LIABILITIES	46,817	711,469	29,248	1,207,339
TOTAL NET ASSETS	9,152,735	145,096,840	6,124,856	39,911,002

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets
as at 30 September 2020 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD
ASSETS			
Investments in securities at cost	17,496,178	16,922,174	5,497,051
Unrealised gain/(loss)	8,119,117	8,961,305	1,230,191
Investments in securities at market value	25,615,295	25,883,479	6,727,242
Cash at bank and at brokers	278,063	286,710	84,385
Collateral receivable	-	6,654	-
Receivables on subscriptions	-	500	-
Receivables on investments sold	20,158	68,138	-
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	128	686	155
TOTAL ASSETS	25,913,644	26,246,167	6,811,782
LIABILITIES			
Collateral payable	555	-	5,485
Payables on redemptions	10,361	48,820	-
Payables on investments purchased	31,220	15,350	12,115
Management fees payable	25,550	31,680	8,027
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	16,814	41,180	3,906
Other liabilities	39,188	41,740	10,863
TOTAL LIABILITIES	123,688	178,770	40,396
TOTAL NET ASSETS	25,789,956	26,067,397	6,771,386

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets
as at 30 September 2020 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Combined ‡ EUR
ASSETS		
Investments in securities at cost	18,022,638	280,542,672
Unrealised gain/(loss)	17,628,166	64,051,850
Investments in securities at market value	35,650,804	344,594,522
Cash at bank and at brokers	391,569	3,959,862
Collateral receivable	11,250	219,537
Receivables on subscriptions	500	87,558
Receivables on investments sold	20,705	2,230,374
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	595	76,149
Other assets	-	1,468
TOTAL ASSETS	36,075,423	351,169,470
LIABILITIES		
Collateral payable	-	30,316
Payables on redemptions	916	800,276
Payables on investments purchased	11,259	690,706
Interest payable	-	495
Management fees payable	42,926	336,811
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	36,964	252,254
Other liabilities	55,893	510,485
TOTAL LIABILITIES	147,958	2,621,343
TOTAL NET ASSETS	35,927,465	348,548,127

‡ For the total of the Statement of Net Assets, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2020 : 1 Euro = 1.17102 US Dollar.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2020

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series-European Opportunities EUR
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	31,562,046	34,906,335	32,543,071	7,174,841
INCOME	-	-	-	-
EXPENSES				
Management fees	353,597	273,801	416,910	75,363
Administration fees	2,562	2,825	2,624	611
Taxe d'abonnement	113	122	115	21
Depositary fees	7,335	5,706	5,834	2,960
Distribution fees	235,731	154,013	258,772	46,777
Bank and other interest expenses	1,777	2,303	1,839	405
Operating expenses	29,252	34,074	28,638	5,096
TOTAL EXPENSES	630,367	472,844	714,732	131,233
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(630,367)	(472,844)	(714,732)	(131,233)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments #	1,317,178	998,308	1,654,366	147,334
Forward currency exchange contracts #	(160,235)	(136,596)	(219,210)	(122,376)
Currency exchange	(443)	(317)	(348)	57
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	1,156,500	861,395	1,434,808	25,015
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:				
Investments #	(1,602,942)	(418,295)	(2,411,188)	(240,186)
Forward currency exchange contracts #	(31,009)	(25,440)	(40,937)	(33,484)
Currency exchange	(4)	-	2	11
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	(1,633,955)	(443,735)	(2,452,123)	(273,659)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(1,107,822)	(55,184)	(1,732,047)	(379,877)
Subscriptions	1,087,859	1,633,185	810,651	1,492,075
Redemptions	(2,753,727)	(1,636,097)	(4,637,959)	(3,035,622)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(1,665,868)	(2,912)	(3,827,308)	(1,543,547)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	28,788,356	34,848,239	26,983,716	5,251,417

Please refer to the table Realised gains/(losses) and Change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2020 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	10,697,994	164,420,897	6,767,565	52,122,415
INCOME				
Bank interest	452	5,482	-	2,710
TOTAL INCOME	452	5,482	-	2,710
EXPENSES				
Management fees	133,773	1,465,586	89,391	525,571
Administration fees	940	13,977	619	4,447
Taxe d'abonnement	24	432	26	229
Depository fees	5,278	24,551	3,883	11,145
Distribution fees	80,264	879,350	57,466	350,380
Bank and other interest expenses	-	-	393	-
Operating expenses	9,056	143,364	6,859	43,137
TOTAL EXPENSES	229,335	2,527,260	158,637	934,909
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(228,883)	(2,521,778)	(158,637)	(932,199)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments #	(822,845)	7,641,399	179,372	1,204,020
Forward currency exchange contracts #	111,501	1,945,859	(70,330)	38,007
Currency exchange	96	16,208	(104)	(51,647)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	(711,248)	9,603,466	108,938	1,190,380
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:				
Investments #	684,075	(6,485,752)	(3,367)	(8,033,867)
Forward currency exchange contracts #	19,953	337,248	(15,032)	3,257
Currency exchange	(401)	(3,165)	(79)	(953)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	703,627	(6,151,669)	(18,478)	(8,031,563)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(236,504)	930,019	(68,177)	(7,773,382)
Subscriptions	868,431	16,473,702	296,351	10,401,491
Redemptions	(2,177,186)	(28,630,682)	(755,233)	(14,667,142)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(1,308,755)	(12,156,980)	(458,882)	(4,265,651)
Dividend distributions	-	(8,097,096)	(115,650)	(172,380)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	9,152,735	145,096,840	6,124,856	39,911,002

Please refer to the table Realised gains/(losses) and Change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2020 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	28,197,196	28,629,982	6,501,055
INCOME			
Bank interest	1,224	1,493	353
TOTAL INCOME	1,224	1,493	353
EXPENSES			
Management fees	318,727	385,625	100,361
Administration fees	2,364	2,456	556
Taxe d'abonnement	91	73	23
Depositary fees	6,130	5,402	1,984
Distribution fees	212,485	239,354	64,517
Operating expenses	26,412	26,066	7,125
TOTAL EXPENSES	566,209	658,976	174,566
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(564,985)	(657,483)	(174,213)
Net realised gain/(loss) on:			
Sale of investments #	1,569,787	2,969,321	233,320
Forward currency exchange contracts #	11,215	90,099	3,584
Currency exchange	484	(398)	(23)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	1,581,486	3,059,022	236,881
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:			
Investments #	82,457	819,741	(69,955)
Forward currency exchange contracts #	3,377	7,145	930
Currency exchange	(253)	(262)	(127)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) FOR THE YEAR	85,581	826,624	(69,152)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	1,102,082	3,228,163	(6,484)
Subscriptions	4,476	100,479	1,008,769
Redemptions	(2,761,645)	(5,891,227)	(731,954)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(2,757,169)	(5,790,748)	276,815
Dividend distributions	(752,153)	-	-
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	25,789,956	26,067,397	6,771,386

Please refer to the table Realised gains/(losses) and Change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2020 (continued)**

	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Combined ‡ EUR
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR \$	28,103,003	385,086,315
INCOME		
Bank interest	1,347	11,154
TOTAL INCOME	1,347	11,154
EXPENSES		
Management fees	451,156	4,096,117
Administration fees	2,280	32,315
Taxe d'abonnement	97	1,224
Depository fees	5,282	76,761
Distribution fees	280,028	2,551,514
Bank and other interest expenses	-	6,717
Operating expenses	30,921	348,220
TOTAL EXPENSES	769,764	7,112,868
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(768,417)	(7,101,714)
Net realised gain/(loss) on:		
Sale of investments #	3,048,990	17,826,635
Forward currency exchange contracts #	101,604	1,256,949
Currency exchange	(73)	(31,345)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	3,150,521	19,052,239
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:		
Investments #	7,771,144	(9,144,012)
Forward currency exchange contracts #	(6,170)	166,423
Currency exchange	(128)	(4,587)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) FOR THE YEAR	7,764,846	(8,982,172)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	10,146,950	2,968,352
Subscriptions	1,738,613	31,447,738
Redemptions	(4,061,101)	(63,134,549)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(2,322,488)	(31,686,811)
Dividend distributions	-	(7,819,728)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	35,927,465	348,548,127

‡ For the total of the Statement of Operations, which has been presented in EUR, income and expenses stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2020; 1 Euro = 1.17102 US Dollar.

\$ The opening balance was combined using the foreign exchange rates as at 30 September 2020. The same net assets combined using the foreign exchange rates as at 30 September 2019 reflected a figure of EUR 405,348,869.

Please refer to the table Realised gains/(losses) and Change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2020 (continued)

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series-European Opportunities EUR
REALISED GAIN/ (LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Investments	1,368,640	999,671	1,698,897	289,541
Forward currency exchange contracts	622,128	490,963	866,368	402,273
Realised loss on:				
Investments	(51,462)	(1,363)	(44,531)	(142,207)
Forward currency exchange contracts	(782,363)	(627,559)	(1,085,578)	(524,649)
Net realised gain/(loss) for the year [^]	1,156,943	861,712	1,435,156	24,958
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	(1,602,942)	(418,295)	(2,411,188)	(175,781)
Forward currency exchange contracts	(4,799)	(4,185)	(5,902)	(30,530)
Change in unrealised depreciation on:				
Investments	-	-	-	(64,405)
Forward currency exchange contracts	(26,210)	(21,255)	(35,035)	(2,954)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year ⁺	(1,633,951)	(443,735)	(2,452,125)	(273,670)

[^] The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

⁺ The Change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net Change in unrealised appreciation/ (depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2020 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
REALISED GAIN/ (LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Investments	-	8,299,011	179,372	1,753,916
Forward currency exchange contracts	1,060,886	21,402,618	317,575	312,319
Realised loss on:				
Investments	(822,845)	(657,612)	-	(549,896)
Forward currency exchange contracts	(949,385)	(19,456,759)	(387,905)	(274,312)
Net realised gain/(loss) for the year ^	(711,344)	9,587,258	109,042	1,242,027
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	-	(6,485,752)	(3,367)	(6,412,188)
Forward currency exchange contracts	3,098	80,661	(6,659)	(99)
Change in unrealised depreciation on:				
Investments	684,075	-	-	(1,621,679)
Forward currency exchange contracts	16,855	256,587	(8,373)	3,356
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year +	704,028	(6,148,504)	(18,399)	(8,030,610)

^ The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

+ The Change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net Change in unrealised appreciation/ (depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2020 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD
REALISED GAIN/ (LOSSES) SPLIT			
Realised gain on:			
Investments	1,569,787	2,969,321	233,320
Forward currency exchange contracts	351,860	915,613	81,537
Realised loss on:			
Forward currency exchange contracts	(340,645)	(825,514)	(77,953)
Net realised gain/(loss) for the year ^	1,581,002	3,059,420	236,904
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT			
Change in unrealised appreciation on:			
Investments	82,457	819,741	(69,955)
Forward currency exchange contracts	128	(426)	146
Change in unrealised depreciation on:			
Forward currency exchange contracts	3,249	7,571	784
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year +	85,834	826,886	(69,025)

^ The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

+ The Change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net Change in unrealised appreciation/ (depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and
Changes in Net Assets for the Year Ended 30
September 2020 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Combined ‡ EUR
REALISED GAIN/ (LOSSES) SPLIT		
Realised gain on:		
Investments	3,048,990	19,800,032
Forward currency exchange contracts	702,135	23,900,455
Realised loss on:		
Investments	-	(1,973,397)
Forward currency exchange contracts	(600,531)	(22,643,506)
Net realised gain/(loss) for the year ^	3,150,594	19,083,584
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT		
Change in unrealised appreciation on:		
Investments	7,771,144	(8,278,933)
Forward currency exchange contracts	12	19,246
Change in unrealised depreciation on:		
Investments	-	(865,079)
Forward currency exchange contracts	(6,182)	147,177
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year +	7,764,974	(8,977,589)

‡ For the total of the Statement of Operations, which has been presented in EUR, income and expenses stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2020; 1 Euro = 1.17102 US Dollar.

^ The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

+ The Change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net Change in unrealised appreciation/ (depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statistical Information

as at 30 September 2020

	Units outstanding as at 30 September 2020	NAV per Unit as at 30 September 2020	NAV per Unit as at 30 September 2019	NAV per Unit as at 30 September 2018
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced				
Class A Dis	1,071,416	23.1410	23.8580	23.4950
Class A Dis JPY	241,218	2,049.0000	2,097.0000	2,057.0000
Total Net Assets in EUR		28,788,356	31,562,046	35,148,347
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond				
Class A Dis	1,663,232	18.9130	18.8420	17.4380
Class A Dis JPY	276,346	1,519.0000	1,512.0000	1,399.0000
Total Net Assets in EUR		34,848,239	34,906,335	34,052,080
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity				
Class A Dis	870,284	24.9930	26.4400	27.3330
Class A Dis JPY	269,817	2,400.0000	2,510.0000	2,575.0000
Total Net Assets in EUR		26,983,716	32,543,071	36,952,740
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities				
Class A Dis	293,536	9.8850	10.6940	10.8780
Class A Dis JPY	41,543	1,026.0000	1,097.0000	1,109.0000
Class A Dis USD	216,088	10.8680	11.5460	11.4020
Total Net Assets in EUR		5,251,417	7,174,841	10,339,508
Schroder Selection Global Series - Commodity				
Class A Dis	1,112,436	4.3560	4.5410	5.0100
Class A Dis AUD	558,976	4.8580	5.1530	5.7480
Class A Dis EUR	184,224	3.7410	3.9810	4.5410
Class A Dis JPY	417,817	395.0000	417.0000	473.0000
Total Net Assets in USD		9,152,735	10,697,994	13,896,754
Schroder Selection Global Series - Global High Yield				
Class A Dis	1,603,141	19.4940	19.6340	18.7500
Class A Dis AUD	2,520,701	23.3820	23.9840	23.0980
Class A Dis EUR	662,536	17.3110	17.8610	17.6050
Class A Dis JPY	460,786	1,746.0000	1,798.0000	1,765.0000
Class A Dis Monthly Income	6,516,644	5.2380	6.1330	6.6930
Class A Dis Monthly Income AUD	2,509,266	4.1510	5.2470	6.0130
Class A Dis Monthly Income EUR	343,631	4.4410	5.4510	6.2210
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1,184,549	659.0000	764.0000	852.0000
Total Net Assets in USD		145,096,840	164,420,897	174,180,870

The NAV per unit of each unit class is stated in the currency of the unit class.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statistical Information

as at 30 September 2020 (continued)

	Units outstanding as at 30 September 2020	NAV per Unit as at 30 September 2020	NAV per Unit as at 30 September 2019	NAV per Unit as at 30 September 2018
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR				
Class A Dis	237,584	11.5830	11.5510	11.0420
Class A Dis AUD	43,906	11.0710	10.9650	10.2570
Class A Dis JPY	141,109	1,037.0000	1,030.0000	983.0000
Class A Dis Monthly Income	105,292	5.3360	5.6820	5.7840
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	232,403	452.0000	464.0000	532.0000
Class A Dis USD	53,587	10.5630	10.3260	9.5750
Total Net Assets in EUR		6,124,856	6,767,565	7,860,650
Schroder Selection Global Series - Yield Equity				
Class A Dis	1,214,702	12.3990	15.2950	16.2620
Class A Dis AUD Unhedged	1,023,844	18.9830	24.7550	24.6100
Class A Dis EUR Unhedged	216,309	17.0640	22.6190	22.6230
Class A Dis JPY	216,842	1,064.0000	1,325.0000	1,445.0000
Class A Dis Monthly Income	249,707	7.6520	9.7770	10.7130
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	48,873	15.0780	19.9990	20.1930
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	33,563	13.6590	18.4500	18.7650
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	249,889	635.0000	834.0000	964.0000
Total Net Assets in USD		39,911,002	52,122,415	57,559,140
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond				
Class A Dis	1,186,333	14.2670	13.6900	12.6290
Class A Dis JPY	282,752	1,053.0000	1,029.0000	978.0000
Class A Dis Monthly Income	1,083,658	3.9940	4.3070	4.4330
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	462,050	393.0000	433.0000	466.0000
Total Net Assets in USD		25,789,956	28,197,196	29,165,989
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity				
Class A Dis	981,826	19.6610	17.6280	16.6740
Class A Dis JPY	413,607	1,728.0000	1,563.0000	1,516.0000
Total Net Assets in USD		26,067,397	28,629,982	30,052,621
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond				
Class A Dis	427,299	14.3940	14.3950	14.0320
Class A Dis JPY	61,560	1,066.0000	1,084.0000	1,087.0000
Total Net Assets in USD		6,771,386	6,501,055	6,789,558
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity				
Class A Dis	508,477	58.5620	42.7760	43.8940
Class A Dis JPY	136,515	4,760.0000	3,516.0000	3,696.0000
Total Net Assets in USD		35,927,465	28,103,003	31,382,064

The NAV per unit of each unit class is stated in the currency of the unit class.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

Appendix II - Fund Performance

as at 30 September 2020 (Unaudited)

Sub-Funds/Unit Classes **	Launch Date	1 Years %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced					
Class A Dis	23 December 2002	(3.01)	(1.51)	(2.91)	131.41
Class A Dis JPY	23 December 2002	(2.29)	(0.39)	(1.35)	104.91
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond					
Class A Dis	23 December 2002	0.38	8.46	7.92	89.13
Class A Dis JPY	23 December 2002	0.44	8.55	8.32	51.87
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity					
Class A Dis	23 December 2002	(5.47)	(8.56)	(10.36)	149.93
Class A Dis JPY	23 December 2002	(4.39)	(6.80)	(8.16)	139.98
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities					
Class A Dis	12 April 2016	(7.57)	(9.13)	(12.37)	(1.15)
Class A Dis JPY	12 April 2016	(6.48)	(7.49)	(10.32)	2.60
Class A Dis USD	12 April 2016	(5.87)	(4.68)	(5.84)	8.68
Schroder Selection Global Series - Commodity					
Class A Dis	31 March 2010	(4.07)	(13.05)	(13.46)	(56.44)
Class A Dis AUD	31 March 2010	(5.72)	(15.48)	(16.17)	(51.42)
Class A Dis EUR	31 March 2010	(6.02)	(17.61)	(20.25)	(62.59)
Class A Dis JPY	31 March 2010	(5.30)	(16.51)	(18.74)	(60.51)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield					
Class A Dis	28 May 2009	(0.71)	3.97	4.45	94.94
Class A Dis AUD	28 May 2009	(2.51)	1.23	1.73	133.82
Class A Dis EUR	28 May 2009	(3.08)	(1.67)	(3.59)	73.11
Class A Dis JPY	28 May 2009	(2.87)	(1.05)	(2.71)	74.64
Class A Dis Monthly Income	31 March 2010	(0.71)	3.96	4.46	58.43
Class A Dis Monthly Income AUD	31 March 2010	(2.50)	1.21	1.72	86.43
Class A Dis Monthly Income EUR	31 March 2010	(3.07)	(1.66)	(3.55)	41.09
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 March 2010	(2.83)	(3.08)	(1.63)	79.94
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR					
Class A Dis	30 September 2005	0.28	4.90	(2.60)	15.83
Class A Dis AUD	1 July 2013	0.96	7.93	2.66	10.71
Class A Dis JPY	30 September 2005	0.71	5.53	(1.77)	3.73
Class A Dis Monthly Income	30 September 2005	0.27	4.90	(2.61)	15.83
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	30 September 2005	5.36	(1.19)	(9.30)	4.94
Class A Dis USD	1 July 2013	2.30	10.32	5.00	5.63
Schroder Selection Global Series - Yield Equity					
Class A Dis	31 July 2006	(18.94)	(23.76)	(19.16)	23.99
Class A Dis AUD Unhedged	31 March 2010	(23.32)	(22.86)	(11.14)	89.83
Class A Dis EUR Unhedged	31 March 2010	(24.56)	(24.57)	(18.35)	70.64
Class A Dis JPY	31 July 2006	(19.71)	(26.37)	(23.63)	6.39
Class A Dis Monthly Income	31 July 2006	(18.95)	(23.76)	(19.18)	23.96
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	31 March 2010	(23.31)	(22.85)	(11.13)	89.87
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	31 March 2010	(24.55)	(24.57)	(18.33)	70.65
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 July 2006	(20.67)	(28.94)	(23.89)	14.23

Appendix II - Fund Performance

as at 30 September 2020 (Unaudited) (continued)

Sub-Funds/Unit Classes **	Launch Date	1 Years %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond					
Class A Dis	6 May 2004	4.21	12.97	10.56	42.67
Class A Dis JPY	6 May 2004	2.38	7.72	3.08	5.35
Class A Dis Monthly Income	1 December 2004	4.21	12.97	10.57	34.30
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1 December 2004	1.90	5.39	4.01	37.50
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity					
Class A Dis	31 July 2006	11.53	17.91	20.76	96.61
Class A Dis JPY	31 July 2006	10.55	13.97	14.20	72.78
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond					
Class A Dis	6 May 2004	(0.01)	2.58	(3.46)	43.94
Class A Dis JPY	6 May 2004	(1.70)	(1.98)	(9.85)	6.55
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity					
Class A Dis	6 May 2004	36.90	33.42	39.34	485.62
Class A Dis JPY	6 May 2004	35.39	28.79	31.75	376.01

**** All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.**

Total Expense Ratio (the “TER”)**
for the Year ended 30 September 2020

Sub-Funds and Unit Classes	TER	Sub-Funds and Unit Classes	TER
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced		Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	
Class A Dis	2.13%	Class A Dis	2.47%
Class A Dis JPY	2.13%	Class A Dis AUD	2.47%
		Class A Dis JPY	2.47%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond		Class A Dis Monthly Income	2.47%
Class A Dis	1.38%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.47%
Class A Dis JPY	1.38%	Class A Dis USD	2.47%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity		Schroder Selection Global Series - Yield Equity	
Class A Dis	2.48%	Class A Dis	2.13%
Class A Dis JPY	2.48%	Class A Dis AUD Unhedged	2.13%
		Class A Dis EUR Unhedged	2.13%
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities		Class A Dis JPY	2.13%
Class A Dis	2.52%	Class A Dis Monthly Income	2.13%
Class A Dis JPY	2.52%	Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	2.13%
Class A Dis USD	2.52%	Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	2.13%
		Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.13%
Schroder Selection Global Series - Commodity		Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	
Class A Dis	2.56%	Class A Dis	2.13%
Class A Dis AUD	2.56%	Class A Dis JPY	2.13%
Class A Dis EUR	2.56%	Class A Dis Monthly Income	2.13%
Class A Dis JPY	2.56%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.13%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield		Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	
Class A Dis	1.73%	Class A Dis	2.48%
Class A Dis AUD	1.73%	Class A Dis JPY	2.48%
Class A Dis EUR	1.73%		
Class A Dis JPY	1.73%	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	
Class A Dis Monthly Income	1.73%	Class A Dis	2.44%
Class A Dis Monthly Income AUD	1.73%	Class A Dis JPY	2.44%
Class A Dis Monthly Income EUR	1.73%		
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.73%	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	
		Class A Dis	2.48%
		Class A Dis JPY	2.48%

** The total expense ratio expresses the sum of all fees (excluding performance fees) and incidental costs charged on an ongoing basis to the collective investment scheme's assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets

[次へ](#)

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2020

The Fund

The Fund qualifies as an undertaking for collective investment (UCI) regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of 17 December 2010, as amended, regarding undertaking for collective investment (the '2010 law'). The Fund has been established for an undetermined period from the date of inception 20 December 2002, and may further issue several classes of units in each sub-fund.

Classes of Units

The classes of units available for investment are shown below:

Sub-Funds	Unit Classes **
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	Class A Dis Class A Dis JPY Class A Dis USD
Schroder Selection Global Series - Commodity	Class A Dis Class A Dis AUD Class A Dis EUR Class A Dis JPY
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	Class A Dis Class A Dis AUD Class A Dis EUR Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income AUD Class A Dis Monthly Income EUR Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	Class A Dis Class A Dis AUD Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged Class A Dis USD
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	Class A Dis Class A Dis AUD Unhedged Class A Dis EUR Unhedged Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged

** Please note that with the exception of base currency classes and those that mention "unhedged", all other classes are hedged.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2020 (continued)

Classes of Units (continued)

Sub-Funds	Unit Classes **
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	Class A Dis Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	Class A Dis Class A Dis JPY

In respect of all non base currency Classes of the Fund, denominated in Japanese Yen or Australian Dollar, the investments of the sub-funds in the Underlying Fund will be in either Euro or US Dollar. Under normal circumstances the Fund converts all non base currency Classes it receives into Euro or US Dollar for investment purposes, and converts the Euro or US Dollar into all non base currency Classes or as appropriate when a unitholder repurchases units. Any costs incurred in respect of such currency conversions will be allocated on a pro rata basis across all non base currency Classes of the relevant sub-fund.

Furthermore, as long as the Underlying Fund holds securities or currencies denominated in a currency other than the denomination of a particular Class, the value of such Class may be affected by the value of the local currency relative to the currency in which that Class is denominated.

The Management Company may employ techniques and instruments intended to provide protection against the exposure of all non base currency Classes to Euro or US Dollar. While the Management Company will attempt to hedge against this currency exposure, there can be no guarantee that the value of all non base currency Classes will not be affected by the value of Japanese Yen relative or Australian Dollar to Euro or US Dollar. The JPY and AUD Classes will separately bear any expenses in connection with such hedging techniques. All gains or losses which may be made by any Class as a result of such hedging transactions shall accrue to the relevant Class of Units.

** Please note that with the exception of base currency classes and those that mention "unhedged", all other classes are hedged.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2020 (continued)

Initial and Distribution Charges

Unit Classes	Initial and Distribution Charges
A Units and A Monthly Income Units	Subject to an Initial Charge of up to 6.25% of the NAV per Unit. There are no Distribution Charges.

Minimum Purchase Amount, Minimum Additional Purchase Amount and Minimum Holding Amount

Sub—Funds and Unit Classes	Minimum Initial Subscription	Minimum Additional Subscription	Minimum Holding
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced			
Class A Dis	EUR 1,000	EUR 1,000	EUR 1,000
Class A Dis JPY	JPY 100,000	JPY 100,000	JPY 100,000
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond			
Class A Dis	EUR 1,000	EUR 1,000	EUR 1,000
Class A Dis JPY	JPY 100,000	JPY 100,000	JPY 100,000
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity			
Class A Dis	EUR 1,000	EUR 1,000	EUR 1,000
Class A Dis JPY	JPY 100,000	JPY 100,000	JPY 100,000
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities			
Class A Dis	EUR 1,000	EUR 1,000	EUR 1,000
Class A Dis JPY	JPY 100,000	JPY 100,000	JPY 100,000
Class A Dis USD	USD 1,000	USD 1,000	USD 1,000
Schroder Selection Global Series - Commodity			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis AUD	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis EUR	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection Global Series - Global High Yield			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis AUD	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis EUR	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis Monthly Income	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis Monthly Income AUD	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis Monthly Income EUR	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR			
Class A Dis	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis AUD	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis Monthly Income	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis USD	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2020 (continued)

Minimum Purchase Amount, Minimum Additional Purchase Amount and Minimum Holding Amount (continued)

Sub—Funds and Unit Classes	Minimum Initial Subscription	Minimum Additional Subscription	Minimum Holding
Schroder Selection Global Series - Yield Equity			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis AUD Unhedged	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis EUR Unhedged	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis Monthly Income	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis Monthly Income	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity			
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000

The limits stated above may be waived at the discretion of the Management Company.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2020 (continued)

Accounting Policies

Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared and presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg for collective investment schemes on a going concern basis.

Net Asset Value

Calculation of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value (‘ NAV ’) per Unit of each Class is calculated on each Dealing Day in the currency of the relevant class. It is calculated by dividing the NAV attributable to each Class, being the proportionate value of its assets less its liabilities, by the number of Units of such Class then in issue.

Further details on rules that apply in valuing total assets can be found in the current prospectus.

The assets of each sub-fund are invested for the exclusive benefit of the unitholders of the corresponding sub-fund and the assets of a specific subfund are solely accountable for the liabilities, commitments and obligations of that sub-fund.

Valuation of the Assets of the Fund

The value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

Where the investments of a sub-fund are both listed on a stock exchange and dealt in by market makers outside the stock exchange on which the investments are listed, then the Management Company determines the principal market for the investments in question and they are valued at the latest available price in that market. Securities which are not quoted or dealt in on any stock exchange but which are dealt in on any other regulated market are valued in such a manner as near as possible to that described in the previous paragraph.

Units or shares in open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported NAV. The latest reported NAV may be adjusted in order to reflect market movements since the report date in accordance with adjustment methods as determined by the Management Company.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2020 (continued)

Accounting Policies (continued)

Net Asset Value (continued)

Valuation of the Assets of the Fund (continued)

All other assets and liabilities are valued at their respective fair values as determined in good faith by the Management Company in accordance with generally accepted valuation principles and procedures.

The expenses of establishing the Fund, including printing costs, travel and other expenses, and legal fees, are written off over a period not exceeding five years. All assets and liabilities not expressed in the currency of denomination are translated therein by reference to the market rates prevailing in the foreign exchange market for the relevant currency at or about the time of the valuation.

Cost of investments, income and expenditure denominated in currencies other than the currency of denomination have been translated at the exchange rate ruling on the day of transaction. The exchange gain or loss from the transaction of these items is taken into account in the determination of the results of operations.

Realised Gains and Losses on Sales of Investments in Securities

Realised gains and losses on sales of investments in securities are determined on the average cost basis and include transaction costs.

Forward Currency Exchange Contracts

Outstanding forward currency exchange contracts are valued at the last available price on 30 September 2020 by reference to the forward rate of exchange applicable to the maturity of the contracts. The unrealised gain/(loss) is shown in the Combined Statement of Net Assets under “Unrealised gain/(loss) on forward currency exchange contracts”.

Fees and Expenses

Custodian and Administration fees

The Custodian and Fund Administrator are entitled to fees for related services rendered in accordance with common practice in Luxembourg, payable monthly, out of the net assets of the Fund.

**Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2020 (continued)**

Fees and Expenses (continued)

Management Fee

The Management Company is entitled to a fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly.

The actual rates payable as at 30 September 2020, which vary from Sub-Fund to Sub-Fund and from unit class to unit class are set out in the table on page 46.

The Agent Company Fee of 0.05% p.a. is paid from the Management Fee.

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company.

In respect of Schroder Selection EURO Series - EURO Bond, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.25% p.a. for the time being.

In respect of Schroder Selection Global Series - Global High Yield, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.60% p.a. for the time being.

Please note that all underlying investments into Schroder ISF or Schroder AS are in I or X classes which bear no management fees.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2020 (continued)

Fees and Expenses (continued)

Unitholder Service Fee

The Management Company, Schroder Investment Management (Europe) S.A., is entitled to a Unitholder Service Fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly. The maximum rates are shown below:

Sub-Funds	Unitholder Service Fee
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	0.80%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	0.65%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	0.90%
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	0.90%
Schroder Selection Global Series - Commodity	0.90%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	0.75%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	0.90%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	0.80%
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	0.80%
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	0.90%

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company. Please see the Management Fee section regarding the fee for Schroder Selection EURO Series - EURO Bond and Schroder Selection Global Series - Global High Yield sub-funds.

Taxation

Under Luxembourg law, each sub-fund is liable to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.05%. This tax is calculated and payable quarterly in arrears on the basis of the net assets of the sub-fund at the end of the relevant quarter. However, no capital tax is payable on the portion of the net assets of a sub-fund invested in other Luxembourg undertakings for collective investment which have already paid this capital tax.

Cash Collateral Reinvestment

For the purpose of counterparty risk mitigation, Funds with currency hedging transactions related to hedged share classes will pay or receive cash collateral on a daily basis from the counterparty, thus reducing their exposure over the duration of the forward contract.

Investment Manager may reinvest the cash collateral received from the counterparty in connection with currency hedging, in line with the investment objectives of the fund. Collateral receivable or payable at the maturity date of the forward contracts are shown in the Statement of Net Assets as 'Collateral Receivable/Payable'.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2020 (continued)

Disclosure of Transactions Costs

The transaction costs are broker commission fees and taxes related to the purchase and sale of transferable securities. They will always show the figure of zero as the sub-funds invest their net assets in other Luxembourg umbrella funds, either Schroder ISF, an undertaking for collective investment in transferable securities, or Schroder AS an undertaking for collective investment (the “Underlying Funds”) through their transfer agent. Therefore no broker fees are charged for any sub-funds.

Exchange Rate

The exchange rate used for the calculation of the combined total in EUR of the Financial Statements as at 30 September 2020

Currency	Rate
EUR = 1	
USD	1.1710

Changes in the Sub-funds

A list, specifying the total purchases and sales for each Sub-Fund, which took place during the year under review may be obtained free of charge upon request at the registered office of the Management Company.

Subsequent Events

As at the date of the approval of the Financial Statements, there were no significant subsequent events.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2020 (continued)

Management Fee

Sub-Funds and Unit Classes	Management Fee
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	
Class A Dis	1.20%
Class A Dis JPY	1.20%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	
Class A Dis	0.95%
Class A Dis JPY	0.95%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	
Class A Dis	1.45%
Class A Dis JPY	1.45%
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	
Class A Dis	1.45%
Class A Dis JPY	1.45%
Class A Dis USD	1.45%
Schroder Selection Global Series - Commodity	
Class A Dis	1.50%
Class A Dis AUD	1.50%
Class A Dis EUR	1.50%
Class A Dis JPY	1.50%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	
Class A Dis	1.00%
Class A Dis AUD	1.00%
Class A Dis EUR	1.00%
Class A Dis JPY	1.00%
Class A Dis Monthly Income	1.00%
Class A Dis Monthly Income AUD	1.00%
Class A Dis Monthly Income EUR	1.00%
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.00%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	
Class A Dis	1.40%
Class A Dis AUD	1.40%
Class A Dis JPY	1.40%
Class A Dis Monthly Income	1.40%
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.40%
Class A Dis USD	1.40%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	
Class A Dis	1.20%
Class A Dis AUD Unhedged	1.20%
Class A Dis EUR Unhedged	1.20%
Class A Dis JPY	1.20%
Class A Dis Monthly Income	1.20%
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	1.20%
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	1.20%
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.20%

Sub-Funds and Unit Classes	Management Fee
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	
Class A Dis	1.20%
Class A Dis JPY	1.20%
Class A Dis Monthly Income	1.20%
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.20%
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	
Class A Dis	1.45%
Class A Dis JPY	1.45%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	
Class A Dis	1.40%
Class A Dis JPY	1.40%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	
Class A Dis	1.45%
Class A Dis JPY	1.45%

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2021年12月末日現在）

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

	ユーロ (IVおよびVを除く。)	千円 (IVおよびVを除く。)
I 資産総額	33,007,936.27	4,307,866
II 負債総額	3,067,506.35	400,340
III 純資産総額（I－II）	29,940,429.92	3,907,526
IV 発行済口数		
クラスA（ユーロ）	1,471,916.27口	
クラスA（円）	248,759.15口	
V 1口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	18.413ユーロ	2,403円
クラスA（円）	1,485円	—

＜ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス＞

	ユーロ (IVおよびVを除く。)	千円 (IVおよびVを除く。)
I 資産総額	33,205,189.33	4,333,609
II 負債総額	4,413,438.96	575,998
III 純資産総額（I－II）	28,791,750.37	3,757,611
IV 発行済口数		
クラスA（ユーロ）	940,773.27口	
クラスA（円）	212,409.82口	
V 1口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	26.506ユーロ	3,459円
クラスA（円）	2,364円	—

＜ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ＞

	ユーロ (IVおよびVを除く。)	千円 (IVおよびVを除く。)
I 資産総額	40,007,052.66	5,221,320
II 負債総額	5,659,652.24	738,641
III 純資産総額（I－II）	34,347,400.42	4,482,679
IV 発行済口数		
クラスA（ユーロ）	886,689.51口	
クラスA（円）	213,380.42口	
V 1口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	32.850ユーロ	4,287円
クラスA（円）	3,185円	—

＜ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル＞

	ユーロ (IVおよびVを除く。)	千円 (IVおよびVを除く。)
I 資産総額	71,711,676.10	9,359,091
II 負債総額	48,207,952.73	6,291,620
III 純資産総額（I－II）	23,503,723.37	3,067,471
IV 発行済口数		
クラスA（米ドル）	1,023,105.18口	
クラスA（ユーロ）	488,781.42口	
クラスA（円）	378,904.71口	
V 1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	14.524米ドル	1,671円
クラスA（ユーロ）	13.054ユーロ	1,704円
クラスA（円）	1,367円	—

＜ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド＞

	米ドル (IVおよびVを除く。)	千円 (IVおよびVを除く。)
I 資産総額	23,834,640.41	2,741,460
II 負債総額	2,244,511.85	258,164
III 純資産総額（I－II）	21,590,128.56	2,483,297
IV 発行済口数		
クラスA（米ドル）	1,033,188.95口	
クラスA（円）	231,622.83口	
クラスA毎月分配型（米ドル）	975,346.62口	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	400,016.30口	
V 1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	14.367米ドル	1,652円
クラスA（円）	1,055円	—
クラスA毎月分配型（米ドル）	3.431米ドル	395円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	368円	—

＜ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド＞

	米ドル (IVおよびVを除く。)	千円 (IVおよびVを除く。)
I 資産総額	5,273,529.10	606,561
II 負債総額	573,064.50	65,914
III 純資産総額（I－II）	4,700,464.60	540,647
IV 発行済口数		
クラスA（米ドル）	294,211.01口	
クラスA（円）	58,897.36口	
V 1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	14.165米ドル	1,629円
クラスA（円）	1,042円	—

＜ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ＞

	米ドル (IVおよびVを除く。)	千円 (IVおよびVを除く。)
I 資産総額	63,500,243.21	7,303,798
II 負債総額	11,652,182.30	1,340,234
III 純資産総額（I－II）	51,848,060.91	5,963,564
IV 発行済口数		
クラスA（米ドル）	675,459.16口	
クラスA（円）	215,235.23口	
V 1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	62.726米ドル	7,215円
クラスA（円）	5,073円	—

＜ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティ＞

	米ドル (IVおよびVを除く。)	千円 (IVおよびVを除く。)
I 資産総額	25,734,870.92	2,960,025
II 負債総額	5,505,080.70	633,194
III 純資産総額（I－II）	20,229,790.22	2,326,830
IV 発行済口数		
クラスA（米ドル）	786,911.90口	
クラスA（円）	331,194.50口	
V 1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	19.477米ドル	2,240円
クラスA（円）	1,705円	—

＜グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド＞

	米ドル (IVおよびVを除く。)	千円 (IVおよびVを除く。)
I 資産総額	290,062,000.28	33,362,931
II 負債総額	166,731,979.55	19,177,512
III 純資産総額（I－II）	123,330,020.73	14,185,419
IV 発行済口数		
クラスA（米ドル）	1,625,722.25口	
クラスA（円）	409,521.19口	
クラスA（豪ドル）	1,815,265.77口	
クラスA（ユーロ）	560,498.88口	
クラスA毎月分配型（米ドル）	4,375,270.80口	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,347,150.74口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）	292,937.45口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）	2,075,682.09口	
V 1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	21.672米ドル	2,493円
クラスA（円）	1,931円	—
クラスA（豪ドル）	25.864豪ドル	2,158円
クラスA（ユーロ）	19.013ユーロ	2,481円
クラスA毎月分配型（米ドル）	4.747米ドル	546円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	684円	—
クラスA毎月分配型（ユーロ）	3.805ユーロ	497円
クラスA毎月分配型（豪ドル）	3.363豪ドル	281円

＜グローバル・シリーズ イールド・エクイティ＞

	米ドル (IVおよびVを除く。)	千円 (IVおよびVを除く。)
I 資産総額	48,976,615.31	5,633,290
II 負債総額	3,124,038.70	359,327
III 純資産総額（I－II）	45,852,576.61	5,273,963
IV 発行済口数		
クラスA（米ドル）	1,172,481.72口	
クラスA（円）	194,957.46口	
クラスA毎月分配型（米ドル）	218,343.42口	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	226,527.31口	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）	178,606.29口	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）	556,605.82口	
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	35,374.35口	
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	48,073.46口	
V 1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	18.096米ドル	2,081円
クラスA（円）	1,550円	—
クラスA毎月分配型（米ドル）	10.760米ドル	1,238円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	967円	—
クラスA（ユーロ ヘッジなし）	25.798ユーロ	3,367円
クラスA（豪ドル ヘッジなし）	27.226豪ドル	2,271円
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	20.222ユーロ	2,639円
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	21.207豪ドル	1,769円

＜グローバル・シリーズ コモディティ＞

	米ドル (IVおよびVを除く。)	千円 (IVおよびVを除く。)
I 資産総額	22,463,383.90	2,583,738
II 負債総額	11,293,710.56	1,299,003
III 純資産総額（I－II）	11,169,673.34	1,284,736
IV 発行済口数		
クラスA（米ドル）	1,126,185.48口	
クラスA（円）	400,516.02口	
クラスA（豪ドル）	428,973.36口	
クラスA（ユーロ）	190,984.05口	
V 1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	5.680米ドル	653円
クラスA（円）	512円	—
クラスA（豪ドル）	6.273豪ドル	523円
クラスA（ユーロ）	4.808ユーロ	627円

＜グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション＞

	ユーロ (IVおよびVを除く。)	千円 (IVおよびVを除く。)
I 資産総額	12,325,014.39	1,608,538
II 負債総額	5,536,832.31	722,612
III 純資産総額（I－II）	6,788,182.08	885,926
IV 発行済口数		
クラスA（ユーロ）	224,685.86口	
クラスA（円）	128,582.28口	
クラスA（米ドル）	96,363.43口	
クラスA（豪ドル）	56,390.78口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）	96,960.19口	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	240,402.80口	
V 1口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	12.633ユーロ	1,649円
クラスA（円）	1,139円	—
クラスA（米ドル）	11.658米ドル	1,341円
クラスA（豪ドル）	12.128豪ドル	1,012円
クラスA毎月分配型（ユーロ）	5.361ユーロ	700円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	472円	—

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 H S B Cコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ 1160、アブランシュ通り16番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ルクセンブルグの居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は14,628,830.98ユーロ（約19億921万円）で、2021年12月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式18,733株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

2016年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2017年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2018年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2019年1月1日	資本金額：14,628,830.98ユーロ
2019年12月末日	資本金額：14,628,830.98ユーロ
2020年12月末日	資本金額：14,628,830.98ユーロ
2021年12月末日	資本金額：14,628,830.98ユーロ

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において管理会社の株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、管理会社の株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任および／または更迭される。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための取締役を多数決により選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名または数名を選出することができる。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができる。取締役会は、取締役会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催される。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとする。取締役会長不在の場合には、株主総会または取締役会他の取締役を、また株主総会において取締役不在の場合には、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができる。取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、委託取締役、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。取締役会の決定によりいつでも解任することができる。役員は管理会社の取締役または株主であることを要しない。選任された役員は、定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとする。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは省略を明示することができる電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の通知は、口頭で行うこともできる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面（とりわけ、任命を証明することができるEメールおよびファックスまたはその他の電子的手段を含む。）で他の取締役を自らの代理人として任命することにより取締役会において行為することができる。さらに、取締役は、自らの身元確認を可能にする電話会議またはビデオ会議を利用して取締役会において行為することができる。かかる手段は、取締役会への効率的な参加を確保

する技術特性を満たすものであり、かかる取締役会の審議は中断なくオンラインと扱うものとする。かかる通信手段を用いた遠隔地との取締役会は、当会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとする。

また、取締役は、議決権を証明することができる書面またはケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくはその他の電子的手段により自らの議決権を投じることができる。

取締役会は、少なくとも取締役会の構成員の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議しまたは行為することができる。決議は、かかる取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われる。自らの身元確認を可能にするビデオ会議またはその他のテレコミュニケーションにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数を計算する目的において出席しているものとみなされる。

取締役全員の合意によって、取締役全員が参加する電話会議は、定款の規定に従い、有効な取締役会であるとみなされる。

取締役会において決議について賛否同数の場合、取締役会の議長がこれを決する。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、また決議を記載各取締役が署名した一または複数の書類で構成されることもできる。当該決議の日付は、最後の署名が行われた日とする。

その全体的責任および管理に従い、管理会社は、2010年法および2013年法に基づき、一定の管理、販売および運用機能を、専門的な業務提供者に委託することができる。そのため、管理会社は、J. P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店およびH S B Cコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグに一定の管理機能を委託しており、また、一定の販売促進機能を第三者事業体に委託することができる。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用を投資運用会社に、ヘッジありクラスについての通貨ヘッジをH S B Cバンク・ピーエルシーに委託している。ただし、管理会社は、リスク管理機能について引き続き責任を負う。

管理会社は、名義書換事務、登録事務および主支払事務代行業務をH S B Cコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグに委託している。名義書換事務代行会社が行った業務に関連する報酬、費用および実費は、管理会社が負担する。名義書換事務代行報酬は、名義書換事務代行会社および管理会社間で合意した年間最低報酬額に従う。当該報酬は、名義書換事務代行会社および管理会社により随時見直される。

管理会社は、投資運用会社より投資運用業務の提供を受け、投資運用会社は、その職務の遂行にあたって、常に管理会社の取締役会の指図に従う。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

- 1) EU指令2009/65/ECに従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍のUCITSの運用ならびに2010年法第101条第（2）項および別紙IIに基づくルクセンブルグ籍および外国籍のその他のUCIの更なる運用。
- 2) 2013年法第5条第（2）項および別紙Iに基づく、AIFMDの意味の範囲内におけるルクセンブルグ籍および外国籍のAIF向けの運用、管理、販売活動業務およびAIFの資産に係るその他の事業の遂行。

また、管理会社は、（a）顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用業務、（b）2010年法第101条第（3）項および2013年法第5条第（4）項の投資助言業務および（c）2013年法第5条第（4）項の金融商品に関する注文の受理および発注業務を提供する。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務（所在地事務および管理支援業務を含む。）提供を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および／または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することができる。

管理会社は、一般的に、2010年法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことならびに顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有用および／もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、2010年法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務をJ. P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店に委託している。さらに、ヘッジありクラスについての通貨ヘッジをHSBCバンク・ピーエルシーに委託している。また、管理会社は、登録・名義書換事務代行業務をHSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグに委託している。

管理会社は、2021年12月末日現在、以下の合計32本（純資産額の合計：164,004百万ユーロ）の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数
ルクセンブルグ	変動資本を有する会社型投資信託	7
	契約型投資信託	3
	オルタナティブ投資ファンド（AIF）	17
ケイマン諸島	有限責任会社（LLC）	1
フランス	契約型投資信託	3
アイルランド	アイルランド集団資産運用ビークル（ICAV）	1

さらに、管理会社は、以下の28本の投資一任契約を投資運用会社として管理・運用、または投資運用会社もしくは投資顧問会社に委託している。

国別	本数	純資産額の合計
ルクセンブルグ	23	3,049百万ユーロ
ドイツ	5	

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2021年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.51円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

貸借対照表

2020年12月31日現在

	注記	2020年12月31日		2019年12月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
無形資産	2.2.1,3	204,673	26,712	827,140	107,950
有形資産					
その他付属品、ツール および機器	2.2.1,3	3,651,576	476,567	5,013,174	654,269
使用権資産	2.2.9,5	13,659,615	1,782,716	17,512,435	2,285,548
金融資産					
固定資産として保有する 投資有価証券	2.2.1,4	4,706,811	614,286	2,507,704	327,280
流動資産					
債権					
売掛金					
1年以内期限到来	2.2.4,6	121,171,634	15,814,110	108,647,773	14,179,621
関係会社への債権					
1年以内期限到来	2.2.4,7	120,718,134	15,754,924	171,177,929	22,340,432
投資有価証券					
その他の投資有価証券	2.2.5,8	6,699,904	874,404	6,426,961	838,783
現金預金および手元現金	2.2.2	45,420,707	5,927,856	46,244,800	6,035,409
前払金	2.2.6	3,597,715	469,538	1,741,473	227,280
資産合計		<u>319,830,769</u>	<u>41,741,114</u>	<u>360,099,389</u>	<u>46,996,571</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

貸借対照表

2020年12月31日現在（続き）

	注記	2020年12月31日		2019年12月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込資本金	9,10	14,628,831	1,909,209	14,628,831	1,909,209
資本剰余金	10	7,233,921	944,099	7,233,921	944,099
再評価積立金	10	418,991	54,683	445,776	58,178
準備金					
法定準備金	10,11	1,462,883	190,921	1,286,709	167,928
その他の準備金	10,12	10,746,681	1,402,549	10,362,776	1,352,446
繰越利益	10	135,433,266	17,675,396	55,558,758	7,250,974
当期利益	10	43,767,020	5,712,034	80,434,587	10,497,518
配当金	10	(100,000,000)	(13,051,000)	—	—
債務					
買掛金					
1年以内期限到来	2.2.7,13	85,047,681	11,099,573	84,166,509	10,984,571
関係会社に対する債務					
1年以内期限到来	2.2.7,7	59,734,800	7,795,989	42,382,525	5,531,343
その他の債務					
リース負債					
1年以内期限到来	2.2.9,5	4,742,543	618,949	5,788,171	755,414
1年を超えて期限到来	2.2.9,5	10,334,589	1,348,767	13,267,280	1,731,513
税務当局への債務	2.2.7	—	—	—	—
社会保障当局への債務	2.2.7	6,258,146	816,751	4,751,682	620,142
その他の債務					
1年以内期限到来	2.2.7	40,021,417	5,223,195	39,791,864	5,193,236
資本金、準備金および負債合計		319,830,769	41,741,114	360,099,389	46,996,571

財務書類に対する注記を参照のこと。

(2) 【損益計算書】

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

損益計算書

2020年12月31日終了年度

	注記	2020年12月31日		2019年12月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
純売上高	14	176,896,669	23,086,784	191,412,239	24,981,211
その他の営業利益		14,235,450	1,857,869	8,181,960	1,067,828
人件費					
賃金および給料	17	(52,217,971)	(6,814,967)	(50,466,975)	(6,586,445)
社会保障費					
年金にかかる社会保障費		(2,121,286)	(276,849)	(2,360,422)	(308,059)
その他の社会保障費		(5,345,330)	(697,619)	(4,703,333)	(613,832)
その他の人件費		(1,558,172)	(203,357)	(3,539,013)	(461,877)
評価額調整					
創業費ならびに有形 および無形固定資産に かかる評価額調整	3	(2,646,250)	(345,362)	(6,384,868)	(833,289)
流動資産にかかる評価額 調整	8	435,991	56,901	794,645	103,709
その他の営業費用	15	(61,720,402)	(8,055,130)	(68,307,530)	(8,914,816)
その他の投資からの収益 および固定資産の一部を 形成する貸付金					
関係会社		—	—	36,381,291	4,748,122
以下により生じるその他の 未収利息および類似の収益					
関係会社		71,480	9,329	348,001	45,418
その他の利息および類似 の収益		438,395	57,215	82,746	10,799
予想信用損失	7	39,528	5,159	(42,209)	(5,509)
金融資産および流動資産と して保有する投資有価証券 にかかる評価額調整	4	(4,621,265)	(603,121)	(1,120,815)	(146,278)
未払利息および類似の費用					
その他の利息および類似 の費用		(551,253)	(71,944)	(2,350,276)	(306,735)
損益に対する課税	16	(17,568,564)	(2,292,873)	(17,490,858)	(2,282,732)
当期利益		43,767,020	5,712,034	80,434,587	10,497,518

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2020年12月31日現在

1. 概要

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、無期限の存続期間を持つ公開有限責任会社（Société Anonyme）として、1991年8月23日付のルクセンブルグの法律に基づき、株式会社として設立された。

当社はルクセンブルグに登記上の事務所を有する。当社の会計年度は、各年、1月1日に始まり12月31日に終了し、かつ、当社は2010年12月17日の法律（改正済）第15章に準拠している。

当社は、以下として活動する。

- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド、シュローダー・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ、シュローダー・リアル・エステイト・シキャプーエス・アイ・エフ、シュローダー・グローバル・オルタナティブ・インベスター・アクセスならびにシュローダー・グローバル・オルタナティブ・インベスター・アクセスIIの管理会社、所在地事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・リアル・エステイト・ファンド・オブ・ファンズ（償還手続き中）およびシュローダー・SMBC グローバル・ボンド・シリーズの管理会社、所在地事務代行会社および主支払事務代行会社。シュローダー・SMBC グローバル・ボンド・シリーズは2020年12月中に償還し、シュローダー・リアル・エステイト・ファンドは償還手続き中である。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、特化型投資信託であるシュローダー・インベストメント・ファンドの管理会社、所在地事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・セレクション・ファンドの管理会社、コーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、登録代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・マッチング・プラスのコーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、登録代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改訂済）の条項に従いミューチュアル・ファンドとしての適格性を有する、シュローダー・アイエルエス・ファンド・リミテッド・ファンドならびにシュローダー・アイエルエス・マスター・ファンドIリミテッドの投資運用会社。
- ・ フランスの法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、FDNCオブリゲーションズ・インターナショナル・グローバル・ボンドならびにRAVGDTディヴェルシフィ・シュローダー・アイ・エムの管理会社、所在地事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ 複数の分別管理された機関投資家の投資運用会社。
- ・ 複数の分別管理された機関投資家の投資顧問会社。
- ・ シュローダー・ストラテジー・ファンドの委託された投資運用会社。

当社はまた、以下のオルタナティブ投資ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社である。シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ、シュローダー・リアル・エステイト・ファンド・オブ・ファンズ（償還手続き中）、シュローダー・インベストメント・ファンド、シュローダー・セレクショ

ン・ファンド、シュローダー・マッチング・プラス、シュローダー・アイエルエス・ファンド・リミテッド・ファンド、シュローダー・アイエルエス・マスター・ファンド I リミテッド、シュローダー・グローバル・オルタナティブ・インベスター・アクセス II、シュローダー・リアル・エステイト・シキャプ・エス・アイ・エフ、シュローダー・アドベック・アジア・ブイエス・シー・エス、シュローダー・アドベック・U S・ブイエス・シー・エス、シュローダー・アドベック・テクノロジー・IX・エス・シー・エス、シュローダー・アドベック・テクノロジー・X・エス・シー・エス、シュローダー・アドベック・ヨーロッパ・ダイレクト II・エス・シー・エス、シュローダー・アドベック・ヨーロッパ・ダイレクト III・エス・シー・エス、シュローダー・アドベック・ヨーロッパ VII・エス・シー・エス、シュローダー・アドベック・ヨーロッパ VIII・エス・シー・エス、シュローダー・アドベック・ヘルスケア I・エス・シー・エス、FDNC オブリゲーションズ・インターナショナル・グローバル・ボンド、RAVGDT ディヴェルシフィ・シュローダー・アイ・エム および シュローダー・ヨーロッパ・オペレーティング・ホテル I。

当社は、シュローダー・A I D A・エス・エー・エスが管理会社または投資顧問である金融商品の総販売会社として活動する。

当社はまた、その他のシュローダー・グループ会社およびビジネス分野に対して、様々な管理事務、監督、レポートングおよび会計業務を提供する。

当社は、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、オランダ、スペイン、フランス、ドイツ、イタリアおよびイスラエルに支店を有している。これらの支店のスタッフは、販売関連業務（顧客紹介、交渉、商品に関する教育および販売促進支援）を、ルクセンブルグ籍の投資信託に関し当社に対して提供し、また、その他の国籍の投資信託および分別管理された法人勘定に関し個々のその他のシュローダー・グループ会社に対して提供する。また、ドイツ支店には、複数の国籍の投資信託および分別管理された法人勘定に対し投資運用および投資助言業務を提供するスタッフがいる。

当社の年次財務書類は、当社が間接子会社としてその一部を形成する、かつて最大であった最小の組織であるシュローダーズ・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。当該組織は、英国、E C 2 Y 5 A U ロンドン、ロンドン・ウォール・プレイス 1 番に登記上の事務所を有し、その連結財務書類は、上記住所において入手可能である。

2. 重要な会計方針の要約

2.1 作成の基礎

本年次連結財務書類は、簿価純額で測定される譲渡性のある有価証券およびリース資産ならびにリース期間にわたって行われる将来の契約上のキャッシュ・フローの現在価値を反映したリース負債を除き、ルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い、取得原価ベースで作成されている。

本年次財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りの使用が要求される。また、会計方針を適用する過程において、取締役会が判断を行使することも要求される。仮定の変更は、仮定が変更された期間の本年次財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある。経営陣は、基礎を成す仮定が適切であり、かつ、本年次財務書類が財政状態および経営成績を公正に表示しているものと確信する。

当社は、次会計年度の資産および負債において報告される金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を実施する。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日付の法律（改正済）により規定される他、取締役会により決定され適用される。当社の活動の特定の分野に対してより代表的な見識を示すため、また、本年次財務書類とシュローダー・ピーエルシーの連結勘定との比較可能性を高めるため、取締役会は、2002年12月19日付の法律（改正済）の第64条(1) から(5) において認められるとおり、金融商品に対して公正価値オプションを選択的に採用している。

2.2 重要な会計方針

当社の主要な会計方針は、以下のように要約される。

2.2.1 固定資産

無形および有形資産は、取得に付随する費用とともに取得原価で計上される。減価償却費は、当該資産の想定耐用年数にわたって定額法を用いて無形および有形資産の取得原価から償却されることにより、算定される。

主な年率は以下の通りである。

－ 無形資産	25%
－ コンピュータ機器	33%
－ 通信機器	20%
－ 付帯設備	20%

金融資産の取得原価は、当社からシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのU受益証券の投資家に対して支払われた当初の条件付後払申込手数料（以下「CDS C」という。）の資金調達に関するものである。資金調達は、36か月超の期間にわたり償却される。

2.2.2 外国通貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで保持している。ユーロ以外の通貨建てで表示される取引は、取引日現在の実効為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建てで表示される固定資産は、取引日現在の実効為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日現在、これらの資産は、取得日レートで換算されたものとして扱われる。当座預金は、貸借対照表日現在の実効為替レートで換算される。為替差損益は、該当年度の損益計算書に計上される。

外貨建流動資産および負債は、貸借対照表日現在の実効為替相場でユーロに換算されている。未実現為替差損は、損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。支店の外貨建流動資産および負債は、貸借対照表日現在の実効為替相場でユーロに換算されている。損益計算書の金額は、月次会計期間の期末日レートを用いて換算される。生じる換算差異は資本金および準備金に計上される。

2.2.3 評価額調整

評価額調整は、関連資産から直接控除される。

2.2.4 債権

債権は、額面価格で評価され、その回復額が悪化した場合には評価額調整の対象となる。評価額調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。

2.2.5 投資有価証券

当社は、譲渡性のある有価証券を公正価値（取得時には取得原価）で計上する。これらの譲渡性のある有価証券の大半は、当社がプロモートする投資信託に投資されるシード・キャピタルに関連する。これらは投資信託の投資有価証券の直近の取引市場価格から算出される直近の純資産価額を参照して各報告日に再評価される。直近の純資産価額は、当該譲渡性のある有価証券の公正価値とみなされる。

2.2.6 前払金

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.2.7 債務

債務は、返済額で計上される。

2.2.8 純売上高

純売上高は、当社の通常の活動の範囲内に収まるサービスに対する引当金により生じた金額により構成される。

2.2.9 IFRS第16号 リース

当社のリース契約は、主に賃貸オフィス・スペースに関するオペレーティング・リースにより構成される。

当社が借手である場合、IFRS第16号は、オペレーティング・リースを当社の貸借対照表に計上することを要求している。リース負債は、リース期間にわたって行われる先物契約上の

キャッシュ・フローの現在価値を反映し、当社の追加借入利率を用いて割引いて計上される。

使用権資産は、リースの利益が消費されるに伴い、リース期間にわたって減価償却される。

2.2.10 予想信用損失

I F R S第9号は、減損の評価に予想損失モデルを導入している。予想損失モデルでは、債務不履行事由が発生しない場合であっても、信用損失が発生すると予想される場合に、減損損失が計上される。純資産の減少は、償却原価で測定される金融資産の減損要件によってもたらされる。

3. 無形および有形資産

2020年度の無形および有形資産の変動は以下の通りであった。

	リース資産の 改良費および その他の付帯 設備 (ユーロ)	コンピュー タ、オフィス 機器 (ユーロ)	無形資産 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
簿価総額－2020年1月1日	13,035,502	12,178,912	4,966,860	30,181,274
当期追加	69,179	577,349	27,351	673,879
当期処分	(170,655)	(146,868)	—	(317,523)
簿価総額－2020年12月31日	12,934,026	12,609,393	4,994,211	30,537,630
累計評価額調整－2020年1月1日	(10,072,414)	(10,128,826)	(4,139,720)	(24,340,960)
当期分配	(1,004,378)	(992,054)	(649,818)	(2,646,250)
当期戻入れ	170,655	135,174	—	305,829
累計評価額調整－2020年12月31日	(10,906,137)	(10,985,706)	(4,789,538)	(26,681,381)
簿価純額－2020年1月1日	2,963,088	2,050,086	827,140	5,840,314
簿価純額－2020年12月31日	2,027,889	1,623,687	204,673	3,856,249

4. 金融資産

2020年の金融資産の変動は、以下の通りであった。

	金融資産 (ユーロ)
簿価総額－2020年1月1日	4,011,895
当期追加	6,899,784
当期処分	(3,027,116)
簿価総額－2020年12月31日	7,884,563
累計評価額調整－2020年1月1日	(1,504,191)
当期分配	(4,621,265)
当期戻入れ	2,947,704
累計評価額調整－2020年12月31日	(3,177,752)
簿価純額－2020年1月1日	2,507,704
簿価純額－2020年12月31日	4,706,811

5. IFRS第16号 リース

	使用権資産 (ユーロ)	リース負債 (ユーロ)
2020年1月1日	17,512,435	(19,055,451)
追加	1,142,550	(1,027,862)
処分	(11,354)	11,390
リース債務の再測定	241,008	(210,620)
リース支払い	—	5,634,380
当期減価償却費	(5,225,024)	—
当期支払利息	—	(428,969)
2020年12月31日	13,659,615	(15,077,132)

リースに関する減価償却費および支払利息は、営業費用に計上される。

当社のリース負債は、以下の期限で契約上の満期を迎える。

	(ユーロ)
1年未満	(4,742,543)
1－2年	(4,234,963)
2－5年	(6,099,626)

6. 1年以内期限到来の売掛金

売掛金は以下に詳述される。

	2020年 (ユーロ)	2019年 (ユーロ)
管理報酬	76,857,247	74,329,687
管理会社報酬	13,432,981	13,957,290
税務当局からの未払金	8,997,627	12,176,326
販売報酬	4,142,715	4,406,060
成功報酬	12,658,863	534,948
その他の未収金純額	455,594	472,656
その他	4,626,607	2,770,806
合計	121,171,634	108,647,773

7. 1年以内期限到来の関係会社への債権および債務

関係会社への債権および債務は、無担保、無利息（下記に記載されているものを除く。）および要求払いの債務である。

当社は、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドが運営する「スイープ」プログラムに参加するため、当該企業に対して現金を貸し付けている。

関係会社への債権

相手方	主な関係	2020年 (ユーロ)	2019年 (ユーロ)
シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	シュローダー・グループの「スイープ」プログラムにかかる現金を保有	115,612,813	166,892,900
その他	投資運用業務およびインフラ・サービス	5,164,854	4,384,090
その他	予想信用損失	(59,533)	(99,061)
合計		120,718,134	171,177,929

関係会社への債務は、主に当グループ内の適切な振替価格設定指針に従いグループの会社全体に再分配される、ファンドが受領した管理報酬である。

関係会社への債務

相手方	主な関係	2020年 (ユーロ)	2019年 (ユーロ)
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	投資運用および販売取扱業務	27,868,858	16,095,466
シュローダー・インベストメント・マネージメント・香港	投資運用および販売取扱業務	8,302,917	7,960,071
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノース・アメリカ・インコーポレーテッド	投資運用および販売取扱業務	4,314,565	3,428,350
シュローダー・インベストメント・マネージメント・スイス・エーゲー	投資運用および販売取扱業務	2,866,510	3,364,789
シュローダー・インベストメント・マネージメント・（台湾）・リミテッド	投資運用および販売取扱業務	4,928,314	3,025,097
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ジャパン	投資運用および販売取扱業務	1,587,145	1,517,239
その他	投資運用および販売取扱業務	9,866,491	6,991,513
合計		59,734,800	42,382,525

8. 投資有価証券

	2020年 (ユーロ)	2019年 (ユーロ)
簿価総額－期初	5,573,479	4,693,567
当期追加	1,010,008	1,397,426
当期処分	(917,112)	(517,514)
簿価総額－期末	5,666,375	5,573,479
損益を通じて公正価値による影響	1,033,529	853,482
時価－期末	6,699,904	6,426,961

譲渡性のある有価証券は、主に当社がプロモーターであるファンドにおける組入投資有価証券により構成される。通常、これらの組入れは、新商品（例：シード・キャピタル）の設立目的で行われ、商品が一定の規模に達するまで保持される。

9. 払込資本金

2020年12月31日現在、払込資本金は、18,733株の全額払込済無額面株式により表章された。

10. 準備金および損益項目の当期変動

2020年5月19日に開催された年次株主総会における決定に基づき、2019年の損益が割当られた。取締役会の決定に従い、中間配当金は分配されなかった。2020年の資本勘定の変動は以下の通り表章される。

資本金および準備金 (ユーロ)	株主資本 (ユーロ)	資本剰余金 (ユーロ)	法定準備金 (ユーロ)	再評価積立金 (ユーロ)	外国為替にかかる再評価積立金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	前期繰越利益 (ユーロ)	中間配当金 (ユーロ)	配当金分配 (ユーロ)	当会計年度利益 (ユーロ)	資本金および準備金 (ユーロ)
2019年12月31日残高	14,628,831	7,233,921	1,286,709	440,800	4,976	10,362,776	55,558,758	—	—	80,434,587	169,951,358
利益の割当	—	—	—	—	—	—	80,434,587	—	—	(80,434,587)	—
法定準備金	—	—	176,174	—	—	—	(176,174)	—	—	—	—
その他の追加準備金割当	—	—	—	—	—	383,905	(383,905)	—	—	—	—
配当金および中間配当金の分配	—	—	—	—	—	—	—	—	(100,000,000)	—	(100,000,000)
再評価積立金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国為替にかかる再評価積立金	—	—	—	—	(26,786)	—	—	—	—	—	(26,786)
2020年度利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,767,020	43,767,020
2020年12月31日残高	14,628,831	7,233,921	1,462,883	440,800	(21,810)	10,746,681	135,433,266	—	(100,000,000)	43,767,020	113,691,592

11. 法定準備金

ルクセンブルグ会社法に準拠して、当社は各事業期間の純利益の少なくとも5%を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金が発行済株主資本金の10%に達した時に不要になる。したがって、当年度において、繰入れを行う必要はない。法定準備金は、株主に対して分配することができない。

12. その他の準備金

税法（§ 8a VStG）に準拠して、当社は、純資産税債務を減額した。かかる目的において、当社は、純資産税納税額の5倍に相当する額を、その他の準備金に割り当てなければならない。割当がなされた年度の翌年より5年間、当該準備金を分配することはできない。

その他の準備金には、第1の柱の要件およびオルタナティブ投資ファンド運用会社のカバレッジを満たすために設定された追加準備金が含まれる。2020年12月31日現在、当該準備金は、2.9百万ユーロ（2019年：1.65百万ユーロ）にのぼった。

13. 買掛金

「買掛金」の項目において表示される、期限到来となっている未払金額は、主に販売会社に対する未払手数料により構成される。

14. 純売上高

業務活動のカテゴリー毎および地域別市場毎の純売上高の内訳の表示は、当社にとって深刻な不利益となる可能性があるというその性質により、省略されている。

純売上高は、以下により構成される。

- 管理報酬、管理会社報酬、販売報酬および成功報酬により構成される、1,068,164,685ユーロ（2019年：1,129,167,171ユーロ）にのぼる総収益、ならびに
- 管理報酬の戻入金、委託された投資運用報酬、顧客管理にかかる手数料および管理会社報酬の譲渡分により構成される、891,268,016ユーロ（2019年：937,754,932ユーロ）にのぼる総費用

15. その他の営業費用

その他の営業費用は、以下により構成される。

	2020年 (ユーロ)	2019年 (ユーロ)
一般管理費(*)	15,297,298	15,458,010
名義書換事務代行費用	10,735,816	5,514,106
控除対象外の付加価値税	6,786,336	7,037,973
マーケティング費用(*)	6,277,050	8,501,097
レンタル費用および建築費	6,001,646	6,150,064
情報技術費用(*)	5,418,905	7,400,923
法務および専門家報酬	3,111,379	11,428,704
通信費	2,159,304	2,191,770
ファンド助成金	1,795,241	1,528,350
保険料	380,198	518,182
その他の営業費用(*)	3,757,229	2,578,351
合計	61,720,402	68,307,530

(*)関連当事者費用を含む。

16. 法人所得税

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の目的上、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイは、ルクセンブルグの報告金融機関としての資格を有しており、9I88MH.00064ME.442のグローバル仲介人識別番号（G I I N）を有している。

当社はルクセンブルグにおける一般税法の対象となっている。さらに、当社は、当社が運用するファンドに対し、スポンサー事業体としての役割を果たし、4RIMT7.00000.SP.442のグローバル仲介人識別番号を有している。

17. 社員

当年度中の平均雇用人数は、従業員が328,326人、取締役が2人であった（2019年度中の平均雇用人数は、従業員が328,325人、取締役が3人であった）。

18. 経営陣および監督機関のメンバーに対する報酬ならびに当該機関の元メンバーに対する退職年金に関するコミットメント

2020年度中、当社は、その能力に応じて行動する取締役に対して、いかなる報酬も支払わなかった（2019年度中の報酬もゼロであった。）。当社は、従業員に対して、確定拠出年金制度を提供している。

19. 経営陣および監督機関のメンバーに対する貸付金

当社は、2020年度中、取締役に対して、いかなる貸付金も付与しなかった（2019年度中も貸付金の付与はなかった。）。

20. 配当可能準備金

	2020年 (ユーロ)
2019年12月31日現在前期繰越残高	135,433,266
当年度利益	43,767,020
その他の追加準備金割当	(55,000)
第1の柱に対する準備金	(1,236,394)
2015年の準備金からの戻入れ	2,216,725
2020年の準備金からの増加	(2,225,300)
配当金	(100,000,000)
2020年12月31日現在合計	77,900,317

取締役会は、当年度に関して、配当金を提案しなかった。

21. 監査報酬

当社により費用化され、当会計期間に監査人に対して支払われるべき報酬合計は、以下に表示される。

	2020年 (ユーロ)	2019年 (ユーロ)
監査報酬	182,560	130,000
その他の報酬	75,300	62,795
合計	257,860	192,795

22. オフバランス取引

当社は、2021年7月1日から2030年6月30日までの間、新たなオフィス賃貸借契約を締結している。契約期間中の固定リース料は、年次指数関連の増加を主体に、10,864,712ユーロ(2019年12月31日現在：0ユーロ)である。

23. 後発事象

2021年1月21日、マイク・ソマーが管理会社の取締役に任命された。

[次へ](#)

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Balance Sheet as at December 31, 2020

	<u>Notes</u>	31.12.2020	31.12.2019
ASSETS		EUR	EUR
FIXED ASSETS			
Intangible assets	2.2.1, 3	204,673	827,140
Tangible assets			
Other fixtures and fittings, tools and equipment	2.2.1, 3	3,651,576	5,013,174
Right of use Assets	2.2.9, 5	13,659,615	17,512,435
Financial assets			
Investments held as fixed assets	2.2.1, 4	4,706,811	2,507,704
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
becoming due and receivable within one year	2.2.4, 6	121,171,634	108,647,773
Amounts owed by affiliated undertakings			
becoming due and receivable within one year	2.2.4, 7	120,718,134	171,177,929
Investments			
Other investments	2.2.5, 8	6,699,904	6,426,961
Cash at bank and in hand	2.2.2	45,420,707	46,244,800
PREPAYMENTS	2.2.6	3,597,715	1,741,473
TOTAL ASSETS		319,830,769	360,099,389

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Balance Sheet as at December 31, 2020 (cont.)**

	<u>Notes</u>	31.12.2020	31.12.2019
		EUR	EUR
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	9, 10	14,628,831	14,628,831
Share premium account	10	7,233,921	7,233,921
Revaluation reserve	10	418,991	445,776
Reserves			
Legal reserve	10, 11	1,462,883	1,286,709
Other reserves	10, 12	10,746,681	10,362,776
Profit or loss brought forward	10	135,433,266	55,558,758
Profit or loss for the financial year	10	43,767,020	80,434,587
Dividends	10	(100,000,000)	-
CREDITORS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	2.2.7, 13	85,047,681	84,166,509
Amounts owed to affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	2.2.7, 7	59,734,800	42,382,525
Other creditors			
Lease liabilities			
becoming due and payable within one year	2.2.9, 5	4,742,543	5,788,171
becoming due and payable after more than one year	2.2.9, 5	10,334,589	13,267,280
Tax authorities	2.2.7	-	-
Social security authorities	2.2.7	6,258,146	4,751,682
Other creditors			
becoming due and payable within one year	2.2.7	40,021,417	39,791,864
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		319,830,769	360,099,389

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Profit and Loss Account for the year ended December 31, 2020

	<u>Notes</u>	31.12.2020	31.12.2019
		EUR	EUR
Net turnover	14	176,896,669	191,412,239
Other operating income		14,235,450	8,181,960
Staff costs			
Wages and salaries	17	(52,217,971)	(50,466,975)
Social security costs			
relating to pensions		(2,121,286)	(2,360,422)
other social security costs		(5,345,330)	(4,703,333)
Other staff costs		(1,558,172)	(3,539,013)
Value adjustments			
in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	3	(2,646,250)	(6,384,868)
in respect of current assets	8	435,991	794,645
Other operating expenses	15	(61,720,402)	(68,307,530)
Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
derived from affiliated undertakings		-	36,381,291
Other interest receivable and similar income			
derived from affiliated undertakings		71,480	348,001
other interest and similar income		438,395	82,746
Expected credit loss	7	39,528	(42,209)
Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	4	(4,621,265)	(1,120,815)
Interest payable and similar expenses			
other interest and similar expenses		(551,253)	(2,350,276)
Tax on profit or loss	16	(17,568,564)	(17,490,858)
Profit for the financial year		43,767,020	80,434,587

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

1 General information

Schroder Investment Management (Europe) S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of Luxembourg on August 23, 1991 as a “Société Anonyme” for an unlimited period.

The Company has its registered office in Luxembourg. Its financial year starts on January 1 and ends on December 31 of each year and it is governed by Chapter 15 of the Law of December 17, 2010, as amended.

The Company acts as:

The management company, domiciliary agent and principal paying agent for Schroder International Selection Fund, Schroder Special Situations Fund, Schroder Alternative Solutions, Schroder Real Estate SICAV-SIF, Schroder Global Alternative Investor Access and Schroder Global Alternative Investor Access II, each of which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a société d'investissement à capital variable;

The management company, domiciliary agent and principal paying agent for Schroder Real Estate Fund of Funds (in liquidation) and for Schroder SMBC Global Bond Series, each of which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement. Schroder SMBC Global Bond Series has been liquidated during December 2020, whilst Schroder Real Estate Fund of Funds is in liquidation;

The management company, domiciliary agent and principal paying agent for Schroder Investment Fund a specialised investment fund, which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg that qualifies as a fonds commun de placement;

The management company and the co-ordinator, domiciliary agent, global distributor, registrar and principal paying agent for Schroder Selection Fund which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement;

The co-ordinator, domiciliary agent, global distributor, registrar and principal paying agent for Schroder Matching Plus which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a société d'investissement à capital variable;

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)

1 General information (cont.)

The investment manager for the Schroder ILS Fund Ltd fund and Schroder ILS Master Fund I Limited, which are open ended investment companies organised under the laws of Cayman Islands and qualifies as a mutual fund in terms of the Mutual Funds Law (2012 Revision) of the Cayman Islands;

The management company, domiciliary agent and principal paying agent for FDNC Obligations Internationales - Global Bond and RAVGDT Diversifié Schroder IM which are mutual investment umbrella funds organised under the laws of France and qualifies as a fonds commun de placement;

The investment manager for various segregated accounts for institutional investors;

The investment adviser for various segregated accounts for institutional investors;

The delegated investment manager of Schroder Strategy Fund;

The Company is also the Alternative Investment Fund Manager for the following Alternative Investment Funds: Schroder Alternative Solutions, Schroder Real Estate Fund of Funds (in liquidation), Schroder Investment Fund, Schroder Selection Fund, Schroder Matching Plus, Schroder ILS Fund Ltd fund, Schroder ILS Master Fund I Limited, Schroder Global Alternative Investor Access II, Schroder Real Estate SICAV-SIF, Schroder Adveq Asia V S.C.S., Schroder Adveq US V S.C.S., Schroder Adveq Technology IX S.C.S., Schroder Adveq Technology X S.C.S., Schroder Adveq Europe Direct II S.C.S., Schroder Adveq Europe Direct III S.C.S., Schroder Adveq Europe VII S.C.S., Schroder Adveq Europe VIII S.C.S., Schroder Adveq Healthcare I S.C.S., FDNC Obligations Internationales - Global Bond, RAVGDT Diversifié Schroder IM and Schroder European Operating Hotel I;

The Company acts as the global distributor of the financial products whereby Schroder AIDA S.A.S. is the management company or the advisor;

The Company also provides various administration, supervision, reporting and accounting services to other Schroder Group companies and business areas.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)

1 General information (cont.)

The Company has branches in Belgium, Denmark, Sweden, Finland, Netherlands, Spain, France, Germany, Italy and Israel. The staff in these branches provides distribution related services (client introduction, negotiation, product training and promotion support) to the Company for Luxembourg domiciled funds and to various other Schroder Group companies in respect of other fund domiciles and segregated institutional accounts. Some of the staff in German branch also provide investment management and advice to various fund domiciles and segregated institutional accounts.

The Company's annual accounts are included in the consolidated accounts of Schroders Plc., forming once the largest and the smallest body of undertakings of which the Company forms part as an indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located 1 London Wall Place, London, England, EC2Y 5AU and the consolidated accounts are available at that address.

2 Summary of significant accounting policies

2.1 Basis of preparation

The annual consolidated accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention except for the transferable securities and lease assets which have been measured at net book value and lease liabilities which are reflecting the present value of the future contractual cash flows to be made over the lease term.

The preparation of annual accounts requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Directors to exercise their judgement in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which assumptions changed. Management believes that the underlying assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)

2 Summary of significant accounting policies (cont.)

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the law of December 19, 2002 as amended, determined and applied by the Board of Directors. To give a more representative view of certain aspects of the Company's activity and also to bring these annual accounts onto a more comparable basis with the consolidated accounts of Schroders Plc., the Directors have chosen to selectively adopt the fair value option for the financial instruments as permitted in art 64bis (1) to (5) of the law of December 19, 2002 as amended.

2.2 Significant accounting policies

The principal accounting policies of the Company are summarised below:

2.2.1 Fixed assets

The cost of intangible and tangible assets is their purchase cost, together with any incidental expenses of acquisition. Depreciation is calculated so as to write off the cost of intangible and tangible assets on a straight-line basis over the expected useful economic lives of the assets concerned.

The principal annual rates are:

- Intangible assets	25%
- Computer equipment	33%
- Communication equipment	20%
- Fixtures and fittings	20%

The cost of financial assets relates to the financing of initial contingent deferred sales charges (" CDSC ") paid by the Company to investors in Schroder International Selection Fund U Shareclass. Financing is amortised over 36 months.

2.2.2 Foreign currency translation

The Company maintains its books and records in Euro (EUR). Transactions expressed in currencies other than Euro are translated into Euro at the exchange rate effective at the time of the transaction. Long term assets expressed in currencies other than Euro are translated into Euro at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historical exchange rate. Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)**2 Summary of significant accounting policies (cont.)****2.2.2 Foreign currency translation (cont.)**

Current assets and liabilities denominated in foreign currency are translated into Euro at the exchange rate effective at the balance sheet date. The unrealised exchange losses are recorded in the profit and loss account. The exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation. The current assets and liabilities of branches denominated in foreign currency are translated into Euro at the exchange rate at the balance sheet date. Amounts in the income statements are translated using the period end rate for the monthly accounting periods. The translation differences arising are reported in capital and reserves.

2.2.3 Value adjustments

Value adjustments are directly deducted from the related assets.

2.2.4 Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustment where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.2.5 Investments

The Company records transferable securities at fair value (initially their cost). Most of these transferable securities are related to seed capital invested into funds promoted by the Company. These are revalued at each reporting date by reference to their latest Net Asset Value (NAV) derived from the latest quoted market prices of the funds' investments. This last NAV is considered as the transferable securities' fair value.

2.2.6 Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.2.7 Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)**2 Summary of significant accounting policies (cont.)****2.2.8 Net turnover**

The net turnover comprises the amounts derived from the provisions of services falling within the Company's ordinary activities.

2.2.9 IFRS 16 Leases

The Company's lease arrangements primarily consist of operating leases relating to its leased office space.

Where the Company is a lessee, IFRS 16 requires operating leases to be recorded in the Company's balance sheet. A lease liability is recorded, reflecting the present value of the future contractual cash flows to be made over the lease term, discounted using the Company's incremental borrowing rate. The right of use asset is depreciated over the life of the lease as the benefit of the lease is consumed.

2.2.10 Expected credit loss

IFRS 9 introduced an expected loss model for the assessment of impairment. Under the expected loss model, impairment losses are recorded if there is an expectation of credit losses, even in the absence of a default event. The reduction in net assets is driven by the impairment requirements on financial assets measured at amortised cost.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)****3 Intangible and tangible assets**

The 2020 movements in intangible and tangible assets were as follows:

	Leasehold improvements, other furniture and fixtures	Computers and office equipment	Intangible assets	Total
	EUR	EUR	EUR	EUR
Gross book value – January 1, 2020	13,035,502	12,178,912	4,966,860	30,181,274
Additions for the year	69,179	577,349	27,351	673,879
Disposals for the year	(170,655)	(146,868)	-	(317,523)
Gross book value – December 31, 2020	12,934,026	12,609,393	4,994,211	30,537,630
Accumulated value adjustment – January 1, 2020	(10,072,414)	(10,128,826)	(4,139,720)	(24,340,960)
Allocations for the year	(1,004,378)	(992,054)	(649,818)	(2,646,250)
Reversal for the year	170,655	135,174	-	305,829
Accumulated value adjustment – December 31, 2020	(10,906,137)	(10,985,706)	(4,789,538)	(26,681,381)
Net book value at January 1, 2020	2,963,088	2,050,086	827,140	5,840,314
Net book value at December 31, 2020	2,027,889	1,623,687	204,673	3,856,249

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)**4 Financial assets**

The 2020 movements in the financial assets were as follows:

	Financial assets
	EUR
Gross book value – January 1, 2020	4,011,895
Additions for the year	6,899,784
Disposals for the year	(3,027,116)
Gross book value – December 31, 2020	<u>7,884,563</u>
Accumulated value adjustment – January 1, 2020	(1,504,191)
Allocations for the year	(4,621,265)
Reversal for the year	2,947,704
Accumulated value adjustment – December 31, 2020	<u>(3,177,752)</u>
Net book value at January 1, 2020	2,507,704
Net book value at December 31, 2020	4,706,811

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)****5 IFRS 16 Leases**

	Right of use assets	Lease liabilities
	EUR	EUR
At January 1, 2020	17,512,435	(19,055,451)
Additions	1,142,550	(1,027,862)
Disposals	(11,354)	11,390
Remeasurement of lease obligations	241,008	(210,620)
Lease payments	-	5,634,380
Depreciation charge for the year	(5,225,024)	-
Interest expense for the year	-	(428,969)
At December 31, 2020	13,659,615	(15,077,132)

The depreciation charge and interest expense relating to leases are recorded within operating expenses.

The Company's lease liabilities contractually mature in the following time periods:

	EUR
Less than 1 year	(4,742,543)
1-2 years	(4,234,963)
2-5 years	(6,099,626)

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)**6 Trade debtors becoming due and receivable within one year**

	2020	2019
	EUR	EUR
Trade debtors are detailed as follows:		
Management fees	76,857,247	74,329,687
Management Company fees	13,432,981	13,957,290
Receivable from the tax authorities	8,997,627	12,176,326
Distribution fees	4,142,715	4,406,060
Performance fees	12,658,863	534,948
Net other receivables	455,594	472,656
Other	4,626,607	2,770,806
Total	121,171,634	108,647,773

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)****7 Amounts owed by and to affiliated undertakings becoming due and payable within one year**

Amounts due by and to affiliated companies are unsecured, interest free (except as described below) and repayable upon demand.

The Company has loaned cash balances to Schroder Financial Services Ltd to take part in the “Sweep” programme operated by that company.

<u>Amounts owed by affiliated undertakings</u>		2020 EUR	2019 EUR
Counterparty	Main nature of relationship		
Schroder Financial Services Ltd.	Cash amounts held in the Schroder's Group "Sweep" programme	115,612,813	166,892,900
Other	Investment and infrastructure services	5,164,854	4,384,090
Other	Expected credit loss	(59,533)	(99,061)
Total		120,718,134	171,177,929

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)****7 Amounts owed by and to affiliated undertakings becoming due and payable within one year (cont.)**

The amounts owed to affiliated companies are mainly management fees received from funds which are to be redistributed across entities of the Group in accordance with the applicable Group Transfer Pricing policy.

<u>Amounts owed to affiliated undertakings</u>		2020 EUR	2019 EUR
Counterparty	Main nature of relationship		
SIM Ltd	Investment and distribution services	27,868,858	16,095,466
SIM Hong Kong	Investment and distribution services	8,302,917	7,960,071
SIM North America Inc	Investment and distribution services	4,314,565	3,428,350
SIM Switzerland AG	Investment and distribution services	2,866,510	3,364,789
SIM (Taiwan) Limited	Investment and distribution services	4,928,314	3,025,097
SIM Japan	Investment and distribution services	1,587,145	1,517,239
Other	Investment and distribution services	9,866,491	6,991,513
Total		59,734,800	42,382,525

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)**8 Investments**

	2020 EUR	2019 EUR
Opening gross book value at cost	5,573,479	4,693,567
Additions of the year	1,010,008	1,397,426
Disposal of the year	(917,112)	(517,514)
Closing gross book value at cost	5,666,375	5,573,479
Fair Value Through Profit and Loss impact	1,033,529	853,482
Closing Market value	6,699,904	6,426,961

The transferable securities comprise mainly holdings in investment funds of which the Company is the promoter. These holdings are usually undertaken for the purposes of launching new products (i.e. seed capital) and are maintained until a particular product scale is achieved.

9 Subscribed capital

As at December 31, 2020, the subscribed capital was represented by 18,733 shares fully paid without nominal value.

[次へ](#)

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)

10 Movement for the year on the reserves and profit and loss items

2019 result was allocated based on decision taken at the AGM held on May 19, 2020. In accordance with the Board of Directors' decision there was no interim dividend distributed. The 2020 movements on the equity accounts were as follows:

Capital and reserves EUR	Share Capital EUR	Share premium EUR	Legal Reserve EUR	Revaluation reserve EUR	FX Revaluation reserve EUR	Other reserves EUR	Profit brought forward EUR	Interim dividends EUR	Distribution of dividend EUR	Profit for the year EUR	Capital and reserves EUR
Balance on December 31, 2019	14,628,831	7,233,921	1,286,709	440,800	4,976	10,362,776	55,558,758	-	-	80,434,587	169,951,358
Result allocation	-	-	-	-	-	-	80,434,587	-	-	(80,434,587)	-
Legal reserve	-	-	176,174	-	-	-	(176,174)	-	-	-	-
Additional other reserves allocation	-	-	-	-	-	383,905	(383,905)	-	-	-	-
Distribution of dividend and interim dividend	-	-	-	-	-	-	-	-	(100,000,000)	-	(100,000,000)
Revaluation reserve	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FX Revaluation reserve	-	-	-	-	(26,786)	-	-	-	-	-	(26,786)
Profit for the year 2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,767,020	43,767,020
Balance on December 31, 2020	14,628,831	7,233,921	1,462,883	440,800	(21,810)	10,746,681	135,433,266	-	(100,000,000)	43,767,020	113,691,592

[次へ](#)

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)**11 Legal reserve**

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its profit for each financial period to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the issued share capital and therefore no transfer will be required for this year. The legal reserve is not available for distribution to the shareholder.

12 Other reserves

In accordance with the tax law (§ 8a VStG), the Company reduced its net wealth tax liability. For this purpose, the Company has to allocate to other reserves an amount equal to five times the amount of the net wealth tax due, which reserves cannot be distributed for a period of five years from the year following the one during which the allocation was made.

Other reserves include additional reserve created to meet Pillar I requirements and Alternative Investment Fund Manager coverage. As of December 31, 2020 this reserves amount to €2.9 million (2019: € 1.65 million)

13 Trade creditors

Amounts due and payable for the accounts shown under “ Trade Creditors ” are mainly composed of commissions payable to distributors.

14 Net turnover

A breakdown of the net turnover by category of activity and into geographical market is omitted because its nature is such that it would be seriously prejudicial to the Company.

The Net turnover is composed of:

- gross income amount of €1,068,164,685 (Management fees, Management Company fees, Distribution fees and Performance fees) (2019: €1,129,167,171) and of,
- gross expenses amount of €891,268,016 (Management fees rebates, Delegated Investment Management fees, Client Ownership fees and Management Company fees ceding) (2019: €937,754,932).

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)****15 Other operating expenses**

Other operating expenses consist of the following:

	2020 EUR	2019 EUR
General administration (*)	15,297,298	15,458,010
Transfer Agency cost	10,735,816	5,514,106
Non recoverable VAT	6,786,336	7,037,973
Marketing costs (*)	6,277,050	8,501,097
Rental and building costs	6,001,646	6,150,064
Information technology costs (*)	5,418,905	7,400,923
Legal and professional fees	3,111,379	11,428,704
Communication costs	2,159,304	2,191,770
Funds subsidy	1,795,241	1,528,350
Insurance	380,198	518,182
Other operating expenses (*)	3,757,229	2,578,351
Total	61,720,402	68,307,530

(*) Includes related party expenses

16 Income Tax

For FATCA purposes, Schroder Investment Management (Europe) S.A. qualifies as Reporting Luxembourg Financial Institution and has the following Global Intermediary Identification Number (GIIN):

9I88MH.00064ME.442

The Company is subject to the general tax rules and regulations in Luxembourg. In addition, the Company is acting as Sponsoring Entity for the funds it manages, with the following GIIN: 4RIMT7.00000.SP.442.

17 Staff

The average number of persons employed during the year was 328, 326 employees and 2 directors (The average number of persons employed in 2019 was 328, 325 employees and 3 directors).

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)**18 Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies**

The Company has not paid any emoluments in 2020 to the Directors acting in that capacity (emoluments in 2019 were also zero). The Company offers its employees a defined contribution plan.

19 Advances and loans granted to the members of the management and supervisory bodies

The Company did not grant any advances or loans to the Directors in 2020 (no advances or loans were granted in 2019 either).

20 Distributable reserves

	2020 EUR
Balance brought forward as at December 31, 2019	135,433,266
Profit for the year	43,767,020
Additional other reserves allocation	(55,000)
Pillar I reserve	(1,236,394)
Release from 2015 reserves	2,216,725
Increase for 2020 reserves	(2,225,300)
Dividend	(100,000,000)
Total as at December 31, 2020	77,900,317

The Board of Directors is not proposing a dividend in respect of profit for the year.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020 (cont.)**21 Auditor's Fees**

The total fees expensed by the Company and due for the current financial period to the auditor are presented as follows:

	2020 EUR	2019 EUR
Audit fees	182,560	130,000
Other fees	75,300	62,795
Total	257,860	192,795

22 Off-balance sheet commitments

The Company has entered into new office lease agreement starting July 1, 2021 until June 30, 2030. The fixed lease payments over the term of the arrangement is €10,864,712 (as at December 31, 2019 €0) subject to annual index related increases.

23 Subsequent event

Mike Sommer was appointed as Director of the Management Company effective January 21, 2021.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2021年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.51円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

貸借対照表

2021年6月30日現在

	2021年6月30日	
	(ユーロ)	(千円)
資産		
固定資産		
無形資産	21,710	2,833
有形資産		
その他付属品、ツールおよび機器	3,848,120	502,218
使用権資産	14,574,158	1,902,073
金融資産		
固定資産として保有する投資有価証券	7,559,148	986,544
流動資産		
債権		
売掛金		
1年以内期限到来	117,574,541	15,344,653
関係会社への債権		
1年以内期限到来	158,559,557	20,693,608
投資有価証券		
譲渡可能有価証券およびその他の金融商品	7,214,006	941,500
現金預金および手元現金	46,898,625	6,120,740
前払金	4,417,586	576,539
資産合計	360,667,451	47,070,709
資本金、準備金および負債		
資本金および準備金		
払込資本金	14,628,831	1,909,209
資本剰余金	7,233,921	944,099
再評価積立金	445,405	58,130
IFRS第16号の準備金	(1,236,394)	(161,362)
準備金		
法定準備金	1,462,883	190,921
その他の準備金	12,046,650	1,572,208
繰越利益	79,136,712	10,328,132
当期利益	30,049,471	3,921,756
最終配当金	—	—
債務		
買掛金		
1年以内期限到来	109,081,190	14,236,186
関係会社に対する債務		
1年以内期限到来	54,335,299	7,091,300
リース負債		
その他の負債	15,818,146	2,064,426
その他の債務		
税務当局への債務	—	—
社会保障当局への債務	5,680,334	741,340
その他の債務		
1年以内期限到来	31,985,003	4,174,363
資本金、準備金および負債合計	360,667,451	47,070,709

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

損益計算書

2021年6月30日終了期間

	2021年6月30日	
	(ユーロ)	(千円)
純売上高	106,943,943	13,957,254
その他の営業利益	7,755,924	1,012,226
人件費		
賃金および給料	(27,931,198)	(3,645,301)
社会保障費		
年金にかかる社会保障費	(1,149,843)	(150,066)
その他の社会保障費	(3,796,323)	(495,458)
その他の人件費	(311,214)	(40,617)
評価額調整		
創業費ならびに有形および無形固定資産にかかる評価額調整	(1,238,553)	(161,644)
流動資産にかかる評価額調整	395,437	51,608
その他の営業費用	(34,597,001)	(4,515,255)
以下により生じるその他の未収利息および類似の収益		
関係会社	14,734	1,923
その他の利息および類似の収益	226	29
金融資産および流動資産として保有する投資有価証券にかかる評価額調整	(2,851,387)	(372,135)
未払利息および類似の費用		
その他の利息および類似の費用	(588,342)	(76,785)
子会社への投資にかかる利益	—	—
損益に対する課税	(12,596,932)	(1,644,026)
当期損益	30,049,471	3,921,756

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、サブ・ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、(i) 公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または(ii) 適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律により規定される要件に従い株主総会の通常決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法規定に従いUCITSおよびAIFを管理する権限を有する他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が6か月以上業務を停止した場合、CSSFは、2010年法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、定款の修正に必要とされる方法で採択した株主の決議により当該決議に記載のとおりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- ① シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）
（Schroder Investment Management Limited）

（イ）資本金の額

2021年12月末日現在、155百万英ポンド（約241億円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2021年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝155.24円）による。以下同じ。

（ロ）事業の内容

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドは、英国およびウェールズにおいて、1985年3月7日に設立された。シュローダー・グループは、創業以来約200年の歴史と実績を持ち、英国ロンドンを本拠地に、アセット・マネジメント・サービスを提供している。日本でも、明治3年に、政府が初めて起債した外債の主幹事を務め、新橋－横浜間の鉄道敷設の資金調達に貢献した。現在は、年金や投資信託運用、プライベート・バンキング、オルタナティブ投資などの資産運用業務に特化しており、グループ全体での預かり資産総額は約6,024億英ポンド（約93.5兆円）（2021年6月末日現在）である。

- ② J. P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社」）
（J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch）

（イ）資本金（株主資本）の額

2022年1月22日現在、8,842百万米ドル（約1兆170億円）

（ロ）事業の内容

J. P. モルガン・エスイーは、ドイツの法律に基づき設立され、フランクフルト地方裁判所の商業登記簿に登録された欧州会社（Societas Europaea）である。同社は、欧州中央銀行（ECB）、ドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht, BaFin）およびドイツの中央銀行であるドイツ連邦銀行による直接的な健全性監督に服する金融機関である。J. P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店は、CSSFから保管受託銀行およびファンド事務代行会社を務める権限を与えられている。

- ③ HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグ（「主支払事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」）
（HSBC Continental Europe, Luxembourg）

（イ）資本金の額

主支払事務代行会社および名義書換事務代行会社は、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグである。HSBCコンチネンタル・ヨーロッパの資本金の額は公開されていない。なお、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパを子会社とするHSBCホールディングス・ピーエルシー（HSBC Holdings plc）の年次報告書に記載された規制上の自己資本は、2021年12月末日現在、1,675億米ドル（約19兆2,659億円）である。

（ロ）事業の内容

HSBCコンチネンタル・ヨーロッパは、HSBCホールディングス・ピーエルシーの主要な子会社である。HSBCホールディングス・ピーエルシーの経営モデルは、4つのグローバルな事業（リテール・バンキング&ウェルス・マネジメント事業、商業銀行事業、グローバル・バンキング&マーケットズ事業、グローバル・プライベート・バンキング事業）で構成されている。

- ④ SMBC日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

2022年1月末日現在、100億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、SMB C日興証券株式会社は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

⑤ クレディ・スイス証券株式会社（「日本における販売会社」）**（イ）資本金の額**

2021年12月末日現在、781億円

（ロ）事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

⑥ オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）（「日本における販売会社」）

(Australia and New Zealand Banking Group Limited)

（イ）資本金の額

2021年9月末日現在、259.84億豪ドル（邦貨概算約2兆865億1,520万円）

（注）豪ドルの円貨換算は、便宜上、2021年9月末日現在におけるオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）所定の為替レート（1豪ドル＝80.30円）による。

（ロ）事業の内容

日本の銀行法に基づく外国銀行支店であり、金融商品取引法に基づく登録金融機関として、有価証券の募集の取扱いを含む登録金融機関業務も行っている。

⑦ 極東証券株式会社（「日本における販売会社」）**（イ）資本金の額**

2021年6月22日現在、52億5,168万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

⑧ H S B Cバンク・ピーエルシー（「為替オーバーレイ業務提供会社」）

(HSBC Bank Plc)

（イ）資本金の額

為替オーバーレイ業務提供会社の資本金の額は公開されていない。なお、為替オーバーレイ業務提供会社を子会社とするH S B Cホールディングス・ピーエルシーの年次報告書に記載された規制上の自己資本は、2021年12月末日現在、1,675億米ドル（約19兆2,659億円）である。

（ロ）事業の内容

H S B Cバンク・ピーエルシーは、H S B Cホールディングス・ピーエルシーの主要な子会社である。H S B Cホールディングス・ピーエルシーの経営モデルは、4つのグローバルな事業（リテール・バンキング&ウェルス・マネジメント事業、商業銀行事業、グローバル・バンキング&マーケット事業、グローバル・プライベート・バンキング事業）で構成されている。

2【関係業務の概要】**① シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）**

(Schroder Investment Management Limited)

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。同社は、管理会社から随時受ける指示に従い、また投資運用契約に規定される表明された投資目的および制限に従い、サブ・ファンド

の証券を一任ベースで取得しかつ売却することができる。同社は、自らの責任および管理に基づき、かつ、2013年法の規定に従い、投資運用契約に基づくその機能の一部を委託することができる。

② J. P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社」）

（J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch）

ファンド資産の保管受託銀行としての業務を行う。

保管受託銀行の主な業務は、以下のとおりである。

- a) 保護預かり可能なファンドの資産（振替決済証券を含む。）の保管および保護預かり不可能な資産の記録保持（かかる場合、保管受託銀行は、当該資産の所有権を確認しなければならない。）
- b) ファンドのキャッシュ・フローの適切な監視を確保すること（特に、ファンドの受益証券の申込みに際し、投資家によりまたは投資家を代理して行われるすべての支払の受領を確保することならびに保管受託銀行が監視および調整可能な現金勘定へのファンドのすべての現金の計上を確保すること。）
- c) ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび解約が適用法および約款に従って実行されるよう確保すること
- d) ファンドの受益証券の評価が適用法、約款および評価手続に従って算出されるよう確保すること
- e) 適用法または約款に抵触する場合を除き、管理会社の指示を実行すること
- f) ファンドの資産を伴う取引において通常の期限内に対価がファンドに送金されるよう確保すること
- g) ファンドの収益が適用法および約款に従って充当されるよう確保すること

上記(a)記載の保管受託銀行の職務に関して、保護預かり可能な金融商品に関して、保管受託銀行は、受益者に対し、保管受託銀行または当該金融商品の保管委託先である保管受託銀行の代行者（以下「副保管受託銀行」という。）が保有する当該金融商品の損失に関して責任を負う。ただし、かかる責任は、適用法規により認められ、かつ適用法規の規定に従い、契約上、副保管受託銀行に対して免責される場合を除く。「保有する金融商品の損失」という用語は、適用法規に従い解釈される。

保管受託銀行は、その保管機能のみを委託することができるが、監視機能を委託することはできない。また、かかる機能を委託する場合、保管受託銀行は、副保管受託銀行の選定および継続的監視の点でルクセンブルグ投信法のデュー・デリジェンスおよび監督要件に従うものとする。また、保管受託銀行は、確認された利益相反が管理されかつ監視されることを確保しなければならない。

特定の法域の法律に基づき特定の金融商品が現地の事業体により保護預かりされることが要求され、また、保管受託銀行によりルクセンブルグ投信法または2013年法（該当する場合）の委託要件を充足できるとみなされる副保管受託銀行が存在しなかった場合、管理会社は、受益者が当該金融商品に投資を行う前に、（i）委託が当該法域の法的制約により要求される旨受益者が適式に報告を受けることを確保し（ii）管理会社の合理的な意見においてかかる状況が当該委託を正当化するものであることを受益者に示すものとする。受益者がファンドに投資を行った後において、副保管受託銀行がルクセンブルグ投信法の委託要件を充足できない場合、管理会社は、関連する法律の法的制約および管理会社の合理的な意見におけるかかる委託を正当化する状況について受益者が報告を受けることも確保するものとする。

副保管受託銀行は、その機能を再委託することが許可される場合に限り、ルクセンブルグ投信法または2013年法（該当する場合）に基づく自らの義務がかかる再委託の影響を受けない範囲で再委託することができる。

選任された副保管受託銀行の一覧は、要求に応じて受益者に提供される。

管理会社または管理会社の任命する代理人からの指示を受けて、保管受託銀行は、ファンド資産のすべての処分を行う。

さらに、J. P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店は、ファンド、各サブ・ファンドおよび各クラスの純資産額の計算およびファンドの会計を担当する。

③ **HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグ（「主支払事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」）**

(HSBC Continental Europe, Luxembourg)

ファンドに関する名義書換事務代行会社の主な業務は、以下のとおりである。

- (a) 投資家の登録に関する保守管理
- (b) 販売買戻の受領および処理（取引の指示および決済処理を含む。）
- (c) 投資家オンボーディング業務（マネー・ロンダリング防止／顧客情報確認を含む。）
- (d) 配当および分配、ならびにコーポレート・アクション処理業務
- (e) キャッシュ・マネジメント業務
- (f) 投資家苦情処理業務
- (g) 顧客資金管理および関連する法令順守義務
- (h) 適用規制の法令順守（GDPRおよび適用ある金融犯罪規制を含むがこれらに限定されない。）、ならびに
- (i) 規制上の報告業務

④ **SMB C日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）**

日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻し業務を行う。

⑤ **クレディ・スイス証券株式会社（「日本における販売会社」）**

日本における受益証券の販売・買戻し業務を行う。

⑥ **オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）（「日本における販売会社」）**

(Australia and New Zealand Banking Group Limited)

日本における受益証券の販売・買戻し業務を行う。

⑦ **極東証券株式会社（「日本における販売会社」）**

日本における受益証券の販売・買戻し業務を行う。

⑧ **HSBCバンク・ピーエルシー（「為替オーバーレイ業務提供会社」）**

(HSBC Bank Plc)

ファンドに対して、為替オーバーレイ業務提供会社としての業務を行う。

3 【資本関係】

管理会社および投資運用会社の間には資本関係があり、投資運用会社は、管理会社の株式を2,256株（12.04%）保有している。

第3【投資信託制度の概要】

（2021年12月付）

I. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済） （2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する 2004年6月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正 済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（改 正済）
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC） No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナ ティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧 州理事会指令2011/61/EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および 監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する 2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013
BMRまたは ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU） No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとして または投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に 関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/ 1011
CESR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（ESMA）
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたは PRIIPs KID	規則1286/2014において言及される主要情報文書
KIIDまたは UCITS KIID	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主 要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州 連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州 連合加盟国に相当するとみなされる国

メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131
非個人向け パートIIファンド パートIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められていないパートIIファンド（特にUCITS IV指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
PRIIP	PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIIPs規則または規則1286/2014	パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286/2014（改正済）
RAIF	2016年法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パートIIファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められているパートIIファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則（EU）No.648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS IV指令または指令2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC
UCITS V指令または指令2014/91/EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014/91/EU
UCITS V法	ルクセンブルグ法へUCITS V指令を法制化し、2010年法および2013年法を改正する2016年5月10日法
UCITS V規則またはEU規則2016/438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009/65/ECを補足する2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016/438（改正済）
UCITS所在加盟国	UCITS IV指令第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国

UCITS受入加盟国 UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国

UCITS管理会社または2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

第15章管理会社

II. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

a) 投資信託（UCI）

- UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パートIIファンド、すなわち、2010年法パートIIに基づく投資信託
- SIF、すなわち、2007年法に基づく専門投資信託

b) UCI以外の投資ビークル

- SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する2005年7月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合）

2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合）
- RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

さらに、AIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパートIIファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパートIIファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完される。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

III. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- | | |
|--------|---------------------------|
| パートI | UCITS（以下「パートI」という。） |
| パートII | その他のUCI（以下「パートII」という。） |
| パートIII | 外国のUCI |
| パートIV | 管理会社 |
| パートV | UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定 |

1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パートIおよびパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement) (以下「F C P」という。)

2) 投資法人 (investment companies)

— 変動資本を有する投資法人 (以下「S I C A V」という。)

— 固定資本を有する投資法人 (以下「S I C A F」という。)

契約型U C I T Sおよび会社型U C I T SならびにパートIIファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託 (F C P)

契約型の投資信託は、F C Pそれ自体、その管理会社 (以下「管理会社」という。) およびその保管受託銀行 (以下「保管受託銀行」という。) の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 F C Pの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより、F C Pに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、F C Pの約款 (以下を参照のこと。) に基づく。F C Pへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、F C Pの受益証券 (以下「受益証券」という。) を保有する。

3.1.2 F C Pの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格 (約款にその詳細が規定されることが求められる。) に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パートIファンド (すなわちU C I T S) の受益証券は、F C Pによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、C S S F規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付I M L告示91/75 (改訂済) は、パートIIファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で (原則として月に一度以上) 決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

U C I T Sに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

(注) 本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

— F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T SまたはパートIIファンドとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。

ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。

— 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。

- － 発行価格および買戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。
 - － 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- （注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. UCITS FCPおよび個人向けパートII FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- － FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- － 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- － FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みににおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b）に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

¹ 「指令2006/73/E C」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/E Cを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/E Cをいう。

C. F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

- i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/E C第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
- ii) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはF C Pの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査

- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するF C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) F C Pを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、F C Pを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

F C Pの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、F C PまたはF C Pを代理する管理会社に関して、F C P、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

F C Pは、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/E Cに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/E Cが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T Sの管理会社は、A I Fを運用するA I F Mとしても認可を受けることができる。

また、U C I T S管理会社およびA I F Mは、2018年8月23日に発行されたC S S F告示18/698に従う。

（さらなる詳細については、以下IV.3を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

（i）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

U C I T Sについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

（ii）販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグのU C I T SおよびパートIIファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

3.2.1.1 2010年法に基づくS I C A V

2010年法に従い、U C I T SおよびU C Iは、S I C A Vの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2010年法に従うS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- － 管理会社を指定しない2010年法パート I の対象であり、U C I T Sとしての資格を有する S I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定した S I C A Vを含め、2010年法パート I に従うすべての S I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
 - － パートII S I C A Vは、株式資本を維持しなければならない、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、S I C A Vの認可後6か月以内に達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- （注）現在はいかかる規則は存在しない。
- － 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
 - － 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。
 - － 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
 - － U C I T SおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資証券を発行しない。
 - － U C I T SおよびパートIIファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
 - － 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
 - － 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（U C I T Sについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とする。）。
 - － 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
 - － S I C A Vの投資証券は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づく S I C A Vの保管受託銀行

- A. S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。C S S Fにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

F C Pの保管受託銀行に関して上記III.3.1.3Aに記載される条件は、S I C A Vの保管受託銀行に対しても適用される。

- B. U C I T S S I C A Vおよび個人向けパートII S I C A Vについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － S I C A Vの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って執行されるようにすること。
- － S I C A Vの投資証券の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること。
- － 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を執行すること。
- － S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にS I C A Vの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A V名義またはS I C A Vを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A Vを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

- i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、
- ii) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。

保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてSICAVが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはSICAVの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、FCPに関して上記III.3.1.3Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

F. 保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、FCPの保管受託銀行がFCPおよびFCPの受益者に対して負う責任に関して上記III.3.1.3Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、SICAVと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAVを代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAVおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAVの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、SICAVに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAVに解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）

- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（U C I T S）または第16章（例えば、パートIIファンド）に従い管理会社によって運営される。

U C I T S S I C A Vが管理会社を指定した場合の S I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、または S I C A Vにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社が S I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用 S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記IV.3.4に詳述される C S S F告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記III.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型U C I T Sの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条に S I C A Vに関し定められているが、U C I T Sとしての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、少なくとも S I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- － S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該 S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名が C S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づき S I C A Vを代表するか、または S I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- － さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、UCITS SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該UCITS SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下のIV.3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と読み替えられる。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグのUCITSおよびパートIIファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

かかるUCIの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、その設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

CSSFは、2010年法（および2007年法）に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス／受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、ま

たは、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス／受益証券クラスのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス／受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないことに留意するべきである。2017年1月30日付UCITSの投資証券クラスに関するESMA意見には、UCITSが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を(i) 共通の投資目的、(ii) 連鎖がないこと、(iii) 事前決定および(iv) 透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立企画人の身元
- (ii) 法人の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 法人の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- (viii) 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 法人の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること

- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章（第40条ないし第52条）に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- (3) 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339（以下「告示08/339」という。）を出した。
告示08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- (4) 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356（以下「告示08/356」という。）を出した。
告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の

遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

(5) C S S F 告示14/592は、E T F および E T F を扱う他の U C I T S の問題に関する E S M A 指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、U C I T S および適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

(6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのU C I は、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないU C I は、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、i) 公的債務固定純資産価額のファンド、ii) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、およびiii) 変動純資産価額のファンド（VNA V）（短期VNA Vおよび標準VNA Vの形を取り得る。）である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するU C I T S に追加的な投資制限が適用される。

(7) 指令2009/65/E Cを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくU C I T S (A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、U C I T S（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、U C I T S のみに適用され、その他の種類のU C I には適用されない。2010年法に従い、C S S F は、2010年法の特定の規定を明確化したC S S F 規則10-05を採用している。

B. U C I T S フィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のU C I T S（以下「マスター」という。）に投資するU C I T S であると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. U C I T S の管理会社／第15章の管理会社

U C I T S を運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するU C I T S 管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するU C I T S 管理会社の業務の開始は、C S S F の事前の認可に服する。2010年法に基づきU C I T S 管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、E S M A に対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）、または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はU C I T S 管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S F によってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009/65/E C に従い認可されるU C I T S の運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のU C I の運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/E C の下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T S の運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

（注）当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

（3）上記（2）とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

（a）投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

（b）付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

（4）1993年法第1－1条、第37－1条および第37－3条は、管理会社による上記（3）の業務提供に準用される。

（5）運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

（6）上記（2）とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

（注）別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

（7）管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

（8）CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

（a）管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

－ 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

－ 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

（i）管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

（ii）管理会社が指定管理会社とされた投資法人

（iii）管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

－ これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則（EU）No. 1093/2010、規則（EU）No. 575/2013、規則（EU）No. 600/2014および規則（EU）No. 806/2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

（b）（8）（a）に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

（c）管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

（d）認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。

- (13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- － 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - － 上記3.1(3)の業務に関し、金融機関および一定の投資会社の破綻に関する2015年12月18日付改正法パートIIIタイトルIIIの規定ならびに1993年法第22－1条の規定に服する。
- （注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。

- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受け取る従業員を含む各役職員に適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
 - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受け取るものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
 - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
 - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
 - (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
 - (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。

- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に合うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるAIF)および登録事務代行会社の機能を行行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/

698は、(i) 投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに(ii) 取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MIFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、CSSFは、オープン・エンド型UCIの流動性リスク管理に関するIOSCOの勧告を実施する告示19/733を公表した。当該告示は、運用される各UCIのレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がIOSCOの勧告（当該告示に添付される。）を適用することおよび関連するIOSCOの良好な慣行（IOSCOのウェブサイトですぐ入手可能である。）を利用することをCSSFが期待していることを明確にするものである。

IOSCOの勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、UCIの設計プロセス、UCIの日々の流動性管理および危機管理計画である。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCIの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

(iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、UCITSが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「UCITS KIID」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「PRIIP KID」という。）を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。この経過期間は、規則（EU）No. 345/2013、規則（EU）No. 346/2013および規則（EU）No. 1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/1156（改正済）により、2022年12月31日まで延長された。

PRIIPs規則の目的は、(i) PRIIPs KID（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに(ii) PRIIP市場の参加者全員（PRIIPの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はUCITS KIID／PRIIPs KID）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-4

- － ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-5（改正済）
- － 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF告示11/509（CSSF告示21/778により改正済）
- － 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540
- － 2010年法パートIに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16/644（CSSF告示18/697により改正済）
- － SFT規則（規則（EU）No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365）
- － ベンチマーク規則（指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011）（改正済）
- － 金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088
- － 規則（EU）2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020/852

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パートIに従うUCITSは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確

に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F告示02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、U C IまたはU C Iの管理会社の取締役会およびC S S Fによる使用のためだけに発行される。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L告示97/136（C S S F告示08/348により改正）およびC S S F告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(ix) 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

(1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、C S S Fは、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- － 2010年法パートIおよびパートIIに従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業
- － 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
- － （U C Iが任意清算される場合）清算人

(2) かかる場合において、C S S Fは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
- c) （U C Iまたは管理会社の場合）U C Iまたは管理会社の認可の停止または取消し
- d) 管理会社もしくはU C Iの経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C Iにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令
- e) （法人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額（法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。）
- f) （自然人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金

g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、（上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

- (3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S Fは、不当な遅滞なく、C S S Fのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S Fが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、C S S Fは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
- c) （上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 - ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

C S S Fが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (4) また、C S S Fは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S Fの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S Fのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (6) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、C S S FがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S Fは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、C S S Fは、上記(1)c) に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。
- (7) C S S Fが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S Fは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度

- f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
- g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (8) C S S Fは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
 - a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること²
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (10) 第1項に言及されたU C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (11) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

² 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2016／679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する2015年3月25日付改正法を改正する、指令95／46／E C（一般データ保護規則）を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

(i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) 指令2009/65/EC第5条に基づき認可を必要としない投資信託。

(ii) 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。）

b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M

(i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは

(ii) レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F

（それぞれを「最低限度額」という。）

A I F Mは、上記b) (ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない（以下「登録A I F M」という。）。登録A I F Mは、C S S Fへの登録時

に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記V.1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 - i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび／またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章（AIFMの認可）、第3章（AIFMの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はA I F Mが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するA I Fに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、A I F Mは履行前に、とりわけC S S Fが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてC S S Fに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するC S S F告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（IV.3.4に詳述される。）は、A I F Mの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのA I F Mは、C S S F告示19/733（上記IV.3.4に詳述される。）にも服する。

1.2 A I F Mとしても認可された管理会社

以下の団体はA I F Mとしての資格を有する可能性がある。

- (a) U C I T S／2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125－1条および第125－2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるU C I
- (d) 2007年法に従い内部運用されるS I F
- (e) 2004年法に従い内部運用されるS I C A R
- (f) 2013年法に従い規制されるA I F Mたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

U C I T S／2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、U C I T S IV指令に従い認可されたU C I T Sの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いC S S Fにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくA I F Mとして行為するため追加許可をC S S Fから得ることを条件とし、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される場合もある。

A I F Mとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV.3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社－第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125－1条、第125－2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

- (1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A）以下B）に記載される2010年法第125－2条の適用を害することなく、2010年法第125－1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ビークルの運用を行うこと。

- (ii) A I FMDに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I FMDに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88—2条第2項a)に従い外部A I FMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
- C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
 - C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88—2条第2項a)に規定する範囲の外部A I FMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I FMDに規定する範囲のA I F以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc) に記載される業務をあわせて行うことなくa) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125—1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125—1条第4項a) またはc) に記載される活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125—1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I FMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88—2条第2項a)に規定される範囲内の外部A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125—2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125—2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125—2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在にかかる規則は存在しない。

b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。

d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。

e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。

(7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、IV.3.4に詳述されるC S S F告示18／698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S Fに対してその意思を通知するものとする。

2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
 - b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
 - c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
 - d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
 - e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。
 - f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。
- A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
- A I F Mからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非E U運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非E U運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E Uでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F告示18/698の規定を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各E U A I FおよびA I F MがE U内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約（またはF C Pの場合は約款）に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載

- － A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- － A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- － 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- － A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- － A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- － 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- － A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- － 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- － 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- － 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- － 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- － プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- － レバレッジ利用、リスク特性およびA I Fのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I Fがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F Mは管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

A I F Mは、さらにA I Fのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I Fが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該A I Fが用いるレバレッジの総額について、定期的の開示するものとする。

また、A I F Mは、目論見書または個別の文書を通じて、S F T規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、C S S Fおよび適用ある場合、A I Fの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたA I Fは、指令2004/109/E C³に基づき、年次財務報告書とその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出するべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにA I F Mが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびA I Fが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

- 3 指令2004/109/ECとは、指令2001/34/ECを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/EC（随時改正および補足済）をいう。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパートIIファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i) 当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、(ii) 主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- － 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- － 投資会社は、法人であること。
- － 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行（すなわち、UCITSとしての資格を有しないUCIの保管受託銀行）は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF告示18/697の規定に従う。

CSSF告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年法および／またはAIFMRの一定の事項（また一定の範囲では2007年法および／または2004年法）について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- － AIFMにより運用されるAIF
- － 非個人向けパートIIファンド
- － 該当する場合、AIFとしての資格を有しないSIFおよびSICAR、ならびにAIFとしての資格を有し、登録AIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびAIFMRに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- － AIFの資産の保護預かり義務
- － AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- － 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（EU A I FMのEUにおけるEU A I Fの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、A I FはA I FMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I FMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みA I FMが、これらのA I Fを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I FMが受入加盟国からの認可を取得するか、A I FMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、A I FMS第30 a条（2013年法第28－1条および第28－2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済）により、EU A I FMによるEUにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手続が導入された。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するA I Fとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUC I T S規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUC I T Sの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- － クローズド・エンド型のUC I T S
- － EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUC I T S
- － 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUC I T S
- － 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のUC I T S

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

UC I T Sに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定される。

（注）当該規則は未だ発せられていない。

I M L告示91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするE Cの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UC IがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UC Iの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にC S S Fとともに協議することができる。

上記Ⅳ. 2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパートⅡファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートⅡファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、指令2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートⅡファンドは、2013年法に従い、(i) パートⅡファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii) ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートⅡファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、(i) AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii) 2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートⅡファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パートⅡファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートⅡファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートⅡファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートⅡファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートⅡファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートⅡファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートⅡファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートⅡファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

— 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

— 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。

— 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（後記参照のこと。）としての資格を有するパートⅡファンドに対し要求されている。

IV.4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日（または以下に記載する経過期間の末日）以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資会社およびUCITSについて助言または販売を行う者については、2022年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にUCITS KIIDを発行したパートIIファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パートIIファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KIID／PRIIP KIID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

（i）募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

（ii）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（iii）販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（iv）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（v）財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めに記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当

たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F告示02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと記載している。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L告示97/136（C S S F告示08/348により改正）およびC S S F告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記IV.4.2(ix)項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートIIファンドの発行文書において、その受益証券／投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートIIファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートIIファンドに関しては、III.3に記載するU C I T S保管受託制度が適用される。非個人向けパートIIファンドに関しては、V.1.5に基づくA I F M D保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

第4【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙および／または裏表紙に、管理会社、投資運用会社、販売取扱会社および／またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。また、投資信託は銀行預金ではない旨、預金保険および投資者保護基金の支払の対象外である旨を記載する場合がある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に投資リスクとして次の事項を記載することがある。
 - ・サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章の記載をすることがある。

「受益証券1口当たり純資産価格は、組み入れた有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。」

「本書にはファンドへの投資に伴う主なリスク要因を記載していますが、本書に記載するリスク要因以外にも、主に以下に示すような各サブ・ファンドの投資対象や投資方針に基づく固有のリスク要因により、サブ・ファンドの純資産価格が変動し損失を被る場合があります。またリスク要因は本書に記載する主なリスク要因および以下に示したリスク要因に限られるものではありません。より詳細なリスク情報については請求目論見書をご覧ください。

 - 流動性リスク ● デリバティブリスク ● クレジット・デフォルト・スワップ・リスク
 - 小型および超小型証券リスク ● 新興市場および発展途上国の市場の証券リスク」
- (6) 受益証券の券面は発行されない。

[次へ](#)

別紙 I

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド

1. 名称

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート I に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド（「マスター・ファンド」）のクラス I 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、ユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でブルームバーグ・ユーロ・アグリゲート・インデックスを上回る元本の成長および収益の提供を目指す。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券へ投資する。

マスター・ファンドは、その資産の30%を上限として、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。）を有する有価証券に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 I に記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートデリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む。）を利用できる。マスター・ファンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、マスター・ファンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的には、トータル・リターン・スワップは、固定利付債券および変動利付債券に対するロングおよびショートエクスポージャーを取るために利用できる。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーの総額は30%

を上回らず、かつ純資産価額の0%から10%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることがある。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準に基づき、ブルームバーグ・ユーロ・アグリゲート・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

マスター・ファンドは、www.schroders.com/en/lu/private-investor/gfcからアクセス可能なマスター・ファンドのウェブページの「サステナビリティ情報」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

サステナビリティ基準：

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。サステナビリティ要因は、ソブリン債市場およびクレジット配分の決定の両方にわたって、マスター・ファンドの運用会社によるトップダウンのテーマ別投資プロセスを通じてマクロ経済要因と共に評価される。

ソブリン債発行体に関するサステナビリティ要因評価において、マスター・ファンドの運用会社は、安定的で腐敗していない政府を有する国々は国債についての返済意思能力が高い傾向にある一方、社会的およびガバナンス要因の影響を含む政治的懸念は国のインフレおよび通貨特性に影響を及ぼし、したがって、国債の実質的な価値に重大な影響を与え得ると考えている。長期的な視点において、より関連性が高まり得る環境的影響も組み入れられる。マスター・ファンドの運用会社のアプローチには、複数のサステナビリティ関連指標に対する各国のパフォーマンス測定によって各国を格付するためのシュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールの使用が含まれる。

クレジットの選定は、良好なまたは改善が見られるサステナビリティ資質を示す発行体と、環境や社会に高い負荷をかける発行体の識別を目指す。マスター・ファンドの運用会社のクレジット投資専門チームに委託される。これには以下が含まれる。

- マスター・ファンドの運用会社が、環境に重大な悪影響を与える、または不当な社会的負荷をかける事業を有するとみなす発行体の除外
- 安定的および改善が見られるサステナビリティ軌道を示す発行体およびマスター・ファンドの運用会社のサステナビリティ格付方式に基づいた良好なガバナンスを示す発行体の組入れ

分析を実施するために利用する主要な情報源は、マスター・ファンドの運用会社の独自のツールおよび分析、第三者の分析、非政府組織報告書ならびに専門家ネットワークである。企業発行体に関して、マスター・ファンドの運用会社は、企業のサステナビリティ報告書およびその他関連する企業の資料等において提供される情報を含む、当該企業から提供される一般に入手可能な情報の独自分析も行う。

マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategiccapabilities/sustainability/disclosures）を参照のこと。

マスター・ファンドの運用会社は、以下の事項を確保する。

- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに発展途上国により発行されたソブリン債の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙XIIIに記載されている。債券トータル・リターン・スワップによるロングおよびショート・ポジションは、信用関連リスクに対するエクスポージャーを増加させる可能性がある。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（SFDR（注）第8条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

（注）SFDRとは、金融サービス・セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088をいう。以下同じ。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指すリスク程度が低いまたは中程度のベークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率0.95%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.65%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間

中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー—レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙Ⅱ

ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス

1. 名称

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、純資産総額の相当部分を、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラスI受益証券およびシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラスI受益証券（総称して「マスター・ファンド」という。）にほぼ同じ割合で投資することにより元本の成長を追求することである。サブ・ファンドの投資資産の各マスター・ファンドにおける割合は、サブ・ファンドの純資産総額の40%および60%の間で変動する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。（i）デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。（ii）また、デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

— シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ：

「投資目的：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、経済通貨同盟加盟国の企業の株式および株式関連証券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCI EMU トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、アクティブ運用され、少なくともその資産の75%を欧州経済領域において設立された企業の株式および株式関連証券へ投資する。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、少なくともその資産の3分の2をユーロを自国通貨とする国の企業の株式および株式関連証券へ投資する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙Iに記載される制限に従うものとする。）。

シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティは、リスクの低減またはシュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。

シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティは、シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティの運用会社の評価方式に基づき、MSCI EMU トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

サステナビリティ基準：

シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティの運用会社は、シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。

投資ユニバースに含まれる企業は、ガバナンス、環境および社会的特性につき、様々な要因にわたって評価される。かかる分析はシュローダーの独自の社内ESGデータ分析ツールから得られる定量分析により補足される。シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティの運用会社は、ガバナンスの実践と同様、企業の環境的および社会的影響を独自のサステナビリティ分析ツールを利用して評価する。さらに、シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティの運用会社は、企業がシュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティの投資対象に適するかどうかを判断する前に、自身の総合的なサステナビリティ・プロファイルに基づく調査および分析も行う。独自のツールは、ポートフォリオに含まれる企業が、上記のサステナビリティ資質をどの程度満たしているのかを測定するための重要なインプットとなる。

分析を実施するために利用する情報源は、シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールおよび第三者のデータと同様、企業のサステナビリティ報告書ならびにその他関連する企業の資料等、当該企業から提供される情報を含む。

シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト

(www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategic-capabilities/sustainability/disclosures) を参照のこと。

シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティの運用会社は、以下の事項を確保する。

- シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・エクイティのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに発展途上国により発行されたソブリン債の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

— シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・ボンド：

「投資目的：

シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン・ユーロ・ボンドは、ユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でブルームバーグ・ユーロ・アグリゲート・インデックスを上回る元本の成長および収益の提供を目指す。

投資方針：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券へ投資する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、その資産の30%を上限として、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。）を有する有価証券に投資することができる。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙Iに記載される制限に従うものとする。）。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートのデリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む。）を利用できる。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的には、トータル・リターン・スワップは、固定利付債券および変動利付債券に対するロングおよびショートのエクスポージャーを取るために利用できる。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーの総額は30%を上回らず、かつ純資産価額の0%から10%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることがある。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社の評価基準に基づき、ブルームバーグ・ユーロ・アグリゲート・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、www.schroders.com/en/lu/private-investor/gfcからアクセス可能なシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのウェブページの「サステナビリティ情報」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

サステナビリティ基準：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。サステナビリティ要因は、ソブリン債市場およびクレジット配分の決定の両方にわたって、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社によるトップダウンのテーマ別投資プロセスを通じてマクロ経済要因と共に評価される。

ソブリン債発行体に関するサステナビリティ要因評価において、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社は、安定的で腐敗していない政府を有する国々は国債についての返済意思能力が高い傾向にある一方、社会的およびガバナンス要因の影響を含む政治的懸念は国のインフレおよび通貨特性に影響を及ぼし、したがって、国債の実質的な価値に重大な影響を与え得ると考えている。長期的な視点において、より関連性が高まり得る環境的影響も組み入れられる。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社のアプローチには、複数のサステナビリティ関連指標に対する各国のパフォーマンス測定によって各国を格付するためのシュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールの使用が含まれる。

クレジットの選定は、良好なまたは改善が見られるサステナビリティ資質を示す発行体と、環境や社会に高い負荷をかける発行体の識別を目指す、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社のクレジット投資専門チームに委託される。これには以下が含まれる。

- シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社が、環境に重大な悪影響を与える、または不当な社会的負荷をかける事業を有するとみなす発行体の除外
- 安定的および改善が見られるサステナビリティ軌道を示す発行体およびシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社のサステナビリティ格付方式に基づいた良好なガバナンスを示す発行体の組入れ

分析を実施するために利用する主要な情報源は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社の独自のツールおよび分析、第三者の分析、非政府組織報告書ならびに専門家ネットワークである。企業発行体に関して、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社は、企業のサステナビリティ報告書およびその他関連する企業の資料等において提供される情報を含む、当該企業から提供される一般に入手可能な情報の独自分析も行う。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社のサステナビリティの取組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト

(www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategiccapabilities/sustainability/disclosures)を参照のこと。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社は、以下の事項を確保する。

- シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに発展途上国により発行されたソブリン債の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産総額のポートフォリオへの配分を行う。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙XIIIに記載されている。債券トータル・リターン・スワップによるロングおよびショート・ポジションは、信用関連リスクに対するエクスポージャーを増加させる可能性がある。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値の影響を受ける。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（S F D R第8条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、株式および債券への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間

中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー—レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙Ⅲ

ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ

1. 名称

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、経済通貨同盟加盟国の企業の株式および株式関連証券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCI EMU トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の75%を欧州経済領域において設立された企業の株式および株式関連証券へ投資する。マスター・ファンドは、少なくともその資産の3分の2をユーロを自国通貨とする国の企業の株式および株式関連証券へ投資する。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙Iに記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づき、MSCI EMU トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

サステナビリティ基準：

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。

投資ユニバースに含まれる企業は、ガバナンス、環境および社会的特性につき、様々な要因にわたって評価される。かかる分析はシュローダーの独自の社内ESGデータ分析ツールから得られる定量分析により補足される。マスター・ファンドの運用会社は、ガバナンスの実践と同様、企業の環境的および社会的影響を独自のサステナビリティ分析ツールを利用して評価する。さらに、マスター・ファンドの運用会社は、企業がマスター・ファンドの投資対象に適するかどうかを判断する前に、自身の総合的な

サステナビリティ・プロファイルに基づく調査および分析も行う。独自のツールは、ポートフォリオに含まれる企業が、上記のサステナビリティ資質をどの程度満たしているのかを測定するための重要なインプットとなる。

分析を実施するために利用する情報源は、シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールおよび第三者のデータと同様、企業のサステナビリティ報告書ならびにその他関連する企業の資料等、当該企業から提供される情報を含む。

マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategic-capabilities/sustainability/disclosures）を参照のこと。

マスター・ファンドの運用会社は、以下の事項を確保する。

- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに発展途上国により発行されたソブリン債の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

- (1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙XIIIに記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。株価の変動レベルによっては、ある程度のボラティリティが予想される。

- (2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないサブ・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

- (3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

- (4) マスター・ファンドは、（SFDR第8条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのビークルである。サブ・ファンドは、株式への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- － 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- － デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャーレバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。

- ・ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金：年率0.01%
- ・その他の報酬・費用：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙IV

ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル

1. 名称

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロピアン・サステナブル・エクイティ（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、投資目的、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティ基準を満たす、ヨーロッパの企業の株式および株式関連証券に投資することにより、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCI・ヨーロッパ・トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2をヨーロッパの企業の株式および株式関連証券に投資する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づき、MSCI・ヨーロッパ・トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については本書に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

マスター・ファンドは、www.schroders.com/en/lu/private-investor/gfcからアクセス可能なマスター・ファンドのウェブページの「サステナビリティ情報」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準により優れたガバナンスを実践していると判断される企業に投資する（詳細は「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。）。)

また、マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドが保有する企業と連携して、サステナビリティの点で弱みがあると特定された領域に挑戦することもある。マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト

(www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategic-capabilities/sustainability/disclosures)を参照のこと。

また、マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙Iに記載される制限に従うものとする。）。)

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的として、デリバティブを利用することができる。

サステナビリティ基準：

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドの投資対象の選択にサステナビリティ基準を適用する。

投資ユニバースに含まれる企業は、ガバナンス、環境および社会的特性につき、様々な要因にわたって評価される。かかる分析はシュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールから得られる定量分析により補足される。マスター・ファンドの運用会社は、ガバナンスの実践と同様、企業の環境的および社会的影響を独自のサステナビリティ分析ツールを利用して評価する。さらに、マスター・ファンドの運用会社は、企業がマスター・ファンドの投資対象に適するかどうかを判断する前に、自身の総合的なサステナビリティ・プロファイルに基づく調査および分析も行う。独自のツールは、ポートフォリオに含まれる企業が、上記のサステナビリティ資質をどの程度満たしているのかを測定するための重要なインプットとなる。

分析を実施するために利用する情報源は、シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールおよび第三者のデータと同様、企業のサステナビリティ報告書ならびにその他関連する企業の資料等、当該企業から提供される情報を含む。

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる企業の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されることを確保する。サステナビリティ基準を適用した結果、マスター・ファンドの潜在的な投資ユニバースの少なくとも20%は、投資対象から除外される。

かかる分析の目的上、潜在的な投資ユニバースとは、投資目的および投資方針のその他の制限に従って、サステナビリティ基準の適用前に、マスター・ファンドの運用会社がマスター・ファンドのために選択する銘柄の中心的なユニバースをいう。当該ユニバースは、ヨーロッパの企業の株式および株式関連証券で構成されている。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（米ドル）受益証券は、対米ドルの、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙XIIIに記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。株価の変動レベルによっては、ある程度のボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないサブ・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（SFDR第8条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。

る。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのビークルである。サブ・ファンドは、株式への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- － 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- － デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャーレバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。

- ・ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金：年率0.01%
- ・その他の報酬・費用：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙V

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

1. 名称

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、アジアにおける政府、政府機関、国際機関および企業が発行する固定利付債券および変動利付債券への投資によって元本の成長および収益を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を固定利付債券および変動利付債券、当該債券の関連デリバティブならびに通貨へ投資する。固定利付債券および変動利付債券は、アジアにおける政府、政府機関、国際機関および企業が発行するものとする。マスター・ファンドの目的上、アジアには、以下の西アジア諸国が含まれる。バーレーン、イスラエル、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、トルコおよびアラブ首長国連邦

マスター・ファンドは、デリバティブの利用により市場下落時には損失を低減することを目指しつつ、上昇相場に参加することを目的として設計されている。損失の低減は保証されていない。

マスター・ファンドは、人民元適格外国機関投資家（以下「RQFII」という。）制度または規制ある市場（ボンド・コネクト（注1））を経由したCIBMを含む。）を通じ中国本土へ投資することができる。

（注1）ボンド・コネクトとは、外国機関投資家が、CIBMで取引される中国のオンショア債券およびその他の債務証券へ投資することを可能にする中国と香港間の債券相互取引制度であり、ボンド・コネクトにより、外国機関投資家のCIBMへのアクセスがより簡便となる。以下同じ。

マスター・ファンドは、その資産の50%を上限として、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。）を有する有価証券に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資す

ることならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙Iに記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、（例外的に）その資産の100%を短期金融商品または現金で保有することができる。これには、最長で6か月までの制限がある（さもなければ、マスター・ファンドは、償還される。）。この期間中、マスター・ファンドは、MMF規則（注2）の対象外である。

（注2）MMF規則とは、随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131をいう。以下同じ。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートデリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む。）を利用できる。マスター・ファンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、マスター・ファンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的には、トータル・リターン・スワップは、固定利付債券および変動利付債券に対するロングおよびショートのエクスポートージャーを取るために利用できる。トータル・リターン・スワップのエクスポートージャーの総額は60%を上回らず、かつ純資産価額の0%から30%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることがある。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙XIIIに記載されている。債券トータル・リターン・スワップによるロングおよびショート・ポジションは、信用関連リスクに対するエクスポートージャーを増加させる可能性がある。マスター・ファンドはRQFII制度または規制ある市場（ボンド・コネクトを経由したCI BMを含む。）を通じて中国本土への投資ができる。投資者は、RQFII資格は、停止または剥奪される可能性があり、これにより、マスター・ファンドが保有証券の処分を強いられ、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることを承知すべきである。RQFII資格、RQFII投資枠、CI BMおよびボンド・コネクトに関するリスクについての詳細は別紙XIIIを参照のこと。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。

サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6. 分配方針

クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- － 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- － デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャーレバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。

- ・ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金：年率0.01%
- ・その他の報酬・費用：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙VI

ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

1. 名称

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・アブソルート・リターン（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、エマージング市場（注）の固定利付債券および変動利付債券への投資によって、手数料控除後で元本の絶対的成長および収益を提供することを目的とする。

絶対収益とは、マスター・ファンドがあらゆる市場環境で12か月にわたりプラスにのりターンを提供することを追求することを意味するが、絶対収益は保証されず、投資元本はリスクにさらされている。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を、エマージング市場の固定利付債券および変動利付債券、通貨ならびに短期金融商品に投資する。固定利付債券および変動利付債券は、政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたものとする。また、マスター・ファンドは現金を保有する場合もある。

絶対収益の提供を目的とし、マスター・ファンドは、その資産の40%を上限として、現金および先進国市場の短期金融商品を保有することができる。

マスター・ファンドは、その資産の50%を超えて、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または他の格付機関の同等の格付による。）を有する固定利付債券および変動利付債券に投資することができる。

マスター・ファンドは、規制された市場（ボンド・コネクトを経由したCI BMを含む。）を通じ、中国本土に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンドおよびワラントへ投資することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙Iに記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準に基づき、J Pモルガン・G B I－EMダイバーシファイド・インデックスの50%とJ Pモルガン・E M B Iダイバーシファイド・インデックスの50%の合計よりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

マスター・ファンドは、www.schroders.com/en/lu/private-investor/gfcからアクセス可能なマスター・ファンドのウェブページの「サステナビリティ情報」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

サステナビリティ基準：

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。

サステナビリティ要因は、ソブリン債市場およびクレジット配分の決定の両方にわたって評価される。マスター・ファンドの運用会社は、ソブリン債発行体について、複数のサステナビリティ関連指標に対する各国のパフォーマンス測定によって各国を格付するシュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールの使用を通じ、環境、社会およびガバナンスにおける様々な要因にわたって評価する。さらに、マスター・ファンドの運用会社は、監督および理解を一層深めるために、地域および国レベルでのE S G要因について、政府機関が公表した情報および第三者のデータの使用を含む、定性的分析を実施する。シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールおよびマスター・ファンドの運用会社が行う分析により決定されるところにより既定の閾値を下回る評価となった国々は通常除外される。

また、企業発行体は環境、社会およびガバナンスにおける様々な要因にわたって評価される。企業分析を実施するために利用する主要な情報源は、マスター・ファンドの運用会社の独自のツールおよび分析、第三者の分析、非政府組織報告書ならびに専門家ネットワークである。マスター・ファンドの運用会社は、企業のサステナビリティ報告書ならびにその他関連する企業の資料において提供される情報を含む、当該発行体から提供される一般に入手可能な情報の独自分析も行う。

マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategiccapabilities/sustainability/disclosures）を参照のこと。

マスター・ファンドの運用会社は、以下の事項を確保する。

- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに発展途上国により発行されたソブリン債の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

（注）エマージング市場とは、以下の国々をいう。

アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ、アルジェリア、エジプト、コートジボワール、ヨルダン、ケニア、レバノン、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ジンバブエ、ボスニア、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、韓国、台湾、タイ、ベトナム、カザフスタン、シンガポールおよびスリランカ他

出所：シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

※ 投資対象国・地域は変更されることがある。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクはとマスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙XIIIに記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないポートフォリオのクラスI 受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（S F D R第8条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。

サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.40%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間

中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- － 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- － デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー―レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

[次へ](#)

別紙VII

ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

1. 名称

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ
（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナ（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、中華人民共和国、香港特別行政区および台湾の企業の株式および株式関連証券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCIゴールデン・ドラゴン・トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目指している。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、その資産の3分の2以上を中華人民共和国、香港特別行政区および台湾の企業の株式および株式関連証券に投資する。

マスター・ファンドは、中国B株^{（注1）}および中国H株^{（注2）}に直接投資し、以下を通じてその資産の30%（純額）を超えずに中国A株^{（注3）}に直接またはデリバティブを通して間接的に投資することができる。

- 上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト
- RQFII制度、および
- 規制ある市場

（注1）中国B株とは、深セン証券取引所または上海証券取引所といった中国の証券取引所に上場され、香港ドルまたは米ドルで取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

（注2）中国H株とは、香港証券取引所または他国の取引所に上場され、取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

（注3）中国A株とは、深セン証券取引所または上海証券取引所といった中国の証券取引所に上場され、人民元で取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

人民元とは、中華人民共和国の公式通貨である人民元で、国内およびオフショア市場（主に香港）で取引される中国の通貨を供給するために使用されるもの。正確には、ファンドの名義またはファンドの基準通貨における人民元への言及はすべてオフショア人民元への言及と理解しなければならない。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資す

ることならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙Iに記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（香港）リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙XIIIに記載されている。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトは、香港証券取引所、上海／深セン証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッドおよび中国証券登記決済有限公司が、中国（香港、マカオおよび台湾を除く。）と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。かかる制度の詳細な説明およびそれに関連するリスクについては、別紙XIIIに記載されている。

マスター・ファンドはRQFII制度または規制ある市場を通じて中国本土への投資ができる。投資者は、RQFII資格は停止または剥奪される可能性があり、これにより、マスター・ファンドが保有証券の処分を強いられ、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることを承知すべきである。RQFII資格およびRQFII投資枠に関するリスクについての詳細は別紙XIIIを参照のこと。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのビークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー—レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

- (3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1
-------------	-----

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙Ⅷ

ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ

1. 名称

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BRIC・エクイティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・BRIC（ブラジル・ロシア・インド・中国）（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、ブラジル、ロシア、インドおよび中国の企業の株式および株式関連証券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCI・BRIC10/40トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目指す。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2をブラジル、ロシア、インドおよび中国の企業の株式および株式関連商品に投資する。

マスター・ファンドは、中国B株および中国H株に直接投資すること、ならびに上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを通じてその資産の20%（純額）未満を中国A株に直接またはデリバティブを通して間接的に投資することができる。マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙Iに記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準に基づき、MSCI・BRIC10/40トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

マスター・ファンドは、www.schroders.com/en/lu/private-investor/gfcからアクセス可能なマスター・ファンドのウェブページの「サステナビリティ情報」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

サステナビリティ基準：

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。

マスター・ファンドの運用会社は、経営陣との面談を含め、将来において投資対象となりうる銘柄のデュー・デリジェンスを実施し、企業のガバナンス、環境および社会的特性について様々な要因にわたって評価する。このプロセスは、シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールから得られる定量分析により支えられ、マスター・ファンドの既存および潜在的な投資対象がマスター・ファンドのサステナビリティ基準をどの程度満たしているのかを評価するための重要なインプットとなる。場合により、サステナビリティ基準を下回った企業でも、独自分析および経営への継続的な関与の結果、マスター・ファンドの運用会社が当該企業がそのサステナビリティ基準を現実的な期間内に満たすと考える場合には、投資適格のままとなる場合がある。

マスター・ファンドの投資対象となり得る企業には、顧客、従業員、サプライヤー、株主および規制当局を含む利害関係者としてしっかり向き合うことが期待される。マスター・ファンドは、良好なガバナンスを示し、利害関係者の平等な取扱いを目指す事業を行う企業を選択する。

分析を実施するために利用する情報源は、シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールならびに第三者のデータおよび報告書と同様、企業のサステナビリティ報告書ならびにその他関連する企業の資料等、当該企業から提供される情報を含む。

マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategiccapabilities/sustainability/disclosures）を参照のこと。

マスター・ファンドの運用会社は、以下の事項を確保する。

- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに発展途上国により発行されたソブリン債の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙XIIIに記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスⅠ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) 上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトは、香港証券取引所、上海／深セン証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッドおよび中国証券登記決済有限公司が、中国（香港、マカオおよび台湾を除く。）と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。かかる制度の詳細な説明およびそれに関連するリスクについては、別紙ⅩⅢに記載されている。

(5) マスター・ファンドは、（S F D R第8条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのビークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズし

ているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャーレバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

- (3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1
-------------	-----

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙IX

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

1. 名称

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールド（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、下記に開示されるとおり、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中で発行される投資適格証券を下回る格付を付与されている固定利付債券および変動利付債券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でブルームバーグ・グローバル・ハイイールド社債インデックス米ドルヘッジ付（個別発行体上限2%付；Bloomberg Global HYxCMBSxEMG index USD Hedged 2% cap）を上回る収益および元本の成長の提供を目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2をスタンダード・アンド・プアーズまたはそれと同等の他の格付機関により投資適格証券を下回る格付を付与されている固定利付債券および変動利付債券に投資する。有価証券は、様々な通貨建ておよび世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行される。

マスター・ファンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙Iに記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートデリバティブを利用できる。マスター・ファンドは、レバレッジを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準に基づき、ブルームバーグ・グローバル・ハイイールド社債インデックス米ドルヘッジ付（個別発行体上限2%付；Bloomberg Global HYxCMBSxEMG index USD Hedged 2% cap）よりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。こ

のことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

マスター・ファンドは、www.schroders.com/en/lu/private-investor/gfcからアクセス可能なマスター・ファンドのウェブページの「サステナビリティ情報」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

サステナビリティ基準：

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。この戦略は、良好なまたは改善が見られるサステナビリティ資質を示す発行体と、環境や社会に高いコストを課す発行体の識別を目指すものである。これには以下が含まれる。

- マスター・ファンドの運用会社が、気候に重大な悪影響を与え、不当な社会的負荷をかける事業を有するとみなす発行体の除外
- 安定的および改善が見られるサステナビリティ軌道を示す発行体およびマスター・ファンドの運用会社のサステナビリティ格付方式に基づいた良好なガバナンスを示す発行体の組入れ

また、マスター・ファンドの運用会社は、透明性、炭素排出強度のより低い循環型経済への移行ならびに持続可能な成長およびアルファ世代を推し進める責任ある社会的行動を促進する企業に関与することがある。

分析を実施するために利用する主要な情報源は、マスター・ファンドの運用会社の独自のツールおよび分析、第三者の分析、非政府組織報告書ならびに専門家ネットワークである。マスター・ファンドの運用会社は、企業のサステナビリティ報告書およびその他関連する企業の資料等において提供される情報を含む、当該企業から提供される一般に入手可能な情報の独自分析も行う。

マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategiccapabilities/sustainability/disclosures）を参照のこと。

マスター・ファンドの運用会社は、以下の事項を確保する。

- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに発展途上国により発行されたソブリン債の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

マスター・ファンドの資産は、すべて通貨ヘッジされている。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の、クラスA（豪ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（ユーロ）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券は、対ユーロの通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノース・アメリカ・インクである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙XIIIに記載されている。

マスター・ファンドは、そのグローバル・リスク・エクスポージャーを測定するため想定最大損失額による（バリュー・アット・リスク（Value-at-Risk））アプローチを行う。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

債務証券への投資は、主に金利リスク、信用リスクおよびデフォルト・リスクに晒されており、また潜在的には為替リスクに晒されている。マスター・ファンドは、投資運用プロセスの一部としてデリバティブを使用することがある。これは、市場における発生事態を拡大してサブ・ファンドの価格のボラティリティを増幅することがある。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。マスター・ファンドは、高格付の証券よりも大きな市場および信用リスクに服する、低格付、高利回りの債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受するハイリスクに報いるために、高格付の証券に比して、高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、発行体の証券保有者への支払能力が失われる可能性を反映している。したがって、これらの証券への投資は、高格付、低利回りの証券への投資よりも、より高程度の信用リスクを伴う。

- (2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI 受益証券に投資する。

- (3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。
- (4) マスター・ファンドは、（SFDR第8条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6. 分配方針

クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券に関して、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.75%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は適用されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しう状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー—レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙X

グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

1. 名称

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールド（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の企業の株式および株式関連証券に投資することで、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCIワールド・トータルリターン・ネット・インデックスを上回る収益および元本の成長を提供することを投資目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を世界中の企業の株式および株式関連証券に投資する。

マスター・ファンドは、市場の平均利回りを総額で上回る分配利回りを有する株式および株式関連証券の分散されたポートフォリオに投資する。マスター・ファンドの運用会社が将来平均利回りを上回る支払の可能性があると判断した場合には、平均分配利回りを下回る株式がポートフォリオに含まれる場合もある。

マスター・ファンドは、利回りのみで運用されるわけではなく、トータル・リターン（分配利回りおよび元本の成長）も同様に重要である。

マスター・ファンドは、中国B株および中国H株に直接投資することができ、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを通じて中国A株にその資産の10%（純額）を上限として直接またはデリバティブを通して間接的に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙Iに記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA（ユーロヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（ユーロヘッジなし）受益証券について、対円、対豪ドルおよび対ユーロの通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙XIIIに記載されている。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトは、香港証券取引所、上海／深セン証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッドおよび中国証券登記決済有限公司が、中国（香港、マカオおよび台湾を除く。）と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。かかる制度の詳細な説明およびそれに関連するリスクについては、別紙XIIIに記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長および収益を提供することを目指す高いリスクのビークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることにより、より関心のある投資家に適している。

6. 分配方針

クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- － 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- － デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー―レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙X I

グローバル・シリーズ コモディティ

1. 名称

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティ（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、以下のリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレもしくはボラティリティ連動のデリバティブを通じての追加的収益の創出、または通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創出するためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、以下の投資目的および投資方針を有している：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の商品関連証券に投資することにより、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でブルームバーグ商品指数トータルリターン・インデックス（BCOMTR Index）を上回る元本の成長を提供することを目的としている。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を主に適格コモディティ指数にかかるスワップで構成される様々なコモディティ関連商品、適格資産（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙IIIの「代替資産クラス」の定義に記載される。）を通じたコモディティ、さらに、割合は減るものの、世界中のコモディティ関連業種の株式および株式関連証券にも投資する。

マスター・ファンドは、随時、様々なコモディティセクターに投資することがあるが、主にエネルギー、農業および金属セクターに投資する見込みである。

また、マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の有価証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有する場合がある（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙Iに記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減または資産のより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用することがある。具体的にはトータル・リターン・スワップは、買い建て、売り建て共に活用するが、商品指数に対してネットで買い建てとなるよう利用することがある。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーは、買い建て、売り建てを合わせた総額（グロス）で純資産価額の450%を上回らず、50%から200%の範囲内に収まる見込みである。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の、クラスA（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（ユーロ）受益証券は、対ユーロの通貨変動に対しそれぞれ（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

- (1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙XIIIに記載されている。

マスター・ファンドの価格は、デリバティブの直近の価額およびマスター・ファンドが保有する個別の証券の直近の価額に基づき日割計算で算出される。マスター・ファンドは、投資目的を達成しようとするため、商品先物および商品関連トータル・リターン・スワップ等の広範囲の商品関連デリバティブに主に投資する。かかる市場価格は、商品の需要と供給、金利、通貨の変動およびマスター・ファンドが保有する投資対象に対する資本市場の期待の影響を受ける。

商品連動デリバティブへの投資によりマスター・ファンドには、従来型の証券より高いボラティリティを伴うことがある。これらの金融商品は、投資者を高い損失リスクにさらすことがある。更に、マスター・ファンドは、取引相手方（決済ブローカーを含む。）の支払不能、倒産その他の理由による取引に関する債務不履行リスクにさらされる。マスター・ファンドは、カバーされないオプションの空売りを行うことがある。これは無制限の損失を招く可能性がある。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。

- (2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって一定の報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

- (3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、かかる資産クラスに対するエクスポージャーを得ることを希望する投資者にのみ適している。サブ・ファンドは、主に商品先物および商品関連トータル・リターン・スワップ等の広範囲の商品関連デリバティブに投資を行う。サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを意図するハイ・リスク・ビークルであると考えられるべきである。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、またその裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.50%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、

www.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

クラスA受益証券に関して、買戻し手数料は適用されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- － 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- － デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー―レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

- (3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	2.1
「約定レバレッジ比率」	2

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

＜内訳＞

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙XII

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

1. 名称

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・インフレーション・プラス（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより、ユーロ建てで3年から5年にわたる期間において、インフレ調整後のプラスの実質リターンを維持し、追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。これらのデリバティブは、通貨、不動産、インフラ、コモディティを含むがこれらに限定されない広範囲にわたる資産クラスに対するエクスポージャーの獲得のために用いられることがある。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含むが、これらに限定されない。

マスター・ファンドは、その資産の10%以上を投資信託に投資することができる。マスター・ファンドは、成功報酬を課す他のファンドに投資することができる。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の広範な資産クラスに投資することにより、3年から5年の期間をかけて、（ユーロ圏消費者物価指数により計測される）インフレ率を上回る元本成長（手数料控除後）の機会を提供することを目的としている。かかる目的が達成される保証はなく、元本はリスクにさらされている。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、世界中のあらゆる通貨建ての商品、企業の株式および株式関連証券、固定利付債券および変動利付債券、ならびにその他の代替資産クラスに、直接、または、オープン・エンド型投資信託および上場投資信託を通じて間接的に投資することができる。

商品およびその他の代替資産クラスに対するエクスポージャーは、適格資産を通じて取られる。

マスター・ファンドは、その資産の50%を超えて、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または他の格付機関の同等の格付による。）を有する固定利付債券および変動利付債券に投資することができる。

マスター・ファンドは、例外的に、現金および短期金融商品にその資産の100%を上限として投資することができる。これには、最長で6か月までの制限がある（さもなければ、マスター・ファンドは、償還される。）。この期間中、マスター・ファンドは、MMF規則の対象外である。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円、クラスA（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（米ドル）受益証券は、対米ドルの通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙XIIIに記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度から高程度のリスクのピークルであり、様々な資産クラスへの投資を通じて提供される実際の価値（インフレ調整後のプラスのリターン率）を追求する投資家に適している。

6. 分配方針

クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.40%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、www.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(i)全ポジションの絶対値の総額、(ii)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャーレバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

- (3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1
-------------	-----

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙XIII

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドへの 投資リスク

一般的なリスク

過去の実績は将来の運用成績の指標とはならず、マスター・ファンドの受益証券は、流動性のあるマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券を除き、中長期的な投資対象として考えるべきである。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、マスター・ファンドの受益者（サブ・ファンド）は当初投資した金額を回収できないことがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの通貨が投資者の自国通貨と異なる場合、またはマスター・ファンドのサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、投資者には、通常の投資リスクよりも多くの損失が生じる可能性（または多くの利益を得られる可能性）がある。

投資目的リスク

投資目的は、意図される投資結果を表すが、かかる投資結果が達成されるとの保証はない。市況およびマクロ経済環境次第で、投資目的の達成がより困難になる場合や不可能になることさえある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資目的の達成の可能性は、明示的にも黙示的にも保証されていない。

規制リスク

マスター・ファンドはルクセンブルグ籍であり、投資者は、自己の管轄地域の規制当局が定める投資者保護のための規制が一切適用されないおそれがあることに留意すべきである。さらに、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、EU域外で登録される。かかる登録の結果、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、受益者に通知することなく、より制限的な規制の対象とされることがある。かかる場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドはこれらのより制限的な規制を遵守する。このことにより、マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資範囲を最大限に利用できなくなることがある。

オペレーショナル・リスク

マスター・ファンドの業務（投資運用、販売および担保管理を含む。）は、複数の業務提供者によって遂行されている。マスター・ファンドおよび／または管理会社は、業務提供者の選定にあたりデュー・デリジェンス・プロセスに従うが、それでも、オペレーショナル・リスクが発生し、マスター・ファンドの業務に悪影響を及ぼす可能性があり、事業中断、業績の低迷、情報システムの故障または障害、規制または契約違反、人的ミス、過失、従業員の違法行為、詐欺その他の犯罪など、さまざまな形で顕在化する可能性がある。業務提供者が破産または支払い不能になった場合、投資家に対し遅延（例えば、マスター・ファンドの受益証券の申込、転換および買戻しの処理の遅延）またはその他の混乱が発生する可能性がある。

事業上、法律上および税務上のリスク

一部の法域では、法令の解釈および実施ならびにかかる法令に基づく受益者の権利の行使に大きな不確実性が伴う場合がある。さらに、かかる法域の会計および監査基準、報告実務ならびに開示要件が、国際的に一般に認められたものと異なることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの中には、源泉徴収税およびその他の税金が課されるものがある。各法域の税金に関する法令は頻繁に見直しが行われており、時期を問わず改正されることがあり、かかる改正が遡及的效果を有する場合もある。税務当局による税金に関する法令の解釈および適用可能性は、一部の法域においては一貫性および透明性に欠けており、また、法域や地域ごとに異なる場合もある。税法の改正により、マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有する投資対象の価格およびマスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスが影響を受ける可能性がある。

業種／地理的地域に関するリスク要因

特定の業種または地理的地域に重点を置くマスター・ファンドのサブ・ファンドは、当該特定の業種または地理的地域に影響を及ぼすリスク要因および市場要因（法改正、一般的な経済情勢の変動や競争力の激化

など）にさらされる。これにより、関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額のボラティリティが拡大することがある。追加リスクには、社会的および政治的な不確実性および不安定性の増大や自然災害が含まれる場合がある。

受益証券の取扱いの停止リスク

投資者は、マスター・ファンドの受益証券の換金または転換を行う権利が停止される場合があることに留意すべきである。（本書「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ii）純資産価格の停止」を参照のこと。）

金利リスク

債券およびその他債務証券の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落する。一般に、金利の低下は、既存の債務証券の価格を上昇させ、金利の上昇は、既存の債務証券の価格を下落させる。また、一般に、金利リスクは、投資対象のデュレーションまたは満期日までの期間が長いほど大きくなる。投資対象には、発行体に満期日より前に投資対象を繰上償還（コール）または償還するオプションを付与するものもある。金利の低下時に発行体が投資対象を繰上償還または償還する場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、その代金を、より低利回りの投資対象に再投資しなければならないことがある。その結果、金利低下による投資対象の価格の上昇益を享受できないことがある。

信用リスク

債務証券の発行体の適時の元利金の支払能力または支払能力の見通しは、当該債務証券の価格に影響を及ぼす。マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該発行体の債務証券を保有している期間中、当該発行体の債務履行能力が著しく低下する可能性や当該発行体が債務不履行に陥る可能性がある。発行体の債務履行能力が実際に低下した場合または低下が予測される場合には、当該発行体の債務証券の価格に悪影響を及ぼす可能性が高い。

ある証券がルクセンブルグ国内で認知されている複数の統計格付機関により格付を付与されている場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、当該証券が投資適格であるか否かを決定するにあたり、最高の格付を使用する。マスター・ファンドのサブ・ファンドがルクセンブルグ国内で認知されている統計格付機関により格付を付与されていない証券に投資する場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、発行体の格付を参照するか、または、適切と思われる別の方法で（例えば、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社の内部の格付を使用することにより）信用度を決定する。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、保有する証券の格付が投資適格を下回った場合であっても、必ずしも当該証券を処分するわけではないが、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、その証券がマスター・ファンドのサブ・ファンドにとって引き続き適切な投資対象であるか否かを検討する。マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、ある証券が投資適格か否かを買付時にのみ検討する。マスター・ファンドのサブ・ファンドによっては、ルクセンブルグ国内で認知されている統計格付機関により格付を付与されておらず、投資運用会社によりその信用度が決定される証券に投資するものもある。

一般に、額面価格よりも低価格で発行され、満期時にのみ利払いがなされる投資対象の方が、その投資期間中定期的に利払いがなされる投資対象より信用リスクは大きい。信用格付機関は、主として発行体の過去の財務状況および格付時点における格付機関による投資分析に基づいて格付を決定する。特定の投資対象に付与された格付は、必ずしも発行体の現在の財務状況を反映しておらず、また投資対象の変動性および流動性の評価を反映していない。投資適格の投資対象は、一般に、投資適格未満の格付を付与されている投資対象よりも信用リスクが低い。それでも、低格付の投資対象のリスク（発行体が適時に元利金を支払うことができず、ひいては債務不履行となる可能性を含む。）を有することがある。

ファンドのサブ・ファンドは、投資目的に従い、その信用リスクがUCITSリスク管理プロセスに従い管理されている、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの関連サブ・ファンドに投資する。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象の売買が困難になった場合に発生する。非流動的な証券へのマスター・ファンドのサブ・ファンドによる投資は、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該証券を有利な時期または価格において売却することができないために、マスター・ファンドのサブ・ファンドのリターンを減少させることがある。高度の市場リスクおよび／もしくは信用リスクを有する外国証券、デリバティブまたは証券に対する投資は、最も大きく流動性リスクにさらされる傾向がある。非流動的な証券は、価格変動性が高く、また評価が困難なことがある。

インフレ／デフレ・リスク

インフレ・リスクは、インフレにより金銭価値が下落した場合に、マスター・ファンドのサブ・ファンドの資産またはマスター・ファンドのサブ・ファンドの投資収益の価値が将来において下落することがあるというリスクである。インフレが進行するにつれて、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポートフォリオの実際の価値は下落する可能性がある。デフレ・リスクは、経済全体において時間の経過とともに物価が下落することがあるというリスクである。デフレは、発行体の信用度に悪影響を及ぼし、発行体の債務不履行の可能性を高めることがあり、ひいては、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポートフォリオの価値を下げる可能性がある。

デリバティブリスク

特定の投資目的を達成するためデリバティブを利用するマスター・ファンドのサブ・ファンドにとって、デリバティブのパフォーマンスがマスター・ファンドのサブ・ファンドおよびその投資主にとってプラスの効果をもたらすとの保証はない。

各マスター・ファンドのサブ・ファンドにおいて、トータル・リターン・スワップ、差金決済取引または類似の特徴を有する他のデリバティブに関し、これらの商品の締結時点、および／またはその想定元本が増減した時点で、費用および手数料が生じることがある。かかる手数料の金額は、固定であることも変動することもある。これに関して各マスター・ファンドのサブ・ファンドが負担する費用および手数料に関する情報、受領者の身元および受領者が有する保管受託銀行、投資運用会社または管理会社との間の提携（該当する場合）に関する情報は、年次報告書から入手できる。

ワラント・リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドがワラントに投資する場合、一般に、当該ワラントの価格、パフォーマンスおよび流動性は、原株式に連動するが、ワラント市場の変動性が大きいため、これらは一般に、原株式より大きく変動する。ワラントの変動性に関連する市場リスクに加えて、合成型ワラントの発行体が原株式の発行体と異なる場合、合成型ワラントに投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、合成型ワラントの発行体が取引に基づく義務を履行しないというリスクを負い、その結果、マスター・ファンドのサブ・ファンド、ひいてはその投資主が損失を被ることがある。

クレジット・デフォルト・スワップ・リスク

クレジット・デフォルト・スワップにより債務不履行リスクの転換が可能となる。これによりマスター・ファンドのサブ・ファンドは、投資ヘッジのために保有する参照債務の保険を効果的に購入することまたは信用性が実質下落すると予測されるためマスター・ファンドのサブ・ファンド自身が物理的に保有しない参照債務のプロテクションを購入することが可能となる。一方で、プロテクションの購入者が、プロテクションの売却者に対する一連の支払を行い、また「クレジット・イベント（信用事由）」（当事者間において契約書に事前に定義される信用の質の低下）が存在する場合でも支払は購入者によって行われる。クレジット・イベントが発生しない場合、購入者は、請求されるすべてのプレミアムを支払い、スワップは追加支払なくして満期日に終了となる。それ故、購入者のリスクは、支払われるプレミアムの額を限度とする。また、クレジット・イベントが存在する場合でマスター・ファンドのサブ・ファンドが対象となる参照債務を有していない場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該参照債務を入手し、かつ取引相手方にこれを引き渡すための時間が必要となる可能性があるため、市場リスクが存在することがある。さらに、取引相手方が支払不能となった場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、取引相手方がマスター・ファンド

のサブ・ファンドに支払うべき金額の全額を回復できないことがある。クレジット・デフォルト・スワップ市場は、時として債券市場よりも流動的である。マスター・ファンドは、適切な方法でこの種類の取引の利用を監視することにより、このリスクを緩和させる。

先物取引、オプション取引および先渡し取引リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、ヘッジ目的および投資目的のため、通貨、証券、指数、ボラティリティ、インフレおよび金利に関するオプション、先物および先渡しの契約を利用することがある。

先物取引には、高度のリスクを伴うことがある。当初の証拠金が先物契約の価格に比して少額であるために、取引は「レバレッジがかけられ」または「ギアリング」される。比較的小さな市場の変動が、マスター・ファンドのサブ・ファンドに対し有利にも不利にも作用する比例的に拡大する影響をもたらす。損失を一定の金額に抑えようと意図する一定の指示がなされた場合であっても、市況によっては、かかる指示の実行ができなくなることがあるため、当該指示の効力が生じないことがある。

オプションの取引にも、高度のリスクが伴うことがある。オプションの売り（「売建て」または「付与」）は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴う。マスター・ファンドのサブ・ファンドの受領するプレミアムは固定されているが、マスター・ファンドのサブ・ファンドはその額を優に超える損失を被ることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドはまた、買主がオプションを行使し、マスター・ファンドのサブ・ファンドがオプションを現金により決済するかまたは原資産を取得もしくは交付するかを義務づけられるリスクにさらされる。オプションが、原資産の対応するポジションまたは他のオプションの先物に対するポジションを有するマスター・ファンドのサブ・ファンドにより「カバー」されている場合には、リスクは軽減されることがある。

先渡し取引およびオプションの購入（特に店頭で取引されセントラル・カウンターパーティーを通じて決済していないもの）には、より増幅されたカウンターパーティー・リスクが伴う。取引相手方が債務不履行に陥ると、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、期待していた支払または資産の引渡しを得られないことがある。このことにより、未実現利益が失われることがある。

クレジット・リンク債リスク

クレジット・リンク債は、関連する参照事業体およびクレジット・リンク債の発行体の双方の信用リスクを負う債務証券である。利払いに関連するリスクも存在する。クレジット・リンク債のバスケット内の参照事業体に対してクレジット・イベントが発生した場合、利払は再発行され、減額された額面金額で支払われる。残存元本および利払の双方は、追加のクレジットイベントにさらされる。極端な場合には、元本全額を喪失することがある。クレジット・リンク債の発行体が債務不履行に陥るリスクも存在する。

エクイティ・リンク債リスク

エクイティ・リンク債のリターン構成要素は、単一証券、証券バスケットまたは株価指数のパフォーマンスに基づいている。当該商品に対する投資は、原証券の価格が下落した場合、元本喪失を引き起こすことがある。極端な場合には、元本全額を喪失することがある。このようなリスクは、株式への直接投資においても見受けられる。支払われるべきエクイティ・リンク債のリターンは、対象となる株価の変動に関係なく、評価日の特定の時間に決定される。投資のリターンまたは利回りが発生するという保証はない。エクイティ・リンク債の発行体が債務不履行に陥るリスクも存在する。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、一定の市場（例えば、直接投資が可能ではない新興市場および発展途上国の市場）にアクセスするために、エクイティ・リンク債を利用することがある。このアプローチは、当該商品の流通市場の欠如、原証券の非流動性および投資先市場が閉鎖した場合における当該商品の売却の困難性等の追加リスクを引き起こすことがある。

保険リンク証券リスク

保険リンク証券は、自然災害、人災やその他の大災害などの保険事由の発生により深刻な損失または全損を被ることがある。大災害の原因となりうる事象には様々なものがあり、ハリケーン、地震、台風、雹を伴う嵐、洪水、津波、竜巻、暴風、極端な高気温または低気温、航空機事故、火事、爆発や海難を含むが、これらに限定されない。これらの大災害の発生率や深刻度は本質的に予測不可能であり、マスター・ファンドのサブ・ファンドがかかる大災害により被る損失は重大なものとなる可能性がある。かかる事象の発生確率や深刻度を高めるような気象その他の事象（ハリケーンの発生頻度および激しさが増す原因となる地球温暖化など）は、マスター・ファンドのサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドのかかる事象に対するエクスポージャーは、当該サブ・ファンドの投資目的に応じて分散されるものの、一つの大災害事象が複数の地理的領域および事業分野に影響を及ぼす可能性や、大災害事象の発生頻度や深刻度が予想を上回る可能性があり、いずれの場合も、マスター・ファンドのサブ・ファンドの純資産価額に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

トータル・リターン・スワップ

マスター・ファンドは、トータル・リターン・スワップを用いて、特に指数のエクスポージャーを複製したり、1つまたは複数の商品のパフォーマンスを固定または変動金利のキャッシュフローに交換することができる。この場合、取引の相手方は、管理会社が承認し、監視する相手方となる。取引の相手方は、マスター・ファンドの投資資産の構成や管理、またはトータル・リターン・スワップの原資産に対して、いかなる裁量権も有さない。

店頭デリバティブ取引に関連する一般的なリスク

店頭市場で取引されている商品は、取引量が少ないことがあり、主に証券取引所で取引されている商品より価格が不安定である場合がある。かかる商品は、より幅広く取引されている商品よりも流動性が低いことがある。さらに、かかる商品の価格が未公表のディーラーのマーク・アップを含んでいる場合があり、マスター・ファンドのサブ・ファンドが購入価格の一部として支払うことがある。

一般に、組織化された取引所で行われる取引よりも、店頭市場で行われる取引の方が、政府の規制や監督は少ない。店頭デリバティブは、公認の取引所や清算機関を通さず、取引相手方と直接取引される。店頭デリバティブの取引相手方は、清算機関の履行保証など、公認の取引所における取引に適用されうるものと同一の保護は与えられていない。

店頭デリバティブ（非上場オプション、先渡し、スワップまたは差金決済取引等）を行う際の主要なリスクは、支払不能になったか、その他の理由により商品の条件により要求される義務の履行ができないか、またはこれを拒否する相手方による債務不履行リスクである。店頭デリバティブ取引によりマスター・ファンドのサブ・ファンドは、契約条件をめぐる紛争（善意であるか否かを問わない。）、または相手方の支払不能、破産またはその他の信用もしくは流動性の問題に起因して、相手方がその条件に従って取引を決済しないか、または取引の決済を遅らせるリスクにさらされる。カウンターパーティー・リスクは、店頭金融デリバティブ商品（一部の外国為替および株式オプション取引を除く。）に関しては、通常、マスター・ファンドのサブ・ファンドに有利な担保の譲渡または差入れにより軽減される。ただし、担保の価値は変動する可能性があり、売却が困難な場合もあるため、保有する担保の価値がマスター・ファンドのサブ・ファンドに支払うべき金額を十分にカバーするという保証はない。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、セントラル・カウンターパーティーとして機能する清算機関を通じて清算される店頭デリバティブ取引を締結することができる。中央清算は、カウンターパーティー・リスクを軽減し、二国間で清算される店頭デリバティブと比較して流動性が高まるように設計されているが、これらのリスクを完全に排除するものではない。セントラル・カウンターパーティーは、清算ブローカーに証拠金を要求し、それに対して、清算ブローカーは、マスター・ファンドのサブ・ファンドからの証拠金を要求する。マスター・ファンドのサブ・ファンドがオープン・ポジションを有する清算ブローカーが債務不履行となった場合、または証拠金が特定されず、特定のマスター・ファンドのサブ・ファンドに正しく報告されない場合、特に清算ブローカーによりセントラル・カウンターパーティーに保管するオムニバス口座で証拠金が保管されている場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当初証拠金および変動証拠金を失うリスクがある。清算ブローカーが支払不能に陥った場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、そのポジションを他の清算ブローカーに移転または「ポート」することができない可能性がある。

2012年8月16日に発効した店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関するEU規制第648/2012号（欧州市場インフラ規制（以下「EMIR」という。）とも称される。）は、一定の「適格」店頭デリバティブ取引について規制された中央清算機関での清算の義務化、およびデリバティブ取引に関する一定の詳細について取引情報蓄積機関への報告の義務化により、店頭デリバティブ取引に関する統一的な規制を導入している。さらに、EMIRは、清算義務の適用対象外である店頭デリバティブ契約について、オペレーショナル・リスクおよびカウンターパーティーの信用リスクを測定、監視および軽減する適切な手続および取決めに関する要件を課している。かかる要件には、証拠金の授受、および当初証拠金の授受が行われた場合は当事者ら（マスター・ファンドを含む。）による当初証拠金の分別管理が含まれる。

店頭デリバティブへの投資は、認可されたいくつかの評価方法から生じる異なる評価のリスクにさらされる可能性がある。マスター・ファンドは、店頭デリバティブの価値を決定および確認するための適切な評価手続きを実施するが、一部の取引は複雑であり、取引の相手方でもある限られた数の市場参加者によってのみ提供される。不正確な評価は、利益およびカウンターパーティー・エクスポージャーの認識を不正確なものにする可能性がある。

取引条件に関して標準化されている上場デリバティブとは異なり、店頭デリバティブは、通常、当該商品の他方当事者との交渉を通じて設定される。かかる種類の取決めは、当事者のニーズに合わせて商品を組成する柔軟性を高めることを可能にするが、店頭デリバティブは、取引所で取引される商品よりも法的リスクが高く、かかる取決めが法的に強制力がないとみなされるか、正式に文書化されていないとみなされる場合、損失のリスクがある。また、契約条件の適切な解釈に関して、当事者が合意しないという法律上または文書上のリスクが存在する場合もある。ただし、これらのリスクは、通常、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）が発行するような業界標準の契約を使用することにより、ある程度緩和される。

カウンターパーティー・リスク

マスター・ファンドは、ブローカー、決済機関、市場における取引相手方およびその他の代理人を通じてまたはそれらとともに取引を行う。マスター・ファンドは、支払不能、破産またはその他原因の如何を問わず、かかる取引相手方の債務不履行のリスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、マスター・ファンドのサブ・ファンドがエクスポージャーを得ようとする市場または投資対象に連動する社債、債券またはワラントなどの商品に投資することができる。

かかる商品は、一連の取引相手方により発行されており、投資対象を通じてマスター・ファンドのサブ・ファンドは、自らが得ようとする投資エクスポージャーに加えて発行体のカウンターパーティー・リスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、慎重な監督に服し、かつこの種類の取引を専門とする一流機関とのみ店頭デリバティブ取引を行う。

原則として、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドでは、一流機関とのデリバティブ取引のカウンターパーティー・リスクは、取引相手方が金融機関の場合には関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドの純資産の10%、その他の場合には当該純資産の5%を超えてはならない。しかしながら、取引相手方が債務不履行に陥った場合には、実際の損失が当該制限を超えることがある。

店頭デリバティブ清算リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドによる店頭デリバティブ取引は、価格決定その他について潜在的な利益を活用するために、EMIRに基づく強制清算義務の効力発生日より前に清算されることがある。店頭デリバティブ取引の清算は、「代理人」型モデルか「本人対本人」型モデルにより行うことができる。本人対本人型モデルにおいては、通常、マスター・ファンドのサブ・ファンドとその清算ブローカーの間で取引が行われ、他方で当該清算ブローカーとCCPの間で反対取引が行われるが、代理人型モデルにおいては、マスター・ファンドのサブ・ファンドとCCPの間で取引が行われるのみである。マスター・ファンドのサブ・ファンドによる店頭デリバティブ取引は、その大部分が「本人対本人」型モデルにより清算が行われる予定である。ただし、以下のリスクは、別段に明記されない限り、両モデルについて関連するものである。

CCPは清算ブローカーに対し証拠金を要求し、清算ブローカーはマスター・ファンドのサブ・ファンドに対し証拠金を要求する。証拠金として差し入れられたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産は、清算ブローカーがCCPで維持している口座において保有される。かかる口座には、清算ブローカーの他の顧客の資産も含まれていることがあり（以下、かかる口座を「共同口座」という。）、その場合、清算ブローカーまたはCCPが債務不履行に陥った場合に資産が不足するときは、証拠金として預託されたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産が清算ブローカーの当該他の顧客に関する損失を補填するために利用されることがある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーに差し入れる証拠金は、特に共同口座が利用されている場合において、清算ブローカーがCCPへの差入れを義務付けられた証拠金を上回ることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、清算ブローカーに差し入れられたがCCPには差し入れられず、当該CCPの口座に記録されていない証拠金に関して、清算ブローカーに係るリスクにさらされる。清算ブローカーが支払不能または倒産に陥った場合、証拠金として差し入れられたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産も、CCPにおける口座に記録されていたものとして保護の対象とならないことがある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、証拠金がマスター・ファンドのサブ・ファンドの口座から清算ブローカーの口座を経由してCCPに送金されたにもかかわらず、マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドの証拠金であると特定されないリスクにさらされる。かかる証拠金は、清算ブローカーまたはCCPが債務不履行に陥った場合、その決済が行われる前に、清算ブローカーの他の顧客のポジションを相殺するために利用される可能性がある。

共同口座において特定の顧客に帰属する資産を特定するCCPの能力は、関連する清算ブローカーが当該CCPに対して行う当該顧客のポジションおよび証拠金の報告の正確性に左右される。したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、清算ブローカーがCCPに対してかかるポジションおよび証拠金の正確な報告を行わないというオペレーショナル・リスクにさらされる。かかる場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが共同口座に預託した証拠金は、清算ブローカーまたはCCPが債務不履行に陥った場合に、当該共同口座における清算ブローカーの他の顧客のポジションを相殺するために利用される可能性がある。

清算ブローカーが支払不能に陥った場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、自己のポジションを他の清算ブローカーに移転または「移管」可能な場合がある。移管は、常に実行できるとは限らない。特に、本人対本人型モデルにおいて、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポジションが共同口座にある場合、自己のポジションを移管するマスター・ファンドのサブ・ファンドの能力は、当該共同口座にポジションを有するその他すべての当事者らから適時の同意を得られるか否かにかかっており、そのため、移管が実

行できない場合がある。移管が実行されなかった場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポジションは清算されることがあり、CCPが当該ポジションについて提示する価額は、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該ポジションに帰属させる総価額を下回る場合がある。さらに、清算ブローカーの支払不能手続の継続中に、マスター・ファンドのサブ・ファンドに支払われるべき純額の返還が大幅に遅延することがある。

CCPが支払不能に陥り、破産管財手続もしくはこれに相当する手続の適用を受け、またはその他履行不能となった場合でも、マスター・ファンドのサブ・ファンドがCCPに対する直接請求権を有する可能性は低く、すべての請求権は清算ブローカーによって行使される。清算ブローカーがCCPに対して有する権利は、CCPの設立国の法律、およびCCPが提供可能なその他の選択的な保護策（マスター・ファンドのサブ・ファンドの証拠金を保管する第三者の保管会社の利用など）によって異なる。CCPが倒産に陥った場合、ポジションを他のCCPに移管することが困難または不可能となる可能性があり、よって、取引が終了する可能性がある。かかる場合、清算ブローカーは当該取引の価額のうち一定の割合しか回収できない可能性があり、したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーから回収する金額も同様に限定されることとなる。かかる過程に関する手順、時期、管理水準およびリスクは、CCP、CCPの規則および関連する支払不能法によって決まる。ただし、清算ブローカーがCCPから資産または現金（もしあれば）を回収する時期およびその価額、ひいてはマスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーから受け取る金額に関して重大な遅延および不確実性が生じる可能性がある。

保管業務に関するリスク

マスター・ファンドの資産は、保管受託銀行により安全に保管されており、投資者は、保管受託銀行が破産した場合、保管受託銀行がマスター・ファンドの全資産を短期間で返済する義務を完全に履行することができないリスクにさらされる。マスター・ファンドの資産は、保管受託銀行の帳簿においてマスター・ファンドに属するものとして特定される。保管受託銀行が保有する証券は、保管受託銀行のその他の資産と分離される。これにより、破産の場合において返済できないリスクが緩和されるが、除外されることはない。しかしながら、当該分離は、破産の場合において返済できないリスクを増加させる現金に適用される。保管受託銀行は、マスター・ファンドの全資産を自身では保管せず、保管受託銀行として同一のグループ会社の一部ではない副保管受託銀行のネットワークを利用する。投資者は、保管受託銀行の破産のリスクと同様に、副保管受託銀行の破産のリスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、保管受託システムおよび／または決済システムが十分に発達していない市場に投資することがある。かかる市場で取引され、かつ、かかる副保管受託銀行に委託されているマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産は、保管受託銀行が責任を負わない状況においては、リスクにさらされることがある。

小型および超小型証券リスク

小型または超小型企業の証券に投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、その他のマスター・ファンドのサブ・ファンドよりも価格が不安定であることがある。小型および超小型企業は、大企業に比して、資本増加の機会を多く提供することがあるが、一定の特別なリスクを伴うこともある。小型および超小型企業は、大企業より限られた商品ライン、市場もしくは財源を有するか、または経験のない小さな運用グループに依存している可能性が高い。小型または超小型企業の証券は、とりわけ、市場が下降局面にある間は流動性に欠け、短期間において価格変動が起き、かつ取引価格のスプレッドが拡大することがある。小型または超小型企業の証券はまた、店頭市場もしくは地方証券取引所において取引するか、またはその他限られた流動性を有することがある。その結果、小型または超小型企業の証券に対する投資は、大企業の証券に対する投資に比して、軟化の影響を受けやすく、マスター・ファンドのサブ・ファンドが実勢市場価格でかかる当該企業の証券のポジションを取ることもしくは手仕舞いすることが困難となることがある。さらに、小型および超小型企業に関する情報が公に入手できない場合または小型企業の証券に対する市場の関心が低い場合およびかかる証券の価格が発行体の予定利益または資産の全額を反映するのに長時間を要する場合がある。

テクノロジー関連会社リスク

テクノロジー分野に対する投資は、異なる経済分野を対象とする各種証券に対する投資よりリスクおよび変動性が高まる可能性がある。マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資することがある会社のエクイティ証券は、世界の科学またはテクノロジーの発達の影響を受ける可能性が高く、当該会社の製品または業務が急速に陳腐化することがある。当該会社の中には、政府の規制に従う製品または業務を提供するため、政府の方針から悪影響を受ける会社もある。結果として、市場、リサーチまたは規制の後退を受けて、マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資する投資対象の価格が急落することがある。

低格付のハイイールド債務証券についてのリスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、高格付の証券よりも大きな市場リスクおよび信用リスクにさらされる低格付のハイイールド債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受する高度のリスクに報いるために、高格付の証券に比して高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、証券保有者に対する発行体の支払能力が損なわれる可能性の大きさを反映している。したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドへの投資は、高格付低利回りの証券への投資よりも高い程度の信用リスクを伴う。

不動産会社の証券リスク

主に不動産業に従事する会社の証券に対する投資に関連するリスクには、不動産価格の周期的性質、一般的かつ現地の経済情勢に関連するリスク、競争過剰および競争激化、財産税および運営費用の増加、人口動向および賃貸収入の変動、土地利用に関する法律の変更、災害または収用による損失、環境リスク、賃料に関する規制上の制限、近隣不動産価格の変更、関係当事者リスク、テナントの不動産に対する興味の変化、金利の上昇およびその他不動産資本市場の影響が含まれる。一般に、金利が上昇すると資金調達費用が増加する。これにより、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資対象の価格が直接または間接的に下落することがある。

不動産市場は、一定の時期において、株式市場および債券市場と同様に機能を果たしていない。不動産市場は、株式市場または債券市場との相関性がなく、プラスにもマイナスにも機能を果たすことが多いため、不動産市場に対する投資がマスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスに対し、有利なまたは不利な影響を及ぼすことがある。

モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ債券、一定の分離型モーゲージ・バック証券を含むモーゲージ・バック証券は、モーゲージ・ローンへの参加権を表章し、またはモーゲージ・ローンにより担保されている。アセット・バック証券は、モーゲージ・バック証券と同様に構成されているが、モーゲージ・ローンまたはモーゲージ・ローンに対する持分の代わりに、自動車割賦販売または割賦ローン契約、様々な種類の不動産および動産のリース、ならびにクレジット・カード契約からの売掛債権などが原資産とされる。モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券は、通常、投資家に対して原資産の資産プールから利息および元本の支払いを行うために利用され、固定利付または変動利付で発行することができる。資産プールからのキャッシュフローの請求順位および条件に基づくリスクおよびリターンの特性を変えることで、同一の原資産を裏付けとした証券を多数の異なるトランシェまたはクラスで発行することができる。通常、トランシェに含まれるリスクが高くなると、当該証券が収益として支払う額も増える。

従来型の債券投資では、一般に、元本全額の支払期限が到来する満期まで固定金利を支払う。これに反して、モーゲージ・バック証券および多くのアセット・バック証券の支払には、一般に、利息および元本の一部支払が含まれる。元本も、任意に、または借換えもしくは担保権の実行により繰上返済されることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、繰上返済された投資対象の代金を、あまり魅力的でない条件および利回りを有する他の投資対象に投資しなければならない場合がある。その結果、これらの証券は、金利上昇局面においても市場価格下落と同様のリスクがあるが、金利下落局面においても、同程度の満期を有する他の証券に比して元本増加の可能性において劣る場合がある。繰上返済率は、一般に、金利が上昇するにつれて下落するため、金利の上昇によりデューレーションが長くなり、ひいてはモーゲージ・バック証券お

よびアセット・バック証券のボラティリティが高まる傾向がある。上記の金利リスクに加えて、サブプライム・モーゲージにより構成されるモーゲージ・バック証券への投資には、より高い信用リスク、評価リスクおよび流動性リスク（上記参照）を伴うことがある。デュレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される確定利付証券の予想存続期間の尺度である。最終支払期限が到来するまでの時間のみを計測する確定利付証券の満期とは異なり、デュレーションは、証券の元利金の全額支払が繰上返済および金利変動によりどのような影響を受けるかを含め、これらの支払が行われると予想されるまでの時間を考慮に入れる。

アセット・バック証券の発行体が原資産に対する担保権を実行する能力が限られている場合がある。モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の中には、原資産にかかる支払のうちの利息部分または元本部分しか受け取らないものがある。これらの投資対象の利回りおよび価値は、金利変動および原資産の元本支払の割合に対して極端に敏感である。利息部分は、金利が下落して原資産であるモーゲージまたは原資産の返済率（繰上返済率を含む。）が上昇すれば、値下がりする傾向がある。金利の下落により、マスター・ファンドのサブ・ファンドは利息部分に対する投資全額を失う可能性もある。逆に、金利が上昇して返済率が下落すれば、元本部分が値下がりする傾向がある。さらに、利息部分および元本部分についての市場が不安定かつ限られている場合があり、それにより、マスター・ファンドのサブ・ファンドによる売買が困難になる場合がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、先日付で固定価格により投資対象を購入する契約を金融機関と締結することにより、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に対する投資エクスポージャーを得ることができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、かかる契約の終了日に、当該投資対象の引渡しを得られる場合もあれば得られない場合もあるが、それでもなお、契約期間中、裏付け投資対象の値動きのリスクにさらされることとなる。

新規公開株式リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、小型企業であることが多い新規公開株式に投資することがある。このような証券には取引実績が存在せず、また当該小型企業に関する情報は限られた期間しか入手することができないことがある。新規公開株式に含まれる証券の価格は、取引実績のある証券より大きな価格変動の影響を受けることがある。

米国証券法ルール144Aに従い発行される債務証券に関連するリスク

米国証券取引委員会ルール144Aでは、規制された証券を適格機関投資家（当該ルールに定義される。）に再販売する場合、米国証券法の登録要件から免除される旨が定められている。投資者にとっての利点は、事務管理手数料が少額であるため、より高額なリターンを得る可能性があることである。しかしながら、ルール144Aに該当する証券の流通市場における取引の普及は制限されており、適格機関投資家のみが利用できる。これにより、証券価格の変動性が高まることもあり、極端な場合には、ルール144Aに該当する特定の証券の流動性が低下することがある。

新興市場および発展途上国の市場の証券リスク

新興市場および発展途上国の市場の証券に対する投資は、先進国の証券に対する投資のリスクとは異なるリスクおよび／または当該リスクより大きいリスクにさらされる。当該リスクには、証券市場の市場資本の少ないこと（相対的に流動性が低くなる期間を経験する可能性がある。）、著しい価格変動、外国投資制限ならびに投資収益および投資元本の本国送金の可能性が含まれる。さらに、外国人投資者は、売却利益を登録する義務を負う場合があり、また将来の経済危機または政治危機によって価格統制、強制的合併、収用もしくは没収課税、差押え、国有化または政府独占が引き起こされることがある。インフレおよびインフレ率の急速な変動は、一定の新興国および発展途上国の経済および証券市場に悪影響を及ぼしており、また引き続き及ぼし続ける可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資することがある新興市場および発展途上国の市場の証券の多くは、証券取引所において取引されているが、限られた取引量で取引され、かつ決済システムが先進市場の決済システムよりも組織化されていないことがある。監督当局もまた、先進市場のものと同程度の基準を利

用できないことがある。よって、決済が遅延されることがあるリスク、および決済システムの故障もしくは瑕疵または取引相手方の管理事務の欠陥により、関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドに属する現金または証券が危険にさらされることがあるリスクが存在することがある。かかる取引相手方は、先進市場において同様の取引相手方が有する資産または財政源を有しないことがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有するまたはマスター・ファンドのサブ・ファンドに譲渡される予定の証券に関して、マスター・ファンドのサブ・ファンドの請求と競合する請求が発生するおそれもあり、これらの場合において、補償スキームが存在しないか、もしくは制限されているか、またはマスター・ファンドのサブ・ファンドの請求を充足しないことがある。

さらに、ロシアおよびウクライナ等の一定の新興国および発展途上国に対する投資は現在、証券の所有権および保管に関する一定の高度のリスクにさらされる。かかる国々では、会社またはその登録事務代行会社（代理人および保管受託銀行に対して責任を負う者のいずれでもない者）の帳簿に記載することにより株式保有を証明する。会社の株主保有を表章する株券は、保管受託銀行もしくはその現地の取引先または有効な保管振替制度において保有されない。当該制度、ならびに有効な国家規制およびその執行力の欠如の結果、マスター・ファンドは、詐欺、過失または単なる見落としにより証券の登録および所有権を喪失することがある。窃盗、破損または債務不履行による損失が担保範囲となる適当な保険を有しないことがある新興国または発展途上国における機関が当該国の市場慣行に基づき債務証券を保管するため、当該債務証券は、当該債務証券に関連する、高度の保管業務に関連するリスクを有する。発行市場または流通市場を問わず、新興国または発展途上国（特に、ウクライナ）の国債に投資する場合、投資者は、副保管受託銀行に現金勘定を直接有することが現地の規制により定められていることを考慮すべきである。かかる現金勘定の残高は、副保管受託銀行が投資者に対し支払うべき負債を表しており、保管受託銀行は、当該残高につき、責任を負わないものとする。

新興市場の証券の追加リスクには、社会、経済および政治的な不確実性および不安定性が大きいこと、政府の経済への関与が大きいこと、政府による監督および規制が少ないこと、為替ヘッジ手法が利用できないこと、新たに設立された会社の規模が小さいこと、監査および財務報告の基準の違い（これにより発行体に関する重大な情報が入手できなくなるおそれがある。）および法律制度が発達していないことが含まれる。さらに、非居住者が受領する利息およびキャピタルゲインへの課税は、新興市場および発展途上国の市場によって異なり、比較的高い税率の場合もある。明確な税法および訴訟手続が整備しきれていないこともあり、またかかる法律によって、投資活動または資産評価に参加していなかったマスター・ファンドのサブ・ファンドが将来において現地の租税債務を負うために遡及的課税が許可されることがある。

中国株の保有に関する特定のリスクについては、後記「中国市場への投資に関するリスク」参照のこと。

投資信託

マスター・ファンドのサブ・ファンドには、サブ・ファンドの資産の全部または実質的に全部を投資信託に投資することができるものがある。別途開示されない限り、本別紙で特定された投資リスクは、マスター・ファンドのサブ・ファンドが直接的に投資を行う場合でもまたは投資信託を通して間接的に投資を行う場合でも、当該資産に適用される。

マスター・ファンドのサブ・ファンドによる投資信託への投資は、運営費用、管理事務報酬、保管報酬、運用報酬および費用について総額の増加をもたらすことがある。しかし、投資運用会社は、運用報酬の減額交渉に努めるものとし、かかる減額は、当該サブ・ファンドの利益となる。

潜在的な利益相反

投資運用会社およびシュローダー・グループは、直接的または間接的に、投資運用会社のマスター・ファンドに対する任務に潜在的な利益相反をもたらす得る利益を投資運用会社またはシュローダー・グループにもたらす取引を行うことがある。投資運用会社もシュローダー・グループも、当該取引もしくは関連取引から、またはこれらに起因して発生するもしくは受領する利益、手数料または報酬に関して、マスター・ファンドに対して説明する責任を負わないものとする。また、別段の定めがない限り、投資運用会社の報酬も減額されない。

投資運用会社は、潜在的な利益相反が存在しなかった場合と比べ、マスター・ファンドにとって不利にならない条件において当該取引が成立するよう確保する。

かかる潜在的な利益または責務の相反は、投資運用会社またはシュローダー・グループのマスター・ファンドに対する直接的または間接的な投資により生じることがある。

投資運用会社は、成功報酬に対する期待により、本来行う投資よりもリスクの高い投資を行う場合がある。

為替レート

マスター・ファンドの各サブ・ファンドの基準通貨は、必ずしも当該サブ・ファンドの投資通貨であるとは限らない。投資信託への投資は、マスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスに最も利益をもたらすと投資運用会社が考える通貨で行われる。マスター・ファンドのサブ・ファンドに投資するマスター・ファンドの受益者（サブ・ファンド）は、当該サブ・ファンドについて受益者自らの基準通貨とは異なる基準通貨が設定されている場合、為替レートの変動によりその投資の価値が増減する可能性があることに留意すべきである。

確定利付証券

マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有する確定利付証券の価格は、一般に金利変動に応じて変動し、かかる変動により、確定利付証券に投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券の価格が影響を受けることがある。

エクイティ証券

マスター・ファンドのサブ・ファンドがエクイティ（株式）またはエクイティ（株式）関連の投資対象に投資する場合、エクイティ証券の価格は、特定の会社に関連していない一般的な市況（経済情勢の悪化もしくはかかる予測、企業収益に関する一般的な見通しの変化、金利もしくは為替相場の変動、または一般的な投資家心理の悪化など）により下落することがある。また、エクイティ証券の価格は、特定の一つまたは複数の産業に影響を及ぼす要因（労働力不足または生産コストの増加および産業内の競争状況の激化など）によっても下落することがある。エクイティ証券は、一般に、確定利付証券よりも価格変動性が高い。

コモディティ

商品取引を源泉とする投資対象は、従来型の投資対象から生じるリスクと比べて追加的なリスクを伴う。より具体的には、以下のとおりである。

- 政治動向、軍事動向および自然災害により商品生産や商品取引が影響を受ける場合、その結果、商品取引を源泉とする金融商品に悪影響が及ぶことがある。
- テロ行為その他の犯罪活動により商品の供給体制が影響を受け、それにより、商品取引を源泉とする金融商品にも悪影響が及ぶことがある。

また、商品、貴金属および商品先物取引等の価格は、各商品の一般的な供給状況、各商品に対する需要、予想される産出量、採取量および生産量や需要予測によっても左右されるため、特に価格の変動性が高くなる可能性がある。

ソブリンリスク

政府または政府機関が債務不履行に陥る、または自らの債務を完全に履行することができないリスクがある。さらに、ソブリン債について、その債務の返済金の全額または一部を回収することのできる破産手続は存在しない。したがって、ソブリン債の保有者は、ソブリン債の債務返済繰延べへの参加およびソブリン債の発行体に対する追加融資を要請される場合がある。

ヘッジリスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは（直接または間接的に）関連商品のロング・ポジションとショート・ポジションをとることによって、ヘッジを行うことができる。ポートフォリオ・ポジションの価値の下

落に対するヘッジは、かかるポートフォリオ・ポジションの価値の変動を排除したり、ポートフォリオ・ポジションの価値が下落した場合に損失を防ぐものではない。ヘッジ取引は、ポートフォリオ・ポジションの価値が上昇している場合、利益を得る機会を制限する可能性がある。ヘッジ商品のポジションとそれが保護しようとするポートフォリオ・ポジションとの間の相関性が不完全である場合、望ましい保護が得られない可能性があり、マスター・ファンドのサブ・ファンドは損失のリスクにさらされる。さらに、いかなるリスクに対しても、すべてまたは完全にヘッジすることは不可能であり、ヘッジには費用を伴う。

シンセティック・ショート・セリング・リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、シンセティック・ショート・ポジションを構築するために金融デリバティブ商品を利用することができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドがショート・ポジションをとった商品または市場の価格が上昇した場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、ショート・ポジションが締結された時点からの価格の上昇に相手方に対して支払ったプレミアムおよび利息を加えた価格に関連して損失を被る。よって、ショート・ポジションをとることで、損失が拡大するリスクがあり、実際の投資額を上回る損失を被る可能性がある。

証券貸付およびレポ取引に連動する特定のリスク

レポ取引とは、一方当事者が取引相手方に対して、証券または商品を、譲渡人が指定したか、もしくは指定する将来の日に、指定した価格で当該取引相手方から買い戻すことを条件に売却する契約により執り行われる取引である。当該取引は、通常、証券または商品を売却する当事者側では、レポ取引と称され、これを購入する取引相手方側では、リバースレポ取引と称される。

証券貸付およびレポ取引には一定のリスクを伴う。マスター・ファンドが取引を締結した目的を達成するとの保証はない。

レポ取引には、マスター・ファンドにおいてオプションまたは先渡しデリバティブ金融商品に伴うものと類似するリスク（それらのリスクは、本書の他の項に記載されている。）を伴うおそれがある。証券担保ローンは、取引相手方の債務不履行または経営難の場合には、回復が遅延し、かつ一部しか回復することができない可能性があり、それにより、マスター・ファンドが証券の売却を完了する能力または償還請求に応じる能力が制限されるおそれがある。

取引相手方に対するマスター・ファンドのエクスポージャーは、取引相手方が取引において債務不履行に陥った場合には担保を失うということにより緩和される。担保として証券が差し入れられている場合、売却時にマスター・ファンドに対する取引相手方の債務を弁済し、または取引相手方に貸し付けられていた証券の代替物を購入するためには十分でない現金しか得ることができないというリスクがある。後者の場合、マスター・ファンドの第三者貸付機関が、代替証券の購入資金の不足分をマスター・ファンドに対し補償するが、その補償が不十分またはその他信頼できないおそれがあるというリスクがある。

マスター・ファンドが上記の一または複数の認められている種類の投資対象に現金担保を再投資する場合、投資対象が、当該現金に関して取引相手方から得ることができる利息よりも少ない利益しか生じず、また投資された現金額よりも少ないリターンしか生じないというリスクがある。投資対象が非流動的になり、マスター・ファンドが貸し付けられた証券を回復する能力を制限されるリスクがあり、ひいては、マスター・ファンドが証券の売却を完了する能力または償還請求に応じる能力を制限するおそれがある。

リバースレポ取引およびレポ取引により生じるすべての収益（直接および間接運営費用および報酬控除後）は、マスター・ファンドのそれぞれに返金される。これに関して発生した直接および間接の運営費用および報酬に関連する情報は、当該費用および報酬の支払先の身元、保管会社または管理会社との関連性（もしあれば）と同様、マスター・ファンドの年次報告書から入手可能である。

中国市場への投資に関するリスク

投資者は、中国市場に固有のリスクにもさらされる。中国本土の政治的、社会的または経済的政策に重大な変更が生じた場合、中国市場への投資にマイナスの影響が及ぶことがある。中国本土の資本市場の規制および法的枠組みは、先進国ほど発達していない可能性がある。中国の会計基準および慣行は、国際会計基準から著しく逸脱している可能性がある。中国の証券市場の決済および清算システムは、十分に検証されておらず、誤りまたは非効率性のリスクの増加にさらされる可能性がある。投資者は、中国本土の課税法の変更が、マスター・ファンドのサブ・ファンドへの投資から得られる収益の額および返金される元本の額に影響を及ぼす可能性があることを認識すべきである。

特に、中国株を保有する外国投資家の税務上の立場はこれまで不明確であった。外国法人株主による中華人民共和国（中国）に所在する会社のA株およびB株の譲渡は、10%のキャピタル・ゲイン源泉徴収税の適用対象であるが、当該税はこれまで徴収されておらず、また、時期、遡及効果および計算方法に関する不明確性が存在している。追って、中国税務当局は、2014年11月に、外国投資家による中国の株式および他の持分投資の譲渡に関する利益についてキャピタル・ゲイン源泉徴収税を「一時的に」免除すると発表した。この一時的免除の期間については何のコメントもなかった。今後展開があるまで2014年11月17日以降に実現した利益に関しては追加的な発生額は現在のところない。この状況は、市場慣行の変化または中国当局からの追加ガイダンスの発布の兆候に関する検討下で保たれており、また、取締役会およびそのアドバイザーがそれを妥当と考える場合、中国キャピタル・ゲイン源泉徴収税の発生は、かかるガイダンスの発表後に通知なく再開される可能性がある。

中国の法人所得税、個人所得税および営業税は、外国投資家（マスター・ファンドのサブ・ファンドを含む。）が2014年11月17日以降に有効となる上海・香港ストック・コネクト経由の中国A株の取引から得た利益に関して、一時的に免除される。ただし、外国投資家は、10%の税率の配当および／または無償株式に係る税金の支払が義務付けられており、これは、上場会社によって源泉徴収され、関連する中国税務当局へ支払われる。中国と租税条約を締結している法域の課税対象居住者である投資家に関して、かかる投資家は、中国の源泉徴収所得税の過払い分の還付を申請することができ、関連租税条約がより低い中国源泉徴収所得税に対してより低い配当税率を規定している場合、かかる投資家は、差額について税務当局に還付を申請することができる。

中国－RQFII資格およびRQFII投資枠に関するリスク

投資家は、投資運用会社のRQFII資格が停止または撤回される可能性があり、これに起因してマスター・ファンドが保有証券の処分を強いられ、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。

投資家は、投資運用会社がそのRQFII資格の保持またはそのRQFII投資枠の提供を継続するという保証はないことに留意すべきである。また、投資家は、マスター・ファンドへのすべての購入申込みに応じるのに十分なRQFII投資枠をマスター・ファンドが投資運用会社から割り当てられない可能性や、買戻請求が関連する法律または規則の改悪により適時に処理されなくなる可能性にも留意すべきである。投資運用会社がその裁量によりマスター・ファンドに割り当てることができたはずのRQFII投資枠を他の商品へ割り当てる可能性があるため、マスター・ファンドが国家外為管理局（SAFE）から投資運用会社へ付与されるすべてのRQFII投資枠を独占的に使用することができない可能性がある。かかる制限が、購入申込みの拒否およびマスター・ファンドの取引の停止に繋がる可能性がある。極端な場合、マスター・ファンドは、RQFII投資制限、中国国内証券市場の低流動性および／または取引実行もしくは取引決済の遅延もしくは混乱に起因する、不十分なRQFII投資枠による甚大な損失、投資能力の制限または投資目的もしくは投資戦略の完全な実施もしくは追求不能を被る可能性がある。

RQFII投資枠は、通常、RQFII（投資運用会社等）に付与される。RQFII規制に基づく規則および制限は、通常、（RQFIIとしての）投資運用会社に全面的に適用されるものであって、単にマスター・ファンドが行う投資の対象に適用されるものではない。SAFEは、RQFIIまたはRQFII保管受託銀行（マスター・ファンドの場合、中国保管受託銀行）が、SAFEが発布した適用規則および制限（以下「SAFE規則」という。）の規定に違反した場合、規制制裁措置を講ずる権限を付与されている。

違反が、RQFII投資枠の撤回その他の規制制裁措置に繋がるおそれや、マスター・ファンドによる投資のために提供される投資運用会社のRQFII投資枠に悪影響を及ぼす可能性がある。

中国－本国送金および流動性に関するリスク

現在、国内証券へ投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドに関する中国国外への代金の本国送金に関する制限は存在しない。しかし、本国送金が、現行の規制の変更によるより厳格な規則および制限の適用対象となるようなことはないとの保証はない。この様なことは、ファンドの流動性および要求に応じてマスター・ファンドのサブ・ファンドが買戻請求を充足する能力に影響を及ぼす可能性がある。

CIBMに関するリスク

中国国内の債券市場は、主に、インターバンク債券市場と取引所上場債券市場から成る。CIBMとは、1997年に創設された店頭市場である。現在、90%以上の中国元債券取引活動がCIBMで行われており、同市場で取引されている主な商品には国債、社債、政策銀行債およびミディアムタームノートがある。

CIBMは、発展および国際化の段階にある。市場ボラティリティおよび低取引量に起因する不十分な流動性によっては、かかる市場で取引される特定の債券銘柄の価格が大きく変動する可能性がある。そのため、かかる市場へ投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、流動性およびボラティリティのリスクを負い、場合によっては中国国内の債券取引において損失を被ることになる。特に、中国国内の債券価格の呼び値スプレッドが大きくなる可能性があるため、関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドはかかる投資の売却時に多額の取引および換金コストを負担する可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドが中国国内のCIBMで取引を行う場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、決済手続および取引相手の不履行に関連するリスクにもさらされる可能性がある。マスター・ファンドのサブ・ファンドと取引することになった取引相手が、自らの関連証券の引渡しまたは価額の支払による取引決済義務を怠る可能性がある。

CIBMには、規制リスクも存在する。

中国ボンド・コネクト

マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドは、その投資方針に従い、ボンド・コネクト（下記に詳述される。）を経由しCIBMに投資する場合がある。

ボンド・コネクトは、中国外貨取引センターおよび銀行間資金の取引センター、中央国債登記結算有限責任公司、上海清算所、香港証券取引所ならびに証券保管決済機関によって設立され、2017年7月に香港と中国本土間の債券市場相互アクセスのために開始された新しい構想である。

適格外国投資家は中国本土における現行規制の下、ボンド・コネクトの北向通（以下「ノースバウンド・トレーディング・リンク」という。）を通じ、CIBMで取引されている債券に投資することができる。ノースバウンド・トレーディング・リンクに関しては、投資枠は設けられていない。

中国本土における現行規制に従い、香港金融管理局により認可されたオフショアの保管機関（現在は、証券保管決済機関）は、オムニバス・ノミニ口座を中国人民銀行により認可されたオンショア保管機関（現在、認可されたオンショアの保管機関は、中央国債登記結算有限責任公司および銀行間決済が可能な機関（上海清算所）である。）に開設しなければならない。適格外国投資家により取引されるすべての債券は、ノミニ所有者として当該債券を保有する証券保管決済機関名義で登録される。

証券保管決済機関は、ノミニ保有者でしかなく、当該証券の実質的所有者ではないため、証券保管決済機関が香港における清算手続に服することとなるような可能性の低い事象が生じた場合、投資家は、当該証券が中国の法律においても債権者に分配可能な証券保管決済機関の一般資産の一部とみなされないことに留意すべきである。ただし、証券保管決済機関には、中国の証券の投資家のために法的措置または権利行使のための訴訟手続を行う義務はない。証券保管決済機関による債務不履行または履行の遅れにより、証券および／またはこれに関わる金銭の決済不能または消滅の可能性、およびその結果、投資家が損失を被る可能性がある。マスター・ファンドおよび投資運用会社のいずれも、かかる損失に対する責任または義務を有さない。

ボンド・コネクトを経由した投資のため、中国人民銀行に対する関連する届出、登録および口座開設は、オンショアの決済機関、オフショアの保管機関、登録機関またはその他の第三者（場合による。）経由で行わなければならない。そのためマスター・ファンドのサブ・ファンドは、当該第三者による債務不履行または誤りのリスクに服することとなる。

ボンド・コネクトを経由した証券取引は、清算および決済リスクを有する。中国の清算機関による証券の交付／支払義務の不履行が生じた場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、当該損失の回収が遅れる可能性があり、またはその損失を完全には回収できない可能性がある。

ボンド・コネクトを経由したC I B Mへの投資は、規制リスクにも服する。これら制度にかかる関連規則は、遡及的な影響をもたらす可能性のある変更が行われる可能性がある。中国本土の関連当局が、口座開設またはC I B M取引を停止した場合には、マスター・ファンドのサブ・ファンドのC I B Mへの投資能力は重大な悪影響を受ける。このような場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資目的の達成能力は悪影響を受ける。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト

中国に投資可能なマスター・ファンドのサブ・ファンドはすべて、いずれかの適用される規制上の制限に従い、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト制度（以下「ストック・コネクト」という。）を通じて、中国A株に投資することができる。ストック・コネクト制度は、香港証券取引所（以下「HK E x」という。）、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッド（以下「HK S C C」という。）、上海証券取引所または深セン証券取引所、および中国証券登記決済有限公司（以下「チャイナ・クリア」という。）が、中国本土と香港との間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。ストック・コネクトにより、海外投資家は、香港に拠点を置くブローカーを通じて、上海証券取引所または深セン証券取引所に上場される一定の中国A株を取引することができる。

中国の国内証券市場に投資することを目指すマスター・ファンドのサブ・ファンドは、適格外国機関投資家（Q F I I）およびR Q F I Iスキームに加えて、ストック・コネクトを利用できる。したがって、ファンドは以下の追加リスクを負う。

一般的ナリスク：関連する規制は試されておらず、変更される可能性がある。かかる規制の適用方法は確実ではないため、マスター・ファンドのサブ・ファンドに悪影響を与える可能性がある。当該制度では、新しいI Tシステムを使用しなければならないため、その越境性によりオペレーション・リスクが伴う可能性がある。関連するシステムに故障が生じた場合、ストック・コネクトを通じた香港および上海／深センの両市場における取引は、混乱に陥ることがある。

決済・清算リスク：HK S C Cおよびチャイナ・クリアは、決済接続を構築し、国境を越えた取引の決済・清算を容易にするため、相互に市場参加者となる。市場で開始された国境を越えた取引に関して、当該市場の決済機構は、決済を行う市場参加者と決済・清算を行う一方で、取引相手方の決済機構に対して、決済を行う市場参加者の決済・清算義務の履行を遂行する。

法的／実質的所有権：証券が国境を越えて保管されている場合、現地の中央証券預託機関、HK S C Cおよびチャイナ・クリアの義務的要件に関連する特定の法的／実質的所有権リスクが生じる。

他の新興国および開発途上国においては、法的な枠組みに基づき、証券に関する法的／公的所有権および実質的所有権または権利の概念が確立され始めたばかりである。また、HK S C Cは、ノミニー保有者として、ストック・コネクトを通じて保有されるストック・コネクト証券の所有権を保証するものではなく、また、実質的所有者を代理して、所有権に伴う権原またはその他の権利を行使する義務を負わない。したがって、裁判所は、いずれかのノミニーまたは保管銀行がストック・コネクト証券の登録保有者として当該証券の完全な所有権を有し、当該ストック・コネクト証券が当該事業体の債権者に対する分配に利用することのできる当該事業体の資産プールの一部を構成し、また／または実質的所有者が当該証券に関する権利を一切有しないと判断する可能性がある。よって、マスター・ファンドのサブ・ファンドおよび保管受託銀行は、マスター・ファンドのサブ・ファンドの当該証券に係る所有権または権限が確保されていることを保証することはできない。

HK S C Cがそれを通じて保有される資産に関して保管機能を果たしているとみなされる限り、マスター・ファンドのサブ・ファンドがHK S C Cの業績または支払不能に起因して損失を被った場合、保管受託銀行およびマスター・ファンドのサブ・ファンドはHK S C Cと法律上の関係を一切有さず、かつ、HK S C Cに対して直接的な法律上の償還請求権を有さないことに留意されたい。

チャイナ・クリアが債務不履行に陥った場合、決済を行う市場参加者との市場契約に基づくHK S C Cの責任は、債権について決済市場参加者を補助することに限定される。HK S C Cは、利用可能な法的手段またはチャイナ・クリアの清算を通じて、チャイナ・クリアから発行済株式および残金を回収することを試みるよう誠実に行為する。この場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、自らの損失またはストック・コネクト証券をすべて回収することができない場合があり、回収処理が遅れる可能性もある。

オペレーション・リスク：HK S C Cは、香港の市場参加者が行う取引に関する決済、清算、ノミニー機能およびその他関連するサービスを提供する。中国の規制は、売買に対して一定の制限を定め、すべての市場参加者に適用される。売却の場合、ブローカーに対して株式の事前受渡しが要求され、カウンターパーティー・リスクが高くなる。かかる要件を理由として、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、中国A株の購入および／または保有の処分を適時に行うことができない可能性がある。

割当制限：ストック・コネクトは、割当制限に従う。かかる制限は、ストック・コネクトを通じて中国A株に適時に投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドの能力を制限する可能性がある。

投資家補償：マスター・ファンドのサブ・ファンドは、現地の投資家補償制度の恩恵を受けることはない。ストック・コネクトは、中国および香港の市場が取引を行っており、かつ、両市場の銀行が対応する決済日に営業を行っている日に限り機能する。中国市場にとっては通常取引日であるものの、マスター・ファンドのサブ・ファンドが中国A株の取引を行うことができない場合がある可能性がある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、結果的に、ストック・コネクトが取引を行っていない間、中国A株の価格変動のリスクを負う可能性がある。

投資リスク：深セン・香港ストック・コネクトを通じて取引される証券は、本別紙中に前述された「小型および超小型証券リスク」の対象となる小型証券の場合がある。

中国本土への投資に伴う税金

中国A株の取引から生じる収入および収益

中国財務部、中国国家税務総局および中国証券監督管理委員会は、2014年11月14日および2016年12月1日にそれぞれ公布された財税2014第81号（以下「通達81号」という。）および財税2016第127号（以下「通達127号」という。）に基づき、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトの税制規則に関連する通達を共同で発行した。通達81号および通達127号に基づき、海外投資家が上海・香港ストック・コネクトを通じた中国A株の取引から得た利益については、2014年11月17日から、および深セン・香港ストック・コネクトを通じた中国A株の取引から得た利益に対しては2016年12月5日から、一時的に法人所得税、個人所得税および事業税は免除される。ただし、海外投資家は、配当金および／または無償株式に対しては、10%の源泉徴収所得税（W I T）の支払が義務付けられており、これは、上場会社によって源泉徴収され、管轄の中国税務当局へ支払われる。中国A株からの配当金は付加価値税（V A T）の課税対象とはならない。

中国本土で発行された債券／債務証券からの利息収入

2018年11月22日、中国財務部および国家税務総局は、中国債券市場への投資から海外機関投資家が受け取る債券利息収入に関連する税務問題に対処するため、財税2018第108号（以下「通達108号」という。）を共同で発行した。通達108号によれば、中国に恒久的施設（P E）を持たない中国の税務上の非居住者（または中国にP Eを有するが、中国で得られる所得は上記P Eとは実質的に関係がない者）が、2018年11月7日から2021年11月6日までに受け取る債券利息収入は、一時的に源泉徴収所得税（W I T）および付加価値税（V A T）が免除される。これは、中国の税務上の非居住者が適格外国機関投資家（Q F I I）／人民元適格外国機関投資家（「R Q F I I」）制度および／またはボンド・コネクトを通じて中国債券市場に投資しているかどうかに関わらない。通達108号では、中国の税務上の非居住者がその他の確定利付証券（アセット・バック証券、譲渡性預金証書等）への投資から受け取る収入に対する源泉徴収所得税（W I T）および付加価値税（V A T）の取扱いについては規定していない。

中国本土で発行された債券／債務証券から生じる収益

中国税務当局は、中国の税務上の非居住者が中国の債務証券の処分により実現したキャピタル・ゲインは、中国国内源泉所得でないと考えられ、したがって、中国の源泉徴収所得税（W I T）の対象とはならないと度々口頭で述べている。これを確認するための特定の書面での税制規則はないが、実務上、中国税務当局は、中国の税務上の非居住者が中国債務証券の処分により実現した収益に対し、中国源泉徴収所得税（V I T）の徴収を積極的には実施していない。

中国における有価証券取引から生じる収益の付加価値税（V A T）の取扱い

中国における市場で取引可能な有価証券の取引により実現した収益は、通常6%の付加価値税（V A T）の対象となるが、当局が発行した各種通達では、Q F I I／R Q F I I、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトならびに／またはボンド・コネクトを経由して投資する中国の税務上の非居住者に対し、付加価値税（V A T）の免除を規定している。

サステナビリティ・リスク

投資運用会社は、各マスター・ファンドのサブ・ファンドの運用においてサステナビリティ・リスクを考慮する。

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、それが発生した場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資対象の価値およびリターンに実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいう。環境リスクの例としては、気候変動による洪水の発生の可能性の増加、および関連する海面上昇が挙げられる。洪水は、不動産会社および保険会社等、さまざまな発行体に影響を与え、かつ当該企業への投資価額に悪影響を与える可能性がある。社会的リスクの例として、児童労働等の不適切な労働慣行の存在が挙げられる。かかる慣行を用いていることが判明した企業、またはそのような慣行を用いていることを認識しているサプライヤーと契約した企業は、適用法に違反している可能性があったり、市場から否定的にみなされる可能性がある。ガバナンス・リスクの例として、性別多様性を確保する必要性が挙げられる。企業の報告で多様性の欠如が示された場合、または性別による業務上の差別が報道された場合、当該企業に対する市場心理に悪影響を及ぼし、かつその株価に影響を及ぼす可能性がある。また、持続可能な業務および慣行を保護または奨励するための新たな規制、税制または業界基準が導入されるリスクがあり、かかる変更は、新たな要件への適応が不十分とみなされる発行体に悪影響を及ぼす可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、持続可能な投資を行うという投資目的を有し、環境的または社会的特性を有することがあるが、投資対象銘柄の選択にマスター・ファンドの運用会社により選定されたサステナビリティ基準を適用することでこの投資目的を達成する。これらのマスター・ファンドのサブ・ファンドは、その結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、そのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、かかるマスター・ファンドのサブ・ファンドは、例えば、環境的、社会的またはガバナンス慣行のある側面の改善のために企業へ関与することを目的としているような、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業に投資する可能性がある。

持続可能な商品と持続可能な投資に適用される規制の枠組みは急速に進展している。したがって、特定のサブ・ファンドの持続可能な投資特性および投資者への説明方法は、新しい要件または適用される規制当局の指針に従うために、随時変更される可能性がある。

上記のリスク要因のリストは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。追加の情報として、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の事務所において入手することができる。

S F D Rおよびタクソノミー規則 (注)

サブ・ファンドは、（i）環境もしくは社会的特性を推進しないか、または持続可能な投資をその目的としておらず、かつ、（ii）かかるサブ・ファンドの投資先となる投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しない。

（注）タクソノミー規則とは、持続可能な投資を促進するための体制の整備に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則（EU）2020／852をいう。

監査人報告書

シュローダー・セレクション受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、シュローダー・セレクション（以下「ファンド」という。）およびその各サブ・ファンドの2020年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2020年9月30日現在のファンドの結合純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・2020年9月30日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度のファンドの結合運用計算書および純資産変動計算書ならびに各サブ・ファンドの運用計算書および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された国際独立基準を含む、職業会計士の国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該年次報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の報告書は含まれない。

財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が財務書類または我々が監査を行う上で得た知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載

があるとの結論に至った場合、我々にかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

管理会社の取締役会および財務書類に対する統治責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよびその各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算、そのいずれかのサブ・ファンドの終了または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーポラティブ
代表
スティーブン・リビー

ルクセンブルグ、2021年3月16日

[次へ](#)

Audit report
To the Unitholders of
Schroder Selection

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Schroder Selection (the "Fund") and of each of its sub-funds as at 30 September 2020, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- **the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 30 September 2020;**
- **the schedule of investments as at 30 September 2020;**
- **the combined statement of operations and changes in net assets for the Fund and the statement of operations and changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended; and**
- **the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.**

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Managers of the Management Company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Managers of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Managers of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one

resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Managers of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by
Steven Libby

Luxembourg, 16 March 2021

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査人報告書

シュローダー・セレクション受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、シュローダー・セレクション（以下「ファンド」という。）およびその各サブ・ファンドの2021年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2021年9月30日現在の結合純資産計算書
- ・同日に終了した年度の結合運用計算書および純資産変動計算書
- ・2021年9月30日現在の投資有価証券明細表
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された国際独立基準を含む、職業会計士の国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該年次報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の報告書は含まれない。

財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が財務書類または我々が監査を行う上で得た知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載

があるとの結論に至った場合、我々にかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

管理会社の取締役会および財務書類に対する統治責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよびその各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算、そのいずれかのサブ・ファンドの終了または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーポラティブ
代表
スティーブン・リビー

ルクセンブルグ、2022年3月16日

[次へ](#)

Audit report
To the Unitholders of
Schroder Selection

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Schroder Selection (the "Fund") and of each of its sub-funds as at 30 September 2021, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the combined statement of net assets as at 30 September 2021;
- the combined statement of operations and changes in net assets for the year then ended;
- the schedule of investments as at 30 September 2021; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by
Steven Libby

Luxembourg, 16 March 2022

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ
取締役会御中

本財務書類に対する監査報告書

監査意見

我々は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2020年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される本財務書類を監査した。

我々は、添付の本財務書類は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグにおける法律および規制の要求に従って、当社の2020年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績を、真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、本財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された国際独立基準を含む、職業会計士の国際倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）に従って当社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該運用報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には本財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の報告書は含まれない。

本財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の本財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が本財務書類または我々が監査を行う上で入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

本財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、これらの財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類の作成および適正表示についての責任、ならびに欺罔的行為または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制についての責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、これらの財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法律または規制の要件に関する報告書

当該運用報告書は、本財務書類との整合性が取れており、適用ある法律要件に従って作成されている。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム

公認の監査人

イザベル・ニックス

ルクセンブルグ、2021年3月25日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Board of Directors of
Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Schroder Investment Management (Europe) S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 December 2020, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2020, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the “responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standard Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Isabelle Nicks

Luxembourg, 25 March 2021

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。